令和元年 第3回

定 例 会

議 会 会 議 録

小 国 町 議 会

第 1 日

令和元年第3回小国町議会定例会会議録

(第1日)

- 1. 招集年月日 令和元年 9月9日(月)
- 1. 招集の場所 おぐに町民センター 3階 301号室 議場
- 1. 開 会 令和元年 9月9日 午前10時00分
- 1. 閉 会 令和元年 9月9日 午後15時20分
- 1. 応招議員

1番 時 松 昭 弘 君 2番 江 藤 理一郎 3番 穴 見 まち子 君 4番 久 野 達 也 君 児 玉 智 博 大 塚 5番 君 6番 英 博 君 7番 西田 直美君 8番 松 本 明 雄 君 10番 松 﨑 9番 熊谷博行君 俊一 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 時 松 昭 弘 君 2番 江 藤 理一郎 君 3番 穴 見 まち子 君 4番 久 野 達也 君 児 玉 5番 智 博 君 大 塚 英 博 君 6番 7番 西 直美 松 本 明 雄 田 君 8番 君 9番 熊 谷 博 行 君 10番 松 﨑 俊 一 君

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 藤木一也君 書記 朝日 さとみ君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

長 渡 邉 誠 次 君 教育長麻生廣文君 総務課長小田 宣 義 君 教委事務局長 石 原 誠 慈 君 政策課長佐々木忠生君 産業課長木下 勇 児 君 情報課長 北 里 慎 治 君 税務課長 橋 本 修一 君 三君 建設課長秋吉陽 住民課長時 松洋順 君 福祉課長生田敬二君 保育園長河津公子 君 会計管理室長 加 祥 一 恵 君

会議録署名議員の氏名

議長は今期定例会の会議録署名議員に次の2名を指名した。

3番 穴 見 まち子 君 7番 西 田 直 美 君

1. 会期の決定

今期定例会の会期を 9月9日から 9月19日までの11日間とする。

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。 別紙議事日程のとおり 議長(松﨑俊一君) 改めまして、おはようございます。

令和元年第3回小国町議会9月定例会を開催する旨、御案内を申し上げましたところ、議員各位におかれましては何かと御多用中、御出席をいただきましてありがとうございます。

さて、台風が湿った空気を運び、残暑ならびに不安定な天候がちょっと続いているように感じております。また首都圏には過去最大と言われる台風が上陸したとのことです。小国方面でも実りの秋に影響が少ないことを願っているところでございます。

先日も申し上げましたが、新しい体制となりましてはじめての決算議会ということになります。 ある意味決算のほうは、予算の鏡となるものと思っております。慎重審議を議員各位にはお願い 申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

それでは、開会の初めに渡邉町長から御挨拶をいただきます。

町長(渡邉誠次君) 改めまして、皆さん、おはようございます。本日はお忙しい中お集まりいた だきまして、誠にありがとうございます。

令和元年第3回定例会の開催にあたりまして、御挨拶を申し上げたいというふうに思っております。今、議長のほうからも申し上げましたとおり、九州北部の豪雨災害では本町内には大きな災害はございませんでしたけれども、佐賀県を中心に被災をされております。改めてお悔やみとお見舞いを申し上げるところでございます。また台風だったり、これからも非常に災害において危険性はまだまだありますので、住民の皆さまにも議員の皆さま各位におかれましても、御注意をいただきたいというふうに思っているところでございます。

また、今月に入り、まずは消防大会がございました。関係機関との連携を十分に図りながら、 行政といたしましても役割をしっかりと果たしていって、まずは、やはり安全の確保というもの が第一義的にございますので、住民の皆さまに対しても今までどおり早めの避難を呼びかけさせ ていただきたいと思っているところでございます。議員各位におかれましても、引き続きの御協 力をよろしくお願い申し上げます。

本日の定例会の日程におきましては、御提案する議案関係を少し申し上げさせていただきます。 専決処分の承認案件が1件、条例関係が2件、計画の変更について1件、本年度の一般会計と特別会計それぞれの補正予算、それから人事案件が2件、決算でも平成30年度の一般会計と特別会計、それぞれの認定がございまして、代表監査に御報告をいただきたいというふうに思っております。

予備日19日までの長期間でございますけれども、御審議方重ねてお願いを申し上げ、挨拶と いたします。よろしくお願い申し上げます。

議長(松﨑俊一君) ありがとうございました。

ただいま出席議員は10人です。定足数に達していますので、令和元年第3回小国町議会定例 会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議長(松崎俊一君) 本日の議事日程につきましては、お手元に配付してありますとおりでございます。

議長(松崎俊一君) 日程第1、「会議録署名議員」を指名いたします。

3番 穴見まち子君

7番 西田直美君

にお願いをいたします。

議長(松崎俊一君) 日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期については、去る8月29日に議会運営委員会が開かれ、小国町議会会議規則第77条の委員会報告書のとおり、本日9月9日から9月19日までの11日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松﨑俊一君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日9月9日から9月19日までの11日間と決定いたしました。

本会議は、本日と17日、18日に開くこととし、もし会期末を待たずに議了したときには、そのときに閉会をしたいと思います。

議長(松崎俊一君) ここで暫時休憩を行います。議運の皆さまは別室のほうにお集まりください。 (午前10時05分)

議長(松﨑俊一君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時10分)

議長(松崎俊一君) 日程第3、「承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて(専決 第4号 令和元年度小国町一般会計補正予算(第2号)について)」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明をお願いします。

総務課長(小田宣義君) 皆さん、おはようございます。

それでは、議案集は1ページをお開き願います。

承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和元年9月9日提出

小国町長 渡 邉 誠 次

です。

議案集の2ページをお開き願います。

専決第4号 専決処分書

令和元年度小国町一般会計補正予算(第2号)について、

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和元年7月31日専決

小国町長 渡 邉 誠 次

です。

それでは、補正予算書の専決第4号と書いてあるものをお開きください。

1ページでございます。

令和元年度小国町一般会計補正予算(第2号)

令和元年度小国町の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ271万円を追加し、歳入歳出予算の 総額を歳入歳出それぞれ52億4千851万7千円とする。
 - 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予 算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年7月31日専決

小国町長 渡 邉 誠 次

でございます。

では、補正予算書の4ページをお願いいたします。

歳出項目は教育費の中の保健体育総務費になります。この保健体育総務費の中の負担金補助及び交付金を合計で271万円専決補正をさせていただいております。

内訳といたしましては、県大会を勝ち抜いたバドミントンの女子団体と男子ダブルスと女子ダブルスが福岡県で開催されました九州大会への出場補助金として25万円を、女子柔道個人が諫早市で開催された九州大会へ出場補助金として11万円を、また姫路市で開催された全国大会への出場補助金として25万円を、最後にホッケーの男女が全国大会の出場補助金として210万円を専決補正させていただいております。この財源といたしましては、繰越金を充当させていただいております。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長(松﨑俊一君) これより承認第3号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(松﨑俊一君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

承認第3号、専決処分事項の承認を求めることについて(専決第4号 令和元年度小国町一般会計補正予算(第2号)について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(松﨑俊一君) 全員挙手でございます。

よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

議長(松崎俊一君) 日程第4、「議案第31号 公共工事請負契約の締結について(町営住宅柏田団地外壁・屋根改修(建築主体)工事)」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

総務課長(小田宣義君) それでは議案集をお願いいたします。3ページでございます。

議案第31号 公共工事請負契約の締結について

次のとおり公共工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の 議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求め る。

令和元年9月9日提出

小国町長 渡 邉 誠 次

記といたしまして、

- 1 契約の名称 補第47号 町営住宅柏田団地外壁・屋根改修(建築主体)工事
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 1億890万円
- 4 契約の相手方 熊本県阿蘇郡小国町大字宮原1978番地

株式会社橋本建設 代表取締役 渡邉建英

でございます。

別紙の総務課資料1を御覧ください。開札調書でございます。入札日は令和元年9月3日です。 10時におぐに町民センターで工事の入札を行っております。工事場所は、阿蘇郡小国町大字宮 原字柏田地内です。工事の名称、番号は補第47号 町営住宅柏田団地外壁・屋根改修(建築主 体)工事です。予定価格が1億1千142万5千600円、比較価格、これ税抜きですけれども、 が1億129万6千円でした。工期は令和2年3月31日となっております。10社を指名し、 橋本建設が入札価格9千900万円、消費税込みの1億890万円で落札し、現在、仮契約を結 んでおります。

以上で説明を終わります。

議長(松﨑俊一君) これより議案第31号について質疑に入ります。 質疑ございませんか。

5番(児玉智博君) 予定価格が税抜きで1億129万6千円に対して落札価格が税抜きで9千900万円ということで、落札率は決して低くないというふうに思っています。それで、私はずっと指摘し続けているわけですが、土木工事の場合はいわゆる町の公共工事の入札に参加できる業者というのは、町内だけである程度確保できるわけですよね。このなぜ指名競争入札なのかということをずっと問い続けているわけですが、それは町内業者の育成であるという、これは小国町の公式な見解であります。そうしたときに、結局これ見てみると明らかなんですけれども、10社のうち小国町の業者は橋本建設だけなんですよね。町内業者の育成というようなことを言っていて、わざわざ町が町外の業者を指名して入札に参加させると。これは入札というのは公正公平なものでなければなりませんので、今回はたまたま小国町の業者が落札したから、町内業者の育成と言う目的が達成されるのかもしれないけれど、でもこれ見てみるとですね、第2位の株式会社宇都宮建設、これ50万円の差ですよ。もしかしたら、これ逆転するかもしれません。ですから、建築工事において町内業者の育成を理由に指名競争入札をするのには、もはや合理性はないんじゃないかと思うわけですよ。それよりも、この一般競争入札にして競争率を高めて落札率を下げていくと。これこそが町の利益に繋がるものであると思いますが、これはいつまでたっても改善がされません。もう改善する気がないということでしょうか。

総務課長(小田宣義君) お答えいたします。

入札については再三議論したところでございます。一般競争入札も確かにメリットもあればデメリットもあるということで、私前にも答弁したと思っております。ただ、この場合におきますと地元というよりも、ある程度の金額を超えておりますので、これは県内業者に限定させていただいて、入札をしております。実際にこの工事が賄えるような業者が揃えば、町内業者で入札することもできると思いますけれども、今現在は県等の大きな工事を受注する業者は小国町には1社しかございません。その当面の策として今はこの県内の業者で入札をさせていただきました。以上です。

5番(児玉智博君) 一般競争入札の地元業者の育成というのは、小国町は県内業者を地元業者というふうに見ていると、そういうことですか。

総務課長(小田宣義君) お答えいたします。

入札にもいろいろ金額の大きい入札、中ぐらいの入札、小さい入札等いろいろあります。ただ、 町内業者で実際に建設業で1億円の工事となると、まだなかなかそこまではいかないというとこ るで、今県内まで枠を広げて、基本的には町内の業者が指名することが一番いいんですけれども、 今のところこの技術を賄う業者は小国町には1社しかないということで認識しております。

- 5番(児玉智博君) それはそれでいいんですよね。無理してそういう技術もなければ会社の規模 もないところを無理矢理、億を超えるような工事に参加をさせて、かえって会社経営がおかしな ことになってしまったとかいうふうになってしまったら、それこそ地元業者育成という目的から 本末転倒ですからね、そういうことをしろと言っているんじゃなくて、だから結局、指名競争入 札じゃなくて、より競争性が高い一般競争入札を行うことで落札率をもう少し下げていく努力も 必要なんじゃないかということを言っているわけですよ。一般競争入札であれば、今回参加して いる地元業者の小国町の橋本建設も一般競争入札に参加すればいいわけですよね。そこで、あら かじめこちらが指名する業者以外を排除するのではなくて、やはり意欲のある県内はもちろん、 あるいはお隣の日田市なんかにもある程度のノウハウを持って公共工事にも参加しているような 業者がいくつかあるわけですよね。そういうところにも参加をしてもらって、より良いものを小 国町でつくっていく。この立場に立つことこそが私は町民の利益になると思うわけですが、そう じゃないんでしょうか。
- 総務課長(小田宣義君) お答えいたします。確かにその利益も十分な町民のための工事だと思います。ただ、じゃあ一般競争入札がほかに何もデメリットがないなら、踏み切ることは簡単なんですけれど、やっぱり公募、そして事前準備の段階でかなりの期間を要します。工期が遅れるというのが、やっぱり僕は町民の不利になると考えておりますので、なかなか児玉議員がおっしゃることはよく分かるんですけれども、そのところまではまだいっていない状況です。本当に大きい工事ですね、そういう何十億円の工事が小国町で出るかどうかは分かりませんけれども、そのときには事前に準備して、積極的に取り入れたいと考えておりますけれども、全ての入札、早く終わらなくては今度は農家が困る、家の人が困る、山林の所有者が困るというところもありますので、まだ今のところはこの状況で続けたいと考えております。
- 5番(児玉智博君) 最後にしますが、一般競争入札なんていうのは、町内の市町村でもやっているんですよ。やっていないのは小国町ぐらいとは言いませんけれど、やはりもう時代の流れからすると、これから少数になっていくんじゃないかなというふうに思います。

それで、工期が遅れるのが困るというふうにおっしゃいますが、ならですね、この柏田住宅の 改修工事なんて住民の方の要望が出始めて、じゃあどれだけ経っているんですかということです。 やっぱり、そういう公共工事というのは計画性を持って、何年も前から計画を持って、いつ取り かかるんだという、そういうのをきちんとすれば一般競争入札をしてもそんなに遅れてしまうよ うなことはないんじゃないだろうかというふうに思います。そして、工事監理なんかもしっかり とやっていくと、業者任せにすれば工期の遅れなんかも出てくるかもしれませんが、やっぱりし っかり職員で工事の管理をやっていくと、その責任感を持ってですね。そういう一つ一つのこと をきちきちとやっていけば、一般競争入札をしたからという。確かにデメリットとおっしゃるかもしれないけれども、それを小さくするということは私は可能だと思います。だからこそ他の市町村だってやっているわけですよ。やっぱりそういう一般競争入札をしたデメリットなんていうのを、ことさらそればかり見るのではなくて、やっぱり指名競争入札によるデメリットというのにもしっかりと向き合っていけばいいんじゃないかなと、私は思うわけです。何十億円なんていう工事が小国町には恐らくありませんよ。というか、そういう工事自体がじゃあ果たして本当に必要な工事なのかということであって、やっぱり小国町の高額な公共工事というと1億円を超すような工事がそれになると思いますので、引き続きですね。これはこれで地元業者が落札したわけで、地元業者の育成というのにはなると思いますから、これは反対まではしませんよ。反対まではしませんが、しっかりと今後の在り方を考えていただきたいというふうに思います。終わります。

議長(松崎俊一君) ほかに質疑はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(松﨑俊一君) 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(松﨑俊一君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第31号、公共工事請負契約の締結について(町営住宅柏田団地外壁・屋根改修(建築主体)工事)について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(举手全員)

議長(松﨑俊一君) 全員挙手でございます。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

議長(松崎俊一君) 日程第5、「議案第32号 公共工事請負契約の締結について(小国町庁舎 耐震改修(建築主体)工事)」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

総務課長(小田宣義君) それでは議案集をお願いいたします。4ページになります。

議案第32号 公共工事請負契約の締結について

次のとおり公共工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の 議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求め る。

令和元年9月9日提出

です。

- 1 契約の名称 総第48号 小国町庁舎耐震改修 (建築主体) 工事
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 6千358万円
- 4 契約の相手方 熊本県阿蘇郡小国町大字宮原1978番地 株式会社橋本建設 代表取締役 渡邉建英

でございます。

別紙の総務課資料2を御覧ください。開札調書でございます。入札日は令和元年9月3日です。 10時におぐに町民センターで工事の入札を行っております。工事場所は、阿蘇郡小国町大字宮 原字松田地内です。工事の名称、番号は総第48号 小国町庁舎耐震改修(建築主体)工事です。 予定価格が6千586万6千900円、比較価格が5千987万9千円でした。工期は令和2年 3月10日となっております。10社を指名し、橋本建設が入札価格5千780万円、消費税込 みの6千358万円で落札し、現在、仮契約を結んでおります。

以上で説明を終わります。

議長(松﨑俊一君) これより議案第32号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

8番(松本明雄君) 8番です。

全員協議会のときも一応質問はさせていただきましたけれども、柱の補強だけで本当に1階の 方はもつのか。震度どのあたりまでを予測しているのか、お聞きしたいと思います。

- 総務課長(小田宣義君) 予算をお願いするときもちょっと申しましたけれども、大体震度6強の 地震があったときに倒壊しないということで、ひび割れしないということではございませんで、 倒れたことにより人命が危ないような状態にはならないというところでございます。
- 5番(児玉智博君) 先ほどのことは同じですので、繰り返しません。

ちょっと別のことなんですけれどね、この総務課資料1と総務課資料2、二つの建築工事があるんですが、これ見てみるとですね10社全て同じ。だから、さっきの住宅の外壁・屋根改修と今回の耐震工事が全く同じ10社に指名されているわけですよね。私はこれは本当、指名競争入札というのは職員が少しでも楽をするためにやっているんじゃないかと、これを見て思うわけですよ。なぜかというと、やっぱりそれぞれの建築会社で得意分野というのはあるはずなんですよね。だから、外壁とかそういうのが得意な業者もあれば、耐震工事の技術を持った業者というのが絶対にあるはずです。だって、外壁の工事と耐震工事というと同じ建築工事でもジャンルが違うものですから。そういうことを指名する際にですよ、実績とかそういうのを見て工事の度に指名しているのですか。

総務課長(小田宣義君) 指名審査会のなかで県内の業者のなかで高い点数のほうから、金額も大きい金額でしたので、その中から指名をさせていただいております。

以上です。

- 5番(児玉智博君) じゃあ、もう点数だけ見て、その中身なんていうのは見てないということですか。これまでこの会社がどういう公共工事とか、あるいは民間の工事でもそういう商業施設とか大きな、今回のその耐震工事で言えばですよ、そういうのに取り組んできたというようなそういう実績は見なかったけれど、とりあえずその公共工事の点数が高いところから指名をしたということになるんですかね。
- 総務課長(小田宣義君) そうは言っておりませんで、点数が高いところから集めまして、一応指 名願いが出てきますので、その内容の審査はいたします。その上で指名をいたしております。
- 5番(児玉智博君) その中には過去どういう会社が工事なんかに取り組んできたと、細かいところとかは見ていないかもしれないけれど、大きな億単位や何千万円単位になるような工事では、 どういうところを手掛けてきたなというのも見たと、そういうことで理解していいんですね。
- 総務課長(小田宣義君) はい、内容的なものはある程度は確認します。ただ、覚えてはおりません。もう、どこがどれだけ、それを覚えるぐらい私は能力はありませんので、そこまでは覚えておりません。

以上です。

議長(松﨑俊一君) ほかに質疑はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(松﨑俊一君) 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(松﨑俊一君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第32号、公共工事請負契約の締結について(小国町庁舎耐震改修(建築主体)工事)について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(松﨑俊一君) 全員挙手でございます。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

議長(松崎俊一君) 日程第6、「議案第33号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正 化等を図るための関係条例の整備に関する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

総務課長(小田宣義君) それでは議案集をお願いいたします。5ページになります。

議案第33号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適 正化等を図るための関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり提出する。

令和元年9月9日提出

小国町長 渡 邉 誠 次

でございます。

資料のほうは総務課資料4と5、それと右肩に33と書いてある資料を御覧ください。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が、令和元年6月14日に公布され、同法の中で地方公務員法等の一部が改正されたことに伴い、町の関係条例の整備を行うものです。

主な条例改正内容は、第1条及び第2条では職員の欠格事項が改正されたことに伴い、当該条例の失職の定義規定を改めるものでございます。また、第3条では、「成年被後見人又は被保佐人」を欠格条項から削除するものでございます。第4条では、養育里親の欠格事由等が改正されたことに伴い、条例の定義規定を改めるものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長(松﨑俊一君) これより議案第33号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

- 5番(児玉智博君) 本議案は成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が6月14日に交付されたことに伴う関係条例の整備のための提案だということでありました。この法律案は6月7日に参議院において全会一致で成立したものでありますが、障害者等の人権を守るための成年後見制度が、公務職場で働く権利などを自動的に奪ってきたということは本当に重大で、今回の改正によって欠格事項を削除するというのは当然のことであると思います。その上で、今回の条例改正によって町職員等の欠格事項から成年被後見人等が除かれることになるというわけです。ですから、つまり採用試験が受けられるというだけじゃなく、すでに職員である人が成年後見人の開始の決定を家庭裁判所が行った場合も、その身分のまま留まることができるということになるわけです。いわゆる知的障害であるとか、発達障害者の方にも役場や町の施設の職場で雇用拡大を進めていくということにもなっていくと思うのですが、これは採用でですね、そういうことですかね。いかがでしょうか。
- 総務課長(小田宣義君) おっしゃるとおり、現在の法は欠格条項によって資格等を一律に排除する仕組みとなっておりました。やっぱり今後は試験も受けられる、それによって資格を排除しないという仕組みになっておりますので、各資格、職務、業務等に適した能力の有無を個別的実質

的に審査して、そして判断する仕組みに移っていくということが考えられます。

5番(児玉智博君) 昨年、障害者雇用の水増問題というのが発覚をしまして、国の省庁は急遽障 害者の採用計画も立てて、今年4月には行政機関全体で約2千500人が採用になったというふ うに聞いております。障害者が働ける環境の整備なしに、こういう数合わせだけするようなこと にならないようにと、障がい当事者の団体から本当に強く要望をされているんですが、そこがど うなっているかということです。公務員の労働組合が行いました、これ国の国家公務員向けの労 働相談のダイヤルなんかには、そういった障がい当事者の人からの相談も寄せられて、やはりパ ワハラとかそういう相談がたくさん寄せられているということであります。国では障害者雇用の 基本方針というものが定められておりまして、障がいのある職員がそれぞれの意欲と能力を発揮 し活躍できるよう、各府省における障がいのある職員本人からの相談を受け付ける相談員や、障 がいのある職員をサポートする個別支援者を選任し、また障がいのある職員とともに働く職員向 けに障害者雇用に関する理解促進を図るためのセミナーを開催するなど、政府全体で受入体制の 整備、職場環境の整備等に取り組むとしているわけです。しかし、それでもやはり国のほうでは そういったパワハラなどの実態が現にあるわけです。ですから、この小国町としても法律が変わ ったから条例も変えるというだけではなくて、条例を変えた以上はそれにふさわしい職場環境づ くりも取り組むべきだというふうに思います。やはり役場も、ものすごく忙しいなかで、じゃあ 相談に乗りましょうというふうな気持ちになれるかということが、今後そういう障害者雇用が進 んでいくなかで起きてくることも考えられると思いますし、過密労働があって長時間労働があっ て、業務量にふさわしい人員がそもそも配置をされていないと。そういう状況では障害者枠で障 がい者の方が雇用されたというときに相談に乗れる余裕が、その職場に果たして生まれるだろう かということにもなると思います。ですから、障害者枠でこれから将来ですね、雇用された方の ために必要な人員の配置とか、そのために必要な財源の手当てであったり、やはりこうしたこと をやっていく覚悟は町として持っておくべきなんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。 総務課長(小田宣義君) おっしゃるとおり、国のほうも働き方改革もひとつの方法なんですけれ ども、障害者の働きやすい世の中を作ろうとしております。

町もやっぱりそれに遅れをとらず、自らを襟を正して、そして働きやすい職場を作っていきた いと考えております。

5番(児玉智博君) ぜひ、そういう民間の職場の見本というか、やっぱり先進事例とこの町で役場がなれるようにしていく必要があると思います。SDGsにも確かそういうことが書いてあると思います。

最後に、これは問題提起として留めておきたいと思いますが、政府は今回の法改正の提出理由 として、成年後見制度の利用の促進ということも挙げているわけですが、成年後見制度の市町村 申し立て数は都道府県で最大6倍の差があることが分かっております。東京新聞が6月5日付の 紙面で伝えているんですが、「親族らに代わって市区町村長が2017年度に利用を申し立てた 件数は人口あたりで比べると都道府県間で最大約6倍の差があることが厚生労働省の調査をもと にした分析で分かった。申し立てが適切に行われていない自治体では独居の高齢者らが消費者被 害に遭ったり、福祉サービスを利用できなかったりする恐れがある。政府は権利擁護の観点から、 成年後見人の利用を促しているが、自治体による取り組みの差をどう埋めるかが課題になりそう だ。」としております。この制度に詳しい新潟大学の上山泰教授は、「首長申し立ては同じ都道府 県内でも市区町村によって差があると思うが、平均値で約6倍も開きがあるのは合理的な理由が あるとは思えない。そういったニーズはないという自治体もあるが、支援すべき人の存在に単に 気付いていない可能性も高い。親族の有無の調査などが必要なため手間がかかることが職員の心 理的なハードルになっている。ただ上手く活用すれば、家族による虐待の防止や生活困窮者が地 域で暮らせる共生社会づくりの手段になる。そうしたメリットがあることを知ってほしい」とい うふうに述べております。今朝、担当者に確認をしましたが、去年は町長申し立ての成年後見が 開始された人が2名いたということですけれども、今年は0だというふうなことを言っておられ ました。全国的に見て、熊本県はこの成年後見制度でそういう県の自治体職員向けの研修会なん かも開かれたりして、比較的理解というか制度利用が進んでいるのかなというふうには思います が、やはり必要な場合は積極的に利用をしていくということなども今後検討いただきたいと思い ます。これは問題提起ということですので、答弁は結構です。終わります。

議長(松﨑俊一君) ほかに質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(松﨑俊一君) 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(松﨑俊一君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第33号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(松﨑俊一君) 全員挙手でございます。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

議長(松﨑俊一君) 日程第7、「議案第34号 小国町森林環境譲与税基金条例について」を議 題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

産業課長(木下勇児君) おはようございます。議案集の5ページ下段のほうを御覧いただきたい と思います。

議案第34号 小国町森林環境譲与税基金条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町森林環境譲与税基金条例を別紙のとおり提出する。

令和元年9月9日提出

小国町長 渡 邉 誠 次

です。

資料のほうが総務課資料4とあります条例の概要のほうで、下段に概要を記載しております。「本町における間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発など森林整備及びその促進を図ることを目的に、国から譲与される森林環境譲与税を財源とする基金を創設するため、本条例を制定し必要な事項を定めるもの」ということで、内容的には小国町の他の基金条例と同じような構成となっております。また、全国的な自治体でもこの基金条例につきましてはある程度統一されたものとなっているところです。

森林環境税は、国土保全、災害防止、水源涵養など公益的機能を有する森林の現状の課題を解 決することを目的としまして、国民一人一人から森林を支えていく仕組みとして創設されました。 5年後の令和6年から、国税として一人当たり年額1千円を賦課徴収することとされております。

また、森林環境譲与税は森林現場の課題に早期に対応する観点から、森林経営管理制度の導入 に合わせ、課税に先行して本年度から町や県といった地方自治体に譲与されるものです。森林環 境譲与税は、市町村においては間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進、普及啓発など 森林整備とその促進に関する費用に充てることとされております。

なお、その使途が適正に使途を用いられていることを担保されるように、市町村の使途については、その実績をホームページのほうで公表することが関連する法律で定義されております。また使途については、次年度以降の事業に要する費用に充てるため留保し、基金に積み立てることができるということでされております。そのため小国町におきましても、このような制度に対応するため、本基金条例を制定し、事業の執行と財源の管理を行うものです。

条例の条文2ページ右肩に34と書いたものを御覧いただきたいと思います。主なものを朗読させていただきます。

第1条としまして、設置として小国町における、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の 促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に要する経費の財源に充てるため、小国町森林環境譲 与税基金を設置する。

第2条、積立てとしまして、基金の原資は、森林環境譲与税をもって充てる。

第2項として基金として積み立てる金額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

第3条、管理に関することを定めるものです。

第4条は運用益金の処理として、基金の運用により生じる収益及び基金を原資とする事業によって発生する収益は予算に計上し、この基金に繰り入れ、基金の設置の目的を達成するために必要な事業の実施に要する経費の財源に充てるものとする。

第5条は繰替運用に関するものを定めるものです。

第6条は処分としまして、基金は設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合 に限り、その一部又は全部を処分することができる。

第7条は、委任に関することを定めるものです。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議お願いします。

議長(松﨑俊一君) これより、議案第34号について質疑に入ります。

質疑ございませんでしょうか。

- 5番(児玉智博君) この基金の目的というのは、先ほど朗読いただいた条文の中でですね、「間 伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に要する経 費の財源」ということでありました。これが具体的にどういったものが考えられるのかというこ とを確認したいのですが、例えば今回、決算議会でありますが、今回の平成30年度の予算を例 に出すと、どういったものにこの基金を使うことができるのか、御説明お願いします。
- 産業課長(木下勇児君) 今回の森林環境譲与税につきましては、これまでの森林整備がなかなか 進まない大変な地域のなかで、今まで従来取り組んできた事業にプラスしてといいますか、それ を上積みして事業として国から譲与税ということで地方のほうに譲与されるものでございますの で、基本的には考え方としては、これまで行っていた事業プラス α の部分ということで、平成 3 0 年度に行った事業、逆に言うと以外と言う形で、使途をぜひ使ってほしいというのが、国県からの要望です。

もう一つは、従来あっています間伐や造林事業、国県の補助がついた事業、これの裏財源には 使わないでくださいと。あとは、町も単独で主伐促進は国庫補助の嵩上げですけれども、ソフト 関係になればウッドスタート事業であったりとか、担い手の対策、この辺については町が今まで 単独でやってきた部分です。これも、県としてはただ単にそれの財源を振り替えるのではなくて、 やはり国民の方一人一人から新たに国税として集めるので、そこの説明責任は使う自治体にある というなかで、ぜひ今まで以上に森林整備に要する費用として使ってほしいという言い方をされ ております。

ですので、今回、小国町のほうでは令和元年度というか平成31年度の予算のほうでも、まずはいわゆる森林経営計画にのっていない森林の方の意向調査、これについては今年から実施をしていくようにしています。それによって、ぜひ森林組合なり林業の森林整備につなげていくため

の意向調査をやっていきたいと思っています。そのほかには、河川流域あたりで土砂災害の恐れがあるような所にも、今は針葉樹というかスギ等が植わっています。このあたりについては危険地域という形で広葉樹に樹種転換をして、少しでも国土保全、災害防止というような観点から新たな取り組みとして、国県の補助がつかない部分にもその辺は町で手厚く対応して、どうしても経費もかかるような場所になりますので、そういった場所に利用するということで、予算組みを今回させていただいております。

あとは、今後考えらえるのは森林教育とかそういったソフト面と、ハード面についてはまだ具体的にこういう事業という形では明記されておりませんが、今後としてはやはり森林計画がなされていない森林をどう対応するか、意向調査を踏まえて町としてどう対応するかによっては、そこにかなりの経費も必要になってくる部分はあるかもしれませんので、そこはここ数年、意向調査を踏まえて、この財源として活用することも考えられるというふうに思っております。

- 5番(児玉智博君) 今言われたようなことというのは、結局、一般財源からの持ち出しなしで、 この森林環境譲与税のみの100%で実施をしていくということになるんでしょうか。
- 産業課長(木下勇児君) 基本的にはそういう形になるかと思います。場合によっては、それに更に小国町の一般財源をつぎ込んでも森林整備をやっていく、それは極端な話になるかもしれませんが、基本的には森林環境譲与税を財源に新たな森林整備に経費として充てていくということだと思います。
- 5番(児玉智博君) やはりですね、今やっている独自の取り組みには使わないでくださいと。新しいことに使ってくださいということが言われてきてて、じゃあそれに従うというのであれば、確かにこういう特別な財源として森林環境譲与税という財源があったとしても、でも今から先、普通交付税なんていうのは今後、今のレベルがずっと維持されるかも分からないような状況にあって、一般財源も一般財源と抱合せて何か新しいことをやっていきましょうというふうになると、今まで独自財源でやってきた部分を縮小していくか廃止をしていかないと、なかなか厳しい状況になっていくと思うのですよね。ですから、町としては国県はそういうふうに言ってくるのかもしれないけれども、今町独自の取り組みとして、よそはやってないけれど小国がやっている取り組みで、やっぱりその事業の必要性なんていうのは当然検討していただかなければならないんですが、例えば野生動物の適正化なんかですよ、やっぱりニホンシカやイノシシなんかの駆除なんかに、町独自で取り組んでいる部分なども林業費の中にありますけれども、やっぱりこういう町民の人たちの切実な問題については、この制度を維持していくために新たな森林環境譲与税なんかを利用しても維持していくんだというようなことは考えておくべきなんじゃないかなと思いますが、その辺はいかがでしょうか。
- 産業課長(木下勇児君) 議員がおっしゃるとおり、特に小国町は林業の町と言われるように林業 が盛んな地域です。そういったなかで独自の事業を取り組んできています。それについては、今

いったように財源が今度きたので、単純に振り替えるというのは好ましくないというのは、はっきり国県から言われております。ですので、今言われたようにそれが縮小してなくなることは、必要性がなくなって終わるのではなくて、必要だけれどなかなか財源が確保できずに縮小していくという部分については、町のほうがしっかり説明をすることによって、そういった環境税を充当するというのは、そこをしっかりまとめたところではありますけれども0ではないと思います。町としても、その辺は十分、今完全な単独事業についても内容の中でこの譲与税を充当することが可能なのかというのは、詰めて考えていきたいと思います。

議長(松﨑俊一君) ほかに質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(松﨑俊一君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第34号、小国町森林環境譲与税基金条例について、原案のとおり可決することに賛成の 方の挙手を求めます。

(举手全員)

議長(松﨑俊一君) 全員挙手でございます。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

議長(松﨑俊一君) ここで暫時休憩を取ります。11時15分から。

(午前11時05分)

議長(松﨑俊一君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時15分)

議長(松崎俊一君) 日程第8、「議案第35号 小国町過疎地域自立促進計画の変更について」 を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

総務課長(小田宣義君) それでは議案集をお願いいたします。議案集は6ページです。

議案第35号 小国町過疎地域自立促進計画の変更について

過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、別紙の とおり小国町過疎地域自立促進計画を変更することについて、議会の議決を求める。

令和元年9月9日提出

小国町長 渡 邉 誠 次

でございます。

小国町過疎地域自立促進計画は平成28年3月7日に議会の議決を経て策定しております。これは5年間の計画になります。この計画は途中で変更することができまして、事業を追加し、県が変更を認めれば過疎対策事業債を借りることができることとなります。

今回は、国の登録有形文化財である7基の旧国鉄宮原線の橋梁群のうち幸野川橋梁の耐久性の調査や修繕工事を計画のなかに加えるものです。6月議会で橋梁の耐久性を調査するための費用400万円を議員の皆さまにお願いして可決していただきましたが、これも今回の変更を行えばこの調査費まで含めて過疎債の対象とすることができます。

事業の概算事業費総額で5千万円の橋梁修繕工事を過疎地域自立促進計画に盛り込んだ変更を 今回お願いするものでございます。

議案第35号の新旧対照表をお願いいたします。変更前と変更後の文言と数字を変更するものでございます。なお、この変更後の内容を最終的に熊本県に提出することとなっております。 以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長(松﨑俊一君) これより議案第35号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

- 5番(児玉智博君) 少しこれは全員協議会でも聞きましたけれども、今回の自立促進計画は今回の変更によって現況と問題点のところで、「今後も史跡、文化財の調査、整備を進め、希少植物の保全・保護を推進する。」という文言が削られております。これは希少植物の保全というのは、この間、町の事業として行われてきた流湿原の管理委託費であります。この計画では流湿原の管理委託というのは、これが行われないかといえば引き続きそれは取り組まれるわけですよね。平成32年でも35万円が引き続き使われるということになるわけです。委託事業は今後も続けられるのに、なぜわざわざ今回、この計画の文言から削除されたのか、その理由をお答えください。総務課長(小田宣義君) 確かに全員協議会で文言が削られているということで、私のほうからその事業はしないということで、私がちょっとお答えはしたんですけれども、これは県に届け出、もうこの部分が変更になりましたという分なので、流湿原のほうは条ずれしまして、その下のほうに残っているということを担当者から確認しております。
- 議長(松﨑俊一君) ほかに質疑ございませんか。
- 9番(熊谷博行君) 橋梁の修繕工事は、これは西村の橋と思いますが、あの橋は竹筋橋とかいろいる言われていますが、今回の調査で本当に竹筋橋なのか、無筋橋なのか、そういうレベルまで分かるのか。それと一番の問題は橋梁側の崩落というか、ちょっと大きめのコンクリが割れているのが原因だと思いますが、これは地震で落ちたのか自然に落ちたのか、そういうところまではっきり分かるものなんですか。
- 総務課長(小田宣義君) お答えいたします。

おっしゃるとおり西村の幸野川橋梁、竹筋橋と言われている橋でございます。今回の調査ですけれども、予算の計上時点でちょっと1回は説明したんですけれども、一つ目のアーチが今、熊谷議員が言われているちょっとコンクリートが外れて落ちたところでございます。現在、今熊本県のほうでその2番目のアーチの所に県道の付替えが進んでおります。この調査400万円の内訳と申しますのは、一応その2番目のアーチが大丈夫なのか。それと一番目のちょっと落ちたところなんですけれども、そのコンクリートが落ちた所は付近を通る人はよく知っておりますけれども、冬は氷柱が排水溝から2メートルぐらい下がるような場所でございます。上からの排水も悪いと考えておりますので、そのアーチの部分の強度とそして上からの漏水というか排水といいますか、そちらの部分の調査費用が400万円を計上いたしております。

以上です。

議長(松﨑俊一君) ほかに質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(松﨑俊一君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第35号、小国町過疎地域自立促進計画の変更について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(松﨑俊一君) 全員挙手でございます。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

議長(松﨑俊一君) 日程第9、「議案第36号 令和元年度小国町一般会計補正予算(第3号) について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

総務課長(小田宣義君) それでは議案集をお開き願いたいと思います。 7ページをお願いいたします。

議案第36号 令和元年度小国町一般会計補正予算(第3号)について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和元年度小国町一般会計補正予算(第3号)を 別紙のとおり提出する。

令和元年9月9日提出

小国町長 渡 邉 誠 次

でございます。

それでは別冊補正予算書(第3号)をお開き願いたいと思います。1ページでございます。 令和元年度小国町一般会計補正予算(第3号)

令和元年度小国町の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4千935万9千円を追加し、歳 入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億9千787万6千円とする。
 - 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予 算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和元年9月9日提出

小国町長 渡 邉 誠 次

でございます。

それでは第1表といたしまして2ページから5ページまでには、歳入歳出のそれぞれの款、項の区分及び金額を記載してあります。

6ページは第2表、地方債補正としての起債の追加、変更の目的、限度額等が記載してございます。

7ページ、8ページは、歳入歳出の補正予算事項別明細書となっております。

それでは、歳出のほうから順次説明させていただきます。

12ページをお開きください。歳出の大きな額の補正項目について説明をさせていただきます。各ページに出てきます給与、職員手当、共済費につきましては人事異動に伴う人件費の増減になります。では12ページの上段です。議会費の中の19負担金補助及び交付金で、議員研修助成金100万円を計上させていただいております。2024年に発行される新千円札の肖像画に北里柴三郎博士が採用されることに伴い、先進地の取り組みを研修するための助成金となります。財源といたしましては一般財源になります。

中段をお願いいたします。 4 企画費です。 3 5 9 万 5 千円の減額で計上させていただいております。減額の主な要因といたしましては、地域おこし協力隊報酬関連で 4 5 9 万 5 千円の減額です。これは協力隊の新規採用者の採用遅延や途中退職に伴う報酬等の減額が主な原因でございます。 増額分といたしましては、地域おこし協力隊起業支援補助金として 1 0 0 万円計上させていただいております。この補助金は地域おこし協力隊員として活躍した隊員が町内で起業する場合や事業を引き継ぐ場合に 1 人当たり 1 0 0 万円を上限として交付するもので、財源は一般財源ですが、特別交付税の対象となります。

7の諸費をお願いいたします。19負担金補助及び交付金で公立病院への交付金を520万4 千円の減額で計上させていただいております。公立病院への普通交付税の額の決定による減額と なっております。

13ページ上段をお願いいたします。15SDGs推進費の中の13委託料で、地域循環共生圏FS事業委託料990万円を計上させていただいております。環境省が進める地域循環共生圏構想事業の脱炭素型地域モデル形成事業を活用して、地域資源を活用した再生エネルギー事業の実現可能性の調査を行うものでございます。財源といたしましては、全額地域循環共生圏FS事業補助金を充当する予定です。

17庁舎等建設費をお願いいたします。12役務費で100万円を計上させていただいております。庁舎耐震工事に伴い、熊本県防災情報ネットワークシステム等の機器の移動が必要となったための費用です。財源は一般財源を充当する予定です。

次に14ページの下段をお願いいたします。民生費です。1児童福祉総務費で82万円を計上させていただいております。主な要因としましては、システム改修補助金77万円になります。本年10月に予定されている幼児教育無償化に伴い、導入に必要なシステム改修の経費となります。財源は全額、国の負担となっております。

次に15ページ上段をお願いいたします。衛生費です。3環境衛生費で237万8千円を計上させていただいております。主な要因といたしましては、浄化槽補助金223万8千円が主なものです。設置希望家庭が予算を越えますので、今回新たに5人槽3基分、7人槽3基分の合計6基分の補助をお願いするものでございます。財源は国が3分の1、76万4千円、県が3分の1、76万4千円、町が残りを充当する予定でございます。

続きまして15ページ中段をお願いいたします。農林水産業費です。3農業振興費でくまもと 土地利用型農業競争力強化支援事業補助金として356万5千円を計上させていただいておりま す。営農組織の規模拡大や機械等の導入及び格納庫の整備を支援するための事業として、農事組 合法人かみだへ補助金を交付するものです。機械格納庫1棟、105平米を設置する計画になっ ております。財源は県が50%補助の297万1千円、町が10%補助の59万4千円で、町の 補助分は一般財源となります。

続きまして15ページの下段をお願いいたします。商工費です。2商工振興費で3千595万円を計上させていただいております。この総額はプレミアム付商品券事業によるものです。本年10月に予定されている消費税の10%引き上げに際し、0歳児から2歳児の乳幼児がいる世帯及び低所得者世帯に与える影響を緩和するとともに、地域の消費喚起を目的に市町村が実施するものです。今回の補正は事業実施に必要な経費を計上いたしております。なお、商品券の発行は6千750部を予定しております。財源につきましては、商品券販売収入と国の補助で町の持ち出しはないことになっております。

続きまして16ページの上段をお願いいたします。4地域エネルギー費で466万8千円を計上させていただいております。内訳の主なものといたしましては、水資源調査業務委託料385万円です。経済産業省の地熱発電の理解促進事業を活用して、地域資源のある地域の水資源の賦存量や使用状況等を調査し、結果をもとに専門家による地域住民や開発業者への勉強会を行うためのものでございます。調査箇所は熱田水源周辺を計画しています。財源は全額国の補助の対象になっております。

続きまして16ページの中段をお願いいたします。5北里柴三郎博士顕彰費で4千100万円を計上させていただいております。2024年に発行される新千円札の肖像画に北里柴三郎博士が採用されることに伴い、博士の偉業を県内外に顕彰する費用を計上するため、北里柴三郎博士顕彰費という項目を新たに新設いたしました。内訳といたしましては、記念館への来訪者の増加による駐車場不足解消のための整備や案内看板等の設置を計画しております。具体的には旧農業倉庫を解体し、大型バス7台分約1千平米の駐車場を整備する予定でございます。財源は熊本地震復興観光拠点整備等補助金で事業費の50%の2千50万円を、残りは町の一般財源を充当いたします。

続きまして16ページ中段をお願いいたします。土木費です。2水道総務費のなかの小国町水道補助金715万8千円を計上させていただいております。水道事業分の交付税の額の決定に伴う補助金の増額となります。上水道に統合した旧簡易水道人口が交付税算定の激変緩和措置(9年間)となるための増額となります。財源は一般財源を充当いたします。

続きまして一番下の段をお願いします。1 道路維持費のなかの修繕費として500万円を計上させていただいております。舗装道路及び構造物の老朽化による修繕費の増額になります。財源は一般財源を充当いたします。次に2 道路新設改良費のなかで、実施設計委託料200万円を計上させていただいております。町道下滴水線道路改良測量設計として延長200メートル分の業務委託をするものでございます。財源は一般財源を充当いたします。

17ページの一番上をお願いいたします。4住宅費のなかの2危険住宅移転費で300万円を 計上させていただいております。熊本県が制度化した土砂災害危険住宅移転促進事業を活用して、 当該区域内レッドゾーン内の危険住宅の解体撤去及び移転先住宅の建設費等を補助するものでご ざいます。1件あたりの補助上限額が300万円でございます。財源は100%県の補助金となっております。

17ページの一番下をお願いいたします。1社会教育総務費で77万円を計上させていただいております。ノーベル賞を受賞した大村智北里大学特別栄誉教授による講演会を小国小・中・高校生や町民を対象に行うための費用です。財源は一般財源を充当いたします。

18ページの中段をお願いいたします。災害復旧費です。1農地災害復旧費で345万円を計上させていただいております。7月豪雨で被災した黒渕地内の農地の災害復旧に伴う費用です。

財源内訳は受益者負担金が15%で45万円、県が50%で150万円、起債充当が災害復旧事業債で90万円、残りの60万円が一般財源となります。

その下の1土木施設災害復旧費では3千350万円を計上させていただいております。内訳といたしましては、修繕費で500万円、調査測量設計委託料で350万円、現年災害復旧工事で2千500万円です。これも7月豪雨で被災した道路の崩土除去等の修繕費及び河川の災害復旧事業5件分、万成寺川、上江古尾川、赤水川、明里川、はげ川に係る費用となっております。財源内訳は国が66.7%で1千667万5千円、起債災害復旧事業債が870万円、残りの812万5千円が町の一般財源となります。

最後に歳入の説明をさせていただきます。 9ページから 1 1ページにかけてが、今回の補正に対する財源の内訳になります。 先ほどから説明させていただきました補助金の説明がここに掲載されております。

以上で簡単ではありますが、今回の一般会計補正予算の概要説明をさせていただきました。よ ろしくお願いいたします。

議長(松﨑俊一君) これより議案第36号について、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番(児玉智博君) プレミアム付商品券のことで質問します。

まず第1点目が6月の第2号補正のときも質問しましたが、やはり今回のプレミアム付商品券の対象となる人は1歳から2歳の子どもがいる世帯とそれか低所得世帯に限られるわけですね。このため、町民の中の人からは「こんなものを使って買い物をしたら、私は低所得者ですよとレジの人に向かって言っているようなものだ」という声が出ていることを紹介して、その問題点を指摘しました。それで北里課長はそれが一番の今回の問題だと認識をしていますと述べたうえで、県庁が主催する研修会なんかにも参加をして対応を検討しますということを旨述べられております。

では、この問題についてどういうふうな対応を取ることにしたのか、御説明をお願いします。 情報課長(北里慎治君) 6月でそういう答弁をしたのを、しっかり覚えております。あのあと各担当ともども県とのヒアリングもありましたので、質問をしていった経緯がございますが、なかなかその点につきましては明確な回答は得なかったというようなことが現実でございます。やはり、こういう事が一番大事じゃないかなということで、いろいろ課内でも検討はしていったところでございますが、やはりどうしてもこのプレミアム付商品券の条件というのがありまして、それをこういうふうに明確に示している以上は、やっぱりそれに従って進まなければいけないだろうということで、逆に今度協賛する商店街の方たちについても、実は今週、説明会を開くようにしておりますが、協賛していただいている今のところ54件の該当する方が手を挙げていただいております。その方につきましても、そういったところは重々にこういう条件といいますか、こ

ういう規則によりまして今回のプレミアム付商品券が出ておりますということで、その使途といいますか意図といいますか、そういうのをしっかり説明していこうというふうに思っております。私どもとしましても、やはりそういったところが一番懸念されることは十分認識しておりますが、やはり県としてもその辺ところにつきましては明確な答えは出ておりませんが、他町村にもそういった、何と言いますか、ちょっと心配しているところがあるのではないかなというふうなところはあります。そういった情報というのは、共有していきたいなということで、今そういった他の町村の実情というのも担当者レベルでございますが、情報収集しているところでございます。いずれにしましても、そういう御心配があるということが、一番私たちとしても非常に気を付けないといけないところかなというふうに思っておりますので、あくまでも最初に総務課長のほうから説明していただきましたとおり、消費税の引き上げが家庭に与える影響を緩和するためにということで、国の方針に従いましてこういうふうにやっていくということで、十分納得していただけるように説明していかなければならないかなと思っております。

以上でございます。

5番(児玉智博君) 今の答弁を聞いていると、町としてこの問題について全くの無策だと言わざるを得ないかなと思います。それで、今54件が手を挙げているということでありました。この54件というのは、どういったものなのか。業種別、また所在地別にお応えをいただきたいと思います。

それとですね、限られていますのでもう1点伺います。じゃあ、このプレミアム付商品券の引き渡し場所、販売場所がどこになるのか。そしてまた、使用期間は何月の何日から何月の何日までになるのかお答えください。

情報課長(北里慎治君) お答えしたいと思います。プレミアム商品券の参画事業者としましては、業種別には分かれておりませんが、宮原地区の業者としましては44件登録していただいております。中を見ますと、自動車整備業とかですね、あと飲食店の関係者、衣料品店、電気業の方、多種多様でございます。あと北里地区で3件、西里地区で1件、それから下城地区で6件というふうに、今のところなっております。

それから、引き換え券につきましては、申請を受け付けている段階でございまして、それを精査いたしまして、9月末ぐらいに第一弾の通知を該当する方に発行するのを予定しております。 その中にはプレミアム商品券の購入引換券というのが入っておりまして、それを郵便局のほうに持っていただけると、郵便局で商品券と交換していただけるというふうな流れになっております。 10月1日からスタートしまして、小国町としましては2月28日、2月末を予定しております。以上でございます。

5番(児玉智博君) まず第1点ですね、2月28日と言いましたけれども、来年はオリンピック の年でして、2月は29日まであるのですが、そこはもう1点確認をしたいと思います。 結局、今言われたのは、使える場所は全部町内でしかないと。このプライバシーの問題というのは、小国町のような小さな町だとあの人は名前は知らんでもよく見かけるとか、大体どこに住んでいる人で誰々と親戚でとかいうのが、大体分かってしまうわけですよ。だから、せめてプライバシーの問題で考えるのであれば、小国町外でも利用できるようにするべきじゃないんじゃないかと思います。だってこれ、景気対策ではなくて低所得者の人の生活支援でしょ。これ小国町の地域経済対策だから仕方がないでしょうと言われれば、それはしょうがない問題になるんだけれど、今回の政府が出しているのは生活支援なんだから、やっぱり町外のお店でも使えるようにすると。そういうふうにすれば、せめてある程度プライバシーの保障というのはできるんじゃないかというふうに思いますよ。

それから、今販売場所を言われました。郵便局ということで。郵便局になってしまうと土日は開いていない。もう土日は引き換えられないじゃないですか。これね、やっぱり郵便局だけじゃなくて各公共施設でも引き換えられるようにすればいいじゃないですか。薬味野菜の里やあるいは坂本善三美術館とかにそれを担ってもらって、ここで販売したらもしかしらた薬味野菜の里で野菜をついでに買ってくれるかもしれませんよと。美術館でも来たついでに絵を見ていってやってくれるかもしれませんと。そちらにもメリットがありますからお願いできませんかと、私ならそういうふうにやりますけれどね。

まで使用期限についても、これ多分2月29日のことだったと思うのですけれど、年度は3月までありますよ。何で2月で区切ってしまうんですか。やはり低所得者の人だったら2万円出して2万5千円なんですけれど、ただいっぺんに引き換えなくても小さな綴りで買えばいいわけだから、やっぱり使える機会というのはなるだけ長くしたほうがいいわけですよ。2月29日で止めなさいなんて国は言ってないと思うのですが、何でそこで町は区切ってしまうんですか。やはり、ここはせめて今言ったような使えるところを町外にも拡大するとか、あるいはこの郵便局だと販売が土日は引き換えられないわけですから、せめて自分のところの公共施設ぐらい引き換え場所に追加する、それと使用期限の問題、これはやるべきです。さらに言えば、水道料金とかもこれで支払えるようにすれば、もともと申請を出した役場に対して払うわけですから、低所得者の方の抵抗感というのも和らいで、これを利用する人も増えるかもしれないわけですよ。これぐらいはやらないと、本当の低所得者対策生活支援にはならないと思いますが、いかがでしょうか。それと最後にもう一点。これですね、低所得者のほかには0歳児から1歳児がいる世帯が対象になっているわけですけれども、これ10月1日以降に生まれたお子さんは当然対象になりますね。同じ0歳児ですから。

情報課長(北里慎治君) 順にお答えしたいと思います。

最初の町外への拡大はどうかということを、まずおっしゃっておられました。実は最初に話が あったときに、隣町ですが、御相談いたしました。せっかくの機会ですから、今までの商品券と 違う内容でもあるし、いかがでしょうかということはお話したことがあります。しかし、回答が やはり自分たちのところでやりたいという回答がありましたので、その話がちょっと消えたとい うことで、他の県内はどうだろうかということでいろいろ調べましたところ、県内も各市町村で 取り組みますという返事が返って来まして、45市町村ありますけれども45件とも自分たちの 市町村でやりますと。小国町以外のところも含めて、そういう回答がありましたので、小国町も それに従おうといいますか、小国町もそれでいこうじゃないかと。小国町の商店街の方の所得向 上に結びつくならば小国町でいこうということで決断した次第でございます。

それから郵便局で土日のことが出ていました。それ少し、こちらでもう1回調べさせてください。その辺のことを、少し私のほうが調べていなかったので、すみません。あとで御返事したいと思います。

それから使用期限につきましては、2月の29日までにした経緯でございますが、関係書類等々が3月末までに提出しなければいけないという規定がございましたので、少し御無理かもしれませんけれども2月のいっぱいということでさせていただいております。多少のどうしても急用がひょっとしたらあるかもしれませんけれども、やはりそこ辺は最初お渡しするときにそういう説明で進めさせていただきたいと思っております。

先ほど10月以降に生まれた子どもさんの話も出ておりました。10月以降につきまして、プレミアム商品券のこの規約としては、国からの決まりとしまして2016年の2月2日から2019年の9月30日までということで、もう決められておりますので、それに従うということでございます。

以上でございます。

- 5番(児玉智博君) これはですね、子育て支援のためでしょう。同じ0歳児でいきなり生まれた 瞬間から不公平にさらされるということになるわけですよ。やっぱり私は、これは本当に合理的 な理由は全くないわけで、やっぱりその点は町として、じゃあ国がいうからそれで何もしないと いう姿勢でいいのかと。町独自に財源を組んででも、そんな不公平な状況を生まないようにする のは当然じゃないかというふうに思いますよ。実際、10月1日以降に出生予定の子どもがいな いならそれでもいいんですが、福祉課に確認したいんですが、10月1日以降に出産予定の方が 町内に何人いるんでしょうか。
- 福祉課長(生田敬二君) お尋ねでございます。福祉課の母子保健業務のほうで把握をしている数値でございます。10月から来年3月までの出産予定者は27名でございます。現時点での数値でございまして、出産日と予定日とのずれや転入転出等がありますので、これは流動的な数字となります。

以上です。

議長(松﨑俊一君) ほかに質疑ございませんか。

- 7番(西田直美君) 先ほど児玉議員のほうからも質問がありまして、これはプライバシーにかなり関係するところなのでというので、全国のニュースのほうでもなかなか出足が鈍いという話も私のほうも伺っておりますが、小国町のほうとしては今の段階で申込みのほうはどのようになっておりますでしょうか。
- 情報課長(北里慎治君) 8月末の現在で、1千278通発送させていただきました。それに比べて問い合わせ等々は結構きております。申請自体は今200少し超えたぐらいが、書類的に出てきていると把握しております。

以上でございます。

- 7番(西田直美君) それでは対象で1千278件発送した分で、大幅に少なかった場合というのは、その分の予算というのはどのようなふうに割り振られることになるんでしょうか。
- 情報課長(北里慎治君) あくまでも1千350人予算的には組ませていただいておりますので、 結果的にどうかというのは、まだちょっと分かりませんけれども、そのままの数字で満額やりと りした予算組みでしておりますので、結果的にはもし、ものすごく少なかったとかということで あった場合には、国に対して実績報告を上げまして、国からの要するにそこ辺は差し引いた額が 町に入ってくるような形になるというようなことになろうかと思います。
- 5番(児玉智博君) 先ほどの続きなんですが、27人もの子どもが不公平なことになるわけです よ。やっぱり町として少子化に取り組んでいこうというときに、これは町として独自に何らかの 手立てが必要だと思いますが、町長いかがでしょうか。
- 町長(渡邉誠次君) 私のほう、打ち合わせはしておりませんけれども、不公平感をどこに持って来るか。4月以降の子ども達、その辺も含めて年度が変わればというところもあるかもしれません。どこかで線引きをしないといけないというところで、国としても指針として9月というところで多分お話をいただいているというふうに思っておりますので、私はそういうふうに受け止めておりました。

以上です。

5番(児玉智博君) さっきの課長答弁、聞いていないんですか。4月もう以降は使えないわけですよ。町は2月29日で使えなくなると言っているんだから、そうじゃないですよ。だから使える間の子ども達で27人も差別されるわけですよ。これを何かあまりにですね、打ち合わせをしていないじゃなくて、今知ったわけですから、ちゃんとそこは考えていくべきなんじゃないかなというふうに思いますよ。

それでこれ、最後にしますが、2月29日に打ち切る理由を3月末までに書類を提出しないといけないからと言いましたけれども、でもこれ全国を見てみたら、ちょっと新聞で私発見したんですが、東京都の中野区と世田谷区は3月31日まで利用できるようになっているんですよ。人口が全く小国と違って、本当に大都市ですよ。恐らく使われるプレミアム券も比べものにならな

いくらい多いと思うのですけれども、そんなところでさえ3月31日まで使えるようにしている わけです。小国町でできないはずがないと私は思いますよ。やっぱり、本当にこのプレミアム商 品券で良いか悪いかでいうそもそものプレミアム付商品券がどうかという議論は置いておいてで すよ、でも出すわけでしょう。出す以上はこういった不公平の問題であるとか不十分な点に、も うちょっとしっかりと考えるべきだということを申し上げまして、質疑を終わります。

町長(渡邉誠次君) 私は先ほど、使用期限は当然ありますけれども、子ども達の平等性においてはどこらあたりでかは線引きをしないといけないというふうにお答えをしたわけで、国のほうも町のほうもそうですけれども、やはり無尽蔵に財源があれば当然のように平等を最優先に考えて、期限も設けなくてやっていきたいというところはあるんでしょうけれども、使用期限というよりも、私の部分で言えば10月で生まれるところで線を引くのか、3月で生まれるまでで線を引くのか、はたまたその後で線を引くのか。そういったところも含めて、その期限内で使われるということの範囲内で国が決めたのであれば、そこも決められるのではないかなというふうに思ったので、答弁をさせていただきました。

議長(松﨑俊一君) ほかに質疑ございませんか。

8番(松本明雄君) はい、8番です。

この前の全員協議会のときにもお聞きしたんですけれど、熱田神宮の水の件です。この前行ったら、温度が下がったんではないかという話もありましたけれども、そこはモニタリングをしているから分かると思います。この予算は補正で、緊急だから付けたんだと思いますけれども、今後小国町は上水道の場合はほとんどの家庭が湧水を飲んでいます。ですから、これが枯渇すると大変なことになります。今年の頭です。南小国町が高鼻と波居原、あそこも湧水で水道を使っていましたけれども、枯渇しました。正月早々、職員の方々が水をポリタンクに入れて発送しておりました。ですから、今後、来年度の予算は12月から組むと思いますけれども、湧水の件も地下の問題ですので温泉と一緒ですね。どこで枯渇するか分かりませんので、そういう調査ができればそういう調査費をいただいて国から、やっていただきたいと思います。

以上です。

政策課長(佐々木忠生君) 今回の水源の調査につきましては、とりあえず熱田神宮のほうが時宜的に枯渇したという部分が大きい要因でございます。全員協議会のときに申し上げましたように、何が原因かというのがはっきり分からないというのも現実でございます。天候に影響されるのか、はたまたいろいろな開発行為でそういう状況が生まれるのかという部分は分からないところではございます。ただ、今後やはり町のほうも地熱開発という部分については推進をしていくという部分でございます。審議会をもとに町のほうも同意を出す中で、当然、事業者との協定という部分を結んでいきます。それにつきましては、さきほど議員がおっしゃられました湧水や町の水源等についてもモニタリングの必要性という部分も謳い込んだ中で進めていきたいというふうには

思っております。

議長(松﨑俊一君) ほかに、質疑ございませんか。

4番(久野達也君) 歳入のほうでもよろしいでしょうか。

歳入の部分で1点確認と質問、確認も含めての部分なんですけれども、第2表のほうで地方債補正がなされております。第2表の臨時財政対策債です。限度額が1億6千万円から9千875万1千円と減額となっておりますけれども、臨時財政対策債が交付税の一貫としていわゆる国税の所得税、消費税、法人税等の財源振り分けの中で交付税になっていくわけなんですけれども、この財源不足分を地方と国との折半協議、この中で当然、交付税とのリンクの部分で一般財源となっております。今回、減額となっております部分が、いわゆる財源調整としての部分での減額なのか、あるいは臨時財政対策債の決定額を含んで今回減額となっているのか、お尋ねいたします。と、申しますのも、歳入の交付税のほうでは4千万円ほどの増額になっております。いわゆる一般財源の起債予定額の決定に伴う数字の変更なのか、御説明をお願いいたします。

総務課長(小田宣義君) 私の説明が不足して大変申し訳ございませんでした。臨時財政対策債に つきましては、市町村に交付されるべき普通地方交付税について、国の地方交付税の財源が不足 した場合に、その不足額を市町村に起債を起してくださいとさせることで、本来交付されるべき 普通交付税の金額とさせる制度で、平成13年度からこの制度は行われております。普通交付税 と臨時財政対策債を合計した額が本来の交付されるべき普通交付税の額となります。

今回の補正につきましては、増収等に伴い、国の地方交付税の財源が増額したために臨時財政 対策債を削減し、地方交付税での交付額が増加するようになったための減額となります。つまり 普通交付税でみてくれたので、もう起債のほうはそれだけしなくてはよくなったというような状 況になっております。

以上です。

議長(松崎俊一君) それでは、ここで暫時休憩をいたします。答弁漏れあたりは、ちょっと休憩 中に考えてください。午後の会議は1時から行います。

(午後0時05分)

議長(松﨑俊一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

- 議長(松崎俊一君) 議案第36号、令和元年度小国町一般会計補正予算(第3号)について、ほかに質疑はございませんか。
- 情報課長(北里慎治君) すみません、午前中の御質問のなかで郵便局に委託することを考えているということで発言させていただいたところ、議員のほうから土日についてどうだということで御質問がありました。それにつきまして郵便局と協議をした中では、土日は扱わないと、そして営業時間としましては郵便局は窓口が開いている時間ですので、朝の9時から夕方5時までとい

うことを考えているということになっております。先ほどから議員が、じゃあ土日のことについてはお話質問があったとおりでございます。私どもとしましても、今回のプレミアム商品券は特に非課税者や子育て世帯やそういった限られた方たちへのプレミアム付商品券となっていることから考えまして、そのあたりをもう少し議論を深めたいと私たちのほうでも思っております。例えば土日で行政の窓口の役場のほうで取り扱うとかなった場合、あるいは時間外少し延長して窓口を設けようとした場合には、様々なことが考えられます。例えばお金を扱うことも大事ですし、そういった環境が整うかどうかということもありますので、少しその辺は役場の中で議論させていただきまして、柔軟な対応をできるだけしたいと思っております。

以上でございます。

議長(松﨑俊一君) ほかに質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

5番(児玉智博君) 私は議案第36号、令和元年度小国町一般会計補正予算(第3号)に反対の 立場から討論を行います。

本議案には、来月に迫った消費税10%への増税の景気対策としてプレミアム付商品券発行の費用が盛り込まれております。そもそも、ばらまくくらいならはじめから増税するべきではないのであって、増税の中止こそが一番の景気対策であるということは指摘をしておきたいと思います。

しかし、それ以外にも質疑では様々な問題が明らかになりました。

1つ目は6月の議会でも指摘をいたしましたプライバシーの問題についてであります。執行部の答弁では、県などに問い合わせたが明確な対応策というのは示されなかったと述べるだけで、ただ、この間執行部がしたことは、県に聞くだけであって全く主体的にどう取り組もうかというようなそういう模索すら行われていないのではないかということが明らかになったわけであります。

2つ目は引き換え窓口の問題であります。郵便局に委託をするということでありましたが、しかしそれでは郵便局が休みとなる土曜日や日曜日、また平日であっても郵便局の営業時間外には引き換えができないことになってしまいます。平日の日中働いている人、特に町外で働いているような人たちにはそういう引き換えのためにわざわざ休まなければならなかったり、あるいは休みの時間を潰して郵便局に出向かなければもらうことができないことになってしまいます。しかも、私がこの問題を指摘したときに、担当課長はそのことの把握すらできておりませんでした。全くこの問題についての重要性を認識していないのではないかといわなければなりません。

3つ目、使用可能期限の問題であります。2月29日で小国町はこの期限を打ち切るとしております。令和元年度が丸1カ月も残っているのに、その使用を制限をしてしまう。全く論外としか言いようがありません。大都市圏である中野区や世田谷区は3月31日いっぱいまでを使用期限として定めております。こうしたところの取り組みに、余りに学ぼうという姿勢がないと言わなければなりません。

最後に、生まれた日によって取扱いが差別されてしまう子どもがいることであります。子育て世帯を 0歳から 3歳半の子どもがいる世帯と設定しているためでありますが、そのため 2 0 1 6 年 4 月 2 日から 2 0 1 9 年 9 月 3 0 日生まれの子どものみが対象となります。 2 0 1 6 年 4 月 1 日以前に生まれた子どもであったりとか、しかしこの以前に生まれた子どもというのは幼児教育無償化によりある程度この消費税増税分の負担解消が担保されているわけでありますが、 2 0 1 9 年 の 1 0 月 1 日以降に生まれた子どもには、そうした対処すらないわけであります。消費税増税予定日の当日に生まれた赤ちゃんはプレミアム付商品券の対象であったり、あるいはその他の救済策の対象にすらならず、産まれた瞬間から不公平にさらされることになってしまうわけであります。こうした数々の問題をはらみ、そのことに対して執行部としてどういう対応を取ろうかという検討すら行われていない中で、ただただ国の言われたままにこうしたプレミアム商品券を実施するぐらいなら、はじめからやらないほうがましであります。

私は以上のことから、本補正予算に反対するということを述べまして、討論を終わります。

議長(松﨑俊一君) ほかに討論はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(松﨑俊一君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第36号、令和元年度小国町一般会計補正予算(第3号)について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(举手多数)

議長(松﨑俊一君) 挙手多数でございます。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

議長(松崎俊一君) 日程第10、「議案第37号 令和元年度小国町国民健康保険特別会計補正 予算(第1号)について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

福祉課長(生田敬二君) 議案集の7ページ下段でございます。

議案第37号 令和元年度小国町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について 地方自治法第218条第1項の規定により、令和元年度小国町国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)を別紙のとおり提出する。

令和元年9月9日提出

小国町長 渡 邉 誠 次

でございます。

国民健康保険特別会計予算書をお願いいたします。1ページを御覧いただきたいと思います。 令和元年度小国町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

元号を改める政令(平成31年政令第143号)の施行に伴い、「平成31年度小国町国民健康保険特別会計予算」の名称を「令和元年度小国町国民健康保険特別会計予算」とし、元号による年表示についても「平成」を「令和」に読み替えるものとする。

令和元年度小国町の国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8千95万6千円とする。
 - 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予 算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

補正予算の概要について御説明をさせていただきたいと思います。

4ページを御覧いただきたいと思います。下段の歳出で総務費の一般管理費、TRY-Xシステム改修負担金22万円の増額補正でございます。国のほうにおきまして、医療機関であるとか薬局におきまして、医療保険の加入者が保険証であるとかマイナンバーカードを提示することによりまして、加入する被保険者資格の有無を確認するオンライン資格確認につきまして、令和2年度以降、全国的に導入するということが予定をされています。この費用22万円につきましては、市町村の国保、保険者側のシステム改修としての本町の負担金ということになります。

なお、上段の歳入にありますように、社会保障税番号制度システム整備費補助金として全額が 国庫で補助されるものとなります。

以上、歳入歳出ともに22万円の増額補正予算ということになります。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

議長(松﨑俊一君) これより議案第37号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(松﨑俊一君) 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(松﨑俊一君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第37号、令和元年度小国町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、原案の とおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(松﨑俊一君) 全員挙手でございます。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

議長(松崎俊一君) 日程第11、「議案第38号 令和元年度小国町介護保険特別会計補正予算 (第1号)について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

福祉課長(生田敬二君) 議案集8ページ上段でございます。

議案第38号 令和元年度小国町介護保険特別会計補正予算(第1号)について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和元年度小国町介護保険特別会計補正予算(第1号)を別紙のとおり提出する。

令和元年9月9日提出

小国町長 渡 邉 誠 次

でございます。

介護保険特別会計補正予算書の1ページを御覧いただきたいと思います。

令和元年度小国町介護保険特別会計補正予算(第1号)

元号を改める政令(平成31年政令第143号)の施行に伴い、「平成31年度小国町介護保険特別会計予算」の名称を「令和元年度小国町介護保険特別会計予算」とし、元号による年表示についても「平成」を「令和」に読み替えるものとする。

令和元年度小国町の介護保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ539万7千円を追加し、歳入歳出予 算の総額を歳入歳出それぞれ11億8千415万6千円とする。
 - 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予 算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月9日提出

小国町長 渡 邉 誠 次

補正予算の概要について御説明をさせていただきたいと思います。

5ページをお開きください。歳出のほうから説明をさせていただきます。まず、総務費。一般管理費のシステム改修負担金6万5千円です。これにつきましては、法令の改正による介護保険制度の改正に伴うもので、受給者基本台帳の改版を行うためのシステム改修負担金となります。

次に3地域支援事業費の包括的支援事業費の人件費及び需用費の補正予算です。増減を相殺しまして、合計62万円の増額補正となります。人件費につきましては、地域包括支援センターに所属する職員の4月の人事異動に伴う各節の増減予算、また需用費、修繕費につきましては同センターで使用している公用車の修理に係る予算補正となります。今、説明をいたしましたシステム改修費6万5千円及び包括的支援事業費の62万円につきましては、4ページの歳入を御覧いただきたいと思いますが、上段の一般会計繰入金でその全額68万5千円を繰入れさせていただくものです。

5ページの歳出に戻っていただきまして、諸支出金の介護給付費返還金です。これは平成30年度の実績報告による返還金、国県合せて471万2千円の補正計上でございます。こちらにつきましては、4ページの歳入にありますように平成30年度からの繰越金の計上をもって財源対応をさせていただくものでございます。以上によりまして、歳入歳出ともに539万7千円の増額となる補正予算をお願いするものでございます。

説明は以上となります。御審議よろしくお願いいたします。

議長(松﨑俊一君) これより議案第38号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(松﨑俊一君) 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(松﨑俊一君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第38号、令和元年度小国町介護保険特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(松﨑俊一君) 全員挙手でございます。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

議長(松崎俊一君) 日程第12、「議案第39号 令和元年度小国町水道事業会計補正予算(第 1号)について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

建設課長(秋吉陽三君) 議案集8ページ下段のほうを御覧ください。

議案第39号 令和元年度小国町水道事業会計補正予算(第1号)について

地方公営企業法第24条第2項の規定により、令和元年度小国町水道事業会計補正予算(第1

号)を別紙のとおり提出する。

令和元年9月9日提出

小国町長 渡 邉 誠 次

でございます。

水道事業会計の補正予算書を御覧ください。まず1ページのほうをお願いいたします。

令和元年度小国町水道事業会計補正予算(第1号)

元号を改める政令(平成31年政令第143号)の施行に伴い、「平成31年度小国町水道事業会計予算」の名称を「令和元年度小国町水道事業会計予算」とし、元号による年表示についても「平成」を「令和」に読み替えるものとする。

(総則)

- 第1条 令和元年度小国町水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。 (収益的収入の補正)
- 第2条 令和元年度小国町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり 補正する。
- 第1款 水道事業収益 既決予定額1億5千249万4千円、補正予定額143万2千円、計 1億5千392万6千円です。

(資本的収入の補正)

- 第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億508 万円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9千935万4千円」に 「過年度分損益勘定留保資金5千263万4千円」を、「過年度分損益勘定留保資金 4千690万8千円」に、同条第2項中「他会計補助金」を「他会計出資金」に改め、 資本的収入の予定額を次のとおり補正する。
- 第1款 資本的収入既決予定額3千139万円、補正予定額572万6千円、計3千711万6千円。

次のページをお願いします。

(他会計からの補助金)

第4条 予算第9条中「水道事業会計助成」を「水道事業会計出資及び助成」に「610万円」を「1千325万8千円」に改める。

簡易水道統合後の激変緩和措置による普通交付税の確定による増額分の715万8千円を、収益的収入に143万2千円、資本的収入に572万6千円を増額補正するものです。

以上で説明を終わらせていただきます。審議のほう、よろしくお願いいたします。

議長(松﨑俊一君) これより議案第39号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(松﨑俊一君) 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(松﨑俊一君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第39号、令和元年度小国町水道事業会計補正予算(第1号)について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(举手全員)

議長(松﨑俊一君) 全員挙手でございます。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

議長(松崎俊一君) 日程第13、「同意第5号 小国町教育委員会教育長の任命について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長(渡邉誠次君) それでは御説明をいたします。

議案集の9ページを御覧ください。

同意第5号 小国町教育委員会教育長の任命について

小国町教育委員会教育長に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する 法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和元年9月9日提出

小国町長 渡 邉 誠 次

記といたしまして

- 1. 住 所 熊本県阿蘇郡小国町大字宮原1481番地6 ハイツサトー201
- 2. 氏 名 麻生 廣文
- 3. 生年月日 昭和27年5月24日

提案理由といたしましては、令和元年9月30日に、現教育委員会教育長の麻生廣文氏が任期 満了となり、新たに教育委員会教育長を任命する必要があるためでございます。

御審議方よろしくお願いいたします。

議長(松﨑俊一君) ここでお諮りいたします。

本日9月9日に議会運営委員会を開催し、「小国町教育委員会教育長の任命について」は9月 17日の本会議にて質疑・討論・採決を行うことに決定いたしました。 これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松﨑俊一君) 異議なしと認めます。

よって、「小国町教育委員会教育長の任命について」は9月17日の本会議にて質疑・討論・ 採決を行うことといたしました。

議長(松﨑俊一君) 日程第14、「同意第6号 小国町農業委員会の委員の任命について」を議 題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長(渡邉誠次君) それでは御説明をいたします。

議案集の10ページを御覧ください。

同意第6号 小国町農業委員会の委員の任命について

小国町農業委員会の委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和元年9月9日提出

小国町長 渡 邉 誠 次

記といたしまして

- 1. 住 所 熊本県阿蘇郡小国町大字北里3777番地
- 2. 氏 名 穴井 英雄
- 3. 生年月日 昭和32年10月11日

提案理由といたしまして、平成30年9月10日をもって、前小国町農業委員会の委員の佐藤 博義氏が辞任をしたためでございます。

穴井英雄さんにおきましては、昭和55年から消防署のほうに勤務されております傍ら、家の農業、米やほうれん草を手伝っていたということでございます。息子さんが本格的に農業経営を行っておりまして、専業農家として町の認定新規就農者となってございます。平成29年に消防署を退職して、その後はその息子さんの農業経営に参画し、積極的に農地中間管理機構等の農地バンク制度を活用して規模拡大を行っております。農業経営は息子さん夫婦と共に、主に水稲が1ヘクタール、ハウス野菜、ほうれん草、春菊、ミニトマト、ミニパプリカなどがございます。今回は地域的なバランスも考慮され、かつ推薦を受けた候補者でございます。地域にも精通をしておりまして、やる気もございます。人柄経験を考えると農業委員会の業務を適切に行うことができる方であるというふうに思っております。

御審議方をよろしくお願い申し上げます。

議長(松﨑俊一君) これより、同意第6号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

1番(時松昭弘君) 1番、時松です。

今回の農業委員会の選任の前任者が去る去年の9月10日をもって辞任をされたということで ございます。この間、ちょっと1年間ほど今までが空白になっていたかと思いますが、いままで こういった後任の選任をしなかった理由といいますか、そこあたりはどういうふうな形になって いるかお尋ねをしたいと思います。

町長(渡邉誠次君) 前期の話になりますので、前期の北里町長の答弁にも、全員協議会だったのか勉強会だったのかちょっと覚えがありませんけれども、欠員の状態で前期は委員会を進めていくという見解でございました。今期に入りまして、農業委員会のみなさんと協議を私も重ねてくるなかで、本当はもっと前に考えなければいけなかったんでしょうけれども、非常に仕事量も増大をしているという見解を私としては受けさせていただきました。よって、今回になりましたけれども、できるだけ早めにということで今回は農業委員を任命、また皆さま方に御審議いただきたい、同意していただきたいという思いでございます。

1番(時松昭弘君) 1番、時松です。

今、現町長からお話がありましたが、前町長の時代ですね、この9月10日に辞任をされているわけですけれども、本来ならばそこに農業委員会あたりが月に1回は開催されておりますが、そういったなかで少なくとも12月議会あるいは3月議会のおりに、こういった後任の話を執行部からそういった話が全然出ていませんでした。そこあたりは実際、農業委員会あたりの体制の問題もいろいろあろうかと思いますけれども、今の農業委員会の役割というのが非常に農地の集積等あるいは農地の農振地除外とかいろんな形で許可を出す部分があります。特に耕作放棄地等が今度は地籍等でも出てきておりますけれども、現況は農地、実際は山林というようなあるいは雑集地というところがたくさんあるわけですね。そういった以前からも私も申し上げておりますけれども、農地の集積等の話をしていたら農業委員会あたりが言うならば分母を減らせと私も何回も申し上げておりましたけれども、やっぱり地目の変更を今回の中でいろいろ農業委員会が指導をして、やっぱり率先してやっていくような体制を組んでいただきたいというふうに思います。農業委員会の会長はちょっと町長とは違いますけれども、そういった面では今回そういったことをしっかり、任命に当たってはそういったことをきちんと執行部側から提示をしていただきたいと思います。

以上です。

議長(松﨑俊一君) ほかに質問ございませんか。

5番(児玉智博君) 私もこれが丸1年間空白になっていたのに、今回提案してきているということで、実際農業委員会の委員が欠員になっていた状態で、だから前任者の北里さんは、もう欠員のままいくというふうに言って、結局、前任者は4月30日までですか。だから7カ月間ぐらいですね。その間も毎回農業委員会の会議は開かれていて、それ以外の農地パトロール等の業務も

やってきていたと思うのですが、その段階では不都合というか、何か問題が実際はなかったので すか。

- 産業課長(木下勇児君) 9月10日に前任の農業委員が辞任されまして、その後ということでいきますが、非常に農業委員、残りの方を含めて、あと推進委員の方、この方たちの協力の下で何とかこの1年間がやってこれたというふうに思っております。いわゆる大きな問題というふうにはならないように皆さんが協力し合ったというふうに認識しております。
- 5番(児玉智博君) やはりですね、この農業委員会制度が公選制から町長の任命制度に変わって、 そのときの条例を作る時に非常に農業委員の定数をどうするんだというのは、この議会の中でも 非常に議論になったところなんですよね。そんなに人数は要らないんじゃないかというような議 論もあるなかで、その全体として新制度になって農業委員の定数というのも減って、その分さっ き出てきたような推進委員の新設なんていうのもあったんですけれど、やっぱり丸1年間も欠員 の状態できてしまったということは、農業委員会制度そのものに疑問符が付いてくるところじゃ ないのかなと思うのですよね。確かに残った農業委員や推進委員が支え合って1人分の穴を何と か防いでこれたから大丈夫というような話でもなくて、今日は農業委員会事務局長はいませんが、 やっぱり農業委員会事務局としては必要なわけだから、今回補充の提案を後任の渡邉町長がされ ていると思いますので、「やっぱり必要ですよ」って。農業委員会の欠員をそのままでいくとい うような、それが政治決断としてそうなったのかもしれないけれど、やっぱり事務局としてはそ れじゃ困りますと。農家が困りますという立場で進言すべきだったんじゃないかなというふうに 思います。もしだから、今回町長が交代したからこういう提案に至ったけれども、交代していな かったら他の人たちに負担をかけ続けて、そしてひいては農家の方に迷惑を掛け続けたことにも なりかねない問題だと思いますので、そういう点は行政の事務局側から必要な進言というのは町 長のほうにしていただきたいということ。これは注文ですので、お願いしたいと思います。
- 産業課長(木下勇児君) 前町長時代におきましても、産業課の中に農業委員会、所管しておりますが、いわゆる職員としての立場ではありますけれども、進言という言葉が正しいか分かりませんが、お願いは何度かした経緯はあります。そこは最終的な判断ですので、そういう中で今回に至ったということです。

議長(松﨑俊一君) ほかに質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(松﨑俊一君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決の方法は慣例により無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

議長(松﨑俊一君) ただいまの出席議員は9人です。

お諮りいたします。小国町議会会議規則第32条第2項の規定より、立会人に4番、久野達也 君、5番、児玉智博君を指名いたしたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) 異議なしと認めます。よって、立会人に4番、久野達也君、5番、児玉智博君を指名いたします。これより投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

議長(松崎俊一君) 念のため申し上げます。本案を賛成とする者は○、反対とする者は×と記載 願います。なお、白票がありましたときには、反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(配付漏れなし)

議長(松崎俊一君) 配付漏れなしと認めます。投票箱を改めます。

(投票箱確認)

議長(松﨑俊一君) 異常なしと認めます。

これより投票に移ります。1番議員より順次投票をお願いいたします。

(投票)

議長(松﨑俊一君) 投票漏れはありませんか。

(投票漏れなし)

議長(松﨑俊一君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票に移ります。

4番、久野達也君及び5番、児玉智博君に立ち会いをお願いいたします。

(開 重)

議長(松崎俊一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数9票

有効投票 9票

無効投票 0票

有効投票中

賛成 9票

反対 0票

議長(松﨑俊一君) 以上のとおり、全員賛成でございます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

議長(松崎俊一君) 日程第15、「認定第1号 平成30年度小国町一般会計歳入歳出決算認定 について」及び日程第16から日程第23、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、 認定第6号、認定第7号、認定第8号、認定第9号までの8件は、各特別会計歳入歳出決算及び 水道事業会計の決算認定になっています。一括して議題といたします。

なお、本日は小国町代表監査委員であります古賀代表監査委員の御出席をいただいております。 後ほど意見書の説明をお願いします。

はじめに執行部より一般会計歳入歳出決算認定及び各特別会計歳入歳出決算認定、水道事業会 計決算認定の説明をお願いします。

総務課長(小田盲義君) それでは、議案集は11ページをお開き願います。

認定第1号、平成30年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度小国町一般会計歳入歳出決算を、別 紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和元年9月9日提出

小国町長 渡 邉 誠 次

でございます。

それでは、平成30年度一般会計の歳入歳出決算書をお開き願います。

14ページをお願いいたします。14ページに今申し上げました歳入総額から歳出総額の差引 といたしまして、3億1千644万1千176円が残額として出ております。この処分といたし ましては、全額翌年度への繰越額となっております。

令和元年9月9日提出

小国町長 渡 邉 誠 次

でございます。

また、15ページ以降には、歳入歳出決算の事項別明細がございますが、これにつきましては 明日からの各担当課から概要の詳細説明をさせていただきます。

それではまず総務課資料で一般会計の決算についての概要を説明させていただきます。使いま

す資料は総務課資料 (7)、平成30年度決算主要施策事業成果報告書、それから総務課資料 (8)と書いてある平成30年度決算に係る財政資料、この2つが一般会計決算書の資料となります。よろしいでしょうか。総務課資料 (7)と (8) でございます。

ではまず総務課資料 (7)、平成30年度決算主要施策事業成果報告書をお開き願います。1 枚めくっていただきますと、目次がございます。目次では各所管課ごとの主要施策成果調書のページを記載させていただいております。以下、事業内容・成果の説明及び決算額とそれに係る財源内訳を表記させていただいておりますので、明日からの全協時に決算確認時に参考にしていただければと思っております。

次に総務課資料(8)です。平成30年度決算に係る財政資料で今回の決算に伴う説明をさせていただきます。

まず1ページをお開き願います。一般会計決算の状況です。平成25年度からの数値で推移の 経過等が比較できますよう表記させていただいております。今回は、平成30年度の決算という ことで、1ページの一番右端が主な数値になります。平成30年度の標準財政規模が32億4千 22万6千円で、財政力指数は0.24です。小国町の場合、ここ数年は財政力指数が0.20か ら0.24の間を推移している状況で、大部分は交付税に頼っているという財政状況がこの数値 で分かります。

歳入の内訳といたしましては、歳入総額60億7千553万1千円に対して、一番主なものが 地方交付税、これは特別交付税、普通地方交付税の合計額です。24億262万9千円というこ とで、かなりの額を地方交付税に頼っていることになります。それから、町債、町の借入金です けれども8億4千834万9千円となっております。それ以外の歳入の大きなものといたしまし ては、町税、国庫支出金、県支出金が主なものとなっております。

次に歳出総額は57億5千909万円です。義務的経費を除いたその他の経費といたしましては、大きいものは補助費等、いわゆる負担金や負担金補助及び交付金となります。一部事務組合への負担金等もこれに含まれております。これが総額で10億5千971万1千円ほどあります。それから投資的経費、これは普通建設事業債と災害復旧事業債をあわせますと12億4 千555 万2 千円ほどが投資的経費になります。

歳入総額から歳出総額の差引が形式収支となります。先ほども申しました3億1千644万1 千円、これに翌年度に繰り越すべき財源7千680万7千円を差し引いた額が実質収支となります。実質収支は令和元年度へ繰り越して使える予算ということで、2億3千963万4千円となります。2億3千963万4千円を繰り越して、その2分の1以上を積み立てるという基本になる数字でございます。

それから、単年度収支は6千383万4千円の、黒字赤字という表現は正しいか分かりませんけれど黒字となっております。昨年の実質収支が1億7千580万円あり、今年は2億3千96

3万4千円となっておりますので、差引の6千383万4千円増えたという意味になっております。その下の実質単年度収支につきましては、年度中に事業等を実施する場合、資金が不足すれば基金からの借り入れを行います。また、令和元年度には基金への積立も行います。この実質単年度収支というのは、預貯金をどう利用したかを計る数字になります。簡単にいえば、資金の繰入れが少なくて積立が多い場合は黒字としてここに表されるということになっております。平成30年度の場合は、5千618万5千円の黒字というような決算の状況でございます。

2ページは歳入歳出ごとに今の数値をグラフで表示させていただいております。

次に3ページをお願いいたします。平成30年度における借入状況です。一般会計で、8億4 千834万9千円の借り入れを行っております。表には起債の種類、借入先、事業内容、交付税 算入率を表示させていただいております。また参考といたしまして、農業集落排水事業特別会計 と水道事業会計についても起債の部分を書かせていただいております。

4ページにつきましては、この借り入れた起債別の年間の推移です。表を見ますと、平成28年度末現在高がありまして、次に平成29年度中に借り入れた分、そして平成29年度中に返した分、そして平成29年度末現在高と続き、平成30年度も同様に借り入れた分、返した分、平成30年度末現在高としてこの表にまとめてあります。平成30年度末の一般会計の現在高は、58億9千696万9千円となります。

5ページは借入先別に表にしております。借入先といたしましては、国の融資資金、いわゆる 財務局からの借り入れが大部分となっております。

6ページをお願いいたします。6ページは基金の年度末状況ということで、平成25年度末から平成30年度末までの現在、町が持っております基金の流れを表にしております。平成30年度末で基金の総額は9億5千223万5千円となっております。

7ページをお願いいたします。7ページはネットワーク事業基金の使途状況です。この基金は 寄附金に伴う積立金ですので、その使途等につきまして平成30年度は産業関係で6項目、子育 て関係で8項目、福祉関係で3項目、環境関係で2項目、観光関係で4項目、国際交流で1項目 の合計24項目に対しまして、基金の中から8千400万5千914円を運用させていただいて おります。基金の目的を寄附者が指定したものを踏まえたうえでの充当となっております。

最後に8ページをお願いいたします。平成26年4月1日より、消費税が5%から8%に引き上げられたことに伴いまして、地方消費税の増税分につきまして、その使途を明確化し社会保障施策に要する経費に充てることとされております。平成30年度の充当状況は、歳入といたしましては、地方消費税交付金が5千638万2千円です。これに対しまして、この交付金が充てられる社会保障施策に要する経費といたしまして、表のとおり社会福祉・社会保険・保健衛生関係に充当いたしております。

以上が、一般会計の総括的な説明になります。よろしくお願いいたします。

福祉課長(生田敬二君) それでは続きまして小国町国民健康保険特別会計決算について、説明を させていただきます。

議案集の11ページ下段でございます。

認定第2号、平成30年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳 出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和元年9月9日提出

小国町長 渡 邉 誠 次

でございます。

特別会計の決算書をお願いをいたします。1ページ目からが国民健康保険特別会計でございます。まず、決算書のほうには記載はございませんけれども、小国町国民健康保険の加入状況としまして、平成30年度末で被保険者数2千348人、世帯数1千357世帯でございます。対前年比で被保険者数94人、世帯数で31世帯の減少となっております。

それでは決算状況について2ページ、3ページの総括表で御説明を申し上げます。国民健康保険につきましては、平成30年度から財政運営の主体が熊本県のほうに移管をされていますので、新しい形での予算の編成による決算構成ということになっております。前年度決算と変更したところを中心に御説明をさせていただきます。

2ページの歳入に関しましては、主なものとしまして1の国民健康保険税2億4千218万8 千548円でございまして、歳入全体の約21.9%となっております。4県支出金でございま すが、ここに歳出保険給付費の大部分を支払うための保険給付費交付金、普通交付金と言ってお りますが、であるとか、保険者努力支援分の特別交付金が含まれておりまして、総額で7億5千 634万9千558円となっております。続いて款6繰入金、9千207万1千547円でござ います。この中に保険基盤安定繰入金等の制度上のルール分とされるものと、いわゆる法定外の 繰入金が含まれております。7繰越金は平成29年度からの繰越分1千395万9千240円で ございます。歳入合計は11億665万5千154円となります。対前年比で約2億4千205 万円、17.9%の減でございます。

3ページにあります歳出に関しましては、主なものとしまして、2の保険給付費7億4千45 8万7千637円、歳出全体の約68%を占めております。3の国民健康保険事業費納付金が新設されました県への納付金ということになります。この納付金の財源としまして、歳入の保険税、また繰入金のなかの保険基盤安定繰入金、税の軽減補てん分となりますけれども、そういった歳入で補うかたちとなります。歳出6の保健事業費1千507万3千838円でございますが、人間ドックや特定健診、保健指導等に係る費用の決算でございます。また8の諸支出金2千250万2千840円には、国庫負担金と返還金であるとか公立病院への直営診療施設勘定繰出金等が 含まれております。歳出合計は10億9千333万2千663円となります。対前年度で約2億4千142万円、18.1%の減でございます。歳入歳出ともに合計額が対前年度で2億4千万円、18%ほど減少しておりますけれども、これは財政運営が県に広域化されたことに伴いまして、これまでは県内各市町村で発生する高額な医療費について影響を緩和するために平成29年度までは設けられていました高額医療費共同事業の制度による会計処理が県の会計のほうに移行されたということが主な原因ということになります。

10ページをお開きください。歳入総額から歳出総額を差し引きました1千332万2千49 1円の全額につきまして、翌年度に繰越をさせていただくものでございます。

以上で、平成30年度国民健康保険特別会計決算の概要説明を終わらせていただきます。

続きまして、小国町介護保険特別会計決算について説明をさせていただきます。

議案集の12ページ上段でございます。

認定第3号、平成30年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和元年9月9日提出

小国町長 渡 邉 誠 次

でございます。

特別会計決算書の37ページからが、介護保険特別会計でございます。

まず、こちらも決算書のほうに記載はございませんけれども、小国町の介護保険の加入状況といたしまして、平成30年度末で被保険者数2千912人、対前年比で53人の増加となっております。そのうち、要介護認定者、要支援者を含めますけれども626人でございまして、こちらは対前年比で21人の減少となっております。また、認定率におきましては約21%でございまして、前年比で1ポイントほど減少をしております。それでは決算状況について、38、39ページの総括表で御説明を申し上げます。

38ページの歳入に関しましては、主なものとしまして、1の保険料2億2千44万143円、3の国庫支出金の3億247万4千467円、4の支払基金交付金2億8千682万697円、5の県支出金1億5千679万5千639円、6の繰入金1億4千888万9千647円、7の前年度からの繰越金2千381万1千574円となっておりまして、歳入合計は11億4千296万9千567円となります。対前年度で約6千313万円、5.8%の増でございます。

39ページの歳出に関しましては、主なものとしまして、2の保険給付費10億310万4千881円、3の地域支援事業費6千172万7千36円、4の国庫負担金の返還金等諸支出金2千276万7千128円などとなっております。また6の公債費につきましては、前介護保険計画期間第6期となりますが、平成28年度に県のほうから借入を行いました財政安定化基金1千

650万円の返還金550万円でございます。平成30年度から令和2年度の3年間で550万円ずつを返還していくものとなっております。以上、歳出合計は11億140万92円となります。対前年度で約4千537万円、4.3%の増でございます。歳出増の主な原因といたしましては、保険給付費と地域支援事業費あわせて4千120万円ほどが増加したこと等によるものでございます。

46ページをお開きください。歳入総額から歳出総額を差し引きました4千156万9千47 5円の全額につきまして、翌年度に繰越させていただくものでございます。

以上で、平成30年度介護保険特別会計決算の概要説明を終わらせていただきます。

議長(松崎俊一君) ここで暫時休憩をいたします。時間が2時20分でよろしいですか。

(午後2時05分)

議長(松﨑俊一君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時20分)

議長(松﨑俊一君) 生田福祉課長。

福祉課長(生田敬二君) 先ほど介護保険特別会計決算のなかで、私が説明したところで間違いが ございました。冒頭の説明のなかで介護保険の被保険者数2千912人、53人の増加と申し上 げましたけれども、人数は2千912人でございますが、増加は1人の増ということでございます。申し訳ございません、訂正してお詫びを申し上げます。

続きまして、小国町後期高齢者医療特別会計決算について説明をさせていただきます。

議案集の12ページ下段でございます。

認定第4号、平成30年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について 地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入 歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和元年9月9日提出

小国町長 渡 邉 誠 次

でございます。

決算書の73ページからが後期高齢者医療特別会計でございます。後期高齢者医療につきましては、熊本県広域連合が保険者となります。まず平成30年度末の被保険者数ですが、1千589人、対前年比で21人の減少となっております。

それでは決算状況について、74、75ページの総括表で御説明を申し上げます。

74ページの歳入に関しましては、主なものとして、1の保険料6千806万8千130円、4の一般会計からの繰入金の3千502万2千148円、5の諸収入これは健康保持増進事業の助成収入等ですけれども、443万6千265円などとなっておりまして、歳入合計は1億927万3千491円となります。対前年度で約638万円、6.2%の増でございます。

75ページの歳出に関しましては、主なものとしまして、2の広域連合納付金1億184万3 千478円、3の保健事業費449万1千167円となっておりまして、歳出合計は1億734 万6千177円となります。対前年度で約613万円、6.1%の増でございます。

80ページをお願いいたします。歳入総額から歳出総額を差し引きました192万7千314 円につきまして、翌年度に繰越をさせていただくものでございます。

以上、平成30年度後期高齢者医療特別会計決算の概要説明を終わらせていただきます。

福祉課のほうで所管をしております3つの特別会計の決算状況を説明させていただきましたけれども、お配りをしております福祉課資料2の決算資料の中に、委託料、補助金、負担金等の明細を記載しておりますので、御参照いただければと思っております。

以上でございます。

住民課長(時松洋順君) それでは議案集13ページ上段をよろしくお願いいたします。

認定第5号、平成30年度小国町地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計歳入歳出決算認 定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度小国町地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和元年9月9日提出

小国町長 渡 邉 誠 次

でございます。

特別会計決算書の94、95ページをお開きください。総括表で御説明させていただきます。 まず、94ページの歳入でございます。諸収入といたしまして貸付者からの貸付金の元利収入が ございます。61万8千875円になっております。

右側の総括表歳出でございます。公債費といたしまして、貸し付ける際に町の財源としました 起債の元利償還金がございます。49万3千410円となっております。歳入の諸収入と公債費 の差額につきまして一般会計へ繰り出すことになっておりますが、その金額については諸支出金 に計上させていただいております。12万5千465円となります。

100ページをお願いします。歳入歳出の差引残額は歳入歳出同額でございますのでございません。よって翌年度への繰越金もございません。

以上、概要を御説明させていただきました。

教育委員会事務局長(石原誠慈君) それでは、議案集の13ページ下段をお願いいたします。

認定第6号、平成30年度小国町坂本善三美術館特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度小国町坂本善三美術館特別会計歳入 歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和元年9月9日提出

小国町長 渡 邉 誠 次

でございます。

それでは特別会計歳入歳出決算書の108、109ページをお開きいただきたいと思います。 歳入歳出の総括表で御説明をさせていただきます。

まず108ページの歳入でございます。款の1使用料及び手数料、これは美術館の入館料として201万5千430円、款の2繰入金、これは一般会計からの繰入金として917万6千642円です。款の3諸収入、75万7千427円。これはミュージアムショップ売上他の収入でございます。歳入合計決算額が1千194万9千499円でございます。

次に109ページ歳出でございます。款の1総務費、歳出合計決算額が1千194万9千49 9円でございます。

続きまして、114ページをお開きください。会計の収支でございますが、歳入歳出差引残額 及び翌年度への繰越額ともに0円となるものです。

以上、簡単でございますが説明を終わらせていただきます。

建設課長(秋吉陽三君) 議案集の14ページをお願いいたします。

認定第7号、平成30年度小国町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度小国町簡易水道特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和元年9月9日提出

小国町長 渡 邉 誠 次

でございます。

決算書の124、125ページをお願いいたします。小国町簡易水道特別会計は杖立水道、小 数水道、市井野水道の3施設の会計となります。

総括としての歳入でございます。使用料及び手数料582万7千860円、繰越金23万3千420円でございます。よって当年度歳入決算額は606万1千280円でして、対前年比で4.6%の増となっております。

次の125ページが歳出でございます。総務費として584万1千280円でございます。対 前年比5%増となっております。

130ページをお願いします。繰越額として歳入から歳出を差し引いた残りの22万円を繰越しとさせていただいております。

以上、簡易水道特別会計の説明を終わらせていただきます。

続きまして、認定第8号、平成30年度小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度小国町農業集落排水事業特別会計歳

入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和元年9月9日提出

小国町長 渡 邉 誠 次

決算書の142ページをお願いいたします。分担金及び負担金、使用料及び手数料、県支出金、 財産収入、繰入金、繰越金、諸収入、町債の合計が1億3千980万3千171円で、対前年比 1%の増となっております。

次の143ページが歳出でございます。総務費と公債費の合計で1億3千136万4千36円、対前年比4.1%の減となっております。

148ページをお願いいたします。歳入から歳出を差し引きました843万9千135円を繰越させていただいております。

以上で、農業集落排水事業特別会計の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案集の15ページをお願いいたします。

認定第9号、平成30年度小国町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成30年度小国町水道事業会計利益の処分及 び決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和元年9月9日提出

小国町長 渡 邉 誠 次

水道事業会計の決算書をお願いいたします。

2ページ、3ページをお願いいたします。2ページ、3ページに収益的収入及び支出を記載してございます。事業収益は1億3 千1 3 2 π 5 千5 1 3 円で、前年度に比べ1 6 3 π 4 千円の減となっております。そのうち料金収入は1 億1 千5 7 4 π 2 千円で前年度に比べ8 2 π 5 千円の減収となっております。

次に4ページ、5ページをお願いいたします。ここは資本的収入及び支出でございます。資本的収入としまして企業債3千万円、一般会計出資金761万6千円など合計3千900万1千円となっております。また、資本的支出は建設改良費8千810万6千円、企業債償還金3千377万4千円で合計1億2千188万円となっております。

次に8ページ、9ページをお願いいたします。ここで当年度未処分利益剰余金といたしまして、1億7千23万930円につきましては、1千48万241円を減債積立金とし、残金を翌年度に繰り越しております。

以上で水道事業会計の説明を終わらせていただきます。

議長(松﨑俊一君) ここでお諮りをいたします。

去る8月29日に議会運営委員会を開催し、平成30年度小国町一般会計歳入歳出決算認定及び各特別会計歳入歳出決算認定、水道事業会計決算認定については、全員協議会で審議すること

に決定をいたしました。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松﨑俊一君) 異議なしと認めます。

よって、全員協議会で審議することに決定をいたしました。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。大変申し訳ありません。代表監査員の入場のために 5分間いただきます。2時40分から再開をいたします。

(午後2時35分)

議長(松﨑俊一君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時40分)

議長(松崎俊一君) それでは、ここで古賀代表監査委員より、平成30年度各会計決算審査意見 書及び基金運用状況審査意見書並びに財政健全化等審査意見書の説明をお願いいたしたいと思い ます。着座のままで結構ですので御説明をお願いしたいと思います。

代表監査委員(古賀尚年君) こんにちは。今回、監査委員に選任されました古賀でございます。 よろしくお願いいたします。本日はちょっと喉の調子が悪いので御聞き苦しい点があると思いま すけれども、よろしくお願いいたします。

それでは平成30年度の決算審査意見書及び基金運用状況審査意見書について、報告いたします。

まず表紙をお開けいただきますか。8月28日に議選の大塚議員と各審査の合議を経て町長の ほうに提出した際の写しが添付してあります。

それでは目次を過ぎて1ページをお開きください。平成30年度小国町一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書ということで、対象が平成30年度小国町一般会計歳入歳出決算及び特別会計7項目について審査をいたしました。審査の期間につきましては、令和元年6月26日から8月27日までが対象の期間となりました。審査の結果、審査に付された平成30年度一般会計・特別会計歳入歳出決算及び付属書類は、関係法令に準拠して調整され、かつこれらの計数は関係諸帳簿及び証拠書類と符合し、正確であることを認めました。予算は概ね適正に執行されていることを認め、その内容並びにこれらに対する決算の概要及び意見は以下のとおりであります。多ページに渡る資料のため、ポイントを押さえながら報告させていただきます。

それでは2ページをお願いいたします。決算の概要でございます。 2ページから13ページまでが総括となっております。

決算規模です。一般会計と特別会計の総決算額は、歳入決算額85億9千286万2千409 円で、歳出決算額82億1千94万2千818円で、予算現額95億4千785万6千円に対する執行率は、歳入89.9%、歳出85.9%でありました。なお予算現額95億4千785万6 千円から、翌年度への繰越額10億6千932万8千円を除いた予算額は84億7千852万8 千円に対する歳出決算額82億1千94万2千818円の当該年度の実質的な執行率は、96. 8%でありました。また前年度決算額と比較すると、歳入において1億158万6千247円の減少で、歳出においては1億8千965万2千269円の減少となっております。

続きまして6ページをお願いいたします。決算収支でございます。総計決算における歳入歳出差引額は3億8千191万9千591円の黒字であります。形式収支額から翌年度への繰越財源を差し引いた実質収支額も3億511万2千591円の黒字となっています。また実質収支額から前年度実質収支額を差し引いた単年度収支額は8千818万7千22円となっています。

7ページを御覧いただきたいと思います。町債の状況でございます。 8ページと 9ページに図表が掲載されております。一般会計と特別会計を合わせた年度末未償還元金の合計は 6.7 億 9 千 9.10 万 8 千 1.2 8 円 で、前年度より 3 億 4 千 8.2 2 万 2 千 8.0 6 円 増加しております。

次に10ページをお願いいたします。財の分析でありますが、図表1-5-1を御覧いただきたいと思います。実質収支比率は3%から5%が望ましいとされておりますが、本年度は7.4%と前年度を1.9ポイント上回っております。経常収支比率は70%が妥当と言われていますが、75%を超えると弾力性を失いつつあるとされています。本年度は88.4%で前年度から1.3ポイント好転しているものの、依然95%超えていますので、悪化する要素が多く、財政硬直化の域に達しつつあると自覚する必要があると思います。財政力指数は財政上の能力を示すもので、指数が1に近いほど財政力が強いとされています。本年度は0.239で前年度を0.018ポイント上まわっているものの、依然低い状況であります。実質公債費比率ですが、この指数も財政構造の健全性を示すもので、本年度は10.8%という基準内ではありますけれども、他町村と比べると数字が高いかと思われます。

次に14ページをお願いいたします。一般会計でございます。14ページから46ページまでが一般会計になっております。決算の概要、歳入60億7千553万1千372円、予算現額に対する割合が86.7%、歳出57億5千909万196円、予算現額に対する割合が82.2%となっております。歳入歳出差引額3億1千644万1千176円を翌年度へ繰り越していますが、翌年度へ事業を繰り越すものの財源に充当すべき7千680万7千円が含まれています。これを差し引いた実質収支額が2億3千963万4千176円の黒字となっております。単年度収支に財政調整基金の積立金を加え、取り崩し額を差し引いた実質単年度収支は5千618万4千979円の黒字となっています。財政状況において黒字となっていますが、今後も歳入の確保、歳出の削減に努めていただきたいと思います。

次に17ページをお願いいたします。財源別決算状況ということで、歳入決算額を自主財源及 び依存財源別にみると、自主財源は15億9千601万5千円、前年度と比較すると7千549 万5千円の増となっております。一方、依存財源は44億7千951万7千円、前年度と比較す ると512万7千円の減となっております。自主財源は前年度と比較して金額は上昇し、構成比率も上昇しています。この主な要因は自主財源である町税の収入が上昇したことによるものであります。

次に20ページをお願いいたします。その町税についてですが、自主財源のうち12.5%を占める町税について述べさせていただきます。町税の収入済額は7億6千101万7千円で、この主なものは固定資産税が2億7千801万9千円、町民税3億9千331万円、全体の88.2%を占めております。収入済額を前年度と比較すると、1億4千427万4千円増加していますが、これは主に町民税が前年度と比較して1億5千117万3千円、軽自動車税が前年度と比較して21万9千円の増によるものであります。今後も口座振替の推進を図るとともに、未収入金の時効管理に努められたいと思います。

次に28ページをお願いいたします。収入未済額についてですが、3千192万4千円で前年度と比較すると、415万8千円減少しています。解消に向けての努力が伺えます。ただし図表の2-2-14で平成30年度の構成比率を見ますと、34.8%と高い比率が伺える箇所があります。29ページの図表2-2-15を見ますと、使用料及び手数料の公営住宅使用料が増額になっています。負担の公平性と適正な債務管理の見地から、解消に向け更なる効率的な努力を期待いたします。

次に36ページをお願いいたします。歳出でございます。款別決算状況で予算現額70億35 3万3千円に対し、本年度の歳出総額は57億5千909万円で、前年度と比較して665万円 4千円増加しております。翌年度へ繰越額10億6千932万8千円を差し引いた1億7千51 1万5千円が不用額となっています。執行率は82.2%、翌年度への繰越額を差し引いた実質 執行率は97.0%となっております。

その不用額についてですが、45ページをお開きください。先ほどの不用額でありますが、1億7千511万5千円、予算現額の2.5%にあたります。構成比率の高いものを順に見ますと、民生費21.3%、総務費19.1%、農林水産業費及び諸支出金の10.5%の順となっております。

46ページをお願いいたします。予算の流用についてですが、本年度の項・目間の流用件数は7件で、前年度と比較して4件の減となっております。金額は69万1千円で、前年度比294万8千円の減少であります。予算の流用についてですが、財務手続き上は認められる行為でありますけれども、議会の議決を要しない執行であるため、その制度趣旨に鑑み、今後とも流用については十分慎重を期されるよう要望いたします。

次から特別会計でございます。89ページまでが特別会計になっております。内容説明内訳については、先ほど執行部からも説明があったと思いますので割愛させていただきますが、6ページのほうにお戻りいただいて、単年度収支状況表のほうが見やすいと思いますので、6ページを

飛びまして89ページをお願いいたします。収入未済額の総額でございますが2千109万円で、前年度と比較して245万6千円の減となっております。しかしながら、今後とも負担の公平性、適正な債権管理の見地から、解消に向けた更なる努力を要望いたします。

96ページをお願いいたします。一般会計特別会計歳入歳出決算審査の結びに入ります。前段のほうは国外、国内、県内情勢を記載してあります。ここの部分は本日ちょっと割愛して、21行目の町の情勢のほうから報告させていただきます。当町の地震後の状況を観光面で見ると、鍋ヶ滝の入場者数は平成28年度が14万3千177人、平成29年度は20万6千777人、平成30年度は23万6千37人で、平成28年度と比較して2年間で9万2千860人も増加しています。また、町の総入込客数も平成28年度の88万7千10人から平成30年度は99万5千171人と、昨年度に引き続き大きく増加しております。熊本地震前を上回る状況となっています。このことからも復興が進んでいることが計り知れます。しかし観光事情を鑑みると、国内の観光客だけでは伸び率を上げることは難しいため、今後は海外にも目を向けたインバウンド対策や観光資源の開発が急務と思われます。ここで当町の平成30年度一般会計の決算概況を見ると、歳入で60億7千500万円と前年度に比べると7千万円増額となっています。

また、歳出では57億5千900万円で、主に庁舎建設事業やゆうステーション周辺整備事業等を中心に3億1千400万円程度増加しています。公共土木災害復旧事業等や北部清掃関係事業の減額により、決算総額としては665万円の増で、ほぼ昨年と同額となっています。

歳入から歳出の差引額、形式収支は3億1千600万円の黒字となりました。また実質単年度収支額も約6千400万円の黒字となっております。その主な要因は町民税の単年度増額と鍋ヶ 滝入園料の増収によるものでありますが、町民税は一時的な増額であるため、依然厳しい財政状況にあると言えます。

これまでも公債費の抑制等、歳出削減に努力してきた経緯はありますが、今後も歳入の40% 近くを占める地方交付税の減少が見込まれるため、自主財源の根幹をなす税や料金等の収入確保 に創意工夫を凝らし、特に鍋ヶ滝は町観光資源として有効な財源確保が期待できるため、なおー 層取り組まれたいと思います。また、今後も歳入に見合った歳出の徹底による経費削減など、引 き続き財政健全化に取り組むとともに、効率的・効果的な予算執行に努め、限りある財源を最大 限に活用しつつ、積極的に事業を展開されることを期待いたします。

以上、決算審査を終えて感じたことを列記しましたが、最後に今回の審査に際して担当部署の

課長をはじめ、関係者の誠意ある対応に感謝し、小国町の誰もが「しあわせ」を実感できる町と して未来につないでいかれることを望んで、平成30年度の決算の結びといたします。

引き続き99ページをお開けいただきたいと思います。平成30年度基金運用状況審査意見書でございます。対象は小国町国民健康保険高額療養費資金貸付基金、小国町生活保護生活資金貸付基金でございます。審査の期間は同じく令和元年6月26日から8月27日でございます。

次のページの100ページ、101ページを御覧いただきたいと思います。国民健康保険高額療養費資金貸付基金、決算年度現在額が100万円となっております。生活保護生活資金貸付基金が年度末現在高が20万円ということで記載されております。審査の結果といたしまして、運用状況調書の計数は関係帳簿と符合し、年度末における現金残高も正確であることを認めました。

次103ページをお開きください。平成30年度小国町水道事業会計決算審査意見書ということで、審査の期間これも令和元年6月26日から8月27日までです。審査の結果です。審査に付された決算報告書、財務諸表、事業報告書及び付属明細書は、関係法令に準拠して作成されており、当事業の本年度の経営成績及び本年度末現在の財政状態を適正に表示しているものと認めます。また、運営状況においても経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう効率的な運営がなされているものと認められます。

次に114ページをお願いいたします。水道料金に係る未収金ということで、今年度の未収金は509万7千392円で、前年度と比較して42万18円の減となっております。今年度は金額が減少し、徴収率の向上が見られます。水道料金は収入の根幹をなすものであり、今後も加入者の不公平感をなくすためにも、未収金の回収に引き続き努力されるよう要望いたします。

次118ページをお願いいたします。水道事業会計の結びに入ります。平成30年度水道事業会計の決算概況は、損益決算書を見ると当年度の純利益は1千48万241円となっています。

事業収支の主なものは、収益面では給水収益が82万5千円の減、長期前受金戻入が129万7千円の減、受取利息及び配当金が1万9千円の減となっております。

費用面では前年度比、675万9千円増加しています。その主な内容は総係費568万3千円の増、減価償却費90万4千円の増、資産減耗費87万6千円の増となっております。

純利益については、昨年度より赤字となっておりますが、収入面での主な要因は、給水収益の 減、長期前受金戻入の減によるものであります。

費用面では、総係費及び減価償却費、資産減耗費が昨年度より増額したことであります。漏水等を未然に防ぐため、老朽管の耐震化を伴う布設替工事を行っていますが、その財源とした企業債借入額も今後増加していくことから、事業の改善、経営の効率化により一層の努力を求めます。以上で、平成30年度決算に係る監査委員の意見書ということで報告いたしました。以上でございます。

続きまして、小国町財政健全化等審査意見書というのがあります。これも8月26日に町長に

提出した分でございます。平成30年度小国町財政健全化等審査意見書ということで、対象が4項目ありますが、上の実質赤字比率、連結実質赤字比率については赤字でないためデータがありません。そのために下の表を見ていただくと、実質公債費比率と将来負担比率の平成30年度のデータが出ております。実質公債費比率につきましては、先ほどの一般会計の部分に出ました10.8ということになっております。審査の期間につきましては、令和元年7月24日から8月27日までということであります。審査の結果、審査に付された平成30年度決算に係る健全化判断比率及び、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

以上でございます。

議長(松﨑俊一君) どうも、ありがとうございました。

それではここで、古賀代表監査委員に対しまして御質問等ございましたらお願いをいたします。 5番(児玉智博君) 長期にわたる決算審査、お疲れ様でした。

それで、決算審査と同時に財政援助団体等の監査も行われたということで、報告書をいただいております。それで見ましたところ、わいた温泉組合の団体に対する意見として、「チラシ等作成・配布について計画性を持って無駄を省くこと」ということだけが述べられております。わいた温泉組合については、町からの指定管理ということで、ゆけむり茶屋の指定管理者ということにもなっておりますが、現在残念なことに温泉施設だけの運営ということで、レストランスペースが長期にわたって休業した状態になっているんですよね。当然、地方自治法の199条の7では、指定管理者の監査も権限の中に監査委員はあるわけですけれども、そうした部分についての指定管理者側への意見の聴取であったりとか、指摘というのは全くなされていないんですか。

代表監査委員(古賀尚年君) 当日、決算書等を見せていただいて、中の様子を見せていただきましたが、今児玉議員の言うとおり稼働しているのが温泉のみというところでありましたので、指定管理者として早急にレストラン等復旧させるようにという指示はそのときにしましたけれども、その後に口頭で町長にも指定管理者であるために何とか手を打たないといけませんよというようなことはお話いたしました。

以上です。

5番(児玉智博君) 分かりました。

議長(松﨑俊一君) ほかに質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) それでは、古賀代表監査委員におかれましては、長時間監査等大変御苦労さまでした。また、特に決算審査におかれましては、限られた時間の中で審査業務に精励されましたことに対しまして、厚くお礼を申し上げる次第でございます。ありがとうございました。

ここで、どうぞご退席をお願いをいたします。どうも、お疲れ様でした。

(古賀代表監査委員 退席)

議長(松崎俊一君) 日程第24、「報告第4号 平成30年度決算に基づく財政健全化判断比率 及び資金不足比率の報告について」を議題といたします。

執行部より、報告をお願いいたします。

総務課長(小田宣義君) では、議案集は16ページをお願いいたします。

報告第4号、平成30年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、財 政健全化判断比率及び資金不足比率を次のとおり監査意見書を付して報告する。

令和元年9月9日

小国町長 渡 邉 誠 次

でございます。

先ほども、古賀代表監査委員から御報告もございましたが、改めて簡単に報告させていただきます。

記といたしまして、健全化判断比率の表を御覧ください。実質赤字比率、下の備考に書いてありますように、実質赤字額または連結赤字額がない場合及び実質公債費比率、または将来負担比率が算定されない場合は「一」として表記されます。ここはもう横線しか入っておりません。実質赤字比率とは、一般会計等に対する実質赤字額を標準財政規模で割った比率でございます。これは、赤字が出ていないということで、横線となっております。先ほど代表監査も申しましたが、町が危ない状態であると判断される基準は15%でございます。

次に、連結実質赤字比率とは一般会計と特別会計を対象にした会計の実質赤字、または資金不足の標準財政規模に対する比率でございます。これも赤字が出ていないということで、横線となっております。これも危ない状態であると判断される基準は20%でございます。

次に、実質公債費比率を御覧ください。これは公債費や公債費に準じた額を標準財政規模を基本とした額で割ったものの3年間の平均値になります。平成30年度決算では、10.8%ということで、前年に比べて0.4ポイント増加しております。これも危ない状態であると判断される基準は25%でございます。表の一番右にありますのが将来負担比率です。これは一般会計の借入金や将来支払っていく可能性のある負担金等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すのが、この比率になります。この決算では、35%となっており、前年に比べて1.7ポイント改善しております。危ない状態であると判断される基準は350.0%でございます。この改善の主な要因といたしましては、ファームロードの償還が終了したことによる改善になっております。

次に下の表を御覧ください。資金不足比率です。6つの企業会計とも、資金の不足額がないため、資金不足率は算定されません。ゆえに横線で表示をしております。

以上で、財政健全化判断比率及び資金不足比率についての報告を終わります。

議長(松﨑俊一君) これより報告第4号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(松﨑俊一君) 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

議長(松﨑俊一君) 日程第25、「請願第1号 熊本県における主要農作物種子法条例の制定に おける意見書を求める請願書について」を議題といたします。

お諮りいたします。

請願第1号については、議会運営委員会において協議をし、会議規則第92条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松﨑俊一君) 異議なしと認めます。

よって、請願第1号は委員会の付託を省略し、直ちに審議をいたします。

それでは事務局より請願書の朗読をお願いいたします。

議会事務局長(藤木一也君) それでは、朗読させていただきます。

請願第1号 熊本県における主要農作物種子条例の制定における意見書を求める請願書 令和元年8月21日

小国町議会議長 松 﨑 俊 一様

請願者 阿蘇市一の宮町宮地387番地5

農政連阿蘇総支部 総支部長 原山寅雄

紹介議員 小国町議会議員 時松昭弘、久野達也、穴見まち子

1. 請願の要旨

主要農作物種子法廃止にかわる熊本県独自の条例制定を求めるための意見書の採択

2. 請願の本文

一昨年4月に「主要農作物種子法」(以下「種子法」)の廃止が国会で議決され、昨年3月31日をもって同法は廃止されました。この種子法は1952年に制定され、主要農作物である米・麦・大豆の種子を安定的に生産し、供給することを「国の果たすべき役割」と定めた法律でした。今回の種子法廃止は、「民間企業の種子開発を促進するため」に行われたと政府は説明していますが、大きな問題をはらんでいると思われます。民間企業の種子は、各県が生産してきた種子の5倍から10倍の価格になるとの試算もあります。県民の共有財産である品種改良の知見が民間企業に流出することで、とりわけ多国籍企業と言われる外資系企業による種子の独占に道を開くことが懸念されています。また、それらの企業による遺伝子組み換え種子を使わざるを得なくなる事態も想定されています。

つきましては、各市町村議会において、「主要農作物種子法にかわる熊本県独自の条例」の制 定について意見書を採択していただきますようお願い申し上げます。

受付は事務局のほうで令和元年8月21日に受け付けております。

以上でございます。

- 議長(松崎俊一君) 続きまして、紹介議員を代表いたしまして、久野議員よりお願いしたいと思います。
- 4番(久野達也君) それでは今事務局長のほうから朗読のありました意見書を求める請願書ということで、農政連阿蘇総支部長、原山寅雄氏より請願が上がっていることについて紹介議員として皆さまにお願いを申し上げたいと思います。

朗読いただいたように、本種子法の廃止でその種子がいわゆる民間企業の営利目的のため、それだけに特化してしまったり、あるいは日本固有、あるいは、ここは阿蘇の農政連からの請願ですので阿蘇で地域産物としてこれまで培われてきて歴史的にも育ててまいりました種子等が、外資系あるいは遺伝子組み換え等により被害を被るということがあってはならないと。それらは、やはり法律がなくなったならば、ぜひとも県を中心として条例制定ということで制約的、あるいは目的を持った運用を行っていただきたいということで、請願書が提出されております。それにつきまして採択をいただき、ぜひ意見書として県知事のほうへ提出したらと紹介議員として同僚議員の皆さまの賛同をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長(松﨑俊一君) これより請願第1号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(松﨑俊一君) 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(松﨑俊一君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

請願第1号、熊本県における主要農作物種子法条例の制定における意見書を求める請願書について、採択をすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(松﨑俊一君) 全員挙手であります。

よって、請願第1号は採択することに決定いたしました。

議長(松﨑俊一君) 日程第26、「議員派遣報告について」を議題といたします。

この件につきましては、別紙お手元に配付のとおり、6月議会以降今日まで研修会等に各議員 を派遣いたしましたので、御報告をいたします。 議長(松﨑俊一君) 日程第27、「行政報告」。

執行部より報告事項がありましたら、お願いしたいと思います。

町長(渡邉誠次君) 行政報告を行わせていただきます。

まず、職員採用試験でございますが、9月22日に一次試験、それから10月25日に二次試験を予定しております。採用人数といたしましては、事務職を3名程度というふうに考えております。

それから議員の皆さまには別途御案内を差し上げるとは思いますけれども、11月14日と15日に、この小国町におきまして全国木のまちサミットin小国が開催をされるということでございます。

それから次に薬味野菜の里につきまして、薬味野菜の里小国がリニューアルオープンをして1 周年になります。10月中に簡単なイベントを計画しているようでございます。この件につきま しても別途何等かの形で議員の皆さまにもお知らせを行いたいと思います。

それから最後4番目ですが、12月7日土曜日に、大相撲阿蘇小国場所のチケット販売につい てでございます。まだ少しチケットが残っておりますので、購入及び周りの方々にPRをお願い したいというふうに思っております。今の現時点の状況では、8月31日まで小国町先行予約を させていただきまたけれども、434人分の申込みが8月31日までであっているようでござい ます。9月1日からは一般販売も始めておりまして、ファミリーマートやセブンイレブン、それ からローソンからのコンビニでも購入可能になっております。それから御覧になった方もいらっ しゃると思いますけれども、テレビ熊本でも先月末からコマーシャルを流し始めております。そ して、小国巡業での相撲協会の責任者尾上親方、旧濱ノ嶋関でございますけれども、先月末に御 挨拶にもこちらのほうにみえられました。チラシにおきましては、8月に部長を通じまして各戸 に配付をしてあります。ポスターも9月に入って完成をしておりますので、町内の公共施設、商 業施設等に掲示もして参ります。町周辺の集客施設へも依頼して気分を盛り上げてまいりたいと いうふうに思っております。10月から11月ごろには、必要に応じまして各戸へ再配布等を計 画しているところでございます。チケット販売のため、後援をいただきました自治体の広報に大 相撲記事の掲載をお願いしておりますので、大分県におきましても関係は今月ごろから申し込み が出てくるものというふうに考えております。今後も幅広く呼びかけをしていきたいというふう に思っておりますけれども、議員の皆さまにおかれましては先ほど言いましたように、チケット が残っておりますので、購入及び周りの方々にPRをよろしくお願い申し上げたいというふうに 思っております。

私からは以上でございます。

議長(松崎俊一君) ほかはよろしいですか。以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。 本日は、これにて散会をいたします。お疲れさまでした。 (午後3時20分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議長

署名議員(3番)

署名議員(7番)

第 2 日

令和元年第3回小国町議会定例会会議録

(第2日)

- 1. 招集年月日 令和元年 9月17日(火)
- 1. 招集の場所 おぐに町民センター 3階 301号室 議場
- 1. 開 会 令和元年 9月17日 午前10時00分
- 1. 閉 会 令和元年 9月17日 午後15時05分
- 1. 応招議員

1番 時 松 昭 弘 君 2番 江 藤 理一郎 3番 穴 見 まち子 君 4番 久 野 達 也 君 児 玉 智 博 大 塚 5番 君 6番 英 博 君 7番 西田 直美君 8番 松 本 明 雄 君 10番 松 﨑 9番 熊谷 博 行 君 俊一 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 時 松 昭 弘 君 2番 江 藤 理一郎 君 3番 穴 見 まち子 君 4番 久 野 達也 君 児 玉 5番 智 博 君 大 塚 英 博 君 6番 7番 西 松 本 明 雄 田 直美 君 8番 君 9番 熊谷 博 行 君 10番 松 﨑 俊 一 君

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 藤木一也君 書記 朝日 さとみ君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

長 渡 邉 誠 次 君 教育長麻生廣文君 総務課長小田 宣 義 君 教委事務局長 石 原 誠 慈 君 政策課長佐々木忠生君 産業課長 木 下 勇 児 君 情報課長 北 里 慎 治 君 税務課長 橋 本 修一 君 三君 建設課長秋吉陽 住民課長時 松洋順 君 福祉課長生田敬二君 保育園長河津公子 君 会計管理室長 加 祥 一 恵 君

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

なし

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。 別紙議事日程のとおり

議事の経過 (r. 1.9.17)

議長(松﨑俊一君) それでは改めまして、おはようございます。

朝夕がめっきり過ごしやすくなりまして、これからは一雨ごとに秋が深まっていくと思っております。金曜日ですかね、観月会は月は見えたのでしょうか。ちょっと行けなくて。各位、健康に留意のうえ、お過ごしいただければというふうに思っております。

それでは、町長のほうから一言御挨拶をお願いします。

町長(渡邉誠次君) 皆さま、改めましておはようございます。

本日は一般質問の日ということでございます。教育長の同意、そして平成30年度一般会計、 そして特別会計、それぞれの採決も行っていただきたいと思っております。

また、そのあとに一般質問、今日は4名さま御登壇いただきまして、御意見御提案をいただき たいというように思っております。

先日、先先日はそれぞれ7箇所で敬老会が多分行われていたと思います。7箇所全部行かせていただきまして、御挨拶をさせていただきました。皆さま方、長年にわたって町に対しても御貢献をいただいておりまして、大変お元気そうなお姿を私も拝見できて、非常に嬉しく思いました。「今後とも皆さま方におかれましても、御長寿御元気を心からお祈り申し上げます」というふうにお伝えをさせていただきました。皆さま方、やっぱり長年小国町に過ごされてきて、その笑顔は私も誇りに思っているところでございます。本当に、心からお祈りを申し上げたいというふうに思っております。

今日はよろしくお願いします。お世話になります。

議長(松崎俊一君) はい、ありがとうございました。

本日は9月定例本会議2日目となっております。

ただいま出席議員は10人であります。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議長(松崎俊一君) 日程第1、「同意第5号 小国町教育委員会教育長の任命について」を議題 といたします。

早速、質疑のほうから行いたいと思います。

ここで、同意第5号につきましては、地方自治法第117条の規定により、麻生教育長が除席の対象となりますので、退席を求めます。

(麻生教育長 退席)

議長(松﨑俊一君) これより、同意第5号につきまして質疑に入ります。

質疑、ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(松﨑俊一君) 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

5番(児玉智博君) 私は同意第5号、小国町教育委員会教育長の任命についてに、反対の立場から討論を行います。

昨年、町立学校の人権教育において、元部落解放同盟小国支部の支部長が児童に向けて直接講話を行うということが発生しました。これは、特定の運動団体が学校教育に介入するという大変重大な問題であります。2016年に作られました部落差別の解消の推進に関する法律の附帯決議では、部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動と部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施することと共に、教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容・手法等に配慮することと述べてあります。

昨年の小国町の町立学校での事件は、まさにこの部落差別解消の推進に関する法律の附帯決議にも真っ向から背くものであります。麻生教育長は、こうしたことが発生した事後においては、自分の経験に基づいて適切に対処できたと述べるだけでありました。しかし、本来であればこうした介入を二度と許さないという立場に立って、なぜこうした介入を許してしまったのかということを総括する必要があります。しかし、麻生教育長は「なぜそのようなことが起こってしまったのか」という反省がないだけでなく、「これを二度と起こさないためにどうする」ということを明確に表明することはありませんでした。やはり、本来であればきちんと学校長と日頃から密に連携が取れていれば、こうした動きがあるということを事前に捉え、防止することができたはずであります。

そしてまた、ICT教育については、今年からICT教育推進のために地域おこし協力隊を雇用して、特別に学校のICT教育に従事してもらうようになっておりました。ところが、約3カ月足らずでその方が退職をしてしまいました。このため、そうした人材の確保ができているかとお尋ねをしましたところ、麻生教育長は明確に答えることはなく、そうしたICT教育の推進のためには機器を揃えていくことが大事だと述べました。しかし、この小国町議会でも、これまで議論されてきたのはそうした電子黒板などの機器を揃えているけれども、教職員がそれを使いこなすだけの力量がないと、あまり活用されていないということが指摘されてきたわけであります。ところが、そうした議会の心配などされていることを知っているにも関わらず、さらに機器を揃えていくことが大事だというだけで、それを使うマンパワーをどうやって確保していくのか、人

材を育成していくのかという明確なビジョンは述べられませんでした。そして、だからこそ小国町でのICT教育の推進と言いながら、どういう形でICT教育を進めていくのかという具体的な展望というものを示せなかったわけであります。教育長任期は3年間であります。3年間といえば、一人の子どもが中学校に入学をして、そして中学校を去っていくという大人の3年間とは違います。本当に限られた3年間であります。そうした次の3年間を任せるためには、あまりに展望に乏しい人材であると言わなければなりません。

ですから、私はこの人事案には断固反対であるということを表明しまして、討論を終わります。 議長(松崎俊一君) ほかに討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(松﨑俊一君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決の方法は慣例により無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

議長(松﨑俊一君) ただいまの出席議員は9人です。

お諮りいたします。小国町議会会議規則第32条第2項の規定より、立会人に3番、穴見まち 子君、6番、大塚英博君を指名したいと思います。これに御異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) 異議なしと認めます。よって、立会人に3番、穴見まち子君、6番、大塚英博君を指名いたします。投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

議長(松﨑俊一君) 念のために申し上げます。本案を賛成とする者は○、反対とする者は×と記載願います。なお、白票がありましたときには、反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(配付漏れなし)

議長(松﨑俊一君) 配付漏れなしと認めます。投票箱を検めます。

(投票箱確認)

議長(松﨑俊一君) 異常なしと認めます。

これより投票に移ります。1番議員より順次投票をお願いします。

(投票)

議長(松﨑俊一君) 投票漏れはありませんか。

(投票漏れなし)

議長(松﨑俊一君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票に移ります。

3番、穴見まち子君及び6番、大塚英博君に立ち会いをお願いします。

(開票)

議長(松﨑俊一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数9票

有効投票 9票

無効投票 0票

有効投票中

賛成 7票

反対 2票

議長(松﨑俊一君) 以上のとおり、賛成多数でございます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

議長(松﨑俊一君) 麻生教育長の入場をお願いします。

(麻生教育長 入席)

議長(松崎俊一君) それでは、麻生教育長が入席されましたので、ただいまの採決の結果を御報告します。

本案は原案のとおり、同意することに決定いたしました。

それでは、ここで麻生教育長から御挨拶をお願いしたいと思います。

- 教育長(麻生廣文君) ただいま、再度教育長を続けなさいというふうにお受けいたしましたので、 町民のため、特に子ども達のために頑張るということをしっかり頭に置いて、今後3年間、また 頑張っていきたいと思っております。どうぞ、よろしくお願いいたします。
- 議長(松﨑俊一君) はい、ありがとうございました。

日程第2、「認定第1号 平成30年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題と いたします。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(松﨑俊一君) 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

5番(児玉智博君) 私は、認定第1号、平成30年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について に、反対の立場から討論を行います。

国の政治は地方創生の名のもと、人口減少への危機感をあおり、社会保障費と地方交付税を削減しており、地方自治体の財政は大変厳しくなっております。その一方で、自治体に補助金を付けるとして、不要不急の大型事業・大型開発を押し付けるとともに、公共施設の統廃合などを迫っております。地方創生どころか、自治体の機能を破壊する地方壊しの政治が行われています。そのようななか、各地方自治体が国の悪政の防波堤として住民の命と暮らしを守り、支える政治を行っていくことが求められているということを、冒頭に指摘しておきたいと思います。

反対する第1の理由は、この間、財政の厳しさを理由に農業集落排水の利用料金や国保税、介護保険料、光ファイバー利用料金の値上げという町民負担を増やし、福祉サービスの縮小を続けておきながら、自らあるいは一部の既得権を守り続けているからであります。現在、町長、教育長などの特別職や一般職の出張などの際に旅費から支出されている日当や、これに類する費用弁償は、合せると毎年約1千万円であります。町はこれまでの議会答弁で、日当支給の根拠を諸雑費や交通費、昼食代などとしていますが、多くの出張では専ら公用車が使われ、駐車場代や道路通行料も町が別途負担しており、諸雑費や交通費は個人負担されていないのが実態であります。しかも、国のマニュアルは昼食代を根拠にしていません。明確に説明のできない税金の使い道はあってはならないはずであります。ところが実態として、今の日当は昼食代やお茶代、タバコ代など個人の裁量で何にでも使えるお小遣いにしかなっていないのではありませんか。子どものお手伝いではないのです。民間企業でちょっと熊本市まで出張するからと、会社のお金から小遣いを渡すところがあるでしょうか。こんな無駄遣いを理解する町民は1人もいないはずです。一日も早く廃止するよう、強く要求します。

私と渡邉町長は2011年の町議選で共に当選しましたが、町議会議員の日当はそれから段階的になくしてきました。全面廃止になったのは、渡邉町長が議長だった去年の6月議会でした。ところが、そのときの議長が町長になったら、日当を受け取っています。

町長、議員の日当をなくしたときの議長として、まずは町長の日当も全面廃止して、歳計の無 駄、既得権廃止の先頭に立つべきではありませんか。

同和団体「部落解放同盟小国支部」への補助金は、170万円支給されています。2016年の第192国会で部落差別解消推進法が議員立法によって成立、施行されていますが、2002年の同和対策特別措置法の終了にあたって、総務省大臣官房地域改善対策室は「今後の同和行政について」という通知を出し、特別対策を終了する理由として、特別対策を続けていくことは差別解消に必ずしも有効でないことを挙げていました。同和対策事業が差別をなくすどころか、逆に再生産、固定化している実態があることを国も分かっていたからだと思います。同和差別解消法には、別に自治体補助金の給付が定められているわけではありません。同対策、執行後も解同

に言われるがまま補助金を出し続けるという弱腰な姿勢が、この補助金を既得権化させてしまったわけです。こんなことを続けていては、差別はより再生産・固定化され、同和問題の解決は永久に訪れません。直ちにやめるべきであります。

小国杉の普及を図るとして、小国杉使用建築物支援事業として655万円を阿蘇小国杉の家推 進協議会に交付しております。同協議会はこの補助金を小国杉を利用して住宅を新築改築するも のに、木材の購入代を補助するというものです。この制度は発足当初、「小国杉の普及」という 目的から小国町森林組合を交付先にしていました。ところが平成29年度から先述の協議会に交 付先が変更しました。協議会のメンバー構成は、製材所関係者や山林所有者となっています。ま ず問題は、住宅の新改築をした人の木材の購入先の約9割は、協議会の代表者が代表者となって いる製材所になっています。本件のような場合で、補助金の流れにこのような著しい偏りがある ということは、公平性の観点から問題だと言わざるを得ません。また、小国杉の定義を町はこれ まで町内の山で育成され、町内の製材所で製品化された木材であると説明をしています。ところ が、この制度を利用して建てられた家の小国杉を遡ることができるのは、製材所までとなってい ます。本来、小国杉は小国町内の山で育成されたものというのであれば、小国のどの山から切り 出されたものだということまで遡ることができなければならないはずであります。市場には、小 国町以外の山から切り出された木材も持ち込まれていますし、製材所は小国町以外の市場からも 木材を仕入れております。遡ることができるのが製材所までということは、製材所や市場で小国 杉とそれ以外が混じってしまっている可能性を排除できないのではありませんか。このことは、 協議会の中からも指摘され続けていることであります。この問題を解決できないのであれば、こ の制度はやめるべきであります。

来月から渡邉町長就任後はじめての予算編成作業に入られます。厳しい財政状況だからこそ、 町長御自身もこれまでの小国町の歳出を今一度総ざらいした上で、無駄を徹底的になくし、効率 的効果的な予算の編成に努めていただくことを求めまして、討論を終わります。

議長(松﨑俊一君) ほかに討論ございませんか。

4番(久野達也君) 4番、久野です。

私は平成30年度一般会計決算認定について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

休会中の全員協議会で、決算について全議員いろいろな質問も質疑もさせていただきましたし、 意見も述べさせていただきました。そんな中で、個別の案件について議員各位から将来に向けて の思い、気持ちを執行部のほうへ伝えていったと思います。

一般会計決算総額で歳入総額60億7千553万1千円。歳出総額57億5千909万円。形式収支で3億1千644万1千円となっております。近年、ここ数年来、実質収支等につきましては赤字が続いておりました。2年ぶりに黒字へと転換しております。

執行部におきましても、いろいろな面で経費の無駄を省き、あるいは地域発展のため努力が数

字として表れてきている部分もあろうかと思います。また、自治体は住民の安心安全に応えるべき責務を有しております。そんな中で、地域対策あるいは災害対策、特色あるまちづくり、いろいろな多方面での取り組みも求められております。限られた財源の中で事業をしっかり執行していく、この責任も負っている部分であります。そういった意味合いからも、普通建設事業でいわゆる災害の部分も含めてですけれども、開発センターを町民センターということで建設費4億4千万円。あるいは杖立の防災センターで、これは設計の部分ですけれども、2千500万円。地域発展のためにゆうステーション整備5千500万円。あるいは住民生活の環境向上のため関田住宅の外壁、これは繰越になっておりましたけれども、3千850万円と、いろいろな形で執行をしております。

また、災害復旧事業につきましては、農林公共土木含めましたところで約5億6千万円と、い ろんな形で事業の展開がなされております。

また、町の将来を見据えた部分、いわゆる地域資源であります地熱の調査、これらに含めまして約2千500万円。それから今町の主要な取り組みの一つでもありますSDGsの推進のために1千800万円と、多種多様に多岐にわたる取り組みがなされたかと思います。

福祉や保健衛生、それから農林業、商工観光、教育の充実、振興・活性化など多方面からの対策が実施されたものと思っております。いわゆる歳出の性質分類でいきますと、義務的経費が34.9%、投資的経費が21.6%、その他の経費、事務費として43.4%です。どこの自治体もこの義務的経費の削減、これには務めているのも事実でございます。また、特筆すべきは決算書の中でもありましたように、町税の収入増による自主財源の増。これは、どこの自治体も努力してもなかなかなしえない部分があろうかと思います。たまたま、高額所得者がいたということで片付けるのではなく、地域の魅力がそういうことを生み出したんだというふうに捉えるべきではないかと思います。

最後になりますけれども、経常収支比率では88.4%で、これは前年より若干悪化していますが、過去には90%を超えるような時期もありました。おそらく、この間行政としても努力をなさり、改善の方向に向かっているものと思います。また、義務的経費に係る部分、この部分で経常収支を見ましたところ、平成28年度は48.9%、平成29年度が48.4%、平成30年度は48%と義務的経費に係る経常収支比率の改善にも取り組んでおります。ここは、この部分の削減を住民の生活、あるいは生活環境整備、これらに充てられる将来を見据えての取り組みだと高く評価できるものと思います。

以上のようなことから総合的に判断しましても、今回の一般会計決算の認定については、賛成の立場で討論させていただきました。

以上です。

議長(松﨑俊一君) ほかに討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(松﨑俊一君) なければ、これで討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

認定第1号、平成30年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について、認定することに賛成の 方の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長(松﨑俊一君) 挙手多数でございます。

よって、認定第1号は認定されました。

議長(松崎俊一君) 日程第3から日程第10、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号、認定第9号は、各特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計利益の処分及び決算の認定でありますので、一括して質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(松﨑俊一君) 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

5番(児玉智博君) 私は認定第2号、平成30年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号、平成30年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、及び認定第4号、平成30年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について反対をいたします。残りの決算については賛成であります。

では、この3つの決算に対する反対の理由を述べたいと思います。

平成30年度小国町は4月から介護保険料、7月から国民健康保険税を相次いで値上げしました。介護保険料は基準月額を1千600円値上げし、全体で4千700万円もの負担増となりました。そして、国保税は1人当たりの国保税が約7千円増税し、総額約2千万円もの負担増となり、2つ合わせて6千700万円もの負担を一気に町民の暮らしに襲いかからせました。この2つの保険税、保険料負担がすでに負担能力を超えているのは明らかであります。一般会計の歳入分の町税の現年度収納率は平均で98.0%となっているのに対し、国保税は96.97%、介護保険料の普通徴収分は92.44%となっています。命と暮らしを守るためのものである社会保障の保険税・保険料が、逆にそれを苦しめる事態となっているのです。負担能力に応じた保険税・保険料に改めることを求めます。現在、小国町の町内総生産額は毎年200億円前後で推移をしております。厚生労働省の発表によりますと、小国町民が受給する年金は国民年金と厚生年金を合わせて、老齢給付分で約27億円となっております。つまり、町内経済の約1割以上を年金が支えていると言えるのではないかと思います。その年金から天引きされているのが介護保険

料と後期高齢者医療保険料です。これらの保険料、また保険税を引き上げることは、町内経済のますますの衰退を招くということを強調しておきたいと思います。

最後に国民健康保険の保険事業では平成30年度から健康診査の対象年齢が、町独自に18歳からに引き下げられました。町民の健康づくりと給付費抑制を図っていくことは、大変な道のりだと思いますが、引き続き新たな取り組みを始めるなど努力を続けていただくことを求めまして、討論を終わります。

議長(松﨑俊一君) ほかに討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(松﨑俊一君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

なお、採決において執行部は最後にお立ちをいただきたいと思います。

認定第2号、平成30年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定する ことに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長(松﨑俊一君) 挙手多数でございます。

よって、認定第2号は認定されました。

議長(松崎俊一君) 認定第3号、平成30年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長(松﨑俊一君) 挙手多数でございます。

よって、認定第3号は認定されました。

議長(松崎俊一君) 認定第4号、平成30年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定 について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(举手多数)

議長(松﨑俊一君) 挙手多数でございます。

よって、認定第4号は認定されました。

議長(松崎俊一君) 認定第5号、平成30年度小国町地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会 計歳入歳出決算認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員举手)

議長(松﨑俊一君) 全員挙手でございます。

よって、認定第5号は認定されました。

議長(松崎俊一君) 認定第6号、平成30年度小国町坂本善三美術館特別会計歳入歳出決算認定 について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)

議長(松﨑俊一君) 全員挙手でございます。

よって、認定第6号は認定されました。

議長(松崎俊一君) 認定第7号、平成30年度小国町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員举手)

議長(松﨑俊一君) 全員挙手でございます。

よって、認定第7号は認定されました。

議長(松崎俊一君) 認定第8号、平成30年度小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認 定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員举手)

議長(松﨑俊一君) 全員挙手でございます。

よって、認定第8号は認定されました。

議長(松崎俊一君) 認定第9号、平成30年度小国町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(松﨑俊一君) 全員挙手でございます。

よって、認定第9号は認定されました。

議長(松崎俊一君) 日程第11、「発議第5号 主要農作物種子法廃止にかわる熊本県独自の条 例制定を求める意見書について」を議題といたします。

提出者より、発議第5号について提案理由の説明を求めます。

4番(久野達也君) 4番、久野です。

それでは、お手元にあります発議の資料をお開きください。

発議第5号

令和元年9月17日提出

小国町議会議長 松﨑俊一様

提出者 小国町議会議員 久 野 達 也 賛成者 小国町議会議員 時 松 昭 弘 ッ 穴 見 まち子

でございます。

それでは、種子法にかわる熊本県独自の条例制定を求める意見書についての提案でございます。 上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。 2枚目に意見書でございます。意見書を朗読させていただきます。 主要農作物種子法廃止にかわる熊本県独自の条例制定を求める意見書

主要農作物種子法は1952年に制定され、日本の農業、食の安全を守ってきました。

米・麦・大豆の品種開発と安定供給のために、国や都道府県の公的役割が明確化され、同法の下で米・麦・大豆の主要農作物の種子の生産・普及のための施策が実施され、農業者には優良で安価な種子が、消費者には安心でおいしい米などの農作物が安定的に供給されてきました。

しかし、2018年4月1日付けで、国会において主要農作物種子法(以下、「種子法」という。)が廃止されました。種子法の廃止によって、都道府県が行ってきた種子の改良や安定供給の取り組みに法的な裏付けがなくなり、今後、稲などの種子価格の高騰や地域条件などに適合した地域特産品の生産・普及などが、衰退してしまうのではかという不安が広がっています。さらに、地域の共有財産である「種子」を民間に委ねた場合、長期的には外資系企業の独占や、改良された新品種に特許がかけられ、日本の種子市場を支配していく懸念も指摘されています。このことは、わが国の食の安心・安全、食糧主権が脅かされることに繋がり、県民にとっても大きな問題です。

こうした懸念を背景に、既に宮崎県など11道県で独自の種子条例が制定され、多くの都道府 県でそれに続く動きが始まっています。本県でも、「熊本県主要農作物種子生産改善対策事業運 営要領」が種子法廃止と併せて施行されていますが、「要領」は法的拘束力を持たず、運用上の 内部規則に過ぎません。従って、財政措置などを含む法的拘束力を持つ「条例」の制定が必要で す。

よって、小国町議会としては熊本知事に対して、現行の種子生産・普及体制を生かし、本県農業の主要農作物の優良な種子の安定供給や品質確保の取り組みを後退させることなく、農業者や消費者の不安を払拭するために、種子法にかわる熊本県独自の条例を制定されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和元年9月17日

熊本県小国町議会

熊本県知事 蒲島郁夫殿

字句の訂正がありました。申し訳ございません。上から4行目です。「同法の下で米・麦・大豆の主要農作物の種子の生産」この種子ですね。すみません、訂正をお願いいたします。

以上です。

議長(松﨑俊一君) これより発議第5号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(松﨑俊一君) 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(松﨑俊一君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

発議第5号、主要農作物種子法廃止にかわる熊本県独自の条例制定を求める意見書について、 原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(松﨑俊一君) 全員挙手でございます。

よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

議長(松﨑俊一君) ここで暫時休憩をいたします。休憩後11時から始めます。

(午前10時45分)

議長(松﨑俊一君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時55分)

議長(松﨑俊一君) 日程第12、「一般質問」。

本日は一般質問第1日目となっています。直ちに質問に入りたいと思います。なお、本日の一般質問は、登壇順に松本明雄議員、西田直美議員、時松昭弘議員、熊谷博行議員となっています。 では8番、松本明雄議員、登壇をお願いします。

8番(松本明雄君) 8番、松本です。

小国の町もやっと実りの季節を迎えました。今年は夏が長雨で、農作物が相当な収入減となっております。それに加えて、この前からいろんな議員の方が質問していましたけれども、やっと実ったのに米とかイモには今度は有害鳥獣がついております。今後、このあたりをまた12月あたりでも皆さんと話していきたいと思います。

質問に入る前にもう一つ。9月14日にバスと電車なんかが無料で運行しました。この前のニュースを見た方は分かられるとおり、30年前のバスの運行状況から見ると、もう3分の1しか人が乗っていない状況です。市街地及びその周辺では交通体系が発達しておりますので、何も問題ありませんが、田舎のほうでは路線を維持するのに相当な困難なことをやっております。うちでは、もう政策課が乗合タクシーを出して、非常に頭を抱えているところです。

第1問は僕も何回か質問をしまして、前回では熊谷議員も質問されておりました。そして、数日前の決算では、皆さまが相当な質問をされておりました。ですが、もう今度は予算の編成に入っていきます。それで、もう一つお願いがありますので、政策課のほうに質問をさせていただきたいと思います。うちの町では乗合タクシー、課が違いますけれどもスクールバス、それにバス会社のほうにも予算を出しております。これを含めますと約1億円のお金になると思います。も

う、議員の言葉の中にもだんだん強くなってきて、「もう抜本的な改革を」ということも出ておりますので、予算を組み、すぐとはなりませんけれども町長が新しく変わられましたので、この辺は頭に置きながらですね。もう予算が高くなるのは非常に頭が痛いところです。今さっきの国保なんかもそうです、介護保険もそうです。全部、金額が上がっておりますので、高いお金を出してでも効率の良い交通手段を考えていっていただきたいと思います。

それでは一つ、政策課のほうに質問します。今、うちが乗合タクシーをやっております。町民の方々が関心なのが、この前も政策課のほうから説明がありましたけれども、この前南小国町もこうやってからタクシー利用についてのチケットを出しています。その違いをですね、うちの違いと南小国の違い、うちの町の利点とデメリットですね。そのあたりも話して、話を深くしていきたいと思います。

- 政策課長(佐々木忠生君) まず、うちの乗合タクシーという部分でございますけれども、町民、町民外の方、どなたでも利用できる。それから年齢、目的での利用制限がないという部分で、公共交通の定義を基に運行をさせていただいております。南小国町のほうについては、公共交通の定義からは外れまして、高齢者と65歳以上で運転免許を持っていない方、障害者手帳を持っている方及び介護保険認定者で運転免許を持っていない方の助成を行っております。うちの乗合タクシーの場合は1人あたり300円、小学生以下は無料。南小国町の場合は年間最大で50回まで1回500円というようなことになっております。この辺が少し違いかなというふうに思っております。
- 8番(松本明雄君) 南小国町が65歳以上ということでやっていますけれども、今、予算的には 南小国町が1千200万円使っております。うちの乗合タクシーが1千600万円ですので、人 口比率から考えれば南小国町のほうが予算を出しているなというふうに思っております。

そして、この中を見ると、一番使われている方は通院ですね。病院のほうに通院するときに使われております。そして2番目が移動手段として使っております。3番目が、やっぱり高齢者の方が多いみたいですので、買い物。そういう方々が非常に多くなっております。小国町ではどのようになっているか、説明のほうをよろしくお願いします。

- 政策課長(佐々木忠生君) 小国町のほうも、やはり通院それから買い物等というのが、実際パーセンテージ等は把握しておりませんけれども、そこが大半を占めるのではないかなと思っております。
- 8番(松本明雄君) やはり高齢になると、スーパーから出てくる買い物をしたお客さんを見ると、 1週間に何度も来るのは大変だから重い荷物を持って行っております。ですから、小国町の乗合 タクシーの場合はまだ2キロメートルという制限がありますので、そのあたりを何度も何度もお 願いしてやったと思うのですけれど、やっぱり桜ヶ丘住宅とかそういう所はまだ高齢者の方がい らっしゃって、坂が多い所です。ですから、やっぱり早めにそういう所の手当も考えていってい

ただきたいと思います。

ほかは、乗合タクシーになると前日の予約ということで、他の議員の方も質問していましたけれども、南小国町は当日でも構わないということになっております。ですが、うちと南小国町が一緒にするようなことになれば、やっぱりそこでまた当日予約になると混乱も生じると思いますので、そのあたりも南小国町と話していただいて、交通会議がありますので、そのあたりでこちらからの意見も出してもらうと。町長の話の中にもありましたけれども、九州横断バスですね。あれが今、南小国を通って市原を通って、満願寺で乗っていただいて、黒川に行くと。それも小国を通っていただけないかという方向でという話ですけれど、相手がいますのでそこがどうなるか心配をしております。できれば、そういうふうになれば、今観光客の方も大津ライナーがありますので、それで来るとなかなか利用しやすいですけど、トンネルが開通しても阿蘇を通って来るとその分余計にかかりますけれど、1便でも多く小国町でも観光客の方が降りて、小国町を見れると、そういうふうにしていただくとまた利用客、またはいろんな面で違ってくるのではないかなと思っております。その辺はどうでしょうか。

- 政策課長(佐々木忠生君) 九州横断バスについては、九州産交とも実際お会いして、要望を上げております。今、向こうのほうで検討をしていただいております。今後については回答を受けて、また検討をしていきたいと思います。それについては、例えばゆうステーション経由になりますと、当然また小国郷ライナーとの併用という部分も出てきますので、そこも一緒に検討を進めて、また再編を考えていきたいなというふうに思っております。
- 8番(松本明雄君) そうするとですね、産交バスの運転手の方々、津埜運送の方々、やっぱり今免許を持っていて、タクシーに乗るとかバスに乗るとか、そういう運転業務に携わっている方の年齢が上がってきています。この前もお願いしたと思うのですけれども、そういう2種免許を取る方に補助をするとか、若い人を探すとか、なかなか難しい雇用状況ではありますが、その辺から運転手の確保もしておかないと、やっぱり一人で乗せる人数は決まっております。ですから、早め早め、そういう民間の活用をするとなれば、運転手の確保をしなければならないし、大きな方向変換をするとすれば小国町でバスを買うとか、そういう話も将来的には出るかもしれません。ですが、その時に関してもまた運転手の確保は急務ではないかなと思っております。その辺は将来的な話ではありますが、どのようにお考えなのかお聞かせいただきたいと思います。
- 政策課長(佐々木忠生君) 確かに、以前九州産交バスとも打ち合わせというか、お話をしたことがあります。確かに、運転手の年齢が高齢化しているという部分と、小国であれば地域の方が乗務員として雇用されているという部分でございます。以前バスを2路線ほど廃線したときに、産交バスから、例えば廃線した場合、地域の運転手の方をよそに転勤させなくてはいけないというようなことも伺いました。やはりうちの町のバスに負担する金額というのが非常に大きくて、これについては今のところ産交バスとは並行線というような状況でございます。

今後、そういう運転手の確保、資格取得。課は違いますけれども、資格取得という部分ではわずかですけれども、予算を組んでいたのではないかなと思います。そのあたりも活用しながら、検討をしていきたいと思っております。

8番(松本明雄君) それを気にしていたのは、もう前も一般質問でしたとおり、福岡のほうでは 2台続けて通すようなバスを考えていると。それだけ運転手の確保が難しくなってきていますの で、今後は我々の町にもそういう優しい運転手が多くいることを望みながら、この質問を終わら せたいと思います。

次に、情報課の観光について質問させていただきます。今、小国町では観光でいろんなPRを していると思いますけれども、その媒体の割合。紙・テレビ・SNS・いろいろなものがあると 思いますけれども、その比率を教えていただきたいと思います。

情報課長(北里慎治君) 特に今年になってからでございますけれども、4月からは相当数上がってきております。今現在につきましては、私どもとしましては、鍋ヶ滝関係の数は掴んでおりますが平成30年度実績としましては、134件ほどできております。それにつきまして、ほとんどが電話、あるいは役場に直接の電話が主でございます。

私たちの発信としましては、現在のところはフェイスブック、それと紙媒体になるのがほとんどでございます。

以上でございます。

- 8番(松本明雄君) うちの町では、鍋ヶ滝がもう23万人と。それと北里記念館が相当、もう8 倍くらい多くなっているということですので、相当な観光客の方が来られています。それでいろんな方向でやったほうがいいのではないかなと。この前、一つ「旅サラダ」。勝野洋が全国版でテレビ放映がありました。普通なら、小国町の町内放送で「今日はこういう番組がありますので、見てください」と、そういう放映もあったんですけれども、僕はちょうどよそにいて、熊本の方から「明日こういうテレビがあるから」ということで聞いて、見ることができました。勝野洋さんが、呼び捨てにすると悪いですから「さん」を付けますけれども、小国町に対する思いは相当なものです。10年前の還暦のときも確か出たと思います。本来は古希の祝いだからといってテレビ会社にお願いして、小国町の杖立温泉に来ているのですよ。それで、小国町の観光課が情報課が知っていたかどうか、それをお聞きしたいと思います。
- 情報課長(北里慎治君) 事前の情報は私どもには入っておりませんでした。実を申しますと、私 も当日たまたまでございますけれども「旅サラダ」を見て、ああ、こういう放送があっていると いうふうには感じたところでございます。

以上でございます。

8番(松本明雄君) うちが「観光の町、観光の町」と言いながらですね、そのぐらいの情報源しかないのかと。そのぐらいしか情報課には言ってこないのかと。あとから聞いたときにびっくり

しました。勝野本人から聞いたわけではありませんけれども、やっぱり寂しかったと、小国町に来て寂しかったというお話しをされておりました。数名の同級生の方々はテレビに出ていたんですけれども、やはりそういう芸能人の方がいらっしゃって、せっかく小国町の情報を発信していただいているのに、こちらから何も知りませんでした。なら、流れただけでそれだけで終わるとか、そういうことではちょっとおかしいのではないかと。だから、杖立の誰がしていたのか、どうだったのかということを知らないとですね、情報課の方々もただ「ああ、私たちは観光はこういう情報を流しています」それでは、ちょっとお粗末ではないかなと思っていますが、どのようにお考えですか。

町長(渡邉誠次君) 御指摘、そのままだというふうに私も思っております。

今、小国町観光協会ができる準備段階のところで、なかなかそこまで。数年前までは情報の共有というものに話はされていたと思いますけれども、なかなか体制が変わってきていまして、そこまで話が回っていなかったんだと思います。鍋ヶ滝、それからゆうステーション、もちろん柴三郎博士の記念館、それから杖立、わいた、それぞれ繋ぐところの事務局がありますので、事務局の体制をしっかり整えていって、まずは情報を共有していくことが大事であるというふうに思っております。

以上です。

8番(松本明雄君) その件に質問しているのは、そのあとにRKKで宮崎美子さんが来て小国町 をまた放映されました。そのときも我々は知らなかったんですけれども、後から見て「なんで両 神社がこんなに多いのか」と思っていたら、両神社も放映されたと。ですから、それだけいろん な媒体があると思います。ですが、まだ紙では弱いんですよね。ですから、やっぱりそういうメ ディアを通した番組で、お金を払わずに広告ができれば、それが一番いいのではないかと思って いるんですよ。ああいう番組を作れば、大体200万円ぐらいテレビ局から請求されると思いま す。ですから僕は、お金のかかることを言っているのではなくして、お金がかからないで何でも しなければダメ。今、何でも質問をすると「いや、お金がありません。お金がありません。」そ れだけでは、もう誰でもいけないんですよね。ですから、お金がなければやっぱり自分たちで汗 をかいて、いろんな発想を出さなければだめです。もうお金がないなら町民の方にお願いしてで も、やっぱりどういうことをすればお客さんが増えるのか。そこのお客さんの対応の仕方によっ て、観光客は心を気持ちよくなってまた2回目も来ようとか、3回目も来ようとか、そういう発 想になっていくわけですから、やはりもう少しですね、せっかく作ったものであればそこで「丁 度谷間でしたから」とか、そういう気持ちは分かります。ですが、やはりもう全国版であれだけ 放映されたのに、そこで「誰も知らなかった」それだけではちょっとお粗末ではないかなと思っ ております。ですから、テレビが来るとかいうものがあれば、情報がすぐ情報課に入るみたいに していただいてですね、みんなで共有していただきたいと思います。

他の町では、渋谷のあのスクランブル交差点ですよ、あれをわざわざ自分の町の中に作って、 それでも誘致しようという町もあります。それは莫大なお金がかかります。そうしたり、北九州 のほうでは炭鉱のレールを使ったロケ地にどうですかとか、そんなことまでしてPRをしている のに、我が町ではせっかく来ているのにお金も使わずにできることを、なぜそこまで見過ごすの か。そういうものをもう少し情報の共有はなされるべきではなかったのかと思いますが、どのよ うにお考えでしょうか。

町長(渡邉誠次君) はい、議員の言われることそのままでございます。今までの努力が足りなかったというふうにも思っております。

それから、まず一昨年になると思いますが、小国町観光振興会議という民間で作ったものがありました。その当時は、その観光振興会議の中では映画の誘致を含めたところのマスコミの対応を、民間の力そしてもちろん行政の力で一緒になってですね、団体と一緒になってやっていこうというところで、取り組みをしておりました。しかしながら、やはり民間の力が主となって動いていたというのも間違いないですが、その当時はちょうど鍋ヶ滝も上り調子で、今も当然たくさんの方が来られていますけれども、その当時が多分一番取材が多かったように記憶をしております。その民間と行政のしっかりした協力があってこそ、その体制づくりができたものというふうに思っております。残念ながら、その観光振興会議がなくなってしまいましたのでその体制ができておりませんけれども、新たな形も大事というふうに思っておりますので、またあのような形で民間と行政のしっかりした組織づくりができればなと思っているところです。ありがとうございます。

8番(松本明雄君) 杖立温泉も杖立会館、旧杖立分校も残すようになりました。それと背戸屋なんかも事業としてやっておりますので、映画・テレビなんかに使えるときはどんどんそういう良いものを使っていただいて、小国町杖立温泉のPRをしていただきたいと思います。今、杖立では、個人の方で旅館を買われて一生懸命、杖立のことを思ってやろうとしております。その社長は数年前から僕がちょっと知り合いであったので、黒川のほうにも旅館を経営されておりました。黒川ではなくて杖立にしたいと、もう数年前から言っておりました。その想いが一人の方が一生懸命やっておりますので、皆さんまた協力して、杖立をですね。復興とか言うと怒られますけれども、いろんな所で今お客さんが増えておりますので、泊まるなら宿泊施設がなければいろんな所が小国町はありますので、使っていただくようにPRのほうもお願いしたいと思います。

それでは、3番目のドローンについて質問をさせていただきます。6年前か何か僕がドローンの質問をしたらですね、皆さんから笑われました。ドローンとは忍者の何かかなと言われたこともありましたけれども、6年間の間にこんなにドローンは発展しました。強いては、南小国町には空域まで決められて飛ばす所まで取られて持って行かれました。災害の時にもドローンであれば役場の職員の方の二次災害にも必要な部分であります。今、広域でも3機ほど持っていると思

います。陸上自衛隊では、今12機持っております。一番最初に飛ばしたのが、この前の北海道の地震であります。ヘリコプターではなぜ悪いのかというと、ヘリコプターの自衛隊の映像は市町村はすぐに見られません。すぐ防衛庁のほうに行って、防衛庁のほうから市町村のほうに渡します。ですが、今自衛隊のドローンはもう現場で共有できるようになりましたので、一段と早い災害派遣ができると思います。ドローンで災害があった時に人的な被害をなくすためにも買っていただけませんでしょうかとかいうお話しはしたんですけれども、そのときはなかなか趣旨が汲み取れないと思われました。今、ドローンでGPSがあれば、隣の島まで肉とビールまで持って行けるような時代になりましたので、今後そこまでは言いません、もう。ドローンに関しては小国町でも競技に出る方もいらっしゃるし、今おぐチャンを見ると分かるように上からの撮影もできております。ですから、今後、危険空域というか飛ばせない区域はやっぱり杖立温泉の中とか、この前も1機飛んでいたみたいですので、そこで通報があったみたいです。ですから、露天風呂があるところとかそういうところは禁止区域にして、今ドローンで競技大会があっているところは屋内です。ですから、これをネットを張ってでも杉山の中を飛ばすとか、いろんな発想をしていただきたいと思います。

ドローンに関して言えば、もう一つはですね、これは総務課になると思いますけれども、どの あたりまで考えているのかお聞かせください。

総務課長(小田宣義君) お答えしたいと思います。まず、本当に6年ぐらい前にドローンの話が 出まして、町で何が活用ができるのかということで検討をしてきました。ただ、商工観光関係で は町のPR映像やビデオの作成、これもなかなか個人の力量がないと本当の映像にはならないと は思っていますけれども、あと産業関係では肥料や薬の散布、建設関係では建物や橋りょう等の 目視点検の際の調査、環境衛生ではゴミの不法投棄の監視、それとこれが一番利用ができると思いますけれども、防災関係では先ほどから松本議員がおっしゃったとおり人が立ち入れない災害 箇所等での災害状況の把握、これが一番活用ができる要件ではないかなと思っております。そう いうところで検討はしているんですけれども、現在はドローン、実際誰でもある程度安易に飛ば せるようにはなっております。ただそれは飛ばせるだけの技術がありまして、それはいいんですけれども、実際は飛ばすために知っておく際の法律がいろいろ係ってくる場合がありますので、今は職員研修を行ってもらって、どういう所で飛ばせないのか、こういう所なら飛ばせる、こう いう所ならダメ、そういう初歩的な研修を今行っている段階でございます。以上です。

8番(松本明雄君) ドローンはその程度にしておきます。

もう一つですね、総務課にお聞きしたいと思います。タクシー利用の件でお聞きしたので、6 5歳以上の免許返納についてお聞きしたいと思います。

南小国町はチケット制ですので65歳以上の方に免許返納をした場合にはそれをおあげするという方向になっておりますが、小国町では何もありません。こういう各市町村のを見れば面白い

ものもあります。御船町ではサントリーと提携してビールをあげるとか、そういうこともやっている市町村もありますので、今後何か、うちは日田市にはサッポロビールがあります。その辺ともお願いして、年間そんなに多くありませんので、ビールをあげるとかノンアルコールをあげるとか、ジュースをあげるとか、その辺でサッポロビールのほうにも交渉に行けば、もしかしたらうちは筑後川の源流でもありますので、水はどこの水を使っているのかと言えばこの辺の水を使っているのでありますので、そういう取り組みも面白いのではないかなということを付け加えて、一般質問を終わりたいと思います。

総務課長(小田宣義君) ありがとうございます。ただ、免許の返納までは何人返納したかという ことまでは、まだ行政のほう、把握しておりませんので、今後またそういう取り組みをやる場合 は、事前に何人ぐらいいるのか、その辺から取り組んでいきたいと考えております。

議長(松崎俊一君) それでは、ここで暫時休憩をいたします。午後の会議1時から行います。

(午前11時30分)

議長(松﨑俊一君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

議長(松﨑俊一君) 午前に引き続き、一般質問です。

それでは7番、西田直美議員、登壇をお願いします。

7番(西田直美君) 7番、西田です。6月に引き続きまして、2回目の一般質問になります。まだ不慣れなところがあると思いますので、間違いなどありましたら御指摘のほどよろしくお願い申し上げます。

本日ですが、3点について伺いたいと思います。まず1点目が広報おぐにホームページの進捗 状況について。2点目、生活支援員、学習支援員と教育委員会、学校の意思疎通、情報共有について。そして3点目、高齢者のつどいの場づくりについて。この3点についてお話しを伺いたい と思いますので、御答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

まず第1点目の広報おぐにホームページについて伺います。6月の一般質問で広報おぐにとホームページの紙面づくり、WEBサイトのつくりについてということを伺いました。その後、どのような進捗状況になっているかということについて、まず町長にお伺いいたします。町長のほうから各課のほうへ指示をいたしますということでお話しをいただいたのですが、どういう担当者への指示で、どのようになっているかお聞かせください。

町長 (渡邉誠次君) 西田議員のただいまの御質問にお答えさせていただきます。

広報おぐにの件に関しましては、カラー化等々含めて一旦、情報課内で協議をしていただいております。担当の課長からあとで答えをしていただきたいというふうに思っています。ホームページの件に関しましては、各課ごとに担当の職員を決めさせていただきました。ただ、それだけではなかなかその担当課の職員がその担当課全体の内容を把握するというのは難しいというふう

に思われますので、その課の中で話をしていただいて、各担当のとりまとめを一旦して、それからその担当課の担当する課内の人にホームページを載せるといいますか、そういったことをお願いするというような仕組みづくりを、私のほうからは指示をさせていただきました。あとは、情報課の課長のほうからお答えをさせていただきます。

情報課長(北里慎治君) お答えさせていただきたいと思います。まず、カラー化につきましては 町長がおっしゃいましたとおり、まずカラーになる前に中身をもう少し精査したほうがいいので はないかと、紙面の充実を図ったほうがいいのではないかというような指示もいただいておりま す。今、各担当で課内でも話しまして、まずやっぱり見やすくするようにしたほうがいいのでは ないかということで、まず今年の今の段階でできることとしましては、まず文字のポイント数を 上げるということもあるのではないかということもありまして、これは広報の中の福祉のページ なんですけれども、少しレイアウトを変えましてポイントを上げさせていただいております。全 体のポイントを上げますと少しページ数が増えまして、また予算等々にいろいろ絡んできますの で、その辺につきましては10月の消費税増税後に予算編成等々始まりますので、その場合どう なるのかということも含めて、業者といろいろ打ち合わせをしたいと思っております。そして、 行政部長に広報は6月に質問でありましたとおり、1日から30日までのカレンダーでいくべき ではないかという御意見もいただいております。小国町としましては、6月の答弁でもいたしま したが、まず役場の発送日として10日を決めておりまして、各部長を通じまして住民の方に行 くのが大体15日ごろということで、それが長年の慣習になっていますので、なかなかそれを変 えて広報だけ別の日に郵送するとか、別の日に配付していただくのが、なかなか部長のご負担が 増えることになりますので、そこは適切ではないのではないかということで、やはりこのまま 「広報おぐに」としては10日発送ということでいきたいというふうに思っております。

もう一つ広報の内容ですね。各警察署また小国高校、多々原稿の依頼を受けましてこちらのほうで上げさせていただいておりますけれども、担当者と協議いたしまして住民の方の見やすいような、少しでもレイアウトにできないかと。まして、先ほど言いましたとおり、少し文字を大きくできるときは大きくしたりとかいうようなことはできないかということで、レイアウトの変更等につきましてもお願いし、上がってきた原稿についての調整というものを、その後行ってきております。

それともう一つ。森林組合の件が6月に上がりましたけれども、森林組合とも協議いたしました。森林組合としては、もう20年ぐらいずっと上げさせていただいているということもありまして、林会員に伝える情報としておぐに広報は非常にありがたいということで、今後も出させていただきたいということを受けております。そういった形として、今まで培ってきた部分を大事にしながら、変えられるところは少しでも変えられる。また予算が伴うものにつきましては、お時間いただいての検討ということになるかと思っております。

今後につきましても、やはり一つの予算編成が始まる時期にはある程度の方針というか、来年 に向けての課題をどうしていくのかというのが出てくるのかなというふうに思っております。

それからホームページにつきましては、6月いっぱいまでを目途にしまして、平成から令和に変わりましたので、様式の変更の確認というかですね、それをさせていただいております。その後につきましては、各それぞれホームページにつきましては、担当者がいらっしゃいますので、担当者を通じまして各課の情報等と中身のチェックとかをしていただいておりましたけれども、一応9月今月からで恐縮ですが、今月の終わりから日にちを決めまして、月に1回程度担当者会ということでホームページのレイアウトの中身についてのいろんな出し方、変更の仕方、少し初心者的になるかもしれませんけれども、一からもう一回確認の意味も含めて月1回やっていきたいと計画しております。

それから、御指摘がありましたイベントカレンダーですが、確かにイベントと言いますと、今度で言いますと10月の秋祭りとかあるんですけれども、1から31までの暦の中でイベントというのは1回ぐらいしか、なかなかありません。ですから、言ってみますと真っ白な部分が多くて非常にこれは寂しい、イベントカレンダーといいながらちょっと寂しいのではないかということも思いまして、担当者を通じましてホームページの管理をやっています業者と話しまして、少し工夫をしようということで、月単位に出したらどうかということで、今校正をしてもらっているところでございます。また、それにつきましても結論が出次第、すぐ変更すべきところはしたいと思っております。早速ではありましたけれども、6月の段階ではホームページの第1ページを開けますと博士の決定というのが出させていただきまして、また今では、それプラスの相撲ですね、12月7日に行われます相撲もパッと出るようにしております。一応、そういうふうにすぐできるところはすぐにでも対応しようということで確認しておりまして、あと予算の係る分については少し予算編成を決めまして、考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

7番(西田直美君) はい、ありがとうございます。

いろいろやっていただいていると思います。これが広報おぐにの8月号になります。表紙かわいんですが、中のほうもいろいろ工夫していただいていると思いました。特に思ったのが、この栄養士のところとかですね、栄養士の方が書いている栄養士だよりのところとかも内容が「清涼飲料水について」と夏向けのタイムリーなところでのこういうことが書いてあると、とても役に立つ材料だと思います。フォントのほうはすみません、私ポイントの大きさはちょっと気が付かなかったんですが、ここの防災のところも「防災豆知識」で「台風・風水害について」とか、こういうタイムリーなものをたくさん載せていただけるといいかなと思います。ちょっと惜しいなと思ったのが、せっかく確かにスポーツとかでいろいろ頑張ってらっしゃることが載っているんですが、せっかくの広報なので、毎月トップページには町長からのメッセージ、町長がこうい

うことを考えているとか、やっていることを町民の皆さまにお伝えするのはどうかなと。年頭にあたってとか、そういうところだけではなくて、こういうものを毎月町長からのメッセージ、ニュースみたいなものを出していただいたらどうかなというのを思いました。

それから、社協だよりのところ、社協の告知板もいつも出ているのですが、いつも大体香典返ししか載っていないんですよね。社会福祉協議会というのはもちろん民間団体でありますが、町から助成金も出ていること、お金も出ていることですし、この間社会福祉協議会の方とちょっとお話しをしましたら、社会福祉協議会について知られていない、皆さんが御存知ないことが多いというふうに、知っていただきたいというふうに言われていましたので、そういうところにこういうスペースとかもちょっと割いて、内容を知っていただくということをやったらどうかなと思うのですが、いかがでしょうか、町長。

町長 (渡邉誠次君) 御評価いただき、ありがとうございます。

どちらにしても広報おぐにに関しましては、先ほど課長が答弁をしたように、カラー化をするのかしないのかという、その段階になると非常に見やすくはなると思いますけれども、それ以前に今年いっぱいは考えさせていただいて、レイアウト等々を課のほうでは協議をしながら工夫をしていくという考えをまずは聞いていたところでした。

それから、私のほうはどちらかというと、広報おぐによりもホームページのほうで自分の場所といいますか、私のブースがありますので、そこを少し充実させていこうかなという考えはありましたけれども、今、「広報おぐにのほうでも」という御指摘をいただきましたので、私のほうでも検討させていただきたいと思います。

あと、社会福祉協議会のほうに関しましては、また情報課と通じて協議をさせていただいて、 検討させていただくことになると思います。

7番(西田直美君) よろしくお願いします。

これについても継続的にお話を伺っていきたいと思いますので、またよろしくお願いします。 それでは2番目、生活支援員。教育委員会のほうにお話しをお伺いしたいと思います。

今現在、小学校に生活支援員の先生が5名、学習支援員が小学校2名、中学校3名いらっしゃいます。保護者や町の地域の方々というのが、何をなさってらっしゃるかということについて御存知ない方が多いと思いますので、簡単で結構ですので、それぞれの仕事について御説明をお願いいたします。

教育長(麻生廣文君) まず、学習生活支援員ということでございます。まずもって、学習支援員 やそれから生活支援員には、日頃から大変児童生徒の支援に真摯に対応していただいていると、 校長から聞いております。また、私自身も授業参観等でそのように感じたところでございます。 現実に学習支援員は、基本的には学習の支援でございます。それから、生活支援員は生活支援と いう形で入っておりまして、ところが実際には大きく言いますと、学習全体の見守りといったよ

うな部分では非常に似通った部分もあるかなと思っていますし、あるいは危険面とかそういう安全面、そういった部分での見守りも一番根本には大きくあるかなと思っております。小学校においての学習生活支援員といったときには、あまりはっきりと「これとこれは、この様に違う」というような形での割り切り方ではなくていっているかなと思っております。それぞれの支援員の方の持ち味もございますので、そのあたりで対応をしていただいているというふうに思っております。全体的には安全面であったり、あるいは学習がスムーズにいっていないとか、あるいは授業の中で最近は立って回る子どもについてはだいぶ減りましたけれども、ポンと飛び出すとかいう子どももおりましたときには、すぐに対応していただいて教室に入れたり、あるいは心を落ち着かせて教室のほうに入れる。そうした場合は、そういうタイプの子どもに付く場合は生活支援員ということを配置しておったかと思います。

7番(西田直美君) 私は生活支援員と学習支援員のそれぞれの仕事についてお聞かせ下さいということだったんですが、それは別に教育委員会のほうでは定義みたいなものはないのでしょうか。 教育長(麻生廣文君) 定義と申しますか、最初に面接を行うときに学習支援員なのか生活支援員を考えておられるかというのを、まずお聞きしております。学習支援員に関しましては、先ほど申し上げましたように底辺には安全面であったりとか見守りの部分は、これは一緒なんですけれども、学習支援員は当然、算数であったり国語であったり付く教科においての学習の支援をしていただく。小学校の場合は特にはっきり学習と生活支援が両方おりますので。

それから生活支援員につきましては、先ほど申し上げましたように子ども達の学習への取り組み方の、何と申しますか、立って回るだとか、あるいは極端にぼんやりをしているとか、そういう面で子ども達の意欲をかき立てたり、あるいは安全面等に配慮をしていただくということをお願いをしております。これは、年度当初の毎年行います採用時に係る面談等で話を申し上げているところでございます。

7番(西田直美君) それでですね、私自身も学習支援員を中学校で2年間ほどやっておりました。それから、生活支援員の先生方とも何回かお話しをさせていただいております。実際に私自身も生活支援員の先生が何をなさってらっしゃるかということが分からなかったので、いろいろ聞き取りでお話しを伺いました。それで、生活支援員の先生たち、学習支援もそうなんですけれど、基本的に子どもが学校にいる時間は学校にいるということが規則になっております。それでいながら、町の臨時職員と同じような扱いになりますので、生活支援の先生たちなんかは特に大変そうで、子どものことを目を離せないというと、朝8時には学校に既に来ていて、それから夕方4時過ぎまでいらっしゃる。そうすると、時間的にはほぼ10時間ぐらいなるわけですね。ところが、臨時職員という形で1日仕事は6時間という扱いになっている。当然、給与といいますか、支払もそれと同じような扱いになると思うのですが、皆さんとても子ども達のことに熱心なので、そういうことに関して御不満を言われるようなことはなくて、逆に私のほうがびっくりしたんで

すが、その辺のところもちょっと考えていただかないといけないところなのかなというふうには 思いました。当然、小学校の子ども達ですと支援が必要な子に生活支援員の先生は付くわけです けれども、その子どもの情報を一番身近で見ていれば、生活支援員の先生というのは気付くこと が多いと思うのですね。それを担任の先生と共有する、もしくは管理職と共有するというところ まではいけるのかなと思うのですが、保護者の方との連絡というのは担任を通じてみたいな形に なるので、実際に生活支援員の先生が保護者の方とお話をする機会は、あまりないというふうに 聞いております。この小さい町ですので、個人的に聞かれればお話しはしますと言われるのです けれども、これもある意味ではアンフェアでですね、知っていれば聞けるけれども知らない人は 聞けないというのでは、なかなか公平な扱いにはならない。実際に支援の必要な子に対しては十 分な教育委員会も含め、教育委員の方も含めいろいろ学校側と支援員の先生方とで情報共有でき れば、より良い子供にとっての教育環境を提供できるのではないかと思います。特に学習面だけ ではなくて、それ以外のところでの問題のある支援の必要な子ども達にとっては、なおさら必要 なことだと思います。それには地域の方も入って見守りをするようなこともあるかと思いますの で、その辺の三者、四者、五者を含んだところでの情報共有とかというのは、今現在どのように なっていらっしゃいますか。

教育長(麻生廣文君) おっしゃいますように、より多くの支援員の方を含めた学校の職員等で一人ひとりの子どもを見ていていただくということについては、本当に目が多いほど良いというふうに思っております。また、子ども達の見守りもですが、それ以外にもいろんな行事等もございますので、いろんな考え方なりいろんな視点から学校運営等にも「気づき」というのを学校に伝えていただくと、参画していただくというのは非常にいいことかなというふうに思っております。一番はもちろん、安全面ですね、あるいは生活面、そうした部分の指導については非常に危機的になる前に必要かなと思っているところですし、今現在支援員の方にも大変そうした面でも協力をいただいていると。あるいは、そういう意識を強く持っていただいているということに、教育委員会としても感謝しているところです。

支援員の方のいろいろな情報とか、あるいはひょっとしたら相談事もあるかもしれませんけれども、基本的には校長に伝えるようにお願いをしております。御存知のように、学校は主体性のある、あるいは独立性のある一つの組織体でございます。ですから、校長を中心とした組織体が一番望ましいと思っております。まず、校長なり教頭なりが一番いいのかなと思っているところでございます。ただ、それだけでは人間関係であったり、あるいは子どもの細かい部分のことあたりで、「ここまで校長先生に」とかいう部分もあったりするかもしれません。こうしたときには、教育指導員が生きてくるかなと思っております。昨年度の末といいますか3学期ごろに入りまして、そうした点でなかなか支援員の持つ情報が学校に伝わりにくいとか、あるいは人間関係に関する部分あたりでは、一方的になったりして非常に心配する向きもございましたけれども、

教育指導員に伝える場というのが設定できまして、そういうふうに話をしたところです。これは 教育委員がそのあたりで十分に話してもいいですよと。それから今、教育指導員は以前の小学校 の校長でございますので、小学校あたりでの支援員の方は非常に話しやすいということがありま したので、教育指導員に伝える場というものも状況に応じては平日できない場合もありますので、 そういう場合は土曜日にとか。それから日頃、教育指導員のほうに支援員にもしっかり声掛けも お願いしたいということ。もちろん、校長、教頭にも伝えております。いろいろな場面で情報共 有ができると、学校教育がより充実するかなと考えているところです。

以上です。

7番(西田直美君) なかなか私がいた時には、指導員の先生が学校に来られなかったので、そういう話に一つもならなかったという記憶がございます。ぜひとも、四者、五者、いろいろ子どもに関わる方達が一緒になって、子どもの環境を整えていただければと思います。

続きまして、今日の3番目になります。高齢者福祉についてお話を伺いたいと思います。

これがいただいております「第7期小国町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画(平成30年度~平成32年度)」の計画についての冊子です。この中に基本理念として、「介護予防の推進と、高齢者の尊厳を支える地域ケア体制の確立」というのがございます。その中には5つの基本目標・施策の方向性の第1項目に5つメインがあるのですけれども、その第1番目がここに書いてあります「生涯現役社会の実現と自立支援、健康づくりの推進」というのがあります。2点目からをちょっと軽く御紹介しますと、2点目「認知症になっても安心して暮らせる体制の構築」、3「在宅でも安心して暮らせるための医療と介護の連携・在宅医療基盤の充実」、4「住民の希望、地域の実情に応じた多様な住まい・サービス基盤の整備・活用」、5「多様な介護人材の確保・定着や介護サービスの質の確保・向上」という素晴らしい事業計画がここにあります。平成30年度から平成32年度、令和2年度になると、平成30年、令和元年、平成32年、ちょうど3カ年計画の今が半ばだと思います。その半ばにですね、今日は特にその第1項目「生涯現役社会の実現と自立支援・健康づくりの推進」というのが、私の中の思っている大きなテーマの中の一つになりますので、このことについて伺いたいと思います。

これが小国町の9月ではなくて8月1日現在の年齢別人口構成比になります。8月1日で9月は7千72人になっているのですが、8月1日ですので、これは7千53人の人口構成比になります。7千53人のうち、18歳以下が928人、13%、19歳から60歳が2千778人、39%、61歳から64歳474名、7%、65歳から80歳が1千861人、27%、そして81歳以上が1千13人、14%となっております。65歳以上で合せて41%、61歳まで含めますと48%、ほぼ小国の人口の2人に1人は60歳以上、高齢者ということになります。これだけ高齢者が多い。18歳以下といえば、これは乳幼児から高校生ぐらいまでということは、まだ労働人口には入らない年齢層です。19歳から60歳というのが、いわゆる労働人口に入る

ところに、年齢的にはいわゆる「働く世代」になってきます。ところが、これだけ年齢の高い人 たちが多くなると働かざるを得なくなって、結局、定年も今65歳から70歳に、75歳まで現 役でいこうではないかというのが、日本全体で言われているということです。

小国の場合に考えることがいろいろ私もありまして、ここの中の「生涯現役」、働かざるを得ない状況はあります。この「生涯現役について」というところで伺いたいと思います。この事業計画の中で、生涯現役支援というのは、実際に具体的に何をなさっていらっしゃいますでしょうか。

福祉課長(生田敬二君) 議員が言われますように、今、高齢者が自立した形で生涯現役社会を実現していくということが言われています。町としまして、まずその土台となるのが、先ほど議員も言われましたけれども、健康の保持が一番重要かと思っています。その上で、生き生きと元気に暮らす生活の中にあって働くことで、生きがいを持った働き方ができるということが生まれてくるものと思っております。健康支援の取り組みについては、様々行っております。介護予防事業等もそうでございます。働くということに焦点を絞って言わせていただきますと、例えば社協のほうで行っておりますが、シルバー人材センターの設置であるとかが言えると思っています。今、80名ほどの登録者がいるということで、お伺いをしております。

町のほうとしましては、先ほど言いましたように健康の保持、健康寿命の延伸と申しますか、 そういったところでの取り組み、具体的には元気クラブであるとか、脳の健康教室であるとか、 そういったところの事業を展開しているというところでございます。以上です。

7番(西田直美君) 健康の保持はもちろん大切なことで、何よりも一番高齢者にとっては関心のあるところというか、大事なところなんですが、生きがいを持って働けるようにというところが、私ちょっとポイントだと思ってですね。小国町で社会福祉協議会の中にシルバー人材センター、今おっしゃったところがあります。私のほうも調べました。シルバー人材センターの現在登録者数が72名。男性が46名、女性が26名、計72名ということになっているのですが、この中で仕事の依頼はどういうものがありますかというふうに伺いましたら、7割から8割が夏の草刈り作業ということを伺いました。ということは、女性の仕事というのは、あまりない。残りの2、3割の仕事はいろいろありますがということだったのですが、あまり特に冬場になると別に草刈りもないので、そういう仕事がないというところだったので、高齢者数は3千名以上いるわけですね。3千名以上の中の72名の登録者数はちょっとまだ残念かな。もっともっと働けるくらいの元気のある高齢者はいるはずだなと思うわけですね。元気でいることが、まず基本一番大事なことです。でも、生涯現役は「現役」というので言えば「働く」ということが入ってくるかなと思います。それには、経済的な面での「働く」というところですね。経済的に自立できるというところです。国民年金が今現在、40年掛けて満額で6万5千円です、月額が。それも、いろいろ引かれたりするので実際には5万円ちょっとではないか、というふうに言われております。し

かも、小国町に65歳以上の一人暮らし世帯、これも8月1日現在なんですけれども、小国町に 555名の一人暮らしがいらっしゃいます。その内、男性124名、女性431名。この一人暮 らしの方達からのお声をいただいたのが、何人かの方からしかいただいていないのですが、やは り一人暮らしは寂しい。健康にも、もちろん一人で急に何かあったらどうしようというような不 安もある。昨日たまたま敬老会だったので、そこで行ったとき、やはり70代後半の一人暮らし の女性の方からお話しを伺ったのは、生活は厳しいと。国民年金だけではなかなか大変なので、 何とかしなくちゃと思って近所に農作業の手伝いに行っているとおっしゃいました。ところが、 農作業の手伝いをしていても冬にはないと。そうすると冬の暗い時、寒い時に家の中で一人でず っと居ることが、とてもとても不安になるし寂しい思いもすると。何とかですね、これ以前から あちこちの方から言われたのが、「集いの場」が欲しいと。1人で居ても、誰かと会ってお話し ができるような場所が欲しいというようなことを言われたんですね。別に私たちは迎えに来ても らわなくてもいいと。自分で車ででも行けると。ただそういう場所さえ提供してもらえればいい んだけれど。と言ったときに、やはり先ほどおっしゃいました「元気クラブ」であるとか「サロ ン」であるとかというのも町のほうでやっていただいているのですが、あれって決まった時、2 週間に1回とか決まった時間、決まった場所、ある程度決まったことをやるというのがあるので すけれども、そうではなくて自由なときに自分の好きな時間に行って好きなことをお話しができ たりとかできるといいなということを御希望いただきました。ただ、私自身はそれだけではちょ っともったいないと思うわけです。それくらいの元気があったら働けばいいんじゃないかと思う ので、そこが集いの場プラス自立できる職業を提供できれば、仕事を提供できればいいんじゃな いかなと思ったわけです。それはどういうことかと言いますと、集いの場にいつでも来れるよう な場所があれば、それ以外のことがいろいろできることがある。そのことについてお話もしたい と思うのですが、そこでお伺いします。

例えば小国で、今空き施設などでそういうものに利用できるような施設というのはあるのでしょうか。あるとすれば、何箇所ぐらいそういう候補になりそうな所ってあるのでしょうか。

総務課長(小田宣義君) お答えいたします。昔の学校跡ですね、が主な施設となります。ただ、もう万成小学校あたりは3階建ての鉄筋コンクリートの建物なんですけれど、もう事前に2階部分までは使用しておりますので、残りが1階部分。それと、3階建てでいけば旧北里小学校の校舎、下城小学校の校舎、蓬莱小学校の校舎。ただ、ここも鉄筋コンクリートではあるのですけれども、ちょっと耐震的には不安がありますので、何か使うのであればそこらあたりの補強が必要かと考えております。

それと、昔使っておりました学校給食センター、これが非木造の平屋建ての建物です。中身には、今少し町の書類も入っておりますけれども、使えないことはないということです。あと木造ですと、旧西里小学校の校舎、それと西里小学校の教職員住宅、ここら辺が今の空き教室になっ

ております。

以上です。

- 7番(西田直美君) ありがとうございます。結構いろいろ、施設が空いているところがあるので、 場所自体は大丈夫かなみたいな気がするのですが、問題はですね、場所は提供しました。誰かが いつでも好きな時に行けますよ、ということが可能になったとしても、ただ行っておしゃべりを して帰って来るということのために、町のお金を使ってそれを提供するようなこというのは、私 は別にある意味では必要ないと思っております。福祉として大事な面かもしれませんが、ただそ れだけではなくて、もうちょっとその6万5千円の国民年金プラスαが自分で稼げるような仕事 を提供するということができればいいかなと思います。薬味野菜の里とかですね、そういうもの。 例えば苗づくりが好きな方たちだったら、こういうことができますよといっていろんなお花の苗 を作るであるとか、手仕事が得意な方であればこういう手芸で作って、作ったものを販売します よとか、そういうそれぞれに得意なことがある。料理が得意な方たちが集まって、それじゃあ何 かでお惣菜を作ったりして出しましょうかとか、そういうこともできればいいかなと思います。 趣味の段階で終わるプラスαのところですね。ちゃんとお金が稼げる。月に5千円でもいいし、 1万円でもいい。それでも行く場所があって、一緒に時間を過ごす仲間ができて、尚且つ寂しく なく、それでいて月に5千円でも1万円でも入ってくるというと、それこそが生きがいづくりの 一つではないかというふうに考えます。こういうことで、働くというところでですね、ただシル バー人材センターに登録する。登録したから仕事の依頼が来るのを待っているというのではなく て、自分から積極的にこういうものを提案して作ってみたらどうだろうかという、そういうこと を自分の提案や行動が受け入れられる場所を提供したらどうかと思うのですけれども、その辺の ところというのは、町長、検討していただけるような余地はありますでしょうか。
- 町長 (渡邉誠次君) 西田議員の今の御質問ですけれども、非常にその両立ができれば、とても良いことだとは思います。今の現時点で、どういうふうな形でできるかは正直不透明なところはありますけれども、十分に検討をしていくような課題ではないかなというふうに、今、お話しは受け止めておりました。
- 7番(西田直美君) これは私の中でも、教育問題、情報関係のところも含めて、この福祉関係でも特に元気な高齢者の自立ですね。特に経済的な面でのプラスαができないかということは、私の中では大変大きな課題にしております。ここ4年間でじっくり取り組んでいこうと思っておりますが、何でもそうですが、時間をかければいいというものでもないとも思っております。性急なものはあまり考えもせずにやったらいけないということも、もちろんあるのですけれども、分かっていることは早くやったほうがいいと思うほうなので、良ければ動く、良いと思ったら動く、動いてみて失敗することだってあると思うのですけれど、とりあえず動かなくて何もしないことには話にならないと思っておりますので、ぜひ、この辺についても前向きに早急にいろいろなこ

とを検討していただければと思います。

今後、継続的に私としても取り組んでいきたいと思っておりますが、福祉課長にお伺いいたします。こういうことを今まで、高齢者の経済的な自立に関してですね、そういうことに対しての検討というのは、なさったことはありますか。

福祉課長(生田敬二君) 議員が言われますような経済的な自立、具体的に先ほど言われたような 空き施設を利用してというような形のものであるとか、経済的な自立についての検討をしたこと は今まであまりなかったというふうに感じております。健康面、心身面での自立サポート支援等 は考えておりました。ただ今日のお話、具体的な取り組みの計画という予定は今のところ持ち合せておりませんけれども、また参考意見ということで承らせていただきたいと思っております。

今後、超高齢社会といいますか、2025年問題ということもございます。都市部も深刻化すると思いますけれども、また国の方策等も今後変わってくるかと思いますので、そういう社会的な状況の変化も見ながら、また検討して参りたいと思っております。

7番(西田直美君) ぜひとも、よろしくお願いしたいと思います。特に経済的に本当にですね、介護の必要な方や認知症になったとか、高齢になって介護の必要な方に対して、私はかなり小国のケアというのは充実しているのではないかと思います。小国の高齢者の方は結構幸せな方が多いのではないかと、私は都会のほうに住んでおりましたので、その点から見ると一人暮らしが55人いるとはいえ、地域と離れているわけでもなく、恵まれている幸せな高齢者の方は多いと思います。ただ、幸せというかですね、元気なんだけれども一人でいるということに対する経済的な支援とかは別にないわけですから、それを今度ケアをしてあげる。自分一人でなかなかですね、こっちにいる高齢者の方がアイデアが出てくるわけというか、そのアイデアを誰かとシェアできるとか、自分から行動、味噌づくりをやったりとかいろいろやっている方たちもいらっしゃいます。あれもすごく素敵なんですが、かりんとうも作っていらっしゃいますが、それ以外のところでも、やっぱりたくさん人はいらっしゃるはずなので、そういう方たちが何か働ける場所をぜひ作っていただければなと思います。それは、行政主導でないとですね、なかなか民間から出てくるということは難しいと思います。なので、ぜひこれは継続的に取り組んでいく課題だと思いますので、しっかり前向きに検討していただきたいと思います。よろしくお願いします。では、私の質問を終わります。ありがとうございます。

議長(松﨑俊一君) ここで暫時休憩を行います。2時から次の会議を行います。

(午後1時45分)

議長(松﨑俊一君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時00分)

議長(松﨑俊一君) 1番、時松議員、登壇をお願いしたいと思います。

1番(時松昭弘君) 1番、時松です。

今回は平成30年度の決算議会ということで、次年度に向けたいろいろな予算編成等もあろうかと思います。各議員から予算の中でも話がありましたように、次年度に適性な形で予算を付けていただくというのが、今回の議会の在り方だろうと思います。早速、今回の議会が終わりましたら予算編成のほうに入りますので、その点も含めて各議員からのいろいろな質問等を最大限考慮しながら、執り行っていただきたいというふうに思います。

今回、通告をいたしました「スクールバスの運行、路線の管理運営について」ということで、通告を申し上げておりました。このスクールバスのほうが2009年、平成21年3月に小学校が6校の統廃合によって各学校の歴史が幕を閉じたわけであります。特に万成小学校につきましては、135年の歴史を閉じたということになりました。この間、あとでちょっと触れますけれども、遠隔地の子ども達、生徒たちのために、通学にスクールバスを導入をしたという経緯があります。このバス路線が現在8路線ありますけれども、今の運行状況、その状況等を教育委員会のほうにお尋ねをしたいと思います。

教育委員会事務局長(石原誠慈君) スクールバスの通行路線のまずは管理運営ということの御質 間でございますが、まずスクールバスの運行路線の管理につきましては、遠距離の、言われました通学児童の安全及び学校の始業時間、あるいは帰宅時間に支障がないように対応しているところでございます。そのために月1回のスクールバスの運行会議を開催をしております。この運行会議におきましては、主に来月の運行計画等の協議や確認などを行っておりますが、その中で運行路線等に支障が来たすところ、あるいは気になるところがあれば、そのあたりで話が上がってくるということでございます。5月の月1回あります運行会議の中で、事業者のほうにもバス路線の確認といいますか、支障があるような場所を調査していただくようにお願いもしたところでございます。その他にもバス路線の支障がある所があれば、直接住民の方から教育委員会のほうで対場を確認し、対応できる場合ですと教育委員会のほうで対応をしているところでございます。どうしても状況によって、教育委員会のほうで対応が難しい場合は、そこの枝木の土地の所有者のところへ何って除去のお願いをしたり、それ以外に建設課等にも対応をお願いしているところでございます。以上です。以上です。

1番(時松昭弘君) 1番、時松です。

今、事務局長から答弁をいただきました。調査のお願いをしているというようなお話がありましたが、じゃあ教育委員会が8路線の中で2つの会社のほうに委託をしております。そういった中でどこがどういうふうな状況になっているのか、確認をしていれば、お答えをしていただきたいと思います。

教育委員会事務局長(石原誠慈君) 先ほど業者のほうに調査をお願いしたということを申し上げ ましたが、その中で上がってきたのが2、3箇所ありました。その場所が童子院の場所と、それ から小原田の道路ですかね、場所でいいますとその辺りの支障になるというか、気になる場所は そういったところが事業所のほうから上がってきております。

以上です。

1番(時松昭弘君) 1番、時松です。

今、調査をされて2、3箇所というお答えがありました。ではお尋ねしますが、1号車から8 号車までのバスの運行があります。この中で全路線の確認を、いわゆる委託料を組んでいるかも しれませんけれども、教育委員会として路線のどのような状況になっているかということを、し っかり全部把握していないと思いますけれども、いかがですか。

- 教育委員会事務局長(石原誠慈君) 今、「教育委員会のほうで」と議員のほうからありましたが、 直接8路線を教育委員会のほうで全て確認をしたわけではございません。今は業者のほうにその あたりの確認をお願いをしている状況でございます。 以上です。
- 1番 (時松昭弘君) 今、スクールバスの委託料、今年度決算に4千450万円ほどの金額が計上されております。この中で委託料を教育委員会のほうが確認をしていないということであれば、やっぱり委託料を発注する側、教育委員会側が全路線の点検をやっぱりしなければならないと思いますよ。この前も、ある場所につきまして私がちょっと教育委員会のほうにも申し上げまして、非常に路肩も狭い、上からの草木が下がってきていると。その路肩も幅も約4メートルちょっとです。車のスクールバスの幅というのが長さが7メートルあります。幅が2メートル20なんです。仮に4メートルの所もあります。3メートル80ぐらいの所もあります。そういった確認を実際、教育委員会として発注側が委託を組む側がどれだけやっているのかということなんです。以前、申し上げましたが、教育委員会だから無理だから建設課あるいは情報課になりますが、そこには光ケーブル等の線がたくさんあるわけですよ。ですから、いわゆる各課で連携を取って対応をしていただけないですかというようなお話を、私は以前もした記憶があります。

ちょっと申し上げますけれども、この前、教育委員会からこの資料をいただきましたが、各路線を全部点検をしてまいりました。いいですか。ちょっとしっかりメモして、早急に対応していただかないと非常に危険性があります。まず1号車です。これは1号車が神原から黒渕の戸角、旧道です。ここも杉の枝、あるいは路肩が少し痛んでいる所もあります。2号車、これは北里方面になりますが、北里の中町、住宅がありますね、新町。ここに行ってみますと、桜の木の枝があります。何も地権者に言って枝を切るだけで難しいことではないですよ。3号車ですね。これは鯛ノ田の入り口、旧道ですね。いわゆるハム屋さん・パン屋さんがある所から芹原のほうに入る道ですけれども、旧道の入り口のところあたりが行ってみれば分かるのですけれども、そこもやっぱり枝葉が非常にバスに枝がつかえてまいります。そして4号車ですね。これは蔵園、小園、柿追を通ってまいります。そして先ほど話がありましたように、小原田の木下の所ですね。ここ

もイチョウの枝葉が非常にこうしている。ここの路線は、サポートセンター悠愛も毎日通ってますよ。それから別所から江古尾線ですね、これも旧道になりますが、ここも同じなんですよ。そして6号車から8号車までについては、さほどゼロとは言えませんけれども、今のところはただ路肩等の分については、非常に狭い部分があります。そして特に4号車ですけれども、仁瀬から悠愛のところあたりがありますけれども、お寺のところ辺ですね。ここあたりも非常に路肩が狭い。一応、教育委員会にお尋ねをしますけれども、車の幅と道幅。それとこれは道路交通法のなかにありますけれども、キープレフト、どれだけの道幅を取ればいいか。そこあたりを逆算すれば、どういうふうな運行状況になるかというのが分かると思います。そしてまた、対向車が来たときにですよ、それに対してはどういうふうにするかということなんです。今後、教育委員会としてどういうふうに考えるか、お答えをしていただきたいと思います。

教育委員会事務局長(石原誠慈君) 今、いくつか議員のほうから支障になる所をお伺いしましたが、あくまでもそこには所有者の方がいらっしゃいますので、そこにお伺いして除去等をお願いする、というのがまず1つかなと思います。道路に係る部分もあるということをお聞きしましたが、車道に出ている部分としている草木、樹木があった場合は、基本的にそこの所有者が処理をするということでございますので、どうしても通れないという所であれば、緊急な対応をしなければいけないと思いますが、まずはそこを確認しまして、そこの所有権はそこの方にありますので、土地の方にまずお願いする、という形にはなるかと思います。

以上です。

- 1番(時松昭弘君) 今、局長のほうから所有権の話が出ていましたが、町道の中には町道の町の境界杭があるんですよ。そういったところを確認しましたか。実際、確認していないでしょう。町道の中には、用地の改良工事をしたときに町道の境界杭があります。そこは町有地なんですよ。町有地である以上は、やっぱり町の管理下にあるわけですから、当然管理をする運行に支障があれば、枝葉を切ってやると。むしろ教育委員会の中に今回の1年間の決算の中でも、3億4千55万円の予算が組んであります。では、この予算なんかももう少し教育委員会の中で中身を検討して、今の建設課長が以前教育委員会の事務局次長をされておりましたから、そのことを聞けばいいんじゃないですか。自分だけで問題を解決する。何もできていないではないですか。できていればこういった質問はしませんよ。今回質問する内容につきましても、子どもの実際、バスの通学生が何人利用されているか、お答えをしていただきたいと思います。
- 教育委員会事務局長(石原誠慈君) 今、小学生でスクールバスを利用している子どもの人数は1 53名でございます。

以上です。

1番(時松昭弘君) 153名というか、もう少し私の調べでは156名というような調査をして おりますが、やはりこの153名の方達が毎日通学をするわけですね。その中で道幅が狭いとこ ろがある。そういった危ない所の点検を全路線を自分たちの目で確認をして、どういうふうにするのかを検討してくださいよ。そして、この予算が例えば、教育委員会の中にこの3億4千555万円の予算があります。例えば、4千450万円のスクールバスの委託料もあります。こういった予算の中の枠組みを少し変えれば、例えば建設課の中で町道の沿線木、あの立木の安全事業、沿線木の予算ですね。この前150万円ほど組んでいただいております。そしてまた災害対策として、林地安全の対策の立木の撤去費用というのが144万円ほどの予算が組んであります。ですから、そういったところの連携をしっかり組んでいただいて、建設課あたりと相談をしてですね、どういうふうにするのか。あるいは次年度から教育委員会の中で自分たちがこの予算の沿線木の草の除去作業、こういったやつをどういうふうにするのか予算を組めばいいじゃないですか、新しく。そこはいかがですか。

教育委員会事務局長(石原誠慈君) 今の予算の件ですけれども、その前にさっき言われました道 路沿いの草木というか樹木、枝が出た部分ですかね、その部分は所有地と公の道路の部分、さっ き言われましたそのあたりも今後、確認をしていきたいと思います。

予算につきましては、今のところスクールバスはほとんどがその委託料の部分に係っておりますので、全体的に見て必要な部分はまた検討させていただきたいと思います。

以上です。

- 教育長(麻生廣文君) 今のお話を伺いまして、再度、緊急の確認と対応策、あるいは予算の検討 等につきましては、頑張っていきたいと思います。
- 1番(時松昭弘君) 今、スクールバスの関係もありますが、そこには町道の沿線、今の路線、ほとんどの路線の中に光ケーブルがあります。情報課の課長にも同じなことですが光ケーブルの点検ですね、ケーブル線のあたりに立木が倒れかかっていると。倒木の恐れが非常にある箇所が何箇所もあります。そういったことにも、情報課としては確認をしておりますか。
- 情報課長(北里慎治君) 担当レベルでございますが、年に1、2回は確実に回るようにという部分で行っているところでございます。現にそういうふうな所がございました場合は、当然地元の方なり通りかかったりしていた方から通報が来ますので、まず九電やNTTとの許可が多ございますので、そことの協議を行ってもらって、そちらのほうでできるだけ切っていただいて協力していただくというような形をとっております。当然、町単独のところもありますので、そこは町と言いますか、こちらのほうでやるということになります。

以上です。

1番(時松昭弘君) この前の調査の中で、今課長が答弁いただきましたけれども、何箇所もある のですよ。1年に1、2回とか今答弁をしますけれども、実際はただ質問をするから答弁をして、 その場で何箇所しましたぐらいでお話をするかもしれませんが、実際、確認をしていないと思う んですよ。もう、まさに倒木寸前のところが何箇所もあります。そういった路線を、教育委員会 並びに一緒に、一番相談をしやすいのが建設課なんですよ。建設課長は元教育委員会の事務局次 長をしておりましたので、非常に詳しくできると思いますから、そこあたりと一緒に建設課と情 報課と教育委員会として連携を取って、そういった総合的な予算の道路の沿線木あたりの立木あ たりも撤去していただくような形を取ってしまうとですね、あとの立木の倒木もなくなりますよ。 情報課長に申し上げておきますが、沿線木の予算を増やせば、倒木の撤回がそれだけ少なくなる と。道の上が10メートル、道下が5メートルだったですかね。そういったところ辺の予算あた りを現地が悪ければ、課長会議の中でそういった予算を次年度あたりもピシッと要求してやると いうことが、当然課長としての仕事ではないですか。何回も同じことを、こちらのほうから議員 から言わせないようにしていただかないと、やっぱり私たちも子ども達の安全、そして路肩等に つきましても、非常に危ない部分があります。対向車が来たときに路肩が悪い、車が逆に対向車 が横転するとか、ガードレールがない所もあります。そういったことについても、町道の整備と いうのも非常に重要になってくると思います。ですから、最後に町長にお尋ねをしますけれども、 総合的にいろんな形で検討していかないと、確かに予算の部分もあろうかと思いますけれども、 子ども達の安全そして安心して通学ができる、学校で、小国学校、教育長も新しく任命されまし たけれども、そういったことに目を向けて、そういった環境整備というのも教育の中の一環であ ろうと思いますよ。ですから、再度ですね、今申し上げたことの点検をしっかりしていただいて、 そしてそのことをまた分かる範囲内でも結構ですから、私のほうにも連絡をしていただきたいと 思います。

町長(渡邉誠次君) 時松議員の御質問にお答えしたいと思います。

先ほどから全般にわたって道路のまわりの支障木それから倒木等々に関しましての御質問ですけれども、実際に今までどれぐらいその倒木で電線が切れたりしているのかも含めてですね、現地を確認することがまず第1であろうというふうに思っておりますので、もちろんスクールバス関連であれば教育委員会、そしてIRU関係であれば情報課、それから建設課も含めて今の道路の現状がどうであるのかの把握はひょっとしたら建設課はできているのかもしれませんけれども、そういった確認作業をまずさせていただきたいと思います。

それから横断的に考えるというのは、多分私の一番の仕事であろうというふうに思っておりますので、全体的に話を聞いて、それで必要なのであれば、さっき時松議員が言われたように横断的な予算を組んでいかなければならないというふうにも思っておりますし、もし違う方法で対処ができるのであれば、その方法もまた考えなければいけないのではないかなと思っております。 以上です。

1番(時松昭弘君) 最後に、まずは町道、そして町道の利用者、また小国のほうにも今度はだん だんと北里柴三郎の関係で来訪者も多くなってきております。町も環境モデル都市という形で取 り組んでおりますが、まず町道の環境整備、そしてそのことについて安心安全で通行ができるよ うな道路網の体系づくりというのも、必要に考えていかなければならないというふうに考えます。 そしてまずは、今回スクールバスの問題を定義しましたけれども、いろんな課長会議の中にあるときに、その時だけの課長会議では僕は終わってもらいたくないと思いますよ。問題が出てきたなら、それを総合的に判断して、それを総務課長あたりを中心として相談をしながら、自分たちでできないことがあれば、また私たちもそこあたりではちゃんといろいろ協力を申し上げて、地権者の用地交渉とかあるとすれば、当然この10名の議員がおりますから、用地交渉に一緒に入って協力すると。これ当然のことなんです。そういうふうにお互いがみんなで一つの体制づくりというのを作っていかないと、今後ですね住民サービスはできないというふうに思います。地方自治の原点に返って、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

以上で終わります。

議長(松﨑俊一君) ここで暫時休憩を行います。次の会議は2時35分から行います。

(午後2時25分)

議長(松﨑俊一君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時35分)

議長(松﨑俊一君) 9番、熊谷博行議員、御登壇をお願いします。

9番(熊谷博行君) 9番、熊谷です。

今回は3つの質問だったのですが、1つは担当課と話ができて2つに減りました。いつも前置きをほとんど言わないのですが、今日は少しだけしゃべらせていただきたいと思います。久しぶりにパソコンで打ってきましたので、2、3分聞いていただきたいと思います。

私たち議員になって、環境モデル都市、バイオマス、循環型農業、新電力の会社も1年1年いろいろな変化があっております。ついて行っているのか行っていないのかも分からないような状態で4年間過ぎました。この数年間で本当にどれが成功して、どれがいまいちなのかも分からないまま、また新しく小国町もSDGs未来都市に選定されて1年が過ぎようとしています。小国町の提案の地熱と森林のめぐみ、人とのつながりをもたらす持続可能なまちづくりを目指すというのが小国町の提案だったと思います。平成30年、全国で29選都市に選定されました。そのときは大変名誉なものと認識していましたが、今年また31ほど選定され、県内では熊本市も選定されました。提案理由が「熊本地震の経験と教訓を生かした災害に強い持続可能なまちづくり」というものだったと思います。我が町も地熱と森林のめぐみですが、既に小国町森林組合が岳の湯地区に地熱を利用した木材乾燥施設など、まさしくそのものです。8月8日、北九州芸術劇場にて、九州の3市町、北九州市、壱岐市と小国町が共同で、SDGsのパネルディスカッションや未来を担う高校生の活動発表会がありました。私も4、5名で参加いたしました。町長のこれからの取り組みを聞き、高校生の活動発表には驚きばかりでございました。昨年、中学生時代に取り組んできたこと、地熱・木材・住宅、素晴らしいものでした。議員である私たちは、も

う少し勉強すべきだと考えさせられました。

前置きが大変長くなりましたが、7月31日議員勉強会で地熱開発、発電所ですね、地熱発電所の説明を受け、それぞれに理解してきたところでございましたが、8月9日に別の団体の地熱開発の講演に参加いたしました。私たちが勉強会で受けた講演とは真逆でもないのですが、真逆みたいな感じで大変困惑しております。持続可能なまちづくりを推奨するうえで、町民が困惑し地熱開発等に問題が発生しないか、大変心配でございます。このあたり、行政はどういうふうなお考えでございますか。

町長(渡邉誠次君) 補足があったら担当課から、またお答えをしていただきたいと思っておりま すけれども、私のほうからは今の現状は、もう議員の皆さま方お知りになっているところと思い ますけれども、今の小国町では地熱の開発事業が5社もしくは6社になるかもしれませんけれど も、進んでいるような状態でございます。現時点では発電をしている事業所は今1箇所、その他 に50キロ未満のバイナリー発電は数箇所、現時点でも行われている現状でございますけれども、 私の町政に入りましてからは、まずは地熱の問題に関しまして早急に掌握する必要があるという ふうに判断をさせていただきましたので、まずはその5つの事業所と対等に話ができる環境づく りを作らせていただきました。その5つの事業所、それぞれに私のほうから言わせていただいた ことは、地熱の事業は小国町にとっても今から非常に有効なものであるのかもしれないと。しか しながら、自然の保全をしっかりすること、そして次の世代に伝えることができなければ、その 開発はするべきではないという話をさせていただきました。私の基本理念として、その自然と経 済と次世代への継承というのは私の根底にありますので、その部分はしっかりと守っていかなけ ればならないと思っております。その時点で今5つの事業所と一緒になって、今度は地域に還元 ができるような形でいろいろとお話をさせていただくことを今月末から始めていこうというふう に思っております。今年度中にはその形を作り上げて、地域貢献がどれぐらいできるのか、また 逆にその自然をどういった形で守っていけるのかというのを話をしていきながら、協議会を作ら せていただきまして、地熱の開発、もう現在では進んでおりますけれども、進めるなり歯止めを 掛けるなり、両方ができるような形を取って参りたいというふうに思っているところです。

9番(熊谷博行君) 9番、熊谷です。

以上です。

私も地熱審議会の委員という立場でこの間、審議会にも出席させていただいたのですが、あまり私たちが答弁するところというのは少なかったわけなんですが、でもそれはそれなりに汲んでいただき、答えの書面が返って来ておりました。ただですね、私たちは町も提案しています「地熱と森林のめぐみと人とのつながりをもたらす」というこの言葉が一番大切と思います。昔、ある地区で地熱発電の計画があり、賛否分かれて村が二分するようなことまで起きております。町民間の揉め事がなくて暮らしやすいまちづくりが目標でございます。ぜひ、行政がしっかり説明、

行動で示していただきたいと思いますが、残り10年ですが、2030年までがSDGsの最終年が2030年だと思います。この10年間でより良い開発ができるか、お答えいただきたいと思います。

町長(渡邉誠次君) より良い開発、非常に難しいところでございますけれども、行政が目指すところはまさにそこにあります。先ほどから何べんも言っていることかもしれませんけれども、やはり次の世代へしっかり繋げられるように開発もしていかなければいけないというふうにも思っているところです。また、先ほど議員が言われましたように、なかなか住民の方たちにお話をすることも言葉の食い違い、意見の食い違いやニュアンスの違い等々でちょっと悪い評価を受けるようなところがあるかもしれませんが、私としてはできるだけまずは広く町民の間で周知をさせていただいて、事業所からの報告だったり、啓発も含めてですけれども、今から地熱に関してはきちっと説明を行って参りたい。その上で開発を行って参りたいというふうに思っているところです。

以上です。

9番(熊谷博行君) 9番、熊谷ですが。

私たち議員とは言えませんが、私は前回の勉強会の地熱開発、地熱発電のことが正しいという 認識でこれから町民と接し、説明していきたいと思います。ぜひ、行政からの説明が、昔この説 明で失敗したという噂もありますので、真摯な気持ちで町民には説明、行動を起こしてください。 地熱に関することは、今からもっと出てくると思いますので、今日はこのくらいで。

次に8月4日、小国ドームでメイン会場だったのですが第35回阿蘇郡市人権同和教育研究大会が行われました。私たち議員の中より穴見議員、役場から時松住民課長、体験発表がありました。大会を終えて反省点、もしくは良かったところ悪かったところが反省点ですか、があればお答えください、教育長。

教育長(麻生廣文君) まずもって、小国町議会を代表してレポートしていただいた穴見議員、それから司会をしていただいた久野議員、また議員の皆さま方全体でレポート作成等に全体的なサポートもあったということをお聞きしました。当日の参加を含めまして、議員皆さま方に感謝と敬意を申し上げます。

直接の申込者だけで1千400人以上、当日参加あるいは来賓等を入れますと1千500人近くなったと思っております。当日参加の一般参加者については会の運営上、きちんとした数字の 把握はできておりません。

さて感想ということでございますが、まずは大きなトラブルや怪我、病気などもなく、大成功 裡に会が終了したというふうに喜んでおります。会終了後のアンケートでも充実した大会内容で あったということが伺える記述が多ございました。成果が上がったことを受け入れ側として大変 終わったあと安堵したところでございます。

ところで議員におかれましては、昨年も9月議会で南小国町開催の郡市人同協大会に触れられ、 来年度は小国町開催だというようなことでの激励をいただいたと思っております。私も部落差別 をはじめ、あらゆる人権問題の解決ということに関しましては、これは国民的課題でもあります し、解消に向けて義務もあるというふうに思っておりますので、そんな中で阿蘇郡市の中でわが 町で、小国町でできたということは小国町民にとっても大変良い研修の場であったと思っていま す。さらに感想を続けますと、一番心配したのは当日の暑さ対策でありました。ここ数年の課題 でもありますし、諸般の事情で開催日や開催場所の変更が難しく、例年の課題となっております。 分科会会場は町民センター等の建設もあって、空調設備のあるところでできました。ただ、全大 会とそれから社会教育あるいは解放教育部会がドームということで、ここは空調設備がなく心配 したところでございました。幸いに多くの町職員の協力で、たくさんの氷をあちこちに配置でき ましたし、大型の扇風機で1台でも多くというようなことで対応し、熱中症患者などもいません でしたので、大変嬉しく思ったところです。アンケートを全分科会分に目を通させていただきま したけれども、小国町のおもてなしに関する感謝とお礼の言葉が並んでおりました。改めて、関 係者各位に感謝いたした次第でございます。後日行われました各市町村の関係者が参加する理事 会というのがございましたけれども、全体会・分科会ともに研修という目的、大変成果が上がっ ただろうということの各分科会の報告も受けました。一つですね、講話をしていただいた講演で ございますけれども、阿蘇市大会が熊本地震で中止になった、その時予定していた方をお招きす るということで進めておりました。ただその方は御辞退されて、自分がこの方を推薦しますとい う方をお呼びいたしましたので、午前の部の講演会につきましても理事会では評価は高く、良い 講演会だったという話をしていただいたところです。また、理事会でも小国町のおもてなしに感 謝の言葉をたくさんいただきました。駐車場、あるいは交通状況も大きな混乱はなく、いろんな 課題もあったかもしれませんけれども、大きくは成功裡に終わったというふうに受け止めており ます。

以上です。

9番(熊谷博行君) 長々とありがとうございました。

私が聞きたかったのは、そうではなくて、分科会に参加したでしょうね、もちろん。穴見議員 の発表、時松住民課長の発表、その中で何か得たものとかそういうものを聞きたかったのですが、 記憶にあるものがあればお願いします。

教育長(麻生廣文君) まず、私も穴見議員それから時松課長の発表を後ろのほうで聞かせていた だきましたし、それからあとの協議も聞かせていただきました。

まず、穴見議員につきましては男女参画社会をどのように構築していくか。それから時松課長 につきましては、光座等の参加あるいは町行政職員としての思いを持ちながら、人権教育にどう 取り組んでいくかというようなところでの発表でございました。私自身、議員あるいは課長2人 ともそれぞれの御自身の立場で人権教育に取り組んでいるという、その姿が他の人にも私自身に も非常に心に残ったところでございます。

以上です。

9番(熊谷博行君) 9番、熊谷です。

正直言って、私は両者の発表はあまり心に残りませんでした。それよりも穴見議員の質問のと きに、ある女性の方が実際の自分の結婚問題でのリアルな質問がありました。それが一番私は残 っているのですが、こういう場で言っていいのかも何も分かりませんが、穴見議員でも課長でも、 所詮私から言えば仕事の一環で発表したとしか思えません。いつも私が言います。「何で一般人 がいないのですか」というのを、何でもう少しこれが始まる前にも私は言ったはずですが、募集 というかいろいろPRして、もっとみんなで考えていかなければいけない問題と私は思っており ます。もちろん、議員の私たちも議会活性化委員というものがあります。まだこの中では「人 権」とかいうそういう言葉はまだ上がってきておりません。これは4年間で、この辺もしっかり 勉強していかなくてはいけない問題だと思います。私たちがはじめに習った同和問題の起源から、 もう今現在相当変わっていると思います。どういうふうに変わっているのかは正直言って私も分 かりません。でも、変わっているのは間違いございませんので、教育長がそのあたりに触れたく ないのは分かりますが、ここはやっぱり教育長として触れるべきところは触れる、触れたくない ところはしっかり口で言って「ここは私は触れられません」もっと町民に広げていかなくては、 時松課長のときにもう一人の方が町民にそんなにはしなくてもいいような、周りの自分たちが一 生懸命すればいいような言い方しか、私は取れませんでしたが、それも私から言えばおかしいと 思います。もう少し、やるならば企業でも町でも何でも取り込んで一生懸命やらないと、関係者 ばかりでしてもですね、こういう問題は延々となくならないと思いますので、しっかりその辺は 教育長が今後、今日任命されましたので、3年間頑張ってください。

何かあれば、一言お願いします。

教育長(麻生廣文君) まず、2点はあるかなと思っていますが、1点目でレポートの内容といいますか、その点につきましては、やはり部落差別との出会い、あるいは人権問題と自分の人生の出会い、こうした部分をベースにして、そしてレポートを作っていくということが大切になってくるなというふうに思っております。私自身も自分を見直していく上で、そうした部分はきちんとしっかりベースに置いて考えていきたいなと思ったところでございます。

それから2点目、一般参加者についてをいかに増やす、あるいは町民の先ほど私「町民にとっても大変良い研修の場であった」と申し上げましたが、実際にそれがたくさんの町民を呼んだのか、あるいは一つでも多くの成果を挙げることができたのかということであろうかと思っております。一般参加者の数、先ほど把握できませんでしたと。ただ今年度も各市町村のマイクロバス、貸し切りバス、役場のバス等で来ておられる方がいらっしゃいました。それで結構多くの参加が

各市町村からあっていると思ったところです。

町内の方々への呼びかけでございますけれども、FM放送が7月29日夕方から8月4日朝まで計4回、放送させていただきました。またおぐチャンでは週刊おぐチャンを除く時間帯の終日放送の中で、7月27日から8月4日まで流し続けていただくというようなところでの呼びかけしかできなかったと思っております。そうしたことをやってきたというところでございます。

昨年、南小国開催での小国町の参加者は170名前後でしたが、本年はそれより50人は多くなったと思っています。このことに直接関係しませんけれども、今年度はJA阿蘇の原山組合長にもすぐ電話をして、登壇願いますということをお電話いたしましたら、「喜んで出ます」ということで、昨年度まではなかった部分でJA組合長にも登壇をしていただくなど、一歩一歩進めていきたいなと思っております。

今後、このように企業にも呼びかけていきたいと。JAはたくさんの職員がおりますので、まずは組合長、そして多くの市町村の住民にも馴染みが深い職場と思っておりますので、そうしたこと。それを枠から進めたことでございます。企業等にも呼びかけ、今後に繋げていきたいと思っております。

以上です。

- 9番(熊谷博行君) 私は、今回は大盛会だったと思います。穴見議員の発表に対して、ある女性から自分の結婚問題のことをあれだけ熱心に言われたということは、今までそうはなかったと思います。言いたくて言ったのか、話を聞いて言わないといけないと思ったのか、その辺は分かりませんが、実際経験した方からああいうリアルな話が出たということは、今回は大変成功だったと思います。人間が50人増えたから、100人増えたからそれが成功だとは私は思っていません。声掛ければいっぱい来ます。それでも所詮言われて来た方であって、右を見ても左を見ても行政関係、それに付随したまた関係者、そういう感じはあくまでもぬぐえませんでしたので。もう大会の反省会というのはあったと思います。そういうところは、人間が何人来たからとか言うのではなくて、こうこうこういうので、大変盛況でございました、勉強になりましたと、そういうふうに次のところに伝えてもらえばいいかと思います。あと、答弁は結構ですので、これで私の一般質問を終わりにします。
- 教育長(麻生廣文君) ありがとうございます。また、今後郡市全体でのこの郡人同協大会の進め 方に激励をいただいたと思っております。先ほどお話の穴見議員のところでの御発言のありまし たある女性が、私、非常に心に残った部分で、最後に小国の小中学校の先生方が子ども達に対し て一人ひとりにこうして寄り添って頑張っていただいているということが非常に嬉しいというよ うなお話をされました。あのことが凄く心に残っております。本当にまた今後頑張れるなという ような言葉でもあったと思っております。すみません、付け加えさせていただきました。

以上です。

議長(松崎俊一君) それでは、予定していました4人の方々の一般質問が終わりました。

これで本日の一般質問を終了したいと思います。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

明日18日は4名、江藤理一郎議員、久野達也議員、大塚英博議員、児玉智博議員の一般質問 を予定しております。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでございました。

(午後3時05分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議長

署名議員(3番)

署名議員(7番)

第 3 日

令和元年第3回小国町議会定例会会議録

(第3日)

- 1. 招集年月日 令和元年 9月18日(水)
- 1. 招集の場所 おぐに町民センター 3階 301号室 議場
- 1. 開 会 令和元年 9月18日 午前10時00分
- 1. 閉 会 令和元年 9月18日 午後14時55分
- 1. 応招議員

1番 時 松 昭 弘 君 2番 江 藤 理一郎 3番 穴 見 まち子 君 4番 久 野 達 也 君 児 玉 智 博 大 塚 5番 君 6番 英 博 君 7番 西田 直美君 8番 松 本 明 雄 君 10番 松 﨑 9番 熊谷 博 行 君 俊一 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 時 松 昭 弘 君 2番 江 藤 理一郎 君 3番 穴 見 まち子 君 4番 久 野 達也 君 児 玉 5番 智 博 君 大 塚 英 博 君 6番 7番 西 松 本 明 雄 田 直美 君 8番 君 9番 熊谷 博 行 君 10番 松 﨑 俊 一 君

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 藤木一也君 書記 朝日 さとみ君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

長 渡 邉 誠 次 君 教育長麻生廣文君 総務課長小田 宣 義 君 教委事務局長 石 原 誠 慈 君 政策課長佐々木忠生君 産業課長木下 勇 児 君 情報課長 北 里 慎 治 君 税務課長 橋 本 修一 君 三君 建設課長秋吉陽 住民課長時 松洋順 君 福祉課長生田敬二君 保育園長河津公子 君 会計管理室長 加 祥 一 恵 君

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

なし

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。 別紙議事日程のとおり

議事の経過 (r. 1.9.18)

議長(松﨑俊一君) それでは改めまして、皆さま、おはようございます。

9月9日からの9月定例会、予定では本日が最終日となりました。私としては議員一同、「地域の方々のために」を合言葉として、住民の皆さまの付託に応えなければというふうに思っております。本日もしっかりと進めて参りたいと思います。御協力をよろしくお願いいたします。

さて、本日は9月定例本会議3日目でございます。

ただいま出席議員は10人であります。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議長(松﨑俊一君) 日程第1、「一般質問」。

本日は一般質問となっていますので、直ちに質問に入ります。

なお、本日の一般質問は登壇順に、2番、江藤理一郎議員、4番、久野達也議員、6番、大塚 英博議員、5番、児玉智博議員となっています。

では、2番、江藤理一郎議員、登壇をお願いいたします。

2番(江藤理一郎君) それでは2番、江藤理一郎です。よろしくお願いします。

まずは、渡邉町長も就任されて約5カ月経ちました。いろいろ思い切りやりたいところ、それから計画中のところあると思いますが、まだはっきりした方針を出されていらっしゃいませんので、ここでは大きい政策的なものの質問ではなく大きくはありませんが、町民の方々にとって身近で重要な質問にしたいと思っております。

今回は4点です。前回の質問させていただいたところによる進捗状況について、まずは「スクールバスの進捗状況」、それから「防災情報の発信について」、「町民センターの利活用について」、そして最後にこちらも前回の質問の進捗状況で「人手不足の問題について」質問させていただきます。

まずは中学生のスクールバス運行について、現在の進捗状況と小中学校運営協議会の中でどの ような会議がなされたか、お答えをお願いいたします。

教育委員会事務局長(石原誠慈君) おはようございます。今の御質問ですが、6月の議会におきまして、議員のほうから現在の小学校で運用しているスクールバスを中学校の送迎や部活動に幅広く利用できないか、対応できないかという御質問がありました。そのときに、中学校のスクールバス及び寄宿舎も含めたところで、また生徒数も今後減少傾向にありますので、懸案事項として考えていくことを申し上げたと思います。

今回、その進捗状況についてということでございますが、その後、夏休み前に中学生の保護者 を対象にスクールバスに係るアンケート調査を実施いたしましたので、その結果についてお知ら せというか御報告をさせていただきたいと思います。

まず、アンケート内容は中学校スクールバス検討について、御意見をお聞かせくださいというものでございました。全体の調査数が160件ありまして、うち提出されたのが131件でございました。集計結果としましては、スクールバス通学に賛成の方が58件、パーセンテージにいたしまして全体の36%、次に多かったものとしましては、これは「特にない」あるいは「未記入」「どちらでもよい」というような意見が55件ありまして、全体の35%ありました。それから反対意見としては8件、全体の5%です。疑問や意見などがあった方、これが10件で全体の6%でございました。それと未提出の方もいらっしゃいまして、29件18%の人が提出されておりません。

また、主な意見としましては、賛成の中には「一部賛成」という方も含まれるんですけれど、 内容としましては「毎日送迎する親の負担も少なくなり、スクールバスがあると助かります」と いうような意見がありました。それと「登校時に学校前が送迎の車輌で混雑しますので、そのた め危険であるため、安全面からでも安心ができます」というような回答がございました。それと これは一部になると思いますが、「授業開始もほぼ小中一緒ですので朝の登校時だけでも小中合 同を利用しては」という意見もありました。それと晴れた日は自転車で通学したほうがよいと。 なぜかというと、子どもの体力の心配をされている意見もございました。

それと反対意見、これはごく少数だったんですが、これは寮に係る部分です。「寮がなくなると困る」という意見もございました。これは家庭の事情で寮に入寮させている家庭もあると思いますのでといった意見です。それから、「寮生活で学ぶことの大切さを考えると寮はなくさないで欲しい」と、それと「現状維持を望む」というような意見がございました。

それと最後に、疑問・意見としましては、「小中学校の下校時間が同じになるのでしょうか」というような意見がありました。それと「中学校は部活動の終了時間や場所がばらばらなので、そんなときはバスの利用はできるのでしょうか」といったような御意見でした。アンケート結果については以上でございますが、賛成意見としては保護者の負担軽減につながるといったものが多かったと思います。それと反対意見は、寮の現状維持というような意見です。また、「特にない」「どちらでもよい」、未提出の方を合わせると53%ぐらいになりますが、多分これは私の想像ですけれども、小学校時に徒歩で通学されていた子ども達の部分も入っているのではないかと思います。160人中約50人ほどいらっしゃいますので、約30%ありますので、その部分も含まれていると思われます。

アンケート結果については以上です。

すみません、もう一つありました。学校運営協議会の中身についてなんですが、これも夏休み前に6月議会が終わってから学校運営協議会を1度行っています。その中身については、一応今後、中学校のスクールバスの利用についても検討をしていくという旨の話を、中学校長のほうか

らさせていただいています。

以上でございます。

2番(江藤理一郎君) アンケートを取っていただいたので、保護者の方の意見が割と反映されていると思います。アンケートの資料の中で、中学生の保護者の方にアンケートを実施しておりますが、もう一つ小学生の高学年、今後中学生になる保護者の方などにもアンケートを取る必要もあるのではないかなというふうに思っております。

また大多数の人が賛成と、大多数といいますか34%ですね。特に「どちらでもよい」という方が35%、ほとんどの方がスクールバスにはほぼほぼ賛成であるということが伺えますけれども、反対の方が5%いらっしゃいます。この5%の方に対して、これがゼロであればスクールバスを運行するように実行するのか。もしくは1%でも残っていれば運行しないのか。そういった判断というのはどのようにされる予定ですか。

教育委員会事務局長(石原誠慈君) 今、現段階でアンケートを取りまして、今言われたように反対意見というのがごくありますけれども、アンケートの内容も含めて今後進めてはまいりたいと思いますが、今考えているのは段階的にやっていこうかという考えでおります。さっき意見の中にありましたけれども、小中学生合同、朝の時間は例えば8時ほぼ一緒ですので、就業時間がですね。もう一つは事業者の話もちょっと聞いておりまして、以前6月議会で事業者の協力が大部分を占めるかという話も申し上げましたが、事業者の意見としましては、同じように子どもが年々減っていくという話がございまして、登校時は今申し上げましたとおり小中学生が合同で乗車できるのではないかと。ただ問題は下校時ですね。いろいろなパターンがございますので、そこを今後クリアしていかなければいけない部分だと思いますので、できるところからですね。その反対意見の方も無視するわけにはいけませんので、しっかりそのあたりも捉えて進めてまいりたいと思います。

以上です。

- 2番(江藤理一郎君) 「段階的に」とおっしゃいましたけれども、その「段階的」の具体的内容 を教えてください。
- 教育委員会事務局長(石原誠慈君) 段階的というのが例えば今申し上げた登校時の合同で利用するといったようなことから、できるところから取り組んでいきたいと考えております。
- 2番(江藤理一郎君) 段階的にというのは、スケジュール感というのも非常に大事だと思います。 前回の答弁で、中期的な計画で考えていきたいというふうに言われていますけれども、今度は段 階的、工程的なところからタイムスケジュール的なところでですね。中期的というのはいつから、 段階的も含めていつからスタートできるのか。何年、何月、具体的なプロセスというかそういっ たところをお答え願います。
- 町長(渡邉誠次君) 具体的なところは教育委員会事務局のほうからお答えいただきたいというふ

うに思っておりますけれども、まず私のほうからは総括的なところを含めて、ちょっとお話をさせていただきます。

先ほど江藤議員が申されたように、スクールバスの運行に関しては本当に前からたくさん町民の間でも協議がされているところです。やはり保育園の生徒は将来、やっぱり小学校中学校という形で進んで参りますので、全体的な協議も大変重要ではないかなと思っているところです。今の現段階では中学校でのアンケート調査ということで、段階的な話も進んでいるかもしれませんけれども、やはり広い範囲での協議も必要だというふうに思っております。また、皆さま方にもいろいろと協力を願うかもしれませんけれども、単発的に段階的な協議には入ってはいかなければいけないかもしれませんけれども、早急な結論というのはなかなか出せないように思いますので、今の現段階では今年度はですね、現状を維持させていただいて、その中でしっかりと協議をさせていただきます。スケジュール化も今年度中にはある程度結論が出せる方向で、学校側、それから保護者側、そして町民側とも話をしていきたいというふうに私は思っております。

以上です。

教育委員会事務局長(石原誠慈君) 今のスケジュール的な面ですけれども、現段階ではっきりしたお答えはできませんが、今言われたように、もうこういう意見が出ていますので、前向きに考えていきたいと思っています。

以上です。

- 2番(江藤理一郎君) スクールバスの件に関しましては、また寮のことも非常に密接な関係があると思われます。平成30年度の町の支出額としては寮に対しては、1千376万円。また国からの交付金もありますので、実質町の持ち出しとしましては、大体350万円ほどではないかなというふうに私としても試算しておりますが、実際スクールバス化がなされたあと、寮が空くと思います。その場合の新たな寮の活用については、今の段階では検討をしておりますか。もしあれば、教えてください。
- 教育委員会事務局長(石原誠慈君) すみません、今の段階ではそこの部分はまだ検討はしておりません。

以上です。

2番(江藤理一郎君) そうですね、もうこの時点である程度シミュレーションというものをしながら、せっかくアンケートを取って今の現在の保護者の大多数の方がスクールバス化に賛成という意見が出されていますので、寮のことも同時に進めて、検討をしていただきたいと思います。 私としての持論としましては、提案としては、例えば小国高校生の、今後町外からの高校生生 徒を誘致するというようなことも必要だと思っておりますので、例えば小国高校の中の町外での生徒用の寮であったり、また空き家の関係の案件も携わらせていただいておりますので、その中でよくあるのが企業、例えば工事会社、そういったところからも企業の寮として使いたいと、大

きい寮でシェアハウスのように何部屋か個別であれば、そういったところが欲しいという案件は 毎年のようにいただいています。例えばそういった工事現場、工事関係の寮であったり、あるい は大きなちょっとした中小企業の寮であったり、いろんなことが考えられると思います。

また福祉分野に関しましては、高齢者の施設というのはまず第一に挙げられると思いますし、また昨日の一般質問でもありましたけれども、高齢一人暮らしの方が町内で550人ほどいらっしゃるということです。そのなかではコミュニケーションを持ちたいというニーズも非常にあるそうですので、そういった一人暮らしの方用のシェアハウスとしての利用、そういったものも挙げられるのではないかと思いますので、検討の材料に挙げていただきたいなというふうに思っています。

今回のスクールバスに関しましては、今回答していただいたスケジュールですね、詳細なこと をしっかりと守って進めて、早めの結論を出していただきたいというふうに思っております。

次に、「防災情報の発信と対策について」です。台風15号が首都圏に上陸しまして、特に千葉県が大きな打撃を受けております。連日ニュースで放映されておりますけれども、今日で10日が経ちますが、未だに停電が続いている地域が多くあります。小国町でもこれから台風などで被害を受ける可能性が十分にあると思いますが、停電への対応策について、どの程度取られているかお願いいたします。例えば、病院やスーパーなど冷凍・冷蔵庫などの食料品、それから水道の供給、ごみの処理問題などあると思いますが、対応策を取られているところを教えてください。総務課長(小田宣義君) お答えしたいと思います。

停電に対する備えということで、町のほうでは自家発電機を横に併設しております。燃料供給できれば、長時間通電することができます。ただ、施設施設で少しずつは発電機等は用意して、町にも数台自家発電機は用意しているのですけれども、下水の処理や部分的に電気が必要なところを優先的に処理するような状態でございます。従いまして、民家が長い時間停電するというのは、今のところ行政には力がありませんので、電力会社頼みとなっております。

以上です。

2番(江藤理一郎君) 今回の千葉県の停電が長引いている要因としましては、倒木の処理に時間が非常にかかっているということです。電気の復旧については、先ほど総務課長がおっしゃられましたけれども、九電が主となると思いますので、千葉の例にならないように復旧の対応についても九電と密に連携を取っていただくことを願います。

また、台風での大雨や局地的な豪雨のときも今後想定されると思います。今年の梅雨時期も何 回か警報が発令されたと。小国町ではほとんどありませんでしたが、近隣の市町村で非常に多く 何回も携帯電話が鳴ったというようなこともありました。幸い小国町では大きい大雨というのは あまりなかったようですけれども、その豪雨のときにおぐチャンで雨量計や河川の水位の変化を 情報として流すことはできないのか、お願いいたします。 総務課長(小田宣義君) お答えしたいと思います。

まず、雨量計や水位計の情報ということで、今まで町が進めてきました周知について、先に説明をさせていただきたいと思います。これまでの町の周知ですけれども、平成29年度は広報おぐにで気象情報の取得の仕方を周知しております。続きまして平成30年3月では、全世帯に総合防災マップ、こういうマップを配付しております。これの最後のページに取得の方法ということで、ネットからの取得の方法を載せております。

また、町のホームページ内にも防災情報ページにおいて、各種防災気象情報の取得先を周知しているところでございます。

また、毎年実施しております、小国町防災会議や自主防災組織リーダー会議等で、取得方法を会議資料として配付するとともに、また口頭での説明をしております。今、江藤議員御指摘の民間のおぐチャン等でということですけれども、町としては、一応、多分水位情報だけをおぐチャンで放送しても、なかなか厳しいのかなと思っております。それには、やっぱり雨雲の状況、そして雨雲の来る方向等をやっぱり専門的にちょっと慣れが必要だと考えております。したがいまして、現在的に発信することは出来るとは思うのですけれども、発信しても多分その情報に頼りまして、避難が遅れるというような状態も出てくると思われます。ですから、今の時点ではリーダー、それと消防団、そこらあたりが情報を取っているような状況でございますので、みんなで安全な所に逃げるというふうな行動で考えております。

以上です。

2番(江藤理一郎君) おぐチャンでの気象庁の防災情報等は、またシステムのことについてもホームページを見れる方、もしくはスマートホンを持っている方は情報を取得できると思いますけれども、そのスマートホンなどの情報を得る手段を持っていない方も結構いらっしゃいます。そういった方はアクセスできないということになっておりますので、配付された防災マップもその情報ツールを持っていなければ取得できないということになります。幸いなことにおぐチャンは視聴率だいたい30%以上あると思います。そういったことで、そういったツールを持っていない方、高齢者の方々も含めて、情報としては流すべきではないかなと思いますし、水位がどれくらいなのかも、一応知りたい方もいらっしゃいます。ですので、情報が錯誤しないような説明も含めて、リアルタイムでの数値の情報発信だけでも、ぜひ検討をしていただければなというふうに思います。

今回、災害がいつ起こるか分からないというふうなところで、町民への周知を定期的に行っていただくことと、それから災害対策本部となる役場庁舎も被害を受ける可能性も十分にあります。 最近では、想定外ということが非常に多く使われますけれども、小国町も想定外のことも考えて、 日頃から常に備えを充実していただきたいと思います。

次に町民センターの利活用についてです。町民センターが平成31年1月に開館しまして、現

在まで約8カ月経ちますが、これまでの使用状況を教えてください。

教育委員会事務局長(石原誠慈君) この町民センターの利用状況について答弁をさせていただきます。まず、今ありましたように、この町民センター1月19日に多くの方の関係者に出席をいただきまして、町民センター玄関前におきましてオープニングセレモニーを開催させていただきました。その2日後、21日月曜日から貸出をスタートしまして、町民の方に利用していただいております。

まずこの町民センターの利用可能な部屋数としましては、1階がロビーを含めて2部屋、それと2階が9部屋、3階がこの議場を含めて3部屋、合計14の部屋が利用できるようになっております。オープンから8月末までの利用状況としまして、その間の利用可能な日数を土日も含めて223日ございます。それを毎日使用したところを100%とした場合、部屋ごとの日換算の利用数ですが、それを調べましたところ一番利用の多かった部屋が3部屋ありまして、約110日前後ですね、使用をされています。約50%使用が3部屋ということです。あと40%が3部屋、30%利用が5部屋、一番少なかった部屋が3部屋で約50日、20%という状況でございました。この利用の少なかった部屋が、この3階の隣の部屋にある302、303号室、通常議会開催時の控室として利用している部屋でございます。それと、1階の現在ロビーとして使用されている部屋でございます。

以上がオープンしてからの利用状況となります。 以上です。

2番(江藤理一郎君) これは使用回数を日数と計算してやっておりますので、ずっと開館時間に使っていたわけではないかなと思いますし、空いている状況がまだまだ多いのではないかなと、私自身としても思っています。町民への周知がまだ足りていない状況も、少しあるのではないかと思います。また、ほとんどが役場が開催する会議が主だと思われますので、また町民主催での会議会合等は少ない状況ではないかなと思っております。

私自身も何度も使用したことはありますけれども、その中で全体的に会議室内での携帯の電波が入りにくいということを感じました。特に2階部分の会議室が非常に電波が入りにくいので、これはぜひ改善していただきたいなと思っています。

また、以前の山村開発センターのように、和室や調理室の要望も町民のほうからあると思いますが、町民の意見は聴収されているのか。また、1階部分の使用については主にどのような用途があるのか教えていただけますか。

教育委員会事務局長(石原誠慈君) まず、一般の方からいろんな要望というのは、直接は教育委員会のほうでは聞いておりません。

次の1階部分の活用についてということでございますが、今現在の使用状況について話をさせていただきます。まず、1階部分には2部屋ございますが、101号室の多目的スペースの部分

ですね、庁舎側の部屋でございますけれども、現在ここにはピアノを置いてございまして、通常はコーラスのグループの団体の方が利用することが多くなっております。続いて、現在ロビー部分ですね、専用使用として使われているのが選挙の投票であったり、献血の受付会場であったり、というので利用がされております。1階部分のその他の活用の利用の仕方としましては、これまで子育て講演会やそれと8月に開催をされました郡市人協の分科会場として使われております。その他、住民健診、乳幼児健診などで利用されておりますが、実際2部屋ございますけれども、今申し上げましたものにつきましては、間仕切りを外してというか開閉して利用することが多くございました。

以上でございます。

- 2番(江藤理一郎君) 先ほど事務局長が言われたように、今年は統一地方選もあったため1階部分の使用は特別多かったのではないかと思いますが、来年度以降、また日頃は使われていないイメージを私のほうは持っています。数カ月前まで、ブラインドが降りたままでしたので閉鎖的になっていたのを上げていただいて、外から見えるようになって少し開放的にはなっておりますが、普段は誰も使っておらず、坂本善三先生の絵が飾られているのと、テレビがただ流されているだけで非常にもったいないなという気がしております。このことについて、1階部分の今後の有効活用について検討はしていらっしゃいますか。お願いします。
- 教育委員会事務局長(石原誠慈君) 今言われましたロビーですが、通常テレビ・ソファーを現時点では設置してありますが、今議員が言われたように多くの方に利用していただけるようにしてございますが、なかなか人の寄りが少ない状況でございます。今後、今言われました活用部分としては、今年からではありますけれども11月3、4日に文化祭を町民センターのほうで開催することにしています。その時に、多くの方に足を運んでいただいて、町民センターを知ってもらうよい機会ですので、そういうのを利用してまずは町民の方に知ってもらうというのが1番ではないかと思いますので、PRも含めて今後取り組んでいきたいと思います。
- 2番(江藤理一郎君) 現在、102のエリアはロビーのスペースは25.6%という非常に低い使用頻度になっております。そもそも小国町民センターの設置条例におきますと、設置の目的として地方自治法第244条の規定に基づいて、「生涯学習の推進、住民の福祉向上のための学習、研修や集会等の総合施設として町民センターを設置する。」となっています。

今後、私からの提案といたしましては、フリースポットでの時間制限のあるWi-Fiではなく、これもう10分か15分しか使えません。アクセスしてもですね。無料LANアクセスポイント方式のように、何時間でもフリーで使用できるWi-Fiの整備、こちらとですね、ソファーではなく椅子とテーブルを設置しまして、談話室として町民が利活用しやすいスペースとしていただきたい。欲を言えば、コンビニのようにプリンターを設置して、町民の方々がコピーやプリントアウトなどが課金式で使用できるようにしてはどうかというふうに思いますが、そのあた

りいかがでしょうか。

教育委員会事務局長(石原誠慈君) 今の御提案、ありがとうございます。今後、今言われた議員 の提案も含めたところで、一人でも多くの町民の方の交流の場、あるいは拠り所として活用いた だけるように努力して参りたいと思います。

以上です。

2番(江藤理一郎君) 県内では熊本市内に未来会議室、それから南小国町や隣の隣ですかね、近隣の宮崎県の高千穂町でもコワーキングスペースという共有しながら独立した仕事を行う情報交換と交流の場が設置されております。隣町の南小国町でも数百万円という予算を使ってスペースを運営している状況です。小国町ではせっかく空いている、そして設置の目的としても合致する場所があります。しかも低予算でテーブルとイス、そういったものだけで、もしくはプリンター、あとは電源を確保するコンセントですね、そういったものがあれば低予算で町民の集いの場、子どもから大人まで利用できる多世代交流の場として活用できる可能性が十分にあります。せっかく北里柴三郎博士も千円札になるという良い話題もありますので、博士が提唱した学習と交流のコーナーなどと銘打って、坂本善三画伯だけではなく博士のパネルや紹介コーナーなども設置し、役場庁舎内でも博士のことをPRや学習できる場所として設置してみてもいいのではないでしょうか。町民センター1階部分の活用については多くの方に利用できるように、そして使用率25.6%を少しでも多く数字を上げられるように頑張っていただきたいなと思います。

最後に人手不足についてです。こちらも前回、人手不足について、対応する課や係について質問させていただきました。その後、どの課が対応するのか検討していただいていますでしょうか。 お願いします。

町長(渡邉誠次君) 人手不足につきましては、皆さま方、本当に痛いほどお分かりになっている 状況だというふうに思っております。ただ、現時点で役場の中でどの課が対応するという話はま だ進めていないというところでございます。ただ、なかなか従来とは異なる地方の価値を創り出 すためというところで話を進めないと、全体的な人材不足だけでなくて、多分町の体系、それから産業構造だったりも少しずつ変えていかないと、今の現状ではなかなか窓口を設置しても難しいところだというふうに思っておりますし、行政だけではなく民間との連携もしっかりとしていくことが重要だというふうに思っております。今の現時点での役場の中の仕組みでは、なかなかその連携が難しいところもあるというふうに思われますので、もちろん商工会にしてもそうですし、JAにしてもそうですし、いろんな産業の構造の中で行政としての役割、それからどういう仕組みを作っていかなければいけないのかというのも考えていきながら、話を進めていきたいというふうに思います。それが終わってからといいますか、同時進行になるかもしれませんけれども、役場のどこの課でするのか、民間にお願いをするのか、そういったところも含めて話をしていかないとというふうに思っております。

なかなか人手不足は多分小国だけではなくて、全国的にも非常に重要なところのウエイトを占めているというふうに思っておりますし、ただ労働力人口というのが、多分推計でしても共働きの方も増えておりますし、高齢の方も定年も少し伸びているような状況でございますので、実は減っていないという推計もあるぐらいです。ただその分ですね、求人倍率あたりもそんなに低下しているわけではない状況でございますので、やはり都会での話ではあるかもしれませんけれども、その状態で求人倍率がそのままでいけば、地方は余計に少し人手不足というのは顕著になるのではないかなという、私も思っているところです。しかしながら、先ほどから言うように、今の現状のままで窓口を設置をいたしましても、非常に町民の皆さまのお答えに応えられるような答えを出せないかもしれませんので、もう少し分析をさせていただいて、スピーディーさを求められるかもしれませんけれども、なかなか産業構造から考えるというと時間がかかると思っておりますので、話は進めさせていただきますけれども、そうあまりスピーディーな答えは出せないかもしれません。

以上です。

2番(江藤理一郎君) これまでは、職員の募集につきましては各事業所のほうで努力することが 前提とされておりましたが、このように人手不足が全国的な問題となりますと、やはり行政の協 力は必要であると私は思いますし、これが続くと廃業といったことに繋がって、人口減や増収減 に繋がりかねません。前回も提案させていただいたように、仕事をシェアしていく仕組みや厚労 省が出している雇用関係調整金など、各助成金の活用の促し、それから外国人就労者の導入につ いてやAI技術の導入など、いくつでも行政が情報を集めて町民に提供することはあると思いま す。また、後継者がいないことによる事業の廃業につきましても、今後直面する深刻な問題であ り、残していって欲しいお店の味や農産物、伝統的な技術や熟練の技など、機械機材は揃ってい て事業も赤字ではなく黒字なのに、辞めなければならないという事業体も今後出てくる可能性が 十分にあります。これらを継業という形でUターン者や新規の住居者・移住者に引き継がせると いうことを取り組んでいる地域もあります。例えば秋田県の由利本荘市や岐阜県の郡上市、兵庫 県の神河町、和歌山県田辺市などもありますので、ぜひ参考にしていただいて、また私のほうで もこの継業についてのプロフェッショナルの鳥取大学の先生であったり、移住に関しましてはま た移住の専門家の方、いろいろ御意見を伺える方を知っておりますので、ぜひ参考にしていただ いて「あの時取り組んでいればよかったな」と、例えば5年後に思わないようにしていただきた いというふうに思っております。

今回のまとめとしましては、役場は全て縦割りで動いていまして、隣の畑の仕事の内容も分からないことが多々あるかなと。私も今回、議員にならせていただいて感じていることがあります。 商工、農林、医療、福祉など横断的なセクションを作って、町長、積極的に取り組んでいただきたいなと思います。 町長(渡邉誠次君) まさに横断的な仕事をするのが私の役割だというふうに思っているところで ございますが、行政の責任ある仕事という観点でも、縦割りということは必要な部分でもあると いうふうに思っております。もちろん、私としましても今、江藤議員が言われたような形で産業 の部分にも福祉の部分、医療の部分にもしっかりと関わっていくことは間違いありませんけれど も、先ほどから言われるように、人材の不足、人手不足ということに関しましては今の現状では なかなか厳しいようなところはあるというふうに思っておりますけれども、やはり今まで従来の そのままの仕事を今からの次世代にそのまま引き継いでいくというのは、逆にいうと非常に難し いかもしれません。変えていくことも必要かもしれません。しかしながら、小国町の本質的な部分は変えずに、技術的な部分であったりというところを変えていくというような方法も、私はあるというふうに思っておりますので、その中で行政の立つ位置、それから役割、どういう仕組みづくりをしていかなければいけないかというのを役場としても考えていきたいというふうに思っておりますし、議員が言われるように、たくさんの情報を集めて、そして現場に足も運んで議会の皆さまにもまた教えていただかなければいけないかもしれませんけれども、早急な結論はお約束はできませんけれども、産業構造改革の一つとして話はしっかりとして参りたいと思います。以上です。

2番(江藤理一郎君) では、私の一般質問を今回終わります。

議長(松崎俊一君) それでは、ここで暫時休憩をいたします。11時から始めます。

(午前10時45分)

議長(松﨑俊一君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時00分)

議長(松﨑俊一君) 4番、久野達也議員、登壇をお願いします。

4番(久野達也君) 4番、久野です。それでは一般質問に入らせていただきたいと思います。

今回、私、国民健康保険制度について御質問させていただきたいと思います。これまで先輩議員、いろんな機会で国保制度については質問をなさいましたし、意見も述べられて来られているのも承知しております。私も国民健康保険制度についても、今回質問させていただきたいと思いましたのが、いわゆる日本は国民皆保険制度と言うのですかね、みんなが何らかの形で保険に加入しております。国民健康保険もそうですけれども、健康保険組合、あるいは社会保険、共済保険といろんな形で。そして、そのことが医療にかかりやすい条件を整え、みんなの健康を維持しているものとも思います。そしてまた、医療機関を自由に選べる選択肢もやはりこの健康保険制度が保障しているのではないかと思います。そんな中で、社会情勢の変化の中について、まずは御質問させていただきたいと思うのですけれども、いわゆるもう来月には消費税の改正といいますか、改定が待っております。暫定率で8%の据え置き、それから改定後は10%となっていくわけなんですけれども、この消費税の税率アップ、あるいは暫定になるか。そこらあたりも含め

まして、これまでのいわゆる保険は、診療点数、保険点数ですね、それから診療報酬等の要は給付費に係る部分を税で賄うということで進行しておりますけれども、この消費税アップが今後の保険点数や診療報酬などに、どのように影響してくるのか。ここの部分について、まずお尋ねしたいと思います。

福祉課長(生田敬二君) 保険医療と消費税アップについてということでの御質問でございます。 今、議員言われましたように、保険医療の対価につきましては診療報酬制ということになって おりまして、こちらについては基本的に消費税は非課税ということになります。ただ、医療機関 が医療行為に係る物品であるとか、血液であるとか、そういったものを購入する際にはもちろん 消費税というのが係ってくることになると思っています。最終的に、その分を医療機関が負担を しなければならないということになります。そういうことで、病院等の経営が圧迫されるということで診療報酬の改定が10月から予定をされています。全体としては、0.41%の上昇率と いうことでございますけれども、細かい全容についてはまだ明示をされていない、把握できていないという状況でございます。診療報酬が上昇改定されるということでございます。保険者である町、国民健康保険の保険者でございますが、そちらのほうの負担と、また被保険者の方が病院 等で一部負担金として窓口でお支払いをする金額にも影響して参ります。国保の運営上は、昨年、

運営の主体が県のほうに移行されたということもございまして、具体的には来年度以降の県に納

付すべき事業費納付金のほうから影響してくるということになります。

そちらについての対応というところですけれども、これにつきまして診療報酬の改定の要因も含めまして、医療費の増高についての中に含めての対応となってくるかと思っています。国保の被保険者、医療費の推移を見てみますと、平成30年度で一人当たりの費用額が40万2千880円ということで、費用額でございますので、被保険者の方が負担する窓口負担等も入っております。全体の費用額で40万2千円ほど。対平成29年度、2.2%ほどの伸びですけれども、5年前の平成26年度と比較しますと31.4%の増加となっております。いずれにしましても、消費税のアップも含めまして現段階で言えますのは、その国保会計上の歳入の確保とあわせて歳出の抑制をしていくという取り組みを務めていくということが求められてくると感じております。以上でございます。

4番(久野達也君) 今、福祉課長の説明の中にもありましたように、上昇するという部分でいきますと、当然窓口での一部負担。それからいわゆる保険税ですね、税へも影響してくるかと思います。マスコミ等でも、例えばコンビニで食べてどうだとか、品物の物品の購入がどうだとかの部分がありますけれども、なかなかそれが医療にどう影響するのか。あるいは、緊急事態のときに急いで病院に行かないとと、そんなときに消費税のことなんかみんな考えるよりも、病気を治すほうが先にくるかと思います。やはり、そこらあたりについても今後の部分として丁寧に住民の方々に影響する可能性の部分を指し示していく必要があるのではないかと思います。保険証を

交付される時に、ジェネリック医薬品を使いましょうというステッカー等も入っております。皆さん協力して、そういった部分で幾らかでも医療費の削減に努め、そして強いては税負担を軽減、軽くしていこうかというような取り組みがなされているかと思います。やはり、年度当初、国保運営審議会等で税率等についても答申を受け決定するわけなんですけれども、そんな中で一度、今年の令和元年の税率も確定しております。その中で中途で今回このように改正され、次年度以降が影響してくるわけなんですけれども、やはり消費税の改定というのは大きく、私、一つの病院、病院については金額的にといったときに、0.41%と説明ありましたように少ないかもしれませんけれども、国保会計そのものを見たときには診療報酬給付費に影響する部分は何千万円という額で影響してくるのではないかなと思います。それはひいては税額にも影響してくるかと思います。そこらあたりの周知と削減方法についても、ぜひ、住民の方々に連絡、周知の徹底をお願いしたいと思います。

それとあわせて、今の消費税の部分も含めてなんですけれども、福祉課長の説明の中にもありました。平成30年度以降、ですからもう決算が終わったわけなんですけれども、平成30年度以降で医療機関へ支払う保険給付費等の財源を県が全額用意すると。その財源は国からの公費と市町村から納めてもらう納付金によって賄っているとなされております。県は市町村に対し毎年納付金を賄うための必要な標準保険税率を示し、最終的には市町村が税率を決めると。ここで、先ほど言いましたように、国保税の税率は町長が諮問することにより、国保運営審議会の答申を受け、町で決定されるとなっております。今後、この消費税の影響が審議会の中で、一部予測の部分もあるかもしれませんけれども、話題にぜひしていただいて応分の負担というものを。それから当然、応分の負担を軽減する方法、これらも審議会の中でぜひ議論していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

福祉課長(生田敬二君) 議員から言われましたように、その点についても今後議題というか、話 のほうに出させていただいて、協議会のほうでお話も出しますし、また住民の方に対しましても 出来る限りの周知の機会を作って、していきたいというふうに思っております。

4番(久野達也君) ぜひ、よろしくお願いいたします。

続きまして、今現在の税の算定方法なんですけれども、いわゆる応益として被保険者に対して 均等割、いわゆる被保険者の数が影響してきます均等割、それから世帯が対象となります平等割、 これが応益ということで国保制度の利益を受けるという部分です。それから応能として資産割、 それから所得割という4方式で、小国町、現在課税されているかと思います。先だっての議会の 一般質問の中でも、同僚議員のほうから均等割に対する意見も述べられておりました。やはり、 税負担を行う部分については納税者は軽く済みたい、そこで税負担がいくらでもいいというわけ にはいきませんので、それらの方式等についても縷々検討も必要かと思います。

最近の動向として、小国町はこれまで4方式でずっと推移してきたところなんですけれども、

聞き及びますと全国的には3方式、極端なときには2方式という意見も聞いたことがあります。 今後、執行部としてどのようにお考えなのか。それと、当然決定は先ほどから何度も申し上げて おりますように、運営委員会の中で慎重審議を行ったうえでなされる部分もありますけれども、 諮問する側として今後の算定方式をどのようにお考えなのかお尋ねしたいと思います。

福祉課長(生田敬二君) 保険税の賦課方式についてでございます。議員言われるように、今本町 の国保では4方式といわれる応益割としての均等割、平等割、応能割としての資産割、所得割と いうことで賦課徴収をさせていただいているところでございます。資産割については、以前から お話のほうもあっておりまして、懸念されることとしましては、利益を生まないような居住用の 住宅資産にも課税がされるであるとか、資産はあるけれども所得のない低い世帯等にも課税する ことになる等々が言われておりました。全国的な動きを見ましても、今議員が言われましたよう に、国におきましても熊本県におきましても、将来的に3方式を基本にして保険料率の統一を目 指しているということで言われております。その状況の中で近年につきましては3方式、応能割 としての所得割と応益割としての平等割・均等割・資産割を失くした形での、そういう3方式を 使う市町村が増加をしております。熊本県内におきましても、45市町村中ですが、令和元年4 月現在で資産割を含めた4方式を使っている自治体というのが本町を含めまして9町村。3方式 を使っている自治体は36市町村となっておりまして、3方式に移行する自治体が増加している 現状がございます。その動向も踏まえまして、本町におきましても現在、資産割を除く3方式の 廃止についての検討をしているというような状況下でございます。先月末ですけれども、国保運 営協議会のほうを開催をしていただきまして、議題としても出させていただいて、御意見等を伺 っているという段階でございます。ただ、運営協議会の中でも話を出させていただいております けれども、資産割を廃止するということになりますと、資産割としての賦課額相当分を別の賦課 割のほうに補填を、転化をするという必要がございます。例えば資産割を廃止して応能分である 所得割に調整を行うということにしますと、資産を持たない方の負担割合がこれまでと違って上 がってくるというような状況にもなってまいります。例えばということでございます。

今後、世帯によってもその状況がそれぞれに異なっておりますし、課税標準となる所得というのが来年度はまた今年中の所得ということで未確定であるということ。また、来年度以降、県のほうに納付すべき事業費納付金というのも、まだ未確定でございます。3方式に移行した場合に、どういった影響があるかということの試算は、大変難しい状況でもありますけれども、現段階では応能割だけに限らず、応益分での調整も含めたところで検討をしていると。運営協議会のほうでも、今後、本格的に検討をしていきたいというような状況でございます。

以上です。

4番(久野達也君) 今、福祉課長から答弁もありましたように、やはり何らかの形で方式が変われば、影響する方が出てまいります。運営委員会の中でも説明をし、話題としてなっているとい

うことですので、ぜひ慎重に審議をいただき、試算もいろんな形で試算をしていただき、取り組んでいただきたいと思います。説明の中にありましたように、県内でも9町村が4方式ということで、今後もこの状態が変わっていく可能性もあろうかと思います。ただ、納税者にとっては税負担を理解できる形でお願いするのが万全の体制ではないかと思います。それらを含めて、先ほど課長からの説明の中にもありました標準税率が今後示されてくると、また次年度以降のが示されてくるかと思います。当然、標準税率をもとに町は税率を定めて決定していくわけなんですけれども、通常、予算編成上は財政調整基金の繰入れだとか、いろんな形でほかの財源も賄うと。税負担もお願いすると。そういったような中で、よく言われております一般会計からの法定外繰入、これも検討の一部かとも思います。実際に保険料を決定し、賦課徴収を行うということとされておりますけれども、先の決算議会で質問させていただきましたように、財政調整基金の現在高はわずかでございます。ここに期待する部分としては少なかろうかと思いますけれども、残る部分としての一般会計からの法定外繰入等が今後検討され、あるいはどういう形を取っていくのがベストなのか。やっぱり、いろんな形で多方面からの角度で検証を行う必要があろうかと思います。この一般会計からの法定外繰入について、どんなお考えがあるのか。今の現在でよございますので、お聞かせいただけたらと思います。

町長(渡邉誠次君) 国民健康保険の制度についての久野議員からの御質問にお答えをさせていた だきたいと思っております。

国のほうでは、この交付の算定に保険者努力支援制度の導入を始めております。法定外の繰入れをできるだけ解消しようと、見直そうという国の方針が、今町のほうにも来ております。もちろんですが、町民の皆さまの負担をしっかり考えないといけないというふうに思っておりますけれども、小国町の北里町政を含めまして、今までのことを含めまして、11年間保険税の税率を上げてこなかったということはあります。確かに、そのときの事情はあったと思います。私も議員を一緒にしておりまして、いろいろな諸事情を考えて結論を出したというふうに思っておりますけれども、その間、国保の基金も減少してきたことは間違いないというふうに私は思っているところでございます。

また、法定外の繰入れはやむを得ず繰り入れをしなければいけなかったというところで、私は認識をしておりました。これからの話にはなりますけれども、私は今後、この問題につきましてもやはり町民の皆さまに先送りをするということはいけないのではないかなというふうに思っておりますし、次世代に関しても先送りをすることはいけないというふうに考えております。もちろん、先ほどから何回も言うように、町民の皆さんのご負担、当然考えさせていただきますけれども、保険税率を上げるというところも含めたところで医療費、保険税、それから基金、法定外の繰入れ等々のバランスを考えていかなければいけないというふうに覚悟を決めているところでございます。

以上です。

4番(久野達也君) 町長から御答弁いただきましたように、やはり法定外繰入、いろんな意見があります。税負担を軽減する上でも、軽くする上でも必要という議論もありますし、本来国保という会計の中で賄うべき部分だという意見もあろうかと思います。やはり、町としてもこういう部分について真剣に議論し、審議された結果として、やはり保険加入者に指し示す必要があろうかと思います。「こう決まりました」だけではなく、審議過程も明らかにする部分が納税者に対する納税の理解向上にもつながるかと思います。ぜひ、議論も深めていただき、ある意味私は意中には法定外繰入もやむを得ないかなという部分も気持ちの中ではあります。ただ、そこも先ほど言いましたように運営委員会ということで位置付けもきっちりされております。それらの部分を活用しながら、あるいは住民の意見を聞く機会があれば、たとえば地区懇談会等あれば、そこらあたりでも聞きながらでもやはりみんなの理解を得られるような税率改定が求められるのではないかなと思います。先ほど申し上げたように、平成30年度から制度が変わっております。県を経由しての保険制度となっております。ややもすると、分かり辛くなってくるかもしれません。そこらあたりを住民の方々に理解いただける、そういう制度としての確立が必要なのではないかなと思っております。

それでは、最後に1点。国民健康保険に関わっての部分ですけれども、先の9月4日の熊日新聞1面に、こういう記事が載っておりました。マイナンバーカード普及へということです。政府は保険証利用の改修費用を助成するという部分です。若干読まさせていただきますと、「行政の電子化を推進するマイナンバーカード普及向上に向けた工程表を政府は決定した」ということです。2021年3月に始まる健康保険証としての利用を普及させるための基金を設置し、全国約22万の病院や薬局にカードの読み取り機端末購入やシステム改修の費用を助成する方針だということです。準備を政府は進めていき、その助成は国で行うということです。

それで、このマイナンバーカードと保険証との利用については、2021年3月から利用が本格開始するということで、新聞のほうにも載っておりました。このことについて、私、はじめてこの時新聞を見まして、確かに情報不足だったんですけれども、保険証とマイナンバーカードが利用できるという実社会ですね。例えば2021年後の社会の中では、どうなっていくのかなと疑問に思った部分がありますので、今、お分かりの部分でも構いません。この21年3月以降には、保険証とマイナンバーカードとの関連性がどのようになるということで、国あるいは県から説明を受けているのかお知らせいただきたいと思います。

福祉課長(生田敬二君) 保険証とマイナンバーカードについてということでの御質問でございます。実は市町村のほうにも、こういった情報は早くからは来ておりませんで、よく分からなかった部分でもございました。国のほうにつきましては、マイナンバーカードについて被保険者証としての利用ができる体制を整備する方針を固めたということで、これ9月3日の政府のデジタ

ル・ガバメント閣僚会議というところでございますけれども、そこでカードの取得促進策のとりまとめをしたということになっております。これによりますと、今議員が言われましたように、カードの被保険者証の利用については令和3年3月から始まるということ。令和4年度中にはほとんどの被保険者がカードを取得することを想定をしているということを国のほうでは考えています。市町村、町の国保サイドから見ますと、全国的に国保を含む医療保険の資格確認がオンラインでできるということでございますので、保険者にとって町にとりましても被保険者の方にとりましても、そこら辺の利便性は高まってくるのではないかというふうに思っております。

ただ、国のほうとしましては、マイナンバーカードの取得率が全国的に低迷をしているというなかでございます。そのなかにして、カードに保険証の機能を持たせるということで、カード普及の起爆剤というような形で取得率の向上を図りたいというところで、報道がされているところでもございます。カードを保険証として利用するためには、初回登録ということが必要とされていると言われていますけれども、すでに発行されている方の手続きも含めて、詳細についてはまだ示されておりません。国のほうからはおりません。今のところ、被保険者の方が医療機関に受診する場合、令和3年3月以降ということになりますけれども、その場合、被保険者証の病院への提示、あるいはマイナンバーカードの提示、いずれの方法によっても病院に受診ができる併用できるものということで、町のほうでは今理解をしているところでございます。今月の3日付でございますけれども、厚生労働省のほうから利用促進の協力依頼ということで、保険者宛て町宛ての通知がなされているところでございます。その中におきましても、具体的な取り組みについてはまだ示されておりません。今後につきましては、後期高齢者医療またマイナンバーの発行の所管課、これ住民課になりますけれども、そちらのほうとも連携した形での対応をしていきたいということで考えております。

以上でございます。

4番(久野達也君) 今、御説明がありましたように、町も今からという部分が含まれているかと思います。ただ、もう来年、再来年の3月といいますと1年半程度、それらを含めますとこれが2021年の3月以降、どのようになるのかというのは早め早めの周知が必要かと思います。マイナンバーの普及率もまだまだ低いものがあるという説明でございますけれども、じゃあマイナンバーカードもその間に取得しておいて保険証と併用できるのであれば、というお考えの方もあろうかと思います。ただ、この情報がない限りはそういう思いも発してこないかと思います。ですから、国県等にやっぱりいろんな情報を住民周知をしたいという部分での情報収集に努めていただき、分かり易い説明で行っていただきたいと思います。マイナンバーカードについても所管課が違います。住民課ということも聞き及んでおります。ぜひ、連携を取りながら進めていただきたい部分です。当然、国保がそうですと後期高齢者だとか、何か想像すると介護保険だとか、いろいろな形で保険証の部分をするかもしれません、私の想像なんですけれども。それらを考え

たときには、やはり住民の皆さま方全てに対する情報の提供、これは早め早めで行っていただき たいと思います。

今回、国民健康保険制度について質問させていただきました。やはり、日本の医療というのは 保険証があって自己負担が軽減できるということで、冒頭に申し上げましたように、病院にかか りやすいという部分を保障しているかと思います。その補償に耐えうる制度として、そして住民 の方々に理解いただき納税いただくという部分も含めて、これらの情報提供についても今後積極 的に取り組んでいただきたいと思います。

以上で、一般質問を終わります。

議長(松崎俊一君) 午前中が少し時間がありますが、おぐチャン放映などの関係上、休憩が少し 長くなりますが、午前の会議をここで終わりたいと思います。午後は13時、午後1時からの開 会といたします。

(午前11時35分)

議長(松﨑俊一君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

議長(松﨑俊一君) 6番、大塚英博議員、登壇をお願いします。

6番(大塚英博君) 6番、大塚です。

最近のニュースにサウジアラビアの製油所が爆破されて、原油の先物取引というのが非常に12%ほど上がったということと、来月の10月からの消費税のアップ、私はこの点についてやっぱり地方において先行きがどうなるだろうか、かなりの影響が出るのではなかろうかという心配であります。

それでは通告どおりに一般質問に移ります。

今回はいつものように3つのテーマ「観光」と「林業」と「教育」。そしてその「観光」においても中でも3つ、そして「林業」においては2つ、そして「教育」においては2つということで質問をしてまいりたいと思います。

まず観光でございますけれども、小国町の財政の中で観光というものは非常にウエイトを占めている。この観光というのは簡単に作れるものではない。長い歴史の中で培ったもの、小国町はいろんな町村に比べたら非常に観光資源は豊富でございます。これから財政的に非常に厳しい中で、この観光の中の外貨の収益を上げるということは非常に大きなウエイトを占めているのではなかろうかと思う。そこから質問をしてまいります。

まず1つは、杖立の観光でございます。そしてそれに伴う周辺の整備です。特に来年の3月、 予定としては防災センターというものが出来上がると思います。それに伴い、周辺整備というも のも非常に大きな、大事な部分ではないかと。例えば今まで水害というものが6月に起こってい たときに、それも毎年のように杖立川のことは雨が降るたびに町民の方たちは心配しております。 なぜならば、あそこに水が全部集まるわけでございます。それと同時に周辺においては、がけ崩れという問題が道路にあります。それも杖立の周りにおいては非常に危険区域がある。そういう中で、観光を守っていくということに対して、またお客さんのためにはどうしても危険区域というものを排除しなければならない。それは難しいことだと私は思います。しかし、これは杖立観光を残そうと思うならば、まずここに手を掛けなければ私は大変難しいのではなかろうかと思います。そこで、今までその時期を過ぎればそれで良かったというふうなマンネリ的な考え方ではなく、やっぱり思い切ってそこに何とかのそういう整備というものを、災害に対して起こらないような整備というものも、絶対していかなければならない。今、東日本震災で、海岸線においては相当高い津波の防波堤というものを建設している。国としては、それだけの予算というものを片一方には使っている。ましてや、災害が起こった時に大きなお金を投入するよりも、事前に国と県と何とか交渉しながら、そこのところについては完璧に安全性というものをつくっていかないと、私は杖立温泉のこれからの活性化というのは非常に難しいのであると。私がなぜそれを言うのかは、杖立温泉というものが活性化すれば、あの今まであったローカル線、要するに産交バスがあそこまでバス路線を走らせます。それと同時にあそこが活気づけば周辺の地域においても活気が出てきます。それほど大事なポイントだと考えています。

そこで質問ですけれども、この水害対策と同時にがけ崩れの対策、そして同時に周辺の整備、 これについてのどのような考え方を持っているか質問したいと思います。

町長(渡邉誠次君) 杖立温泉のことに関しまして御質問をいただきましたので、少しお答えをさ せていただきますけれども、まずは防災の点と観光の点は非常に密接な関係であるかもしれませ んけれども、少し今の状態では切り離すような感覚で私は進んでいるとは思います。もちろん、 杖立におきましては防災センター、今建設はなされておりますけれども、約150名から200 名ぐらいが避難ができるような施設であります。それはどちらかと言いますと、杖立の周辺に住 んでいる方たち、杖立温泉街の中の住民の人たちがまずは安心安全を求めて避難をしていただけ るような状況だったり、例えば今回も警報等々ありましたけれども、避難所を開けるときに前も って早めに避難をしていただく方が利用していただくというところで、まずは防災センターをつ くっているというところが現状であるというふうに思っております。発災時では、まずは安全を 確保することがですね、何よりも安全を最優先に考えているところで防災センターはつくらせて いただいておりますけれども、観光に防災センターが結びつくとは実際は考えておりません。し かしながら今後の杖立温泉のことを考えると、防災センターだけではできないというふうに思い ます。なかなか例えば社公金を使ったりというような補助金を使えずに、また国土強靭化等々も 国からの指針としてありますので、それに基づいて担当課でも建設課でも考えたり、行政のなか でも考えているところではありますけれども、なかなか難しいのが現況でございます。しかしな がら諦めて何もしないというわけにいきませんので、今担当課を含めて協議をさせていただいて、 国に対しての要望だったりを今考えさせていただいております。議員の皆さんも、その要望書等々ができましたら、まずは皆さま方にも御覧いただきまして一緒に要望等々の活動も行っていただきたいという旨の御提案をまた差し上げたいというふうに考えております。

以上です。

6番(大塚英博君) 昔の杖立の活気を取り戻すためにも、やっぱりそういうところに取り掛かっていただき、そしてなるだけ早く安全で安心な杖立温泉というものをつくっていただきたいと思います。

それでは続いて、鍋ヶ滝の周辺についても質問をしてまいります。この鍋ヶ滝の観光においても、もう何年も前から言われたように、あの周辺の道路の整備というものがそのままになっているような気がいたします。あれだけの人数が毎日のように、また何十万人という人間があそこに、もちろん路肩にしても道路においてもかなり傷みが入ってまいります。それと同時に周辺については、大変御迷惑をかけている部分もあります。なるだけ早い時期にこの道路の改修工事というものを早めにしなければいけなかったんですけれども、やっぱりいろんなそういう交付金の問題において遅れをとったり、そういうことで今伸び伸びになっているような形だと思います。しかし、今も続いている観光客の安全と安心のためにも、やっぱり道路整備というのは必ず不可欠な問題ではなかろうかと考えます。

そこで今までずっと長い間、橋の架け替えと同時にそれまでの道の拡張工事というものがなされておりませんが、その点についてどのような計画を持っているのかお願いします。

建設課長(秋吉陽三君) 町道下滴水線の改良につきましては、まだ議員おっしゃるとおり一部改良ができておりません。現在下鶴地区のお寺の前の未改良部分ですけれども、今、用地が固まりつつありますので、用地のほうの了承をいただきましたら、こちらのほうを着工してまいりたいと考えております。

今の計画といたしましては、お寺の前の橋の所ですね、橋の前までを一応計画しておりまして、 その後、本年度また実施計画しておりますのは下滴水集落に入る手前の橋梁の調査、設計のほう を実施したいと考えております。

以上です。

6番(大塚英博君) この問題も地元の方たちも前から願っている問題だと思います。できるだけ早い着工をお願いしたいと思います。

3つ目のテーマでございますけれども、秋祭りの特に観光としての秋祭り。中心市街地にございますけれども、鏡ヶ池であったり両神社であったり、そういう観光施設を巡る一つの観光としての秋祭りというものに対して、今の段階で今度の祭りはどのような方向でいくのか、まず最初にお聞かせ願いたいと思います。

情報課長(北里慎治君) お答えしたいと思います。ふるさとの秋祭りにつきましては、現在2回

ほど実行委員会を開催させていただきまして、参加者の実行委員の皆さま方の意向を聞きまして、 全員一致で、昨年は一番街を会場にいたしました。それを今年は一昨年に戻しまして、一番街を 通って役場前、それから国勢橋から御仮屋の前を通って、また大橋まで戻って来て一番街を過ぎ て、両神社まで行くというコースに戻しているところでございます。もうすぐ第3回目の会議を 開く予定ですので、それで大体全体の見通しは立つということでございます。

ちなみに、現在のところのバザーの出店者数は19の出店を見込んでおります。それとパレードは3団体決まっておりまして、あと2団体につきましては、ちょっと今検討するとなっております。

以上でございます。

- 6番(大塚英博君) 秋祭りで一番思うのは、日にちが昔からの流れの中で曜日が祭日であったり、 普通の曜日であったり、そういう中で行われている。それは昔からの16、17、18日という 日程のなかで行われております。この件については、商工会とかいろんなもので話があっても、 まだ今現在そういうふうな流れできていると思いますけれども、個人的にというよりか大体流れ とすれば、お祭りというのは一つの観光というなかで結びつけております。そのなかで日曜日と いうものに対しての動員というものが、やっぱり非常に多い。祭りとして定着させるということ であれば、私はそこのところについては、やっぱり同じお金を出すんだったら、曜日というもの も非常に関係してくるのではなかろうかと思います。やっぱりそういうなかで、この流れにずっ と、その決まった日にちで、特に学校関係においては平日休ませないとならないし、公務員にお いても平日にそのお祭りに出なきゃいけないし、銀行とかいろんなものに対しても平日に対して それに参加ができないという。そういう面から見たときには、住民参加型といってもそれは限定 的に最初から枠を決めてしまっているような感じがいたします。と同時に、対面的によそのほう にPRをして、いろんな方たちに見てもらう、小国町を知ってもらうということであれば、祭り として定着するんだったらそういう面で曜日というものが非常に大きなウエイトを占めてくる。 この点については、南小国との日にち日程もございますけれども、私の個人的案としては金土日 くらいの日程というものを設定して、それで定着させたらどうなのかなというふうな感じがしま す。その点について、まずお聞かせ願いたいと思います。
- 町長(渡邉誠次君) 多分担当課ではなかなか答えにくい質問だというふうに思っておりますし、 私としましてもまだ半年ぐらいですけれども、今までずっと秋祭り、もう何回でしょうか、相当 出動させていただいておりますし、実行委員会の中でもいろいろとお話をさせていただきました けれども、この日にちを重視するのか曜日を重視するのかの話を、多分いつの時代になっても変 わらぬことで続いていくというふうに思っております。もちろん検討も続けていかなければいけ ないかもしれませんけれども、いままでの時代の背景だったり、今までの先人たちの教えであっ たりも、しっかりと守っていかなければいけない部分もありますし、やっぱり時代が培ってきた

文化というふうなものもあるというふうに私は思いますので、どういった形がいいのかは、正直 今のところでは結論は私のほうでは出すことはできませんけれども、これからもそういった話は もちろん続けていかなければいけないと思っておりますし、祭りの内容ももちろん軸は変わらな いのかもしれませんけれども、いろいろな形で町民の皆さまが楽しんでいただけるような方向で、 秋祭りが盛り上げっていければなというふうに考えているところです。

以上です。

6番(大塚英博君) みんなが参加できるですね、そして対外的にたくさんの方々が喜ばれるよう なまちづくりというなかで、その日程のことについてはこの先また検討していただきたいと思います。

それでは2つのテーマについていきたいと思います。林業のことでございます。特に今回は環境税と環境譲与税というものが勉強会でもなされました。それと同時にこれから先、それの補助金というか交付金というものもある程度分かってきております。要するに、農業の分野と林業の分野はよく似たところがあるなという感覚はします。農業というものが非常に厳しい状況に追い込まれながら、中山間地域補助事業であったり中山間管理機構というものが設定されました。農業を守っていこうという国の施策だと思います。同時に、今度の環境譲与税においても森林所有者というものに対する収入の面からにおいては、非常に厳しいものが出てきたと。そういう中で林業を守っていかなければならないという国の施策。よく農業と似ているなと思います。生産をして、そしてそれが収益になったら、それはそういうものに頼らなくても自立していくわけでございますけれども、まずそれが自立ができない状況のなかで災害が起こって、特に森林においての整備されていないところに対するものが非常に大きくなってきて、それが災害の原因になっていると。そういうなかで、今度の環境税、環境譲与税というものが私は作られたような気がいたします。もちろん、維持して守るということを前提として考えた問題だと思います。

そこで質問でございますけれども、この環境税というものが一人あたり1千円徴収されます。 それと同時に、小国町においても1千599万円という金額を聞かされました。それもこの計算式を述べると時間がありませんので述べませんけれども、要するに小国町の1万650へクタールという森林面積、そのなかの私有林というものが9千460へクタールだったと思います。そのなかの人工林の面積というのが7千405へクタール、そして森林組合が把握している面積というものが7千212へクタールのなかで5千938へクタールという、まだその中に入っていない1千467へクタールというものに対して、これからどのような形でそれを維持していくか、整備していくかというものが一つの大きな課題になろうかと思います。

しかし、そこのなかで一番大事なのは管理されているところはいいんですけれども、それ以外 のその中の数のなかで、全く管理がされていない、とくに非常に管理ができないような場所とい うのが、これは森林の整備というなかで不適地として、新しく自主交換、要するに広葉樹の転換 を図っていこうということが明記されております。

私はここで質問ですけれども、この広葉樹の転換というなかで一般の山の持ち主の方たちの面積のなかに広葉樹の転換を図っていくのか。もう1つは、ただ危険地域というなかで森林整備の不適地というなかで広葉樹の転換を図っていくのか。そういうものに対して、お金が使われていくのか。まず私はその環境税の小国町にくるお金の使い道についてお聞きしたいと思います。

産業課長(木下勇児君) ただいま大塚議員からの質問ですが、論点が2つありまして、まず1つ はいわゆる広葉樹を植林する場合につきましては、当然先ほど言われたように、いわゆるスギや ヒノキ等の経済林として向かない不向きな場所、いわゆる傾斜が非常にきつくてスギを植えても なかなか経済林として成り立たない。または標高が高いような所でちょっと育ちが悪いというような場所だったりとか、そういった部分についての広葉樹の自主転換は従来から事業としてあります。ありますので、これまでの事業の中でそういったものに取り組んできております。

また、これはあくまで森林所有者の方が最終的に判断される部分ではございますけれども、そういった中で住宅密集地の住宅の入り口あたりも景観を含めて、そういった広葉樹を植えられる方も近年にも何人かおられます。それらも含めまして、そういう森林の経営計画に則って進めていく部分につきましては、従来のいわゆる造林事業として苗木代であったり植林代であったり、またその後の下刈りの管理、このあたりも国、県、町を含めて補助事業として制度的にありますので、そちらのほうで対応していくという形になろうかと思います。そういった形になりますので、あくまで森林所有者の方の意向というかたち、森林組合も含めてですが、そういった部分は十分説明をして、そういった適地の植林というものは山林所有者の方に説明をしながら計画を進めているところです。

6番(大塚英博君) 今、森林経営管理法というものと同時に森林管理集積計画というものがございますが、これもよく林業というものの中で特に農業の施策とよく似ているなという感覚がいたします。

本当にそのことによって、林業家、森林所有者というか、そういう方たちがそういう林業経営者に委託をする。そして任せる。そのなかで面積は守られていくかもしれない。しかし果たして町の活性化とかそういうものに対して、やっぱり農業と同じような形にとられないかなと。最終的に言うと、やっぱり国がお金を出さないと生きていけないような状況になってくる。それよりも、私は農業においてもそうなんですけれども、林業においても製品というものが多く使われることによって消費を拡大することというものが、やっぱり私は自立を促すのではなかろうかなと考えますけれども、今の国の施策においては木材消費というものは、今外国には製品をどんどん輸出していますけれども、国内消費というものはあまり増えてはない。大きなこの点において、農業においてもしかり、この小さな町小国町にとっては、経済的に言うと何ら補助金によって全てが賄われているような気がしてなりません。全てが私は国の施策というものがいいとは思いま

せん。やっぱり地方は地方で独自に製品というものがたくさん出れるように、今小国の木材市場に対する補助金というものもたくさん出てきています。建築の補助金においてもそうです。そういうものも大事な部分であろうかと思いますけれども、本体においてやっぱり消費というものが増えれば、そういう問題は何も起こらなかったんじゃないかなという、これは私の持論ですけれども。そういう中で、やっぱり本当にいいところというものを本当にいいものいいスギというものは大事なところだと思いますけれども、それ以外のものというのの山林というものに対しては、他のもののほうに自主転換をしながら、別荘地にしてもいろんな企業誘致にしても、そういうふうな他のものに転化できるものに対して余地を残して、そして同時にそこに何らかの形で資源としてその山林所有者というものがお金になれば、私はそれこそ町の活性化に大変役に立つのではないかなという考えでおります。農業もしかり、やっぱり林業においてもそういうふうなことについて私は危惧しております。

そこで今、一つ出ましたけれども、特に道路の周辺の立木の撤去事業というものがございます。これも今、道路周辺等見かけますと、日照権の問題、いろんな問題、たくさん木が邪魔な所もあるし同時にそことしては全く手の付けようがないような所というのがたくさんございます。こういう所にも、そういう補助金というものを何とか使うことによって、景観というものが非常に明るくなる、と同時に日照権が取られる。同時に観光地としては雪の凍結防止にもなる。私はそういう面においても、この環境税の分配から見た時には、やっぱり人口という割合というものが非常に大きい割合になっております。30%の割合。あと林業の就業者数というのが20%であり、人工林の面積というのが50%という配分のなかで、この大きな30%の住民のお金ということになりますと、いろんなところから集められたお金というものが、やっぱり小国の観光地として小国に来たときに、やっぱりそういうふうな森林というものが広葉樹でとても綺麗な状況になっている。見かけによってはとても綺麗になっていると。私はそういうものに対して、資金として積み立てていても構いませんけれども、そういうなかでみんなが共有できるようなお金に分配していただければいきたいなというふうに思っております。その件においては、今の範囲内においては非常に難しいという状況でございますけれども、それも含めて検討をしてどうですか。

産業課長(木下勇児君) ただいまの質問は、町道沿線立木安全対策事業に関連して、いわゆる町 道沿線の立木の伐採について、その財源に対してこの森林環境譲与税を充てることはできないか というふうにちょっと解釈させてもらいました。森林環境譲与税につきましてはご存知のとおり、間伐など森林整備、それに関する施策だとか人材育成、担い手の確保、木材の利用促進など森林 の有する公益的機能に関する普及啓発という部分に充てなさいという、これは法律で定められて いる部分でございます。ただいまの事業につきましては、目的のほうにも書いてありますように、いわゆる危険木の伐採搬出をして、地震・台風・大雨等で道路の通行不可能となることを防ぐ、 災害時の安全、道路網の確保ということを目的としております。いわゆる防災的な面からの事業

でございます。また一つ既存の事業と今まで従来町のほうでやってきた事業でございます。その 辺両方を考慮しますと、現時点では森林環境譲与税をこの事業の財源に充てるのは、ちょっと難 しいのではないかというふうに町としては考えております。

6番(大塚英博君) 林業政策においては、小国は割と先取りをした形において、いろんな整備というものが例えば担い手の補助であったり、機械導入による補助金であったり、同時に今言ったような全体的な補助金というものが県の補助金もありますけれども小国も独自に出しながら、やっぱりそういう部分についての政策というのは先取りした形でやってきたと思います。よそのほうは多分そういう施策というものがないところにおいては、多分そういうものが充てられるというふうに私は感じます。その中で今の施策の補助金等については、代替としてその辺を出すことによって小国町の補助金というものの施行から除外するとか、そういうふうなものも方法としてあるのではないかというふうに私は考えますけれども、これはこれから先の検討課題ということだと思います。

それでは一番最後の教育の問題について移らせていただきます。まず外国語のコミュニケーション能力をはじめグローバル社会を生き抜くために、やっぱり資質や能力を持ち、それと同時に日本人としてのアイデンティティや幅広い教養を持った国内外に対応できる人材を育てていくというのが、これ私は国の雑誌の中で見たわけでございます。国は要するに、これから外国語ということにおいてのコミュニケーションというものを発達することによって、国内外で活躍できる人材というものを育てていこうという方針でございます。

そこで私は小国町においても、小国町においてこれからの人材というものをつくっていかなければいけない。どういうことなのかといったら、今の企業が存在するその中の人材育成というものを考えないといけないんだけれど、やっぱりそういうふうな後を任せる人たちというものを、学校から輩出していく、学校の中で育ててあげる。そして大きな企業をつくってあげたり、例えばお医者さんが足りなければお医者さんというものを、看護師が足りなければ看護師というもの、そういう小国が必要としている人材というものを小国の中から先進的につくっていく。そして小国自身を守っていく。少子化対策の一環でございます。全て人に任せるのではなく、自分の中でそういうものを将来のために育てていく。そのためには一旦小国を出て、そして学業に専門してそして技術を学び、そして同時に帰ってきて事業を起こし、そして小国町の活性化のために役立つ。私はこの中で、こういうふうな人材育成というものも考えるべきではないかなと思いますけれども、その点に対してどのような見解を持っているかお答えを願います。

教育長(麻生廣文君) お答えいたします。

冒頭、議員のほうが英語活動であったり、そうした話が出てまいりました。小国町は小中一貫 小国型教育を推進するなかに情報課、国際課、それから小国学、こうした点をチャレンジプラン でも掲げて取り組んでいるところでございます。本当に国だとおしゃっておられましたけれども、 その軸を受けて小国町でも進めているところでございます。

まず、御質問にあります進学率についてお話をさせていただきます。この5年間ですね、平成26年から昨年までについて申し上げますと、平成26年が32名、55%の生徒が小国高校へ行き、45%の子どもが町外に行っております。それから平成27年度は29人の子どもが小国高校に行ったと。これは49%、51%が町外です。平成28年34人、63%が町内小国高校、それから支援学校に一人行っております。37%が町外です。平成29年度は21名、36%が町内小国高校と支援学校に一人行っております。それから64%は町外に出ております。昨年度でございます。昨年度は小国高校に32名、61.5%、小国外が20人ということで38.5%行っております。ちなみに、昨年度の県内の公立学校にその20人の中で、町外に出た生徒の中で5人が県内の公立学校、およそ10%、熊本県内の私立学校に11人、21%、それから県外の私立学校に4人、7.7%というような状況で進学をしているようでございます。

6番(大塚英博君) 今、高校進学率というのは非常に高い水準になっておりまして、特に高校の 支援金という、例えば奨学支援金みたいな形がほとんどそういうふうな面でおいては、以前より も恵まれた状況ではなかろうかと思います。しかし、小国町を出てその方たちがまた小国町に帰って来る、そして小国町のためになるという、この循環というものに対しては非常に難しい部分 もあろうかと考えます。そこで今、進学率の話が出ましたけれども、やっぱり高い学校ほど経験 年数の長い先生の割合というものが非常に持続化しているような気がいたします。どこの公立学 校にしても、特に公立高校にしても、いろんな私立高校にしても、経験の年数の長い人たちのと ころのほうが大学の進学率というのは非常に高いような気がいたします。

そういうなかで別の話なんですけれども、私はそこで一つ気になるのは、学習のつまずきというなかで、中学校や小学校とかいうなかで学習のつまずき、非常に勉強していても分からなくなったと。そういうふうなものに対してのフォローがどのようになされているかをお聞きしたいと思います。

教育長(麻生廣文君) すみません。先ほど進学率、そのあと見解もということでございましたので、今の質問の前に先ほどの進学率等に対しての見解を申し上げて、今のお答えをお話させていただきます。

まず、小国高校への進学者を増やす、存続させるということは町としても大切なことだと思っております。ただ、未来将来に夢を持って学業に励む中学生育成というのは、これまた教育委員会の大切な仕事だと思っています。すなわち学力向上は町内町外の進学の分け隔てなく、教育委員会の大切な仕事であるというふうに思っております。例えば町は産業をはじめ魅力あるまちづくりを進める。教育委員会は児童生徒の学力向上に主眼を置くといったような見解を持っておりますので、こうしたことは両者の住み分けのもとに、まちづくりを進めていくのがいいのかなというふうに思っているところでございます。中学生は高校進学と目指しているわけでございます

けれども、生徒自身が自分の将来設計とか、あるいは個性、あるいは興味、関心のある特色ある 学校を選択しているというようなことになるのではないかなというふうに思っております。また 小国高校存続への後押しにつきましては、小国高校の魅力化や特色化のなかで議論を深めていき たいと思っています。

それから、ただいまの御質問の部分で、児童生徒の学力向上をどのように進めていくかが問題になるかなと思っております。当然、基本的事項の徹底による学力向上というのが前提になりますが、学力の差が生じてくるのではないかというようなことだったかなと思います。具体的に現在の小国小中学校でこうした部分につきましては、当然1時間の授業というのが工夫改善、あるいは充実というのがすごく大事でございます。ある程度の1時間の中で担任の先生は非常にその中では困り感のある子供に付く時間がやや多くなってくるかなという気がいたします。ただ、進んでいる子どもは自分のペースでどんどん前に取り組んでいくと。今、非常にそうした面ではこうしたプリントとか、あるいは教材等抱負にございますので、そうした部分で進めさせているようでございます。また、それは効果的だと思っております。小学校で今年度から算数にちょっと課題を考えておりますけれども、週1回25分間の学力の充実の時間というのを、今年度はじめております。当然、先生が付く子どもは困り感のある子どもでございますけれども、それ以外の子どもは自分のペースでどんどんプリントを進めているということを聞いております。

また中学校では若干困り感のある子どもに呼びかけて、先生方が朝自学の手伝いをしているということを聞いております。夏休みには部活や担任の先生がフォローアップのサマースクールとはまた別に子ども達を呼んで、少しでも学力向上に繋がればというようなところで、頑張っているところもあります。今現在できる限りのことを現場では進めているというふうに思っております。

以上です。

6番(大塚英博君) ありがとうございます。今聞いて、少しは安心したんですけれども、やっぱり今、前と違って塾というものがない、そして同時にフォローというものが非常にない中で学力というものを付けていかなきゃいけない。今、家庭環境のなかにおいても、やっぱり勉強する時間というものがある人とそうでない人が、やっぱりどうしてもそこの中で学習のつまずきというものが出てくると思う。そのためのフォローアップというもの、例えば課外学習であったりいろんな放課後の学習でそのためにフォローしていく、学力の向上。やっぱり、基礎学力というものが非常にこれから大事な部分のウエイトを占めてくると思います。同時に先ほど言われましたように、理解のある子どもに対しては発展的な学習というものが、これから付いてくると思います。その方たちはどんどんどん伸ばしていただきたい。そして将来において小国町において、そういう方たちが担い手として小国に帰ってくる。これが私は少子化対策というよりも小国の再生の道であるのではなかろうかと考えます。

そこにもう1点、質問でございますけれども、そういうふうに頑張っていくという学生と同時にそういう人たちに対して、以前から小国町においても奨学金制度というものがございました。しかし、奨学金制度の内容においては、ただあとから返済をしないといけないという。金利部分についてはほとんど要らないけれども、その分については長い目で見たときに返済というものが出てくる。今、公立病院の問題においても、看護師の奨学金問題においても、やっぱりお金というものはあとから従事することによって、その返済を逃れるという部分というものもあります。同時にこれから先、そういう金利部分については、ほとんど今低金利の時代で当たり前のことだと思いますけれども、そういうふうなものを小国町で育てていくためには、そういうふうな奨学金制度というものも新しく支給と対応型という二つの部分があります。その支給型というものに対しては、まだこれからの検討だと思うのですけれども、そういうものも創設して人材というものを小国町からつくっていただきたい。私はそういうふうに思っていますけれども、その奨学金の問題についてお答えをお願いします。

教育委員会事務局長(石原誠慈君) 今、奨学金の件に対して質問がございましたが、今現在の小 国町の奨学金の現状を先にお話をさせていただきます。

過去12年からの実績となりますけれども、平成19年度からの実績でございます。平成19年度以降、これまで19件ございます。その平成19年から23年度まで5年間ですが、一番多くて17件あっております。その後、平成24年から現在までは2件となっておりまして、今年度に入りまして1件申請があっております。今、対応を行っているところでございます。この対応申請につきましては、今現在では毎年申請をしていただくというようなシステムになっています。今、議員がおっしゃったように、町のほうは対応で奨学金制度を行っております。県内の状況を見てみますと、熊本県の市ですね、市におきましては14の市のなかで給付型が6市あります。貸与型が8市ですね。町村におきましての今の状況です。県内の状況といたしましては、31町村中、現在この奨学金制度というのを行っている町村が24ありまして、この24の状況を見てみますと、全て今貸与型で行っている状況でございます。

以上です

福祉課長(生田敬二君) 公立病院組合におきましても、看護師職の奨学金についての規定がございます。これでいきますと、看護学生のときに月10万円の奨学金が支給されるということでございます。そして公立病院に勤務をするという形になれば、5年間の勤務をもって返済が必要なくなるということの話を聞いております。

以上です。

6番(大塚英博君) 今新たに、奨学金というものをなさっている所の市町村というものがあって、 また特に支給型というものも、今2、3あるような感じがします。やっぱり先取りという形では ないんですけれども、小国というものがこれから先独自のやり方という。そして人材に対してど れだけ投入していくかと。そしてこの方たちが小国町を実際支えていくんだと。そういう意気込みのなかで、やっぱり小国の独自のやり方というものを構築していただきたいとお願いを申し上げまして、全ての質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長(松崎俊一君) ここで暫時休憩をいたします。次の会議2時から行います。

(午後1時50分)

議長(松﨑俊一君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時00分)

議長(松﨑俊一君) 5番、児玉智博議員、登壇をお願いします。

5番(児玉智博君) 日本共産党の児玉智博です。

はじめに、保育園について質問します。10月からの消費税率10%への引き上げに合わせ、 幼児教育と保育の無償化が実施されることになります。無償化の対象年齢は3歳以上で、原則全 世帯。3歳未満は住民税非課税世帯となっております。対象となる施設は認可保育所、幼稚園、 認定こども園などとなっており、このため小国町では町立保育園の3つの園も対象となります。

まず保育に対する町の歳入がどうなるか、確認していきたいと思います。配付資料の表紙をめくっていただいて1枚目でありますが、これは内閣府が出している保育の基準額の一覧であります。これによりますと、満3歳以上児と満3歳未満児別に標準時間と短時間保育ごとに世帯の所得階層ごとに8段階で基準が設定をされているわけです。3歳以上の場合、標準時間では生活保護世帯0円、次の2段階目になりますが、これが住民税非課税世帯の6千円、そして最高額が8段階目、これが所得割課税額が39万7千円以上の世帯の10万1千円というふうになっております。

一方、小国町はより細かく保育料を設定しております。もう1枚めくっていただきまして、2枚目。これ15段階に分かれております。つまり、これはより負担能力に応じた設定といえると思いますが、3歳以上児で標準時間の場合、生活保護世帯は同じく0円。住民税非課税世帯は基準額より1千600円安い4千400円から、最高15段階目が基準額の8段階目と同じ課税所得割額が39万7千円以上で4万6千300円安い5万4千700円と。いずれの所得段階でも、基準額よりかなり安い料金が設定されていると思います。この保育料収入が保護者の負担金として約2千500万円ほど、現在決算を見てみますとありますが、来月以降3歳以上児あるいは3歳未満児の非課税世帯のお子さんが無償となったらどうなるのか。交付税措置の対象となると思いますが、いかがですか。

町長(渡邉誠次君) 児玉議員の御質問にお答えをさせていただきます。10月から3月までの令和元年度の保育収入は、3歳以上児の保育料が無償化となります。先ほど、児玉議員がおっしゃったとおりでございます。令和元年度に限り、その減収分については国からの臨時交付金で10割補填をされます。次の年度、2年度からについては国からの交付税措置が行われるということ

になってございます。このあとは保育園長のほうから、お答えをしていただきたいと思います。

保育園長(河津公子君) 保育園、河津です。大変ありがたい資料を御提示いただきまして、分かり易くとてもありがたかったです。

現在、保育料につきまして、未満児額も一緒に入りますけれども、大体月額200万円ちょっとで、それの中で10月からの無償化となる子どもさんが78名が無償化となるということになりますので、マイナス110万円ほどになろうかと思いますので、実際収入は80数万円ということになります。

以上です。

- 5番(児玉智博君) すみません、ちょっと分かりにくかったんですが、令和2年度以降は町長のほうから交付税措置をされるということでありました。交付税措置の算定基礎がどうなるかということを教えていただきたいと思います。算定基礎が要するに今の小国町の15段階の保護者負担金が基礎となるのか。それとも内閣府が出しております8段階の基準額、これが基礎となるのか、お願いします。
- 保育園長(河津公子君) 申し訳ありません。分かりませんので、調べさせてください。時間を下さい。
- 5番(児玉智博君) はい、では後ほどお答えいただきたいと思います。
 - もう1点、伺います。無償とならない3歳未満児の保育料についてですが、これは10月以降 あるいは令和2年度以降も据え置かれるということでよろしいですね。
- 保育園長(河津公子君)はい。今の段階ではそのように解釈しております。
- 5番(児玉智博君) 今現在、保育費に含まれている副食費、給食のおかずやおやつ代ということ でありますが、これは10月以降無償化の対象に含まれておらず、別途徴収されることになりま す。小国町ではどのように徴収をする予定か、まずはここまでお答えください。
- 町長(渡邉誠次君) 今年度までは前年度の方針でそのまま引き続き考えているところで、町単体での減免は考えておりません。これまで、私としては保育園が考えてきた食の内容自体、食の質というのですかね、質を重視してこられた保育園の方針に従って、ちょっと考えさせていただいたところです。
- 保育園長(河津公子君) 副食費4千500円というのが、国の指針として質の担保された給食を 提供するためには一定の費用を要するものであり、施設で徴収する額を設定するにあたっても、 この額4千500円を目安にするというふうに国から指定されております。「これを上限とす る」というふうに言われております。そのことで保育園、小国町も4千500円に設定をいたし ます。

ちなみに、阿蘇郡市町村伺いましたけれども、どの町村も4千500円というふうに聞いております。

以上です。

5番(児玉智博君) 町長も園長もですね、私が通告しているからそれで答弁書というのを作っているのかもしれないんですけれども、できるだけすみません、議論がかみ合うようにしていただきたい。町長も、私はこのあと独自減免であったり、無償化はどうしますかというふうに聞こうと用意していたわけですけれども、それを先に答えられたら放送を見ている方はぽかんとしてしまいますので、よろしくお願いします。

それで、園長もどのように徴収をする予定かということで聞きましたが、その徴収する額は4 千500円ということでしたけれども、じゃあその4千500円をどのように徴収するのか、お 答えください。だから要するにどこがそれを算定をして、要するに減免になる子もいるわけでし ょ。だけど、それでも減免になる子とならない子というのを分けて、徴収する人にいろいろ納付 書を送ったりとか、そういうことをするんだと思いますけれども、その作業をどのように誰がや るのかということをお聞きしたいと思います。

保育園長(河津公子君) 大変失礼いたしました。

年収額360万円以上の世帯で在園する第1子、第2子の園児が副食費をいただくという対象になります。今、作業をしているところでございますけれども、10月からは納付書にて納めていただくというふうな手続きを取っております。よろしゅうございますか。

- 5番(児玉智博君) それをどこでやるんですか。その作業を。
- 保育園長(河津公子君) 保育園で宇都宮係長がやっております。
- 5番(児玉智博君) その減免とかいうのが、所得というのが関わってくるんですけども、では保育園でどうやってその所得というのが分かるんですか。
- 保育園長(河津公子君) 税金関係は税務課からですよね。どうやって分かるの。
- 5番(児玉智博君) じゃあ、税務課に聞きます。それは同じ町立保育園とは言え、とは言えです よ、個人の税情報を教えることができるのですか。
- 税務課長(橋本修一君) 保育料の算定のときあたりも、申込書にそういう所得状況とかですね、 調べていいというような同意をいただいていると思いますけれども。それによって、町の税情報 を保育料に反映させているところです。よろしいですか。
- 5番(児玉智博君) ですから、今の保育料というのは保育園でやっていないでしょ。役場の中で やっているわけではないですか。それを副食費になるからといって保育園でやれるんですか。
- 保育園長(河津公子君) 保育料も保育園で納付書を作って送っています。
- 5番(児玉智博君) では保育園で納付書を作って送っているということでありましたけれども、 それは福祉課が関与しているのではないんですか。子どもみらい係が。
- 福祉課長(生田敬二君) 福祉課のほうにつきましては、申請があった保護者から子どもさんに応じて、その保育園、幼稚園、町内にありますので、そちらのほうの認定業務のほうは行っており

ます。

5番(児玉智博君) 分かりました。間違いがないようにやっていただきたいと思います。

それで、この副食費についてですが、先にもう答えられてしまいましたけれども、今年度は検討しないということでしたが、今全国では少なくとも100を超える自治体が無償にするということが日本共産党の調査で分かっております。熊本県内でも宇城市や芦北町、津奈木町、五木村、球磨村の5つの市町村が無償化するということであります。秋田県では25自治体のうち半数以上の14自治体、5市7町2村が、全ての対象児童の副食費を無料にする方向であります。県はすでに無償化にあわせて多子世帯の副食費を助成する県と市町村の共同事業を立ち上げることを決めています。この助成事業に市町村が独自に上乗せして行われるものであります。県の担当者は、秋田でも少子化人口減少が進むもと、助成事業は子育て世代を支援するもの。やはり経済的支援が一番求められていると指摘をしており、実施自治体が今後増える可能性があるということであります。

部分的な補助も広がっております。東京都の立川市では、市が3千500円を補助をし、1千円に軽減をするということです。世田谷区では、免除する収入基準を国よりも引き上げ、760万円未満とし、中央区では494万円未満としました。これだけ田舎や都会であるとか、そういうのが関係なくこの無償化、あるいは一部助成というのがすでに広がっているわけでありますけれども、小国町でも今後、将来的に部分的支援の可能性を検討するべきではないかと思います。見解をお示しください。

- 町長(渡邉誠次君) 副食費については、検討するには値すると思っております。ただ現時点での答えは先ほどお答えしたとおり、本年度はやらないということはお答えをさせていただいておきます。
- 5番(児玉智博君) では、本当に将来的な検討を期待しておきたいと思います。

それで、またこの小国町の保育の将来的な在り方についても町長の見解を確認しておきたいと 思います。

今の小国町の保育園が抱える課題というのが、宮原保育園の建物がですね、手狭であったり、もうだいぶ古くなっていたり、それで室内の暑さ対策、寒さ対策というのに非常に苦労されているというふうに聞いております。このため、2013年に宮原保育園を建て替えるのに合わせて、統廃合をしてしまおうという話が出て来まして、その当時、私も活発に当時の町長と論戦をさせていただいたのですが、その後、統廃合の話が立ち切れになっておりまして、改めてこうして一般質問で取り上げる機会もないまま町長も変わったわけですけれども、今日は小国町の保育について、どこが責任を持って町民に提供していくかという問題。つまり民営化の是非についてであります。

この2013年当時の会議録を振り返ってみました。第6回議会全員協議会でありましたが、

このとき当時の北里町長は「絶対、永久に民営化しないというわけではない、としながらも、まだ小さい頃の部分でありますから、ある程度は行政がしっかりするのが大事な面があると思います。現状では民営化というのは安易にいくべきではないかなという思いはしています」と。大変立派な立場に立っておられたわけです。そして、この問題で前の町長が公式な場で言及したのが、昨年の9月議会、同僚議員の一般質問に答えております。認定こども園への移行の可能性について問われ、「法人化といいましょうか、そういう部分にはそれなりの課題がありますけれども、そういう部分も視野に入れながら、こども園にする際には、例えば建物の建て替えをする場合には大変有利な国の補助金がございます。それも事実の話であります。そういう部分も事実と受け止めながら、それを取り入れていくかどうかも含めて考えていきたいと思っております」と。こども園に移行する形での民営化の可能性に言及をしております。そして、渡邉町長になりまして、前回の6月議会でまた別の同僚議員が、やはり宮原保育園の建て替えに係る財源問題に絡めて、公設の維持なのか民営化かをただされました。これに渡邉町長は直接は答弁を避けられました。「まだ、住民の方々の御意見を把握できておりませんので、しっかりと把握した上で計画性を持って、多分何年かかるかもしれませんけれども、事業を進めていくのが一番いいのではないか」と、このように答えられました。

それで、この保育園問題のこの小国町というのは、はじめは町としては公設公営でいくという方針だったけれども、国の制度も変わって民営化して認定こども園にする可能性というのも実際探ってきたわけですね。実際、職員が県内のいくつかのこども園に視察にも行っているわけです。町長も去年の9月議会のときに、議長席でそのことは聞いていたし、当然引き継ぎも受けていると思います。ですから、この間の保育園の将来的な方向性を町としてどのようにこれまで検討しているのか。そして、渡邉町長もトップとして町の保育の担い手にどこがなるべきか。行政がきちんと主体的に責任を負うのか、それとも民間に渡すのか。どうしたほうがいいと考えているのか、見解を述べていただきたいと思います。

町長(渡邉誠次君) 今の保育園が公設公営がいいのか、民営化がいいのか、まずは児童福祉法の第24条第1項、「市町村は保護者の労働、その他の事由により児童の保育を必要とする場合において、当該児童保育所において保育しなければならない」というふうにされております。この条項は市町村に対して保育所における保育の実施義務を定めているものではございますけれども、市町村が公立公営での保育を実施することを義務付けているものではなく、保育を必要とする児童に対して公立・私立関係なく保育を実施することを義務付けているものというふうに捉えさせていただいております。

前回の6月でも少しお答えさせていただきましたけれども、私は公設公営がいいのか、民営の ほうがいいのか、未だに結論は正直出ていないというところです。民営化が必要な時期がひょっ としたら来るのかもしれませんし、来ないのかもしれません。ただ、今の現時点では私の中では 結論は出ておりませんけれども、議論はもっとしていかなければならないなというふうに思います。もちろん、保育をしていかなければいけないという本質論はしっかりですね、当然のことと思っております。ただし、やっぱり民営化だったり公営というのは、方法論の中の一つというふうにも考えておりますので、もちろんいつも私が言わさせていただいておりますけれども、正解が本当はどこにあるのか、皆さんと協議をしていかないとその答えも、より最適な答えをしっかりと導き出していくためにも議論を深めさせていただいて、最終的な結論をできるだけ早目に出させていただきたいというふうには思っております。

- 5番(児玉智博君) この間の検討状況は、園長も視察とか行っているんでしょう。説明してくだ さい。
- 保育園長(河津公子君) いろんな所を視察に行かせていただいて、良いところは取り入れていますし、実際に部屋が狭かったりや便利が悪かったとかいう現状がありつつ、そのなかでいかなる方法を得て、お金をかけずに時間をかけながら設定しながら、子ども達を安全に守るということを職員一同で考えながら、楽しく1日過ごせるようにということで、今の現在の状況の中でできる範囲のことをやっています。
- 5番(児玉智博君) まあ、よく分かりました。視察とかには行ったけれども、現状として全く煮詰まっていない状況なのだなという気がしております。ですから、町長もしっかりと考えて結論を出していただかないといけないんですけれども、やはり結論の出し方としていろいろ町長自身が個人的にいろんな集落などに出向いて座談会的なこともされておりますので、もちろんそこで町民の意見を聞くのも大事なんですが、やはりことこういう方向性を決めるにあたっては、やはりきちんとどういう議論がそこでなされたのかというのが公式な記録に残るような、やはり公的な場でのですね。もちろんその中の一つが議会でもあると思いますけれども、しっかりとそういう公的な場での議論を進めた上で結論を出していっていただきたいということは、これは釘を刺しておきたいと思います。

次に、児童生徒の防災について質問をいたします。

去年の9月議会で、私は大阪北部地震で小学校のブロック塀が倒れた際に、近くを歩いて登校していた児童が下敷きとなり犠牲となる事故が発生したことから、小国町の通学路沿いのブロック塀への対応を質問いたしました。ブロック塀は1平方メートルあたりの重さが250キロにもなり、大人でも倒れ掛かってきたら一人二人で起こすというのは非常に困難な重さになるものだと思います。これは相当な危機感を持って対応するべきだと思うのですが、まず前回も確認しましたが通学路の調査結果とその調査に基づく具体的な対策を教育委員会から今一度御報告いただきたいと思います。

教育委員会事務局長(石原誠慈君) 昨年9月の議会でも議員のほうから御質問があったと思います。さっき言われた大阪北部地震でですね、これは学校内のプールと道路との境にあったブロッ

ク塀が倒壊し、小学生が亡くなるという痛ましい事件が発生しております。それを受けまして、 全国的に緊急ブロックの安全点検調査が行われております。小国町におきましても、通学路にお けるブロック塀の調査と同時に防犯上でも危険と思われる箇所を同時に調査を行いました。

まずは、学校側のほうで調査を行っております。そのあと教育委員会と小国警察署、それから 学校ですね、三者で再度点検を行っております。

調査方法につきましては、まず徒歩通学ゾーンですかね、そこを徒歩による点検を行っております。それからスクールバスの通学ゾーンは道路及び集落内のバス停付近を目視による点検調査を行っております。調査項目は、主に今言われたブロック塀に関しましては、「高さ」それから「長さ」それと「傾き」や「亀裂」や「劣化」とか、そのあたりが項目というか調査したときの内容でございます。

その結果につきましては、ブロック塀の劣化や道路の工作物も含めてですけれど、危険な個所がいくつか確認をいたしました。その後、具体的な対策と言われましたが、その調査結果をもとに、その前に学校敷地内にはブロック塀はございません。その結果をもとに学校のほうに御報告をいたしております。その中でまた協議をいたしまして、学校側からまず子ども達に周知、それから登下校の際に事故に遭わないように指導をしていただいております。

以上です。

- 5番(児玉智博君) では、その調査で何箇所ブロック塀があって、そして法律の基準を超えるような高さのものがあったのか。あったとしたらいくつなのか。傾いていたりヒビが入っているのがいくつなのかというのは、ちゃんとまとめてありますか。
- 教育委員会事務局長(石原誠慈君) 一応表にして、確認した部分は高さであったり今言った長さであったり、亀裂がある・なしの部分では記録をちょっと取っていますけれど、今いくつと言われてもちょっと確認しないと。その個数ですかね。ちょっとお答えができません。
- 5番(児玉智博君) きちんと通告で「調査結果は」と書いているので、当然数なんて入りますよ。 ちゃんと仕事してくださいね。

それで、ブロック塀というのがやっかいなのは、適当につくられたものであったから、必ず安全だとも言い切れないということだと思います。基本的に宅地と道路の境にある塀は、完成後は24時間365日風雨にさらされます。通行する車輌による振動も受けるわけです。内部にあるのは、例え適法なものであったとしても細い鉄筋だけですし、特にこうした物理的作用の影響を受けるのは根元の部分であります。だからヒビも入っていなくて見た目は安全そうなものが、絶対に倒れないかどうかは、やはり地震の規模によっては分からない。目視だけでは分からないというのが現実だと思います。数を言ってくれませんでしたけれども、一例として町道新橋神原線は全長約2.2kmの道のりでありますが、沿線には左右両側合せて30箇所ものブロックや大谷石の塀があります。これほど住宅街にはブロック塀が非常にあふれていて、狭い道路沿いには

ブロック塀に挟まれるような箇所もあるわけですよ。それを避けて通ろうと思ったら、子ども達 に道路の真ん中を歩きなさいと言わなければならないような所もあるわけであります。

やはり、町としてブロック塀の数を減らすという努力が必要なのではないかと思うわけです。この間の小国町の施政がどうか。昨年の9月議会で、私は住民への啓発や個人のブロック塀撤去に対する公費補助について質問をしました。当時の町長は啓発はしっかりとやっていきたいと述べ、補助については国県が制度をつくるということを把握していると答えたんですね。この補助制度はブロック塀の撤去費用に最大20万円を国県で補助するというものであります。国県補助に独自に上乗せをする自治体もあります。ところが配付資料の3枚目、A3の資料を見ていただくと分かるとおり、県の発表では小国町は申請の体制が取れている市町村の中に入っていない。45市町村のうちの40はすでに申請を受け付けるないしは、その業務を開始予定となっているのですが、小国町はその予定すら立っていないことになっているわけです。私はこれは本当に重大だと思います。やると言ってやらない。これは悪質ですよ。やります詐欺じゃないんですから、これは余りにこの問題を小国町が軽く扱っているのではないんですか。何でこんなことになったのか。今後は啓発も含めて、どう取り組みますか。お答えください。

教育委員会事務局長(石原誠慈君) すみません。先ほどの点検個所をちょっとお知らせしたいと 思います。39箇所。これはあくまでもスクールバスゾーンにかかる部分、町内の検査を行って おります。

以上です。

- 5番(児玉智博君) 何が39箇所。
- 教育委員会事務局長(石原誠慈君) 調査をした箇所。その表には落としてありますけれども、さっき言いましたように、どこが劣化部分がある・なしの部分も調査しております。
- 5番(児玉智博君) 正確なのが分かってからで結構です。少なすぎる。39箇所は。
- 建設課長(秋吉陽三君) 議員のおっしゃるとおりですね。熊本県の中で今37市町村が事業の制度を創設しております。阿蘇郡で申しますと高森町と南阿蘇がすでに窓口開設、事業の創設をしているような状況でございます。本町につきましても、現在、前向きに検討し今後創設する予定でございます。

以上です。

5番(児玉智博君) 創設すると言っても、これは国県の事業なので、別に特別一般財源を使う必要はないわけですね。やっぱりそれは、住民に周知をして、建設課が担当になるから今建設課長が答弁されたと思うのですけれども、相談に来てくださいと、申請様式を揃えておりますと。それで足るはずなんですよね。それなのに今までやっていない。私が配った資料を見ていただくと分かるんですけれど、期限というのが刻一刻と迫ってきているんですよ。八代市なんていうのは、これ終了しているし、これ年内に終了するところもかなりある。令和2年2月28日までとかで

すね。多分一番今のところ古いのが、この2月23日になると思うのですが。だからこれ本当期限が決められているわけですから、早く窓口を開けないと。周知が足りずに、この期限が終わってから「えっ、こんなことを小国町はやっていたんだ」と。うちもブロック塀あったけれど、というような町民の方が出てくることも考えられるわけです。やはり、いつまでこれをするんだというところまで期限を決めていただきたいんですけれど。そして前の北里町長が言った啓発もやっていきますと言ったけれども、結局、啓発なんてやっていないんでしょ。やってないから、この国県の補助制度があるのに何も動いてないわけですよ。啓発はどうしますか。そしてまた、いつまで始めますか。

- 建設課長(秋吉陽三君) この事業を取り組むためには、要綱要領は制定しなくてはなりませんので、まずそれを作りまして、それが出来次第、広報等で町民の皆さまにお知らせし、取り組んで 実施していきたいと思っております。
- 5番(児玉智博君) 現時点で他のところよりも5カ月遅れているんですからね。もう要綱要領を作るのに、そんな時間をかける余裕というのはないと思いますので、しっかりと啓発も含めてやっていただきたいというふうに思います。

そして次ですが、毎年、小国小中学校が合同で災害時の児童生徒の保護者への引き渡し訓練というのを行っております。小中学生を小学校の体育館に集めて、運動場に迎えに来た保護者の車に乗せるというものです。私はこれを見て少し違和感というか、そういうものを覚えたんですが、小国小中学校は災害時に宮原1部、あるいは宮原地域の広域避難所に指定をされております。ですから、見方によってはみんなが今からそこに避難してくるのに、そこから子どもを追い返すようなことになっているんじゃないかと思うわけですね。また、災害が起こるような場合に子どもを移動させることは危険な場合があります。東日本大震災で宮城県石巻市のある幼稚園、これ地震後に閉園になっているんですけれども。地震発生後、園児をスクールバスに乗せて帰宅をさせました。そうしましたら、園児を乗せたスクールバスを津波が襲い、園児5人と女性職員1名が犠牲となりました。この幼稚園は高台にあったため、無理に帰宅させなければ助かった命なんですね。小国町は幸い、地震のときも津波の心配はないわけですけれども、河川の氾濫や土砂災害の危険があります。学校はそういった危険が小さい、だからこそ指定避難所になっているわけですから、これむしろ帰宅をさせないほうがいい場合もあると思うのですね。まず、この引き渡し訓練がどのような状況を想定して行われているのか、御説明ください。

教育委員会事務局長(石原誠慈君) まず、引き渡し訓練のどういう状況のときを想定してかという御質問ですが、まず児童生徒の引き渡し訓練につきましては、通常想定されるのが、台風や大雨、大雪あるいは地震発生時などですけれど、その他考えられるのが、あってはならないことですけれど不審者侵入による事件が起こったときとか、学校内の火災であったりとか、あるいは全国では犯罪者が逃亡中であったり、そういうことが考えられるのではないかと思います。今、想

定できるのは以上でございます。

5番(児玉智博君) ですから、まずそもそも大型台風が来ているというときは、かなり小国町なんて避難準備情報なんてですね、暗くなる前の日に出すような、かなり早い対応をしているわけですよね。そういうなかで、台風が来てるというのが分かるなら、まず休校の決断をしたほうがいいわけだし、なかなか本当これ難しいというふうに思うわけですよね。ただ、やはり本当にもうちょっとですね、そういう想定というのを、どういうときの想定なのかと。台風が来るといっても、じゃあ台風が来たねて。今まさに一番瞬間最大風速も一番大きいときに帰すなんていうことにはならないと思うし、じゃあ、それが去ったあとに帰すのかとか。そういうこともちゃんと考えたほうがいいというふうに思うのです。

ちょっと先に進めますが、保護者の皆さんのなかには、中学生と小学生の兄妹は一緒にいられるけれど、隣の宮原保育園にも兄妹がいる家はどうなるんだという意見があるわけです。これは最もな意見で、本当に引き渡すべき状況になったとしたら、小中学校は家に帰すけれども保育園は保育園で守りますよという話にはならないと思うのですよね。保育園が保育園で守っているなら、じゃあ小中学校も学校で保護しておくべきだという話になると思いますし。それでも、じゃあ保育園も帰宅させるという判断になったときには、運動場で子どもを乗せて、次に保育園の前でまた車を停めて乗せるなんていう作業をしていたら、周辺は大混雑ですよ。これは、何も保育園も合同訓練に参加をさせる必要はないと思うのですが、やはり小中学校と宮原保育園が連携を取り合っていないと、本当の引き渡しが必要なときになったときにパニックになってしまうと思います。ですから、予めそうしたことも想定をして、学校と保育園と平時から協議をしておくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

教育委員会事務局長(石原誠慈君) すみません。先ほどのちょっと説明不足でしたが、まず学校側としても子どもの安全が第一ですので、まず先ほど学校にいる状況のなかでの話ですが、まず気象情報ですね、台風や大雪とかそういうのは、今いろんな情報を収集できますので、早め早めに学校側がそういった災害が予想される場合は早めに判断をして、さっき議員もおっしゃったように臨時休校をしたり、例えば学校にいたら早く帰すなりですね。次の日の学校時間を遅らせたり。台風が来ている場合であると、それが通過して安全な状態になったら、その時その時の状況に応じて対応はさせていただいております。

以上です。

保育園長(河津公子君) 小学校から防災マニュアルをいただきまして、昨年保育園も一緒にいかがですかというお誘いをいただいて、私たちも世帯数、小学校中学校50軒ほどありますので、ぜひそうさせていただきたいということで去年見学をさせていただきましたが、やっぱりとんでもなく140数名の子どもを小学校の体育館まで、恐らく大雨が降っている状況のなかでという想定になるならば、ちょっと難しいかなというのが結論と、保育園側から小学校のグラウンドに

出て行くという裏道がありますので、そこから小学校もグラウンドをロータリーにするので、その途中で保育園の兄妹を乗せるというのも可能かなということで想定もしましたけれども、そこもやっぱり保育士の職員会議のなかでは不可能ではなかろうかという結論で。今年はいかがですかということでお話がないままでしたので、また小学校と連携を取らせていただきたいと思っております。

以上です。

5番(児玉智博君) この児童生徒の引き渡しというのは、学校防災計画でも定められているのですが、この問題を学校だけに任せておかないで、町もしっかり協力していくべきだというふうに思うのですね。学校は児童生徒としての学校生活を送る子どもだけをみるものなのかもしれませんけれども、子どもたちは家に帰ったら地域の中での生活があるわけで、災害が起きて避難情報が発令されたら、地域の人たちも自主防災組織の中で避難を始めるわけです。ですから、どのタイミングで引き渡しの判断を学校がするのか。きちんと町が把握する自主防災組織との連携はどうするかといった問題などの、こうした問題を共通認識として持っておく必要があると思います。それで、学校防災計画というのを見てみましたけれども、基本的にまずこっちが小学校のマニュアルについてです。小学校は保護者に引き渡すタイミングというのは明記されていないんですよね。今いろんな場合、可能性があるというふうに言っていると思うのですけれども、引き渡しのルートは「両神社側からの一方通行とする」というふうにだけ書かれていて、これも何年か前に、2年ぐらい前でしたかね、夏の大雨で宮前橋が越水しましたけれども、越水しているときや、ある程度水位が下がったあとでもあそこを交通規制がかかっていたわけですよね。そういう所を迎えに来させて本当にいいのかということも、これ問われると思うのですよね。

中学校の場合は、保護者に引き渡すときというのは、何か災害とかがあった場合に生徒を学校に留まらせて、ある程度その災害の台風であったり大雨といった危険が去ったあとに、保護者に迎えに来てもらいましょうという形での防災計画が作られているわけですね。これ小学校・中学校での擦り合せてというのも全くできていないというふうに思いますので、やはりここはちゃんと教育委員会なのか、それとも他の町部局も含めてなのか、きちんとそういう共通認識なんかをつくっていく必要があると思いますが、答弁をお願いします。

教育長(麻生廣文君) 引き渡し訓練につきましては小学校が始めて、そして昨年保育所、あるいは中学校と連携を取れないかということで、年々課題を整理するなかに少しでも良い形ができないかということで、取り組んでいるところでございます。昨年、中学校とそれから小学校が合同で、小中一貫もありましてやってみたというなかでございまして、それぞれの学校が作るこの防災関係の部分で、若干の表記上の違いはございます。ただ、やり方については前日あるいは当日にそこの部署の担当者等でしっかり話し合いをしながらやっていくということで、だんだんとこの擦り合せが出来上がっていくと。先ほど保育園等のことも含めまして、そうした目で見ていた

だきまして、議員からたくさんの御示唆をいただいておりますので、今後、さらにこれを良くしていくといいますか、そういう部分で活かしていきたいと思っております。

それから、先ほど事務局長のほうから申し上げましたけれども、台風であったり大雪であったりということで臨時休校等については、ある程度今予測がつきます。先ほどの大水のことも予測がつきます。私たちも当然そうした自然災害等が起きた場合には、現場に足を運び、宮前の橋が実際通れるかどうかといった部分も含めて、学校と話し合いをしながら、この引き渡し訓練、訓練ではなくて実際の部分を考えていきたいと思っております。そうした場合に、今度はどうした流れになっていくのか。あそこの前がもし冠水するようなことであれば、それは児童生徒は多分にドームのほうに、上に上げて行くというような判断になろうかと思いますので、またいろんな点でお気づきがありましたら教えていただくと学校と一緒になって、より良い、訓練のための訓練では困りますので、実際に活きた訓練方法というのを考えていきたいと思っております。

5番(児玉智博君) 教育長の今の答弁で、ある程度安心するところですので、それを実行に移していっていただきたいと思います。

最後に、問題提起ということでお話したいと思います。今、台風被害で千葉県では長期的な停 電が続いておりますが、小国町北里出身のある男性、今千葉県の八街市というところに暮らして いらっしゃるんですが、未だに停電したままだそうです。そういった大変なときに御連絡をいた だきまして、こういったメールをいただきました。一部ご紹介します。「今回の災害に際して困 ったことは、情報が入らないことです。防災無線対策は小国町でも取られていると思いますが、 非常時には何も役に立ちませんでした。想定外の非常事態が生じたとき、スマホメール、SNS などを使い、直接町民に伝える方法をお勧めします」ということが送られてきたんですね。この 方ですね、スマホの充電を切らさないように、家では充電ができないから毎朝市役所まで行って、 スマホを充電するのが今、日課になっているということをおっしゃっているんですが、やはり長 期的な停電になったときに、先ほど同僚議員の質問のなかで、役場には非常用の発電機がありま すということでしたけれど、防災無線で呼びかけるのに、この役場では呼びかけられたとしても、 そこそこの屋外のラッパーというですかね、あれに電気が通ってなければ、そこにいる人たちは 聞こえなくなってしまうわけですよね。おぐチャンの文字放送ということもありますけれど、家 に電気がきていなければテレビが映らないから伝わらないということになります。ですから、町 としてはこういうスマホのメールであったりとか、SNSですね、これを普通のときからそれを 使っていないと、じゃあ本当にそういう千葉のような事態が発生しました、じゃあ使いましょう といっても、使いこなせなくなってしまいますから、やはり取り組みを強めていく必要があるん じゃないかと思います。フェイスブックはやっているようですけれども、やはり内容を見ても、 あまりタイムリーな発信ができているかといえば、そうじゃないし、それ以外にもツイッターで あったりとか、あるいはLINEとかですね、いろいろ方法がありますので、これを平時から考

えておいて非常時にきちんと使いこなせて速やかに対応が取れる体制というのは考えていただき たいと思います。

以上で終わります。

保育園長(河津公子君) すみません。先ほどお答えできなかったことを答えたいと思います。よ ろしくお願いいたします。

保育料の算定基準ですけれども、もともとが国の基準額よりも安く設定しております。そこで 町の町税で算定をしておりますので。お答えです。

それから同意書についてですけれど、入園申込申請書の裏側に同意書として印鑑をいただいて おります。すみませんでした。

議長(松崎俊一君) それでは、予定しておりました4人の一般質問が終わりました。 これで一般質問を終了したいと思います。

議長(松﨑俊一君) 日程第2、「閉会中の継続審査の件について」を議題といたします。

議会運営委員長及び総務文教福祉常任委員長並びに産業常任委員長並びに議会活性化特別委員 長並びに人権啓発・男女共同参画特別委員長並びに広報特別委員長から会議規則第75条の規定 によって、お手元に配付いたしました「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」並びに 「総務文教福祉常任委員会の所管事務調査について」及び「産業常任委員会の所管事務調査につ いて」及び「議会活性化に係る検討について」及び「人権啓発・男女共同参画に係る検討につい て」及び「議会広報に関する件について」、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松﨑俊一君) 異議なしと認めます。

したがって委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。 それでは、お諮りいたします。

本定例会の会議に付されました事件は全て議了いたしました。

したがって、小国町議会会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松﨑俊一君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これで、本日の会議を閉じ、これをもって令和元年第3回小国町議会定例会を閉会いたします。 お疲れさまでございました。

(午後2時55分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議長

署名議員(3番)

署名議員(7番)

会 議 の 顛 末

1. 会議録署名議員の指名

3番穴見まち子君7番西田直美君

1. 会期の決定

今期定例会の会期を 9月9日から 9月19日までの11日間とする。

1.	承認第 3 号	専決処分事項の承認を求めることについて(専決第4号:令和元年度小国町一般
1.	75 MIN 37 0 13	会計補正予算(第2号)について)
		令和元年9月9日 承 認
1.	議案第31号	公共工事請負契約の締結について(町営住宅柏田団地 外壁・屋根改修(建築
1.	14X/C/17 01 · /	主体)工事)
		エログニュップ
1.	議案第 32 号	公共工事請負契約の締結について(小国町庁舎耐震改修(建築主体)工事)
		令和元年9月9日 原案可決
1.	議案第33号	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整
1	h100/C0/10 00 0	備に関する条例について
		令和元年9月9日 原案可決
1.	議案第34号	小国町森林環境譲与税基金条例について
		令和元年9月9日 原案可決
1.	議案第 35 号	小国町過疎地域自立促進計画の変更について
		令和元年 9 月 9 日 原案可決
1.	議案第36号	令和元年度小国町一般会計補正予算(第3号)について
		令和元年 9 月 9 日 原案可決
1.	議案第 37 号	令和元年度小国町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)ついて
		令和元年 9 月 9 日 原案可決
1.	議案第 38 号	令和元年度小国町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
		令和元年 9 月 9 日 原案可決
1.	議案第 39 号	令和元年度小国町水道事業会計補正予算(第1号)について
		令和元年 9 月 9 日 原案可決
1.	同意第 5 号	小国町教育委員会教育長の任命について
		令和元年9月17日 同 意
1.	同意第 6 号	小国町農業委員会の委員の任命について
		令和元年 9 月 9 日 同 意
1.	認定第 1 号	平成30年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について
		令和元年9月17日 認 定
1.	認定第 2 号	平成30年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
		令和元年9月17日 認 定
1.	認定第 3 号	平成30年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
		令和元年9月17日 認 定

1.	認定第 4 号	平成30年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	
		令和元年9月17日 認 定	
1.	認定第 5 号	平成 30 年度小国町地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計歳入歳出決算認	
		定について	
		令和元年9月17日 認 定	
1.	認定第 6 号	平成30年度小国町坂本善三美術館特別会計歳入歳出決算認定について	
		令和元年9月17日 認 定	
1.	認定第 7 号	平成30年度小国町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について	
		令和元年9月17日 認 定	
1.	認定第 8 号	平成 30 年度小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	
		令和元年9月17日 認 定	
1.	認定第 9 号	平成30年度小国町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	
		令和元年9月17日 認 定	
1.	請願第1号	熊本県における主要農作物種子法条例の制定における意見書を求める請願書に	
		ついて	
		令和元年9月17日 原案可決	

《議案外》

令和元年9月9日

- 1. 報告第4号 平成30年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足率の報告 について
- 1. 議員派遣の件について

令和元年9月18日

1. 閉会中の継続審査の件 議会運営委員会

総務文教福祉常任委員会

産業常任委員会

広報特別委員会

議会活性化特別委員会

人権啓発・男女共同参画特別委員会

に付託

《行政報告》

令和元年9月9日

- 1. 令和元年度職員採用試験について
- 1. 「第5回全国木のまちサミット2019inおぐに」について
- 1. 薬味野菜の里1周年記念イベントの開催について
- 1. 大相撲阿蘇小国場所の開催について

《一般質問》

1.	交通体系について	P12~15
1.	観光について	P15~17
1.	ドローンの活用について	P17~18
1.	HP・広報おぐにの進捗状況	P19~22
1.	教育に関する質問	P22~25
1.	高齢者福祉について	P25~29
1.	スクールバス通行路線の管理運営について	P30~35
1.	地熱開発について	P35~37
1.	人権同和教育研究大会について	P37~40
1.	前回質問した事項の進捗状況について	P1~5
1.	防災情報の発信について	P5~6
1.	町民センターの利活用について	P6~11
1.	国民健康保険制度	P11~18
1.	観光全般について	P18~22
1.	林業全般について	P22~25
1.	教育全般について	P25~29
1.	保育園について	P29~34
1.	児童・生徒の防災について	P34~41

令和元年

第4回全員協議会会議録

小 国 町 議 会

令和元年第4回全員協議会記録

日時	令和元年9月10日(火) 開会 10:00 閉会 14:40		
場所	おぐに町民センター3階 議場		
出席議員	時松昭弘 江藤理一郎 穴見まち子 久野達也 児玉智博 大塚英博 西田直美 松本明雄 熊谷博行 松﨑俊一		
事務局 職 員	藤木一也 朝日さとみ		
説明員	別紙座席表のとおり		
会議にませ			
会 の経過 概 要	平成30年度一般会計歳入歳出決算認定について、各課からの説明及び議員との質疑があった。		

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。 議 長

全員協議会座席表

令和元年9月10日(火) 午前10時00分

朝 日 議会事務局書記 (朝日さとみ)

藤 木 議会事務局長			
	松 本 管財係長 (松本 徳幸)	中島財政係長(中島高宏)	加 祥 会計管理室長 (加祥 一恵)
	永 江 総務係長 (永江 和広)	佐藤 総務課審議員 (佐藤 則和)	小 田総務課長(小田 宣義)
	秋 吉 地籍係長 (秋吉 康成)	松 本 税務係長 (松本 鷹哉)	町 長誠次)
	森 企画係長 (森 恵美)	橋 本 徴収係長 (橋本 弘二)	瀬 瀬 瀬
	長谷部 地域振興係長 (長谷部大輔)	小 野稅務課審議員 (小野 寿宏)	橋 本 税務課長 (橋本 修一)
	田 邉 まちづくり係長 (田邉 国昭)	山 口 政策課審議員 (山口 美晴)	佐々木 政策課長 (佐々木忠生)

9番	熊谷博行
8番	松本明雄
7番	西田直美
無9	大塚英博
副議長	時松昭弘
議長	松﨑俊一
5番	児玉智博
4番	久野達也
3番	穴見まち子
2番	江藤理一郎

藤木議会事務局長 (藤木 一也) 議長(松﨑俊一君) おはようございます。

本日の全員協議は総務文教福祉の分野のうち、議会それから総務、税務、政策、会計の各部門になろうかと思います。慎重なる審議をお願いいたしまして御挨拶といたします。

最初に渡邉町長から御挨拶をお願いしたいと思います。

町長(渡邉誠次君) それでは改めまして、皆様、おはようございます。

今議長がおっしゃったように、本当に今日は5カ所の担当の部門で課内の協議をしていただきたいというふうに思っております。本当にお世話をかけます。関東のほうでは台風が猛威を振るいました。非常に災害も出ております。町といたしましてもしっかりと気を引き締めていかないといけないなというふうに思っておりまして、先日、上田の南平ですか、あそこでは時間雨量で80ミリというものが記録をされております。結構狭い範囲というか、実は下城のほうではあまり雨が降っていないという現状でもありましたので、なかなか局地的な豪雨というのは対処が難しいというところもありますけれども、議員の皆様にもこれからも御協力をいただきたいというふうに思っております。

また、昨日は柏田住宅で座談会を開催させていただきました。思ったより人数が少なくて、柏田の方たちのほうが少し御配慮をいただいていて、人数を絞っていただいたような感じで昨日は座談会をさせていただきましたけれども、それでも、まずは柏田住宅についての補正予算等々もありましたので、柏田住宅の壁と屋根の補修ということで御報告をさせていただいた後にいろいろとご意見をいただきました。要約して10件ほどいろいろ御意見をいただきましたので、また町の中で協議をいたしまして、議員も御同行をしていただきましたので、いろいろとまた皆さま方に御協議を差し上げたいと思いますので、その時はよろしくお願い申し上げたいというふうに思っております。今日はよろしくお願い申し上げます。お世話になります。

議長(松﨑俊一君) ただいまより全員協議会を開催いたします。

ただいま出席議員は10人であります。直ちに会議を開きます。

本日の協議事項につきましては、お手元に配付してあるとおりです。平成30年度決算という ことで、十分なる御審議方をよろしくお願いします。

(午前10時00分)

議長(松崎俊一君) まず、平成30年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について であります。よろしくお願いします。

本日の担当課は、議会監査委員事務局、総務課、会計管理室、税務課、政策課の各課長、審議 員及び担当係長の出席をお願いしています。

それでは各課長から所管の平成30年度一般会計歳入歳出決算の概略説明をお願いしたいと思

います。

議会事務局長(藤木一也君) 皆様、おはようございます。

それでは、議会費及び監査委員費につきまして御説明をさせていただきます。

決算書の86ページをお願いいたします。平成30年度の歳出総額が8千131万610円ということで、前年度の歳出総額と比べますと約1千万円の増額となっております。この主な要因は、前年度に実施しました議員報酬及び期末手当の5%削減が終了し、元の金額に戻ったことと、監査委員費で計上しておりました職員1名分の人件費を議会費へと組み替えたことによる増額となっております。

歳出項目で大きなものといたしましては、議員の報酬、職員の給与、職員手当、共済費等の人件費が7千604万9千639円で、全体の93.5%を占めております。不用額の総額が約217万円ほど出ておりますが、主な要因としましては旅費の費用弁償、また需用費の消耗品、それから研修会負担金、委託料の実績による減額でございます。

続きまして、監査委員費のほうでございます。 132ページをお願いいたします。監査委員費の歳出総額は99万9千537円です。前年度と比較しまして約890万円の大幅な減額となっておりますが、この主な要因としましては、先ほど議会費のほうで申し上げたとおり、職員1名分の人件費が議会費のほうへ組み替えられたことによる減額となっております。歳出の主なものは監査員の報酬で、全体の53%となっております。不用額の総額が50万円ほど出ておりますが、主なものとしましては、旅費の費用弁償や負担金補助及び交付金の研修会負担金の実績による残金となっております。

なお、委託業務補助金負担金につきましては、別紙の議会事務局、監査事務局の決算資料 (1) を御覧いただきたいと思います。

以上で、議会費並びに監査委員費の説明を終わらせていただきます。

総務課長(小田宣義君) 皆さん、おはようございます。着座で説明をさせていただきます。

それでは、総務課所管の部分について御説明申し上げます。歳出から説明させていただきますが、その前に総務課資料(7)、主要施策成果報告書及び総務課資料(9)です。委託料、工事請負費、補助金、負担金調書を配付してございますので、併せて御覧になっていただきたいと思います。

では88、89ページをお開きください。総務費の一般管理費です。平成30年度の一般管理費の決算額は2億9千646万4千210円です。不用額が749万1千790円出ております。この主なものといたしましては、需用費で182万4千円、負担金の中の派遣職員給与負担金で約86万円出ております。一般管理費は人件費と庁舎関係の管理に伴う委託料及び負担金補助及び交付金が主な支出内容となっております。

次に96、97ページをお願いいたします。財産管理費です。決算額が1億4千189万9千

24円です。不用額が206万2千976円となっておりますが、委託料の中の町有林保全管理 委託料の減額が主な要因でございます。

続きまして104ページ、105ページをお願いいたします。5公平委員会費、6交通安全費、7諸費は総務課所管でございます。

- 110ページ、111ページをお願いいたします。電算施設費も総務課の所管になります。
- 120ページ、121ページをお願いいたします。16社会保障税番号制度費も総務課所管です。
- 120ページの一番下にある17庁舎等建設費は、支出総額が5億1千230万192円で、 翌年度へ1千927万8千円を繰り越しております。内訳の主なものといたしましては、庁舎コミュニティ棟工事の監理委託料分です。ほかの不用額の主なものといたしましては、入札の残となっております。
- 123ページにあります徴税費の中の税務総務費の固定資産評価審査委員会の報酬16万7千円と、125ページにあります旅費の費用弁償につきましては、総務課所管でございます。
- 128、129ページをお願いいたします。選挙費です。総額で153万2千966円、これも総務課の所管になります。
 - 130ページ、131ページをお願いいたします。統計調査費も総務課所管になります。
- 202ページ、203ページをお願いいたします。消防費になります。支出総額が2億741 万2千780円で、翌年度への繰越額が2億2千万円です。これは杖立避難所の建設工事費の繰越となっております。また、不用額が三つの目で664万1千220円出ております。これは主に杖立避難所の設計に伴う入札残等によるものでございます。
- 246ページ、247ページをお願いいたします。このページの11公債費、次のページの 12諸支出金とその次のページ13予備費までが総務課の所管であります。

次に歳入に入ります。戻りまして18ページをお願いいたします。2地方譲与税、3利子割交付金、4配当割交付金、それから20ページにいきまして、5株式等譲渡所得割交付金、6地方消費税交付金、7自動車取得税交付金、8地方特例交付金、9地方交付税、22ページの10交通安全対策特別交付金までが総務課の所管でございます。町の収入の大部分は交付税です。決算といたしまして、収入済額で24億262万9千円となっております。しかしながら、昨今の動向を見ますと、交付税は少し減少の傾向で動いている状況でございます。今後の予算編成につきましても、それを踏まえた編成が必要だと考えております。

24ページ、25ページをお願いいたします。3消防費分担金と総務使用料の中の公有地使用料、旧万成小学校使用料も総務課の所管でございます。

次に29ページの4土木使用料の中に法定外公共物の使用料があります。これは里道水路の使用料でございます。

次に34ページ、35ページをお願いいたします。国庫補助金の中の総務費国庫補助金ということで、復興まちづくり総合支援事業補助金と社会保障税番号システム整備補助金の社会保障税番号システム整備補助金91万8千円のうち54万円が総務課の所管となっております。また40ページ、総務費委託金の中の自衛官募集事務委託金もそうです。

45ページをお願いいたします。総務費県補助金の中の熊本県権限移譲事務市町村等交付金も 総務課所管でございます。

54ページをお願いいたします。7災害復旧費県補助金の中の1平成28年熊本地震復興基金 交付金の中で、農家の自力復旧支援事業を除いたほかは総務課所管でございます。

57ページの統計調査費委託金と58ページの選挙費委託金も総務課の所管でございます。

59ページから63ページの利子及び配当金の中で、61ページの奨学金利子収入と、その下の中山間ふるさと水と土保全利子収入以外が総務課の所管となります。

63ページの中段、町直営林立木売払収入と土地売払収入、その下にある一般寄附金、65ページの熊本地震災害寄附金、財政調整基金繰入金、ネットワーク事業基金から、次のページの悠木の里づくり事業基金繰入金までが総務課の所管でございます。

67ページの19諸収入をお願いいたします。前年度繰越金も総務課所管でございます。

71ページをお願いいたします。雑入です。総務課所管の主なものといたしましては、コピー使用料、消防団員福祉共済制度等返戻金、公有建物災害共済金、南北共有財産管理費負担収入、 熊本県市町村振興協会市町村交付金、次の73ページの災害対応型自動販売機電気料収入から市 町村振興事業補助金までと、派遣職員給与負担金、75ページの公用車自賠責保険解約返戻金と 森林総合整備事業補助金、雇用保険料事業所負担清算金があります。

78ページ、79ページをお願いいたします。町債です。 1 臨時財政対策債から 85ページの一般単独災害復旧事業債までが、総務課の所管でございます。詳細は総額で 8 億 4 千8 3 4 5 9 千円になります。各種事業で不足する財源をこの起債により充当したものでございます。

以上で、総務課所管であります歳入歳出の説明を終わらせていただきます。

政策課長(佐々木忠生君) おはようございます。政策課所管の平成30年度決算状況について説明をさせていただきます。着座にて説明をいたします。

まず、全体概要ですが、政策課所管の決算額としましては、企画費が1億1千73万5千314円、環境モデル都市推進費が534万405円、地域エネルギー費が2千720万3千630円の合計1億4千327万9千349円となり、一般会計決算の全体に占める割合は2.5%に当たります。また、対前年度決算と比較しまして約4千200万円の増額となっています。主な要因としましては、当町がSDGs未来都市並びに自治体SDGsモデル事業に選定され、自治体SDGs推進支援業務委託及び自治体SDGs拠点整備工事を実施しております。また、地熱資源の適正活用を図るため北里南部地域の地熱資源調査業務委託や地熱熱水を利用した事業に関

する調査等業務委託を実施したことなどによる臨時的経費の増によるものでございます。

それでは歳出から説明をさせていただきます。お手元の決算書の100ページをお願いいたします。100ページから105ページ上段までが、総務費、目4企画費です。この目は地熱資源活用審議会など委員会の開催運営経費、地域おこし協力隊の活動及び生活経費、ふるさと寄附金経費、移住定住対策経費、地域公共交通対策経費、自治体SDGs推進経費などに関する歳出です。

主なものは、101ページ、1報酬の中で地域おこし協力隊報酬636万4千800円で、協力隊4人分の報酬です。同ページ、8報償費の中で、ふるさと寄附金謝礼1千389万7千400円で、ふるさと寄附金を行った方への返礼品額です。平成30年度は寄附件数703件、寄附額3千248万円で、対前年比としては件数で129%、寄附額で20%となり、件数としては増加しております。寄附額としては減少しておりますが、昨年度は2件の大口寄附者がおり、その分を除きますと104%とわずかですが伸びております。

次に103ページ、13委託料の中で乗合タクシー運行委託料1千793万8千390円で、町内3タクシー事業者へ委託により、町内8エリアを運行しています。乗合タクシー利用者数は1万1千840人、昨年度は1万805人で、対前年度比としては110%です。同ページ、委託料の中で自治体SDGs推進支援業務委託料1千879万2千円で、冒頭に御説明いたしましたが、本町がSDGs未来都市並びに自治体SDGsモデル事業に選定され、自治体SDGsの実行に向け3件の委託事業に取り組んでおります。内容といたしましては、SDGs未来都市行動計画の策定や事業の進捗管理等の総合調整、発電、熱供給等の事業実施に必要な事業主体の設計や経営面等の具体的な構想策定、旧西里小学校を活用した拠点整備に係る調査、構想策定などです。

103ページ、19負担金補助及び交付金の中で、地方バス運行等特別対策補助金3千130万3千円で、地域公共交通対策の一環として、産交バス5路線、日田バス1路線の路線バスの運行経費に対する補助金です。平成30年度の利用者数は4万1千383人で、対前年費としては88%であり、昨年度は8路線、平成30年度は6路線と路線数が減少したことによる利用者数の減と見込まれます

次に、小国郷地域公共交通整備等事業補助金435万3千587円で、平成30年度より本運行となりました、小国郷地域から肥後大津駅を結ぶ直行便小国郷ライナーの運行に対して補助金を交付しています。1月と2月を除く10カ月間、1日2往復の運行を行い、総乗車数は1千529人で、うち小国町の乗車数は計1千30人です。

次に、地方創生推進交付金阿蘇地域広域連携事業負担金167万7千円です。地方創生推進交付金を活用し、阿蘇地域7市町村で取り組む新規就農者の受け入れや、林業担い手の育成、移住定住の促進等に対する負担金です。企画費の決算総額は1億1千73万5千310円となり、予

算執行率は95%です。不用額585万6千686円の主なものは、ふるさと寄附金に伴う謝礼 金代171万7千600円、各種手数料30万8千594円の不用額のほか、事業実績及び各節 実績によるものです。

次に、118ページ下段から121ページ上段までが目15環境モデル都市推進費です。この目は環境モデル都市行動計画に基づいて事業を推進するための歳出です。主なものは、121ページ、13委託料の中で、環境省の地域と連携したCO2排出削減促進事業補助金を活用し、町営住宅普及啓発業務委託として、国民運動クールチョイスの中でも特に省エネ住宅の普及促進に向け中学3年生を対象とした学習会、ワークショップ開催、高気密・高断熱な省エネ住宅体験、住民と生徒を対象としたフォーラムの開催、住民と専門家による公開型省エネ住宅相談会などクラブヴォーバンへ274万円で委託を行っております。同ページ、19負担金補助及び交付金のエコハウス設備補助金100万円で、町内一般住宅等に低炭素化、省エネ設備である薪ストーブ3件、ペレットストーブ5件、高断熱窓2件の導入に対して補助金を交付しています。環境モデル都市推進費の決算総額は534万405円となり、予算執行率は86%です。不用額の83万4千595円は各節の実績によるものです。

次に、飛びまして192ページから193ページまでが、商工費、目4地域エネルギー費です。この目は地域エネルギーの推進、EV車急速充電設備の維持管理経費に関する歳出です。主なものは193ページ中ほどの13委託料の地熱(熱水)を利用した事業に関する調査等業務委託料992万5千200円で、地熱井発電所から供給される熱水等の熱利用を図るための事業について採算性も含めた実現可能性及び事業体制等について調査検討、FS調査を日本環境技研株式会社に委託しております。次に、EV急速充電器保守委託料114万480円で、町内3カ所の急速充電設備の保守管理を株式会社ハセテックに委託しております。

次に、地熱資源調査業務委託料1千479万6千円で、北里南部地域において今後地熱活用事業の検討に必要となるデータを得るとともに、地熱条例及び審議会の運用における基礎資料とするための地熱資源調査、地質調査、重力探査を三井金属資源開発株式会社に委託しております。地域エネルギー費の決算総額は2千720万3千630円となり、予算執行率は96%です。不用額119万2千370円の主なものは、地熱を利用した事業に関する調査の中で熱水や蒸気の具体的な利活用について、地熱資源活用検討委員会を仮称ですけれども設置して、意見集約を行う予定でございましたけれども、発電事業者、住民、需要想定施設及び学識見者などの各関係者へ直接聞き取り調査を行ったため、委員会を開催しなかったことによる委員報酬費用弁償の不用額や、各節の実績によるものです。

以上、簡単ですが、歳出を終わります。

次に、歳入です。戻りまして、37ページをお願いいたします。国庫支出金、目1総務費国庫補助金です。中ほどの自治体SDGsモデル事業補助金として1千923万6千円です。自治体

SDG s モデル事業の採択を受け、SDG s 推進に伴う委託事業や拠点整備工事に対する補助金です。企画費に充当しております。

39ページをお願いします。国庫支出金、目4商工費国庫補助金です。中ほどの地熱発電理解促進事業費補助金として1千3万4千900円です。地熱井から供給される熱水等の熱量について実現可能性調査に対する補助金です。地域エネルギー費に充当しております。

41ページをお願いいたします。国庫支出金、目9地方創生交付金です。中ほどの地方創生推進交付金として83万8千円です。地方創生阿蘇地域広域連携事業実行委員会で取り組む農林業担い手対策や移住定住対策に対する交付金です。企画費に充当しております。

次に45ページ、県支出金、目1総務費県補助金の総務費補助金です。一番上の土地利用規制 等対策事業費補助金3万7千円です。国道利用計画法に基づく土地取引届け出等の事務処理に対 する交付金です。

次に、熊本県地方バス運行等特別対策補助金419万2千円です。路線バス等維持運行経費に 対する補助金です。企画費に充当しております。

次に63ページ、寄附金、目1一般寄附金です。下のほうのふるさと寄附金3千248万円で、 寄附件数は703件です。企業版ふるさと寄附金100万円で、寄附件数は1件です。ふるさと 寄附金については企画費へ充当とネットワーク事業基金へ積み立て、企業版ふるさと寄附金については財産管理費及び林業振興費に充当しております。

次に65ページ、目7商工費寄附金です。中ほどの地域エネルギー費寄附金369万9千円です。地熱資源量の把握のための調査事業費助成金を活用して実施した北里南部地域地熱資源調査委託の補助残4分の1をネイチャーエナジー小国株式会社より寄附金としていただきました。地域エネルギー費へ充当しております。

次に、75ページ、諸収入、目5の雑入です。下のほうの地域と連携したCO2排出削減促進 事業補助金296万9千円です。二酸化炭素の排出抑制を促すための国民運動クールチョイス推 進に対する補助金です。環境モデル都市推進費に充当しております。

次に、同ページー番下の地域経済応援ポイント収入6万9千605円です。企画費に充当して おります。

次に77ページ、下のほうの地熱資源量の把握のための調査事業費助成金1千109万7千円です。北里南部地域地熱資源調査に対する助成金です。補助率は4分の3です。地域エネルギー費に充当しております。

簡単ですが、歳入の説明を終わらせていただきます。

なお、委託料、工事請負費、補助金、負担金については、決算資料政策課資料 (1) で各内容 を説明しておりますので、御確認をお願いいたします。

以上で、政策課の説明を終わらせていただきます。

税務課長(橋本修一君) 税務課所管の決算の概要でございます。着座で説明させていただきます。 歳出のほうから説明いたします。まず決算書の107ページをお願いいたします。総務費、目 8の地籍調査費でございます。主なものは、次のページの109ページ、13委託料で地籍調査 業務委託料2億2千507万8千983円でございます。調査地区は大字上田、北里、西里地区 でございまして、上田地区が字荒倉、横野、寺尾野など15字、北里地区が字ナメリ、馬込、小 輪智など合計の14字、西里地区が字屺、山際、耳切など9字の1筆地調査、また測量を行って おります。地籍調査の進捗率は平成30年度末で67%ほどとなっております。この平成30年 度の地籍調査事業におきましては、平成29年度に追加交付がありました事業費1億3千万円と

続きまして、123ページをお願いします。徴税費でございます。目の1が税務総務費で、次のページの125ページの下の段から127ページが目の賦課徴収費でございます。徴税の賦課徴収に係る通常の経費事務費になります。平成30年度は特に臨時的なものはございません。

平成30年度の当初決定分の1億円、合わせて2億3千万円の事業費となっております。

歳出は以上でございます。

次に歳入でございます。 17ページをお願いいたします。町税です。一番上の行の真ん中の欄の収入済額の欄でございますけれど、町税の全体の収入総額は7億6千101万6千692円でございます。対前年比としましては1億4千400万円ほどの増、伸び率は23.4%と大きく増えております。また、町税全体の現年度分の徴収率は現年度分が99.3%、滞納繰越分が37%となっております。税収が増えた理由といたしましては、個人町民税でございまして、現年度分が3億5千45875千50870%円で、対前年比164千70077円ほどの増となっております。これは高額納税者がおられたことと、土地の売買に伴う譲渡所得が多かったこと、これが主な要因でございます。また、法人町民税の現年度分が対前年比37077円ほど増加しております。対前年比が減となったものもありまして、固定資産税が32077円ほどの減、これはもう評価外に伴う家屋の減でございます。

次のページになりますけれども、たばこ税が対前年比280万円ほどの減、入湯税が100万円ほどの減となっております。

次に31ページをお願いいたします。総務手数料でございます。税務課関係は一番上の台帳等 閲覧手数料、その下の町税等督促手数料、一つ飛んで、証明等手数料でございます。

続きまして45ページをお願いいたします。県支出金の総務費県補助金の中段に地籍調査事業費補助金1億7 千250 万円です。これは補助率は国が50、県が25で、合わせて75%でございます。

続きまして、57ページをお願いいたします。県委託金でございます。総務費委託金の一番上でございますが、個人県民税徴収事務取扱委託金965万9千867円です。これは個人県民税を個人町民税と合わせて町が徴収を行なっていますので、これに対しての県からの委託金でござ

います。

次に67ページをお願いいたします。一番下のほうですけれど、諸収入に町税延滞金と加算金 がございます。

以上で、税務課所管の概要説明を終わります。

会計管理室長(加祥一恵君) おはようございます。会計管理室所管について、着座にて説明をさせていただきます。

まず歳出のほうから御説明いたします。114ページ及び115ページをお願いします。総務費、総務管理費、目の11会計管理費です。予算額93万7千円に対し、支出済額78万7千221円となっております。歳出額の主なものは、委託料の口座振替データ伝送業務委託料29万1千600円です。これは毎月の税金や料金の口座振替データを一括伝送するものです。

続きまして、歳入のほうを御説明いたします。 6.8 ページから 6.9 ページをお願いいたします。 諸収入、預金利子、目の 1 預金利子で歳計現金預金利子 9.4 6.9 円です。これにつきましては 普通預金の預金利子となっております。

以上で説明を終わります。

議長(松﨑俊一君) それでは、それぞれの歳出課目についてページごとに進めていきますので、 よろしくお願いしたいと思います。

なお、歳入につきましては歳出が終わってから行いたいと思います。

まず86ページ、1議会費からページを追っていきたいと思います。議員におかれましては、 別紙両面コピーの平成30年度一般会計決算及び特別会計決算歳出科目別文掌事務一覧表、本日 はこの表の中の黄色く塗られた部分の協議になると思います。

それでは、早速ですけれど86ページの議会費からまいりたいと思います。86ページから8 9ページの中段まで、よろしいですか。また質問漏れがあったときには後でまたお伺いしたいと 思います。

次が款2の総務費、総務管理費、一般管理費です。ページが89ページから97ページの一番 上の段ですか、そこまでが総務関係です。一般管理。97ページまでが総務。この総務管理費の 中でもしあったら。

5番(児玉智博君) 93ページの委託料の一番上の法律顧問弁護士委託料について伺います。 これは委託料として60万円年間で支払われているわけですが、この委託料以外に追加でこの 弁護士事務所に対して支払った額というのは幾らでどこに出てきていますか。

総務課審議員(佐藤則和君) お答えいたします。

弁護士委託料以外の支出は総務課として把握している部分は、この60万円分しかございません。

5番(児玉智博君) 60万円しかないということはどういうことになるのですか。結局、例えば

相談のために弁護士が受任して小国町までいろいろ調査とかで出かける場合、一般的にはやっぱり熊本市内の弁護士が小国に来る場合、もう1日つぶれるからということで、大体3万円ぐらい日当を請求されるというのが一般的なのです。そういった場合でもこの60万円の支払い、委託契約のうちでそういうふうに取り計らっていただいているのか、それとも、そもそもそういう事案が平成30年度になかったために支払いが発生していないということなのか教えてください。

- 総務課審議員(佐藤則和君) 相談件数は昨年度実績で15件ほどあったと確認しております。その内容につきましては、小国の無料法律相談に来られた折に別の時間を取って相談をしたとか、あとは電話で相談をしたとか、あとは熊本の弁護士事務所に赴いて相談をしたという内容で確認をしております。
- 5番(児玉智博君) もう結局わざわざ熊本市の弁護士に頼んで、別に職員が相談に赴くのはいいのですけれど、職員が相談に赴くのもただではないわけです。まず熊本市になると費用弁償というか1千円、何のための1千円なのか私はよくわからないのですけれど、昼飯代なのか何か町が出すわけです。そしてまたその分片道1時間半、往復すれば3時間以上ほかの仕事はできないわけで、それに対しても町は給料として支払っている。果たしてその60万円の契約をしたほうが有利なのか、それとも、もうその契約をせずに、阿蘇市にも弁護士いますから、そういうところに相談に行くほうが有利なのか。それはきちんと検討をした上でそういう顧問契約なんていうのもやっていくのがいいのではないですか。仮に顧問契約をするにしても相手方も選んで、阿蘇市ですれば往復でも宮地まで45分として1時間半と、半分の移動時間で済むわけです。職員も阿蘇市だったらもう日当は出さないことになっていますので、小さな話ですけれど、何人で行くかにもよりますけれど、その日当も節約できると。やっぱり、そういう職員も一人一人が経営者になった感覚で、前からこうやっているからそれを前のとおりやるとか、そういうのではなくて、やっぱりそういう少しでも厳しい財政状況の中で、いかにして費用を抑えていくかということをやっぱり考えてやっていったほうがいいのではないかと思いますが、いかがですか。
- 町長(渡邉誠次君) 今まで宮崎町長、そして北里町長、前町長それぞれが河津弁護士に頼んで、 小国町町政の間の関係を今まで築いてこられたわけですけれども、弁護士としてはたくさん弁護士の方がおられるかもしれませんけれども、その間は非常に河津弁護士にお願いをしてきたという経緯があるので、得意分野というのがそれぞれ弁護士の方がおられるかもしれませんけれども、 小国の事情としては河津弁護士が一番知っておられるのではないかなという私の見解が一つあります。それと、もちろん北里町長のときはそういうふうに考えてこられたのでしょうけれども、 今後のことも考えていくに当たって、小国町としては、この前実はお会いをしてきまして、いろいろとお話をしてまいりました。そして宮崎町政、そして北里町政のときの御苦労のお話も実は聞いてきたところでございますけれども、その関係を知っておられること、また次の時点では実はもう今の河津弁護士の息子さんが次に弁護士として、事務所として控えられているというか一

緒に仕事をしておられますので、そういったところも含めて今からもお付き合いをしていくほうが良いのではないかなというふうな見解でございます。それから、経費の面に考えるとしても、職員この前同行して一緒に行きましたけれども、単に弁護士だけにお会いするわけではなくて、県庁に行くという仕事の一緒に河津弁護士にお会いして、いろいろとお話を聞いてきたということがありますので、なかなか経費の分で節約というのはできるかできないかはわかりませんけれども、熊本がいいのか阿蘇がいいのかという感覚ではなくて、私としては河津弁護士にお頼みしたいというところで、実は先日お会いをしてきたところです。

- 以上です。
- 5番(児玉智博君) 別に付き合っていくのは付き合われていけばいいと思うのですけれど、ではその付き合い方というのが、何で顧問契約で60万円を毎年毎年払い続けることがお付き合いになるのかというのがわからないのです。だから、個別の案件で弁護士に受任するような案件が出てきたときに個別の契約で、例えば平成30年で相談するときに、相談料で1時間5千円ぐらいでしょうか今の相場は。5千円を相談料として払ったほうが有利だったのかどうなのかというような検討とかをするべきだと思いますよね、まず一つ。例えば、大きな訴訟案件を抱えてしまって法廷での闘争になった場合、これ60万円以上に多分恐らくこの60万円がもう120万円になったりとか、結局、顧問契約を結んでいてもそういう大きな訴訟になってしまえば、お金をまた追い銭を打たないとならなくなるわけでしょ。だったらこの60万円を顧問契約として60万円払う関係を続けていくのか、それがその弁護士との関係はそれしかないのかということになると思います。それはどうですか。
- 町長(渡邉誠次君) 方法論は多分たくさんあるかもしれませんけれども、今の現状として、例えば地熱の問題だったり、産業関係の問題だったりとして、町のほうから河津弁護士のところに電話でまず御相談をすることが今の契約の段階では、言い方が悪いかもしれませんけれども、河津弁護士にまず相談をするという法律の面からの観点をまずできるというところがありますので、多分私もそうですけれども、職員それぞれが安心感があるという点では非常に大きいのではないかなというふうにまずは思っているところです。それから、やっぱり今までの経緯として小国町をしっかりと見てこられたというところがありますので、安心感があるというのと、新たに私も個人的にというか公私の関係上、弁護士の方数人知っておりますけれども、やはり小国町のことを御存じであるかないかというところも含めて、今のところはやっぱり河津弁護士のほうが今までどおりの形でいったほうがいいのではないかなというふうに思っております。
- 5番(児玉智博君) わかりました。でもこの15件あったとさっき言われました。60万円。これを顧問契約を結ばずに、例えば電話相談、これはもうコスト面から言います。電話相談ではなくて顧問契約がないから直接出向いて相談をしたとしても、相談料にすると1時間として大体今の相場5千円ぐらいです。それ15件ですると7万5千円で済むんです。プラス職員が動いた人

件費を、何人で行くかにもよりますけれども、町長みたいに誰かもう1人連れて行ったりとかするならまた変わってくる話ですけれど、それを加味したとしても60万円にはならないわけです。やっぱり、そういうよく会社経営に自治体経営を例える人がいますけれど、そういう考えに基づくのであれば、この60万円の委託料というのは私はやっぱり不合理だと思います。見直すべきだということを申し上げて終わりたいと思います。

議長(松崎俊一君) ほかに質問ございませんか。ページ88から97。

- 4番(久野達也君) 1点、総務課の一般管理費の中の報酬の部分なのですけれども、産業医報酬ということで計上されております。当然、100名以上の職員を抱える中で産業医の設置というのは十分に必要な部分であるし、法的にも置かなければならないと思います。産業医を置く置かないの部分ではなく、やはり職員がある意味心が病んでいるとか、そういったような心のケアの部分が大切だろうと思います。十分に能力を発揮し活躍していただくため、その条件整備として産業医というのが設置されているかと思いますけれども、例えば、個人的に産業医の方に御相談をする体制なのか、あるいは人事担当、総務課のほうで掌握してその職員と一緒に相談に行くのか、そこらあたりがいかがでしょうか。例えば、個人的に産業医の方に相談に行けるとかいうような体制にまで含めていくのか、その体制の部分でお尋ねしたいと思います。
- 総務課審議員(佐藤則和君) 産業医の件でございますけれども、産業医契約は去年が2年目だったと思いますけれども、今年3年目に入っております。相談におきましては、まずそういう相談のある職員につきましては総務課に一度申し出をいただいて、総務課のほうから先生にアポイントを取りまして、そういった相談を受けたいという職員がいるということで、時間を取っていただいて相談に乗っていただくという手順でいます。
- 4番(久野達也君) わかりました。ぜひ職員の健康管理というか、やはり公務員あるいは一般法 人企業でもそうですけれども、内に秘めて病んでいる部分、そこらあたりに気配り目配りをして いただいて、ぜひ産業医を活用していただきたいと思います。 以上です。
- 議長(松﨑俊一君) ほかにありませんか。
- 総務係長(永江和広君) ストレスチェックですけれども、労働安全衛生法に基づき産業医を実施 代表者とした実施期間業務委託を可能としております。年1回のストレスチェックを実施するこ とというふうになっております。ストレスチェックの対象者につきましては、実施期間中に休職 をしている職員を除く全職員を対象としてございます。ストレスチェックは職員が簡易調査票、 これは労働安全衛生法に基づく調査票に沿っております。必要事項を記載することによって行う ことにしております。ストレスチェックは熊本県の総合保健センターというところに業務のほう

は委託してございます。その結果に基づきまして、ストレスチェックの結果は個人のほうに通知 されることになっておりまして、高ストレスと判断された職員は職員の申し出、これは任意にな りますけれども、申し出により産業医の面接を受けることができるというふうになっております。 2番 (江藤理一郎君) ありがとうございます。先ほどの産業医に相談ということがありましたけ れど、なかなか個人的に総務課のほうに申し出ていくというのもやりづらいところも、申し出づ らいところもあるかもしれませんので、そのあたり十分また検討をしていただいて、申請しやす い形をまた検討をしていただきたいなと思います。

議長(松﨑俊一君) ほかにございませんか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(松崎俊一君) それでは進みます。また漏れたときはおっしゃってください。

目の文書広報費、それから次の財産管理費、ページでいきますと96ページから101ページ の上段までです。文書広報費がこれは違いますね、失礼しました。財産管理費、96ページ中段 の財産管理費です。それから101ページまで財産管理費が続いております。

- 副議長(時松昭弘君) 時松ですが、97ページ、水上村の町有林の巡視員報酬費が出ておりますけれども、今回、4月に選挙がありまして3名の新人の方が当選してます。この町有林が水上村に山がありますから全部とは言いませんけれども、3名の方を次年度か今年度かいい機会があれば山を見ていただくということも必要ではないかと思います。場合によってはこれは中球磨森林組合のほうにやっぱり委託をして、見て管理をしていわゆる間伐等あたりをしながらでも補助金等取って町の税収に持ってくるという形を考えたらどうかというふうに思います。その点をお伺いしたいのですが。
- 総務課長(小田宣義君) 確かに議員の皆さんは4年に1回、一番最初の改選の年に水上の町有林 を見ていただいておりました。現在もやっぱり40町以上の山林が水上にございますので、また 希望者がいればそのときに御案内をしたいと思います。管理のほうは一応この人は個人的に巡視 員なんですけれども、組合とも連絡を取りながら伐期になりましたら間伐を行ってきております ので、今後ともその方向でいきたいと考えております。
- 議長(松崎俊一君) それでは、ここで暫時休憩をいたしたいと思います。11時15分から行います。

(午前11時00分)

議長(松﨑俊一君) 早いですけれど、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時15分)

議長(松崎俊一君) ページが101ページまでの財産管理ですか、またあったらお願いします。 次、同じく101ページから目の企画費、これが105ページまでです。

7番(西田直美君) 7番、西田です。

103ページの委託料のところで乗合タクシー運行業務委託料というのが1千793万8千390円で、先ほど1万1千840人の利用で、対前年比で110%というのを言われたのですが、例えば、今乗合タクシーに関しては私もいろいろ高齢者の方からお話を聞いていて、非常に不便だというお話を聞いているんです。前日とかに申し込みをしないといけないと、それは何とかして行くのだけれども、乗合タクシーの乗り場自体をまた家から遠いところがあったりするので、そこまで行くのもなかなか大変な高齢者の方がいると。それもして何とかそれは行っても、今度は病院なんかの帰りになると診察の終わる時間が違う。そうすると、またそれを待つのにものすごく時間がかかって非常に不便だから、乗合タクシーよりも何かいいシステムはないのだろうかみたいな声をいただいているのですが、例えば、この1千800万円近い金額を必要な人たちに対するタクシー補助券みたいな形に切り替えるとか、高齢者の人数分とか、よそのほうの市町村の分で一度聞いたのは、週に1回病院に行くとして月に4回タクシーの乗り券を、本人負担が1割とか何百円とかして使うのにチケットを変えておりますというのを、新聞で読んだのかニュースで見たのかだったのですが、そういう形での計算みたいな試算みたいなものをしたことというのはありますでしょうか。

地域振興係長(長谷部大輔君) 最終的な御質問が試算をしたことがあるかというところまでいく と、これについては今のところございません。その上で、議員のほうからお話があった、例えば、 チケットとかのほうがむしろ使いやすいのではないかというような御意見もありまして、実際、 南小国町では既にチケット制に変わっておりまして、これが年間で50枚、限定されているので す。それで足りている人もいるし足りない人もいるという状況のようです。チケット1枚で何人 でも乗れるシステムになっているので、例えば、利用者の方がご近所の方で話し合って「今日な ら私のチケットで行こう。」と、「来週あなたのを貸して。」というと一気に100枚使えるよう になるのです。これはいいなと思ったのです。結局、そうすると1台当たりに乗る人数が増える と、当然、費用が下がるので、厚かましい話ですけれどちょっと期待したのです。もしかしたら これうまくいくのではないかと思って。南小国町が今やっていて、要はチケット1枚当たりで何 人乗るかというところが、一昨年が1.25人が1.26人になったようなのですけれど、私がち ょっと期待したほどなかなか乗車密度が上がってきていないという状況で、今のところ乗り合い のデメリットやマイナス面と、チケット制のデメリットやマイナス面というのが両方ありまして、 役場というか行政側としては必ずしも乗り合いに固執する必要はないと考えております。ただ、 どういう方策がいいかについてはチケットの動向とかを見ながら、町内一円すべてを乗り合いで 行くべきか、果たして、一部はチケット制に変えてみるかとか、そこら辺併せてちょっと検討を していきたいというふうに思っているところです。

7番(西田直美君) ありがとうございます。そういうふうにやっぱりいろいろトライしてみていただくといいと思うのです。例えば、1.26人でも利用される方にしてみると自宅まで来ても

らって行けるというのも、足の不自由な方であればとても大きなメリットになるだろうと思いますし、帰りの時間の乗り合いを待つのに何十分も何時間も待つようであるというのに比べると、はるかにそういう面での利用者のメリットというのは大きいと思うので、その辺も加味して御検討をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

議長(松﨑俊一君) はい、ほか。

- 5番(児玉智博君) 私も乗合タクシーの運行業務委託料と、それと地方バス運行等特別対策補助金と併せて伺います。まず、それぞれの利用人数の路線ごとの内訳をわかれば教えてください。地域振興係長(長谷部大輔君) すみません、いずれの数字も後ほど答えさせていただいていいですか。今手元に持って来ておりませんでした。
- 5番(児玉智博君) それで、単純に見れば乗合タクシーは全部で8路線あるということになるの です。それで約1千800万円と。そしてこの地方バスは産交バスと日田バスの2社に、産交バ スが5路線であとは日田バスの1路線、6路線なのですが、額としてはかなり多い3千100万 円というふうになっております。それで、やはり単純に考えた場合、やっぱり私も、例えば杖立 なんかに行くともう行くたびごとに年を取ってもう車も運転できなくなったと、それで病院なん かに通うのにやっぱりバスになると乗るのが大変だと言われるわけです。もう年を取ると足も痛 いのにステップを上がらないといけない。ちょっと椅子も高くなっていて、乗用車に乗るように はすっと乗れませんと。やっぱり乗合タクシーのほうにしてもらいたいと。今確かに西田議員が 言われたように、乗合タクシーが走っているところの人になると、もう予約の面倒さというのを 私もそれは聞くんですけれど、逆に、まだ乗合タクシーが走っていない杖立もそうだしはげの湯 方面もありませんけれど、そういうところではやっぱり乗合タクシーに変えて欲しいという切実 な声がやっぱりあるわけです。それで、だからもう単純にバスを全部なくしてしまって、では乗 合タクシーにしてもいいのかというのは、やっぱりそこは慎重に考えなければならないところで はあると思います。一つの企業の営業所ごともうなくなってしまうということになるわけですか ら、難しいところではあると思うのですが、それでもやっぱりいずれかの段階では考えていかな いといけないことだろうし、ただ、でも現状をずっと続けていってもいいのかというと、必ずし もやっぱりそうではなくて、変化させていくべきところは変化させていかなければならないかな というふうに思うわけです。ですから、この二つ合わせれば5千万円近くになるわけですから、 やっぱり5千万円のより効率的なやり方というのは考えていかなければならないと思うのですけ れど、それで地域公共交通会議というようなものもありますけれども、そういうところを考えて いくところというのは、ではどこで考えてまずの検討というかそういうのはされていくのかを教 えてください。

町長 (渡邉誠次君) 先ほど言ったように、非常に難しい問題で、これだけ皆さま方に考えていた だくということは、逆にいうなれば小国町にとって、地方にとっては地域の足と、地域公共交通 というのが課題に上がってきているというのはもう現状なので、皆さま方からたくさん議題が上がってくるし、一般質問においても今回でも質問される方もいらっしゃいますので、私たちも今の児玉議員が言われるようなところはもう当然重々理解しておりますし、前の議長のときに地方公共交通のことでは南小国ともしっかり話をさせていただきました。そこで小国郷ライナーだったりの話、それから今事務レベルで協議してもらっているのは、例えば日田のバスの路線を南小国まで伸ばせないか、逆に南小国を通っている別府に行く、ちょっと名前が出てこないですけれど、熊本別府横断バスですか、あちらのほうを小国に来れないかとかという、そこらあたりは当然ですけれども事務レベルの話をさせていただいております。当然ですけれども、小国町においてはスクールバス、それから先ほど言いました公共の乗合タクシー、そしてバスといろいろ網掛けがあるんです。ですので、たくさんの方たちに御利用をいただけるために効率を良く運営していくために再編をしていかなければいけないというのはありますけれども、まだそこまでに会議の段階に至っていないと、事務レベルではもう私が町長になってすぐから政策課の中では公共交通のことは話をずっとさせていただいておりますけれども、なかなか難しい問題ですので、結論には至っていないというところでありますけれども、協議はさせていただいております。

5番 (児玉智博君) 先ほど言いました杖立というところは、まだ杖立から阿蘇駅までの路線バスがあるところなのですけれども、はげの湯は岳ノ湯までしかバスは来なくて、そこから先、結構、はげの湯、岳ノ湯と一つの地域のような感じで言われますけれど、歩いたら相当距離もあると思うのです。特にお年寄りなんかが宮原に行くのにバス乗り場の岳ノ湯まで歩いて行こうかというと本当大変だと思います。やはり路線バス空白地域において乗合タクシーもないというのは、やはりちょっと酷かなと思いますので、まずはここもほかの地域と同じように交通弱者のために乗

合タクシーをここはちょっと考えるべきではないかなと思いますので、ここの検討はお願いしま

以上です。

す。

政策課長(佐々木忠生君) 児玉議員からの御質問の分です。先般から6月の議会でも質問であったかと思いますけれども、岳ノ湯線については路線バスと乗合タクシーの見直し等について、今度は方向性はある程度もう乗合タクシーの充実という方向で町のほうでは考えているのですけれども、これをまた地元のほうに下していきたいというようなところでの今作業を進めております。 生ほど御質問ありました路線ごとの乗車人数ということで、バスのほう、産交バスのほうが5路線あります。まず阿蘇駅から杖立については1万7千316人、産交前から黒川が1千673人、黒川から万願寺、ゆうステーションを迂回するバス7千148人、それから岳ノ湯線です。 3千745人、それから杖立線1千347人、それから日田バスのほうが1万154人です。乗合タクシーになります。所尾野倉本線については1千217人、手水野尾園線2千332人、滴水線2千238人、上田線1千561人、北河内片田線433人、麻生鶴明野線1千843人、

田原弓田線1千433人、寺尾野名原線783人、合計の1万1千840人ということでなって おります。

以上です。

8番(松本明雄君) 8番です。

今町長も言われたとおり、議員の皆さんこの地域交通に関しては非常に考えるところがありま す。僕なんかももうずっと議員していますけれど、やっぱり抜本的に今後考えていかないと、ス クールバスにも5千万円出しているし、ここにもいろいろともう全部でもう1億円お金掛かりま す。そうすると今言われた小国郷ライナー、この件も今度は二重峠のトンネルが3月には開通す ると思います。そうしたら阿蘇まで来る、阿蘇からまた小国に来るのか。これをまた南小国とも 協議をしなければならないと思いますけれど、これをまたどうするのかです。その辺も検討をし ていただきたいと思います。そしてこの小国郷ライナーも結構使っている方は数名の方、多く使 っている方もいらっしゃるので、回数券を出してくれないかという方もいらっしゃいました。そ うなるとまた収入が減りますので、そこもちょっと考えるところなのですけれど、そうすると、 この前ゆうステーションの近くにいましたら、鍋ヶ滝に熊本から行きたいのですけれどやっぱり バスの便が悪いと。だからといって少数の意見ではありますけれど、やっぱり鍋ヶ滝を売るため にも小国郷ライナーで来て、それからのまたバスの便がないから鍋ヶ滝にも行けないと。今度は 北里の記念館もお客さんが増えていますので、観光的に独自に路線を作るのか、南小国もいます のでその辺の話もまた交通会議の中でしていただいて、町長が新しくなりましたので、抜本的に 思い切った改革をしないともう駄目だと思います。タクシー業界も大変ですので、タクシーも夜 中になるとないというタクシー屋もありますので、お酒を飲んでいても帰る時間を気にしなけれ ばならないという人たちもいらっしゃいますので、本当に苦渋の決断をしなければならないとき もあると思いますけれど、その辺はもう町長判断としてやっていただいて、われわれ議員も応援 したいと思います。今、西田さんからもありましたけれど、今日ちょっと南小国町にチケット制 のことは聞いて、今度は一般質問でしたいと思います。ほかの県も確か八女か何かは一般質問で したと思うんですけれど、スクールバスを運行した後に今度はタクシーに乗ると。タクシーも5 人乗りではなくて8人乗りのタクシーに乗りましょうと。そして、それで乗合タクシーで運行を していく。もうそういう方法も考えていかないと、ただスクールバスがあります。乗合タクシー があります。チケット制にするのがいい。もう抜本的に考えていかないとやっていけないと思う のです。だから、今後役場の職員の方々も知恵を出していただいて、やっぱりもう地域交通、う ちの親父もまだ車に乗っていますけれど、いかに免許証を返納するのに、小国町、南小国町はな かなかまだそこら辺の返納が進まないのは、やっぱり熊本市内とは違って交通網がないから、皆 さんまだ免許を持っているという状況ですので、考えていただきたいと思います。

町長(渡邉誠次君) もう本当に一般質問での答弁もありますのでたくさんというのは控えたいと

いうふうに思っておりますけれども、地域の公共交通に関しての総論としては、小国町としては、もうそれぞれ突き詰めていくと財源が足りなくなるぐらいまでやらないと町民の皆様へのサービスは提供できなくなっている状況にあると思います。ですので、やはり先ほど松本議員言われるように、どこかしらはちょっと縮小していく、どこかしらは拡大していく、その方法だったりというのも考えていかなければいけないので、公共交通総体系で話をまたさせていただくような機会を、議員の皆様にも9月議会終わってからにはなると思いますけれども、総体としての話を少しさせていただきたいなというふうにも思っているところです。

以上です。

7番(西田直美君) 7番です。

その選択肢の中に、例えば、民間委託ではなくて町のほうで乗合タクシーもしくはスクールバス合わせたものの職員を雇って経営するようなことも選択肢の中に入れていただくといいかなとちょっと思うのですが、その辺はいかがでしょう。

町長(渡邉誠次君) 今日は各論に関しましては、ちょっと今後の話もありますので難しいとは思いますし、事務レベルの協議をしっかり詰めないといけないと思っておりますけれども、総論といたしましては、可能性がある部分についても話し合いをしていかなければいけないなというふうにも思いますが、今の現状をすぐすぐ変えるとかというような話では実は多分できないというふうにも思っておりますので、もちろん総論の中でも時系列をしっかり整えていきながらお話をさせていただきたいなというふうにも思っているところです。

以上です。

議長(松﨑俊一君) 101から105、上の上段までですけれど、よろしいですか。

4番(久野達也君) 地域交通については皆さん、議員各位それぞれの思いがあって、今後も十分 検討をしなければならない部分が多かろうと思います。ちょっと話題を変えさせていただきまして、103ページの下段のほうからのほうが近いんですけれども、地方創生推進交付金阿蘇地域 連携事業負担金なのですけれども、いわゆる新規就農者の受け入れや林業担い手育成及び移住促進に対する負担金ということで御説明受けておりますけれども、これの例えば具体的例、具体的 使途、あるいは、これによる事業効果といいますか新規就農者がどれだけ受け入れられたとか、移住・定住者がどれだけ効果があったとかという部分でお示しいただけるなら、そこの御説明を いただきたいと思います。

まちづくり係長(田邉国昭君) 地方創生推進交付金で阿蘇地域での連携で行った事業の内容と、 その実績について説明をさせていただきます。

平成30年度で小国町から167万7千円を支出して、実行委員会への負担金ということで負担しておりまして、そのうち半分、83万8千円を地方創生の交付金という形で収入しております。阿蘇地域7市町村連携で事業を行っておりまして、事業の総額としては1千万円を超えてお

ります。平成30年度の実績枠で1千38万6千円の事業を行っております。各市町村が負担金を負担しあって事業を行っておりますが、その内容について、大まかには先ほど課長の説明にもありましたように、新規就農者、そして林業の後継者の育成にということで事業を行っております。もう1本、移住定住についても取り組んでおりますが、こちらのほうには平成30年度では支出は行っておりません。事業を行っただけとなっております。新規就農者の受け入れのための農業師匠制度ということで、こちらには530万円費用を充てております。もう1本、林業のほうに関しては、新たな林業担い手受け入れと林業従事者の経営力増強を通じた林業振興ということで、こちらに500万円の費用を充てております。

まず、新規就農者、農業後継者の育成に向けてということなのですが、大きい事業としては農業師匠制度、農業新規就農を希望する人に農業の師匠としての資格がある方に弟子入りしていただくというのを阿蘇管内で行っております。この師匠制度自体はJA阿蘇に協力をしていただいて、師匠として認定された方のところに希望者に行っていただく形ということになっておりますが、その受け入れなどについて窓口を設置するであったり、相談会を開催するなどの事業を行っております。こちらの中で農業師匠制度ということで、平成30年度に農業師匠をまず選定するということで、平成29年度、30年度合わせて、まず24名の方に農業師匠になっていただき、農業を希望する方にここに弟子入りをしていただくという形で、ここでの農業後継ということで研修を行った人数については、人数を後ほど報告させていただきます。

続いて、新たな林業担い手ということで取り組んでおります林業振興策についてですが、こちらは林業を希望される方に、まずイベントの開催など阿蘇地域を連携して行っております。「あその山モン」まずはホームページを開設する。林業の技術研修、イベントを開催する。希望する方へ「あその山モン」の担い手ガイダンス。高校生を対象にした林業の講習会なども行います。阿蘇地域それぞれの市町村で持ち回りで開催しております「あその山モン伐木チャンピオンシップ」というのを毎年開催していっております。林業を希望される方に体験会です。トライアル雇用事業、そしてチェーンソーの実技講習会などを行っております。それぞれに開催の人数というのが出ております。こちらも人数を後ほど集計して報告させていただきたいと思います。

- 4番(久野達也君) いわゆる担当課としてこの事業効果をどのように捉えられているのか。例えば、ここに負担することによって小国町の新規就農者の増加が図られたと思うだとか、林業の従事者の確保、あるいは、それらが得られているとかというような事業効果をどのように捉えられているかをお尋ねしたい部分なのですけれど。
- まちづくり係長(田邉国昭君) それぞれ農業、林業に関して研修を受けたという方の町内での実 例もありますが、そのまま就農された、林業従事者になったという数は平成30年度では上がっ ておりません。どちらにしても農業の後継者、林業の従事者もなかなか単年では実績が上がりに くいものと感じます。できる限り長い期間をかけての取り組みが必要と思われますので、平成3

- 0年度でこの事業は行って、一応これは2カ年で行った事業で、平成29年度、30年度と行いましたが、また別の形での継続が必要かと担当としては思います。
- 5番(児玉智博君) アーティスト・イン阿蘇事業負担金なのですが、これ調書を見てみますと阿蘇郡市4市町村で取り組むアーティスト・イン阿蘇事業に対する負担金で、要するに、世界文化遺産登録に向けての取り組みの一環として行われているわけです。だけれども、4市町村でしかやっていないというのは、まずこの4市町村というのは小国以外の3市町村はどこですか。
- まちづくり係長(田邉国昭君) 小国以外が阿蘇市、南小国町、もう一つが高森だったと記憶しています。そして小国を含めた4市町村です。
- 5番(児玉智博君) 4市町ということになると思うのですが、結局、足並みがそろっていないような感じがするわけです。5万7千円で100%一般財源ということで、そんなに高い無駄遣いではないかと思うのですけれども、結局、これは何か成果はあったのですか。世界に発信するということが書いてありますけれども、どういったところを対象に発信されたのか。小国町のどういう部分が発信されたのかというのを教えてください。
- まちづくり係長(田邉国昭君) 取り組み自体が阿蘇世界文化遺産の登録を目指してということで、 文化的な取り組みを普及啓発しよう。そしてそれを世界に向けてPRしようということで、海外 からのアーティストに来ていただくということで、平成30年度は海外から来られたアーティス トの方を杖立で寝泊まりをしていただいて、そちらで料理を通した芸術作品を作成していただく という活動で、それを小国町内はもちろんなのですが、こういう取り組みありましたということ を阿蘇地域の4市町連携で世界に向けてPRを行ったという内容なのですが、PRとしてはホー ムページなどももちろんなのですが、熊本市内のギャラリーでもこういった内容で、阿蘇地域を 通して文化的な取り組みを行っていますというPRを行っております。こちらについて、実績と してどういうふうに上がるかというところはなかなか測りづらいかと思います。
- 5番(児玉智博君) 料理を通してということでしたけれども、要するに、何かコンセプトがあってのあれなのですか。結局、これ世界文化遺産ですよね。世界農業遺産だったら阿蘇の草原があって、そこに放牧したあか牛があって、そのあか牛の料理をというのはわかるんですけれど、世界文化遺産はどういうあれなのか、コメなのか何なのかわかりませんけれど、ではまずそのコンセプトを教えてください。
- まちづくり係長(田邉国昭君) アーティスト・イン阿蘇で小国に来ていただく方は、海外から様々な趣向を変えて毎年要望をしておりまして、この前の年は流湿原の草原の中で小国杉を使った板材を使ったインスタレーションということで、風景の中での芸術作品を作っていただきました。その前の年には小国杉を使って木工での制作物を作っていただくという会でした。この平成30年度の料理の方なのですが、小国町内の食材を集めてではあるのですが、小国の風景を料理で表現していただくという、ちょっと一風変わったもので、毎年趣向を変えていく中の一つだっ

たのですが、昨年は出来上がった物というのを食する場面とかをおぐチャンとか放送でも紹介させていただいたのですが、杖立の景観を模したような料理を作っていただいておりました。

- 5番(児玉智博君) それが世界文化遺産の登録にどう結びつくのかというのが、ちょっと私は理解できないのですけれど、教えてください。
- まちづくり係長(田邉国昭君) 毎年様々な取り組みの中での一環だったということなのですが、 食材を使ってではあるのですけれど、小国の風景などを料理で表現をしていただくという中で、 ほかの町では写真で表現するとかということもあったのですけれど、ちょっと趣向を変えたとこ ろではあります。阿蘇世界文化遺産の登録に向けてということで若干図りづらい部分はあるかと 思います。
- 町長(渡邉誠次君) 阿蘇世界文化遺産、この前も7市町村で一緒に首長と一緒になって上京をし て要望活動をしてまいりました。一番は小国町も含めて阿蘇カルデラの中に人々が住んでいると いうような状況も含めて、また草原の維持も含めて阿蘇については文化遺産の根本的な目的とい うか目標があるのだろうというふうに私も考えております。ただ、景観の部分だけではなくて文 化ということでございますので、文化のやっぱり捉えどころは多分アーティストの人たちはそれ ぞれにあるというふうに僕は思っております。この料理をされる方は杖立の発表会というか、一 番最後に発表をして帰られましたけれども、その発表を私がずっといたわけではないですけれど も、見たときには小国の食材を使って小国の地域を表現するような作品を作っておられました。 もちろんそれはおいしいおいしくないは別にしても食べられるような意図で作っておりましたけ れども、小国の例えばダイコンやシイタケとかで地域の風景等々を表現しておられたというふう に私のほうは記憶をしております。それから、前のアーティストの方は、ちょっといつの時代か は忘れましたけれども、スギを使って、スギとボルトをしっかりつなぎ合わせていって地域の表 現をしていったというような記憶もありますので、アーティストの方々の感覚というか、そこは それぞれかもしれませんけれども、一番私が思ったのは、そのアーティストの方々が、それぞれ SNS等を使って世界的に発信をしていっていただけるような要素を持ち合わせているのではな いかなというのを、実は私はそのときは感じていたというところです。

以上です。

- 5番(児玉智博君) そういうのであれば、やっぱり4市町村しか参加していないというのが、まず足並みをそろえてやっていけるようにしないと、やっぱり世界文化遺産登録というのは非常に高い目標ですから、やっぱりそこは三つの町村が欠けているのはちょっと心もとないと思いますので、それはやっぱりやる以上は参加を呼びかけていくべきだと思いますがいかがですか。
- 町長(渡邉誠次君) この前一緒にそれぞれの7市町村の方たちと首長と一緒に行ってまいりました。そのときも足並みをそろえてということでございましたけれども、このアーティスト・イン 阿蘇ということでは4市町村だけですけれども、やっぱり世界文化遺産関係にしてもたくさんの

分野があります。その分野に関してできるだけ7市町村でということでありますけれども、アーティスト・イン阿蘇、これ5名ぐらいしか来ないのです。5名しか来ないのでそういったところの負担をするところが一番最初のお金を出しているというところもあるのかなというふうには思いますけれども、全体的には7市町村で足並みをそろえてというところは、いつも合言葉のようにさせていただいているところです。この件に関しても少し町村会のほうで話しておきたいというふうに思います。

- 7番(西田直美君) 質問ではないのですが、私は5年前の最初の年に世話人をやりましたので、 一応状況としてはちょっと知っていると思うのですが、まずもともと何でこれがはじまったかと いうと、蒲島知事が熊本といえば阿蘇だと。阿蘇を何とかして世界にアピールしたいのだけれど 何かいい方法はないかということで、ちょうどそのときに相談したのが元文化庁長官だったとい うところで、その方が阿蘇をアピールするのであれば文化的なものでやったほうがいい。ではア ーティストを招聘しなさいみたいな形でやったのです。なので、最初は7市町村全部でやりまし た。阿蘇市では3人来て、ほかの市町村は1人ずつというところで、各市町村で応募者の中から 選ぶということ。アーティスト・イン阿蘇実行委員会のほうで募集したものに対して応募してく るのですが、それをやって、最初のうちは長かったのです。七十何日やったのですが、3年前に 熊本地震があったので、その年は中止になりました。その後、やはり西原村とかなかなか難しい ということで、復興もあるのでなかなかそこまで手が回らないということで、市町村でいえば数 は減りました。一応、こういうものというのは大体5カ年計画ぐらいで5年ぐらいは続くという ようなことなので、今年もやるのだと思うのですが、これから先のことに関していえば、やはり 阿蘇を世界遺産にしたいという思いはあるので、それに向かってのまだ続きだろうと思います。 今後どうなるかというのは、まだちょっとクエスチョンマークのところはあるかとは思うのです けれども、何としてもやっぱり阿蘇をいろいろアピールしていきたいというのはみんなの中にあ るので、ぜひ阿蘇の各市町村、できれば全部が足並みそろえてこういうことをやっていただけれ ばいいかなというのは思います。ただし、アーティスト・イン阿蘇がではそれほどの効果を上げ ているかというと、それに関してはまだクエスチョンマークはやっぱり付きます。なので、もっ ともっといい方法があるのではないかという思いもあるのは、私個人的には思っておりますが、 やはり何としても何らかの形でアピールする方法というのはやっていくといいと思いますので、 ぜひこの辺も御理解いただければと、私のほうから言うのも何ですが、思います。
- 議長(松崎俊一君) ページ105中段の公平委員会費、交通安全費、諸費、それから8の地籍調査費、これでいきますと105ページから109ページの一番下までに移ります。
- 5番(児玉智博君) 地籍調査費についてなのですが、実際、地籍調査を行ったところで、私もこれまでの農地台帳よりも地籍調査で測量したら、だいぶ面積が増えたというような話を個別には聞いております。平成30年度でやったところはまだそういう確定がしていないかもしれません

が、これまでの地籍調査によりどれぐらいこれまでの面積から増えたというのはわかりますか。 地籍係長(秋吉康成君) まずは本年4月より地籍係長を拝命しました秋吉と申します。よろしく お願いします。

平成30年前までの調査についての増減なのですけれども、手元に資料がありませんので、お 調べして回答をしたいと思います。

- 5番(児玉智博君) その上で、大体、固定資産税がそのことによってどれぐらいの町としての増 収が見込まれるのかというところまで、わかれば教えていただきたいのですが。
- 税務課長(橋本修一君) 地籍調査で面積が増えた分を課税として反映するのが、一応、地籍調査が町全部で終わった段階でさせていただくということで決まっておりますけれど、実際、今の登記面積と測量した面積、かなり差があっているところとあまり変わらない地籍、そういう部分がありますけれど、一応、小国町の面積137平方キロメートルございまして、登記面積が多分67平方キロメートルだったと思います。6割ぐらいの多分登記面積だったと思います。それが地籍調査することによって137平方キロメートル、小国町の面積になるものでございますので、税額が影響というのは、多分山とか原野とかそれがかなり大きくなると思います。となると、税金の価格面ではあまりそう大きくなるものでございません。宅地がどんと大きくなると、それはもちろん税収として増えてくると思いますけれど、どれくらい増えるかという試算は今ここでちょっとお答えはできませんけれど、今言ったように山とか原野が実際の登記面積よりも広くなるということですので、あまり税収が2倍も3倍も増えるというものではないと思います。
- 8番(松本明雄君) 地籍に関して質問します。70%ぐらいいっていますけれど、非常に早く進んでいるなと思っています。この前ちょっとある人と話をしてたら、なるべく早くしないと、やっぱり土地の境がわかる人たちがなかなか少なくなってきているから早めにしてくれないだろうかという話でした。これは予算の関係もありますので大変だろうと思いますけれど、やっていただきたいと思います。

もう一つは、今調べているのに登記できない土地が出てきていると思うのです。所有者がいるけれど放棄しているとか、探しているけれどわからない方がいるとか、そういうのがどのくらいあるのか、大体でいいです。数字的に何件あるとかわかれば教えていただきたい。それが後々はもう町有財産になるのか、国有財産になってくる可能性が出てくると思うのですけれど、それをまた町がもらうと維持管理が大変だと思いますけれど、なるべく調べて所有者に渡していただきたいと思います。

以上です。

税務課長(橋本修一君) 所有者がわからないとか、そういった場合で後に町がとか、そういうことはないと思います。地籍調査では所有権は全然扱いませんので、あくまでも所有者がわからないとか、筆界みてもそうですけれど、そういうのは筆界みれる形で登記上の図面上の線が入れら

れないというだけで、登記上の地番の所有者とかそういうのはそのまま法務局の登記上は残りま すので、わからないからそのままにしていて、最終的に町とかということはございません。

議長(松崎俊一君) では暫時ここで休憩をいたします。午後の会議1時から行います。

(午後0時00分)

議長(松﨑俊一君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

- 議長(松崎俊一君) ただいま105ページ中段の公平委員会費から地籍調査費まで、109ページー番下までいっております。よろしいですか。
- まちづくり係長(田邉国昭君) 午前中、久野議員から質問をいただきました平成30年度地方創 生の阿蘇地域広域連携事業の実績について報告をしておきます。

新規就農そして林業後継者の育成に向けてという活動の中で、新規就農に向けたまず相談会を 開催したときの実数、参加人数ですが合計78件になっております。新規就農を希望する方々へ の研修ということで、延べ51人が参加しております。

続いて、林業担い手の林業従事者の経営力の増強に向けた取り組みの中で様々なイベントなどを開催しておりますが、その中で行われた林業の体験、トライアル雇用というのに申し込んだ方々なのですが、3回に分けて実施されております。いずれも2泊3日の日程で、阿蘇郡内で林業を体験していくというのに5名の方々が出席しております。そして、研修はこちらも3回実施されておりまして、29名の方が研修を受けております。そして交流会ということで、現在、林業をされている方と、これから林業の後継ということで希望される方々の交流会ということで、こちらは参加者が41名となっております。

議長(松崎俊一君) それではよろしいですね、進めます。110ページから115ページ、10 の電算施設費、それから会計管理費です。ここまでお願いいたします。よろしいですか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(松﨑俊一君) それでは、次ページ118、15の環境モデル都市推進費、これが次のページの121ページの中まであります。また漏れがあったときにはお願いします。

次、16社会保障税番号制度費、17庁舎等建設費までいきましょうか。17が123ページの中までとなっております。16社会保障税番号制度費、17庁舎等建設費。

次いきます。また漏れがあったときはおっしゃってください。ページ122、税務総務費、それから127ページの中までいきまして、賦課徴収費、税務課関係です。総務課も若干入っています。

次いきます。ページ128、選挙管理委員会費、県議会議員選挙費、統計調査総務費、監査委員費まで。ページでいきますと133ページの中まで。質疑漏れがあったときは後からお受けします。

それでは、少しページが飛びます。 192ページ、4地域エネルギー費、このページです。 192、193。

- 7番(西田直美君) 13番の委託料のところなのですが、地熱を利用した事業に関する調査等業務委託というのが992万5千200円。それから、その下のほうの地熱資源調査業務委託料というのが1千479万6千円というのがあるのですが、これはどういうふうに違うのかというのと、どのようなことを実際にやるのかを教えていただけますでしょうか。
- 政策課審議員(山口美晴君) まず最初の地熱(熱水)を利用した事業に関する調査等業務委託についてですけれども、900万円のほうです。こちらのほうですが、これは議会促進補助金を利用して実施いたしました。実際、小国町で今後新規に計画される地熱の発電所から出た熱水や蒸気を利用して、そこの地域から熱導管などを利用して各利用したいと思う公的な施設の中につなげる。あるいは事業所とか家庭に熱利用をするところまで運ぶという事業について、採算も含めた実現の可能性を具体的に検討をして事業化につなげるという調査になります。

もう一つのほうの地熱の資源調査業務委託1千400万円のほうですけれども、これは小国町の北里南部の地域について主に調査をしたものです。小国町内には地熱の有望地域が存在しているのですけれども、この北里の地域においては十分な調査が行われていません。どれぐらい保存量があるかというのを把握できていないのが現状です。それで今後、町が主導となって地熱の事業を検討をしていくとなった場合に、必要となる保存料、あとそういったどういった形で地下の構造がなっているかというデータを取るためにした調査でございます。

以上です。

7番(西田直美君) ありがとうございます。それでこの992万5千200円というのは、単年 度で使うということですか。それとも何年かかかってこれだけのということになってくるのです か。

政策課審議員(山口美晴君) この992万5千円の数字は平成30年度の金額になります。

- 議長(松崎俊一君) ほかに質疑はございませんか。192、193、地域エネルギー費。
- 5番(児玉智博君) 先ほどの政策課長からの説明で、この地域エネルギー費の不用額の理由の中に、地域でいろいろ個別にお話しができたからそういう審議会を開催しなかったのだという説明があったかと思いますが、もうちょっと詳しくそれを聞かせていただいていいですか。
- 政策課審議員(山口美晴君) こちらの委員会設置の費用として当初予算を計上しておりました。 専門家の方たちの意見、それを聞く場として委員会を設置するというふうに予定をしていたので すけれども、実際、地熱の審議員になっていただいている先生たちに直接御助言をいただいたり いたしましたので、それで対応できたということがあり、委員会の設置はいたしませんでした。 その経費が不用額として残ったものでございます。

以上です。

- 5番(児玉智博君) 実際に委員会を開いた場合に考えられる経費というのはどういったものがありますか。
- 政策課審議員(山口美晴君) 当初想定していたものは委員の先生たちに支払う報酬、それと費用 弁償の旅費、それとあと会場使用料などになります。
- 5番(児玉智博君) それでは直接話ができたというのは、こちらから職員が出向いてそれぞれの 先生のところに行って話を聞いたということで、それを委員会に代えたということですか。
- 政策課審議員(山口美晴君) 昨年度は2回地熱の審議会を開いております。そのときに3名の有識者の先生に来ていただいております。そのときに直接お話を聞いたりだとか、あるいは審議会を開くに当たって、直接こちらのほうから先生方がいらっしゃる東京だとかそういったところに行く用事がありましたので、そのタイミングでお話を聞いたという経緯もあります。
- 5番(児玉智博君) 実際、委員会を省略して、結局、あくまで委員会というのは町長が諮問をすることで開かれるものだと思いますが、それに対する答申を出すということになれば、当然、委員会の中での審議の結果を受けて、それをまとめて答申書というのは作らないといけないと思うのですが、その作業はどういう形で行われたのですか。
- 政策課審議員(山口美晴君) まず去年開いた審議会というのは地熱の審議会を開いたものでありまして、今回、先ほど説明をしました開かなかった委員会というのは、地熱の審議会とは別のものでして、当初、議会促進事業の中で委員会を設置しようと予算立てをしていたものなのです。それを開かなかったというのが、こちらで聞こうと思っていた専門家の先生たちが町で持っている地熱審議会、そちらの委員でもあられるので、町のほうに来ていただいたと。その審議会を開くときに。そのタイミングで御意見を伺う機会があったということで、わざわざ促進事業のほうで委員会を設置して先生にアドバイス、助言等をもらう機会というのは設けなかったという経緯になります。
- 議長(松﨑俊一君) ほかはよろしいですか。ちょっと進めていきます。

それでは、202ページの消防費、非常備消防費、次の2消防施設費、災害対策費までを行いたいと思います。ページでいきますと207ページの一番下のほうですか、下段までになります。

- 5番(児玉智博君) まず消防大会商品代ということで4万8千600円がありますけれども、具体的に商品はどういうものを出しているのですか。
- 総務課審議員(佐藤則和君) 商品はビール券になります。
- 5番(児玉智博君) ビール券ということでしたけれども、もう表彰状とか盾とかそういったものは、今はもう出していないということですね。
- 総務課審議員(佐藤則和君) 表彰状は用意をしておりますが、それはもう事務的消耗品として経 費で上げておりますし、トロフィー等は今は交付しておりません。
- 5番(児玉智博君) 商品代ということで、ビール券を出すようになった経緯、それはどういう経

緯でビール券を出しているのですか。

総務課審議員(佐藤則和君) 以前は消防大会の操法大会とか玉落とし大会のおり、御指摘のトロフィーを用意しておりました。ただし、どこでもちょっと詰め所等に行かせていただくと、あまり扱いがよくないのも見受けたこともありましたし、実質的に皆さんもうそういったよその消防大会等に行っても、南小国あたりも行ってみると焼酎をそのままあげていたりとか、そういったこともあって、そういうトロフィーよりもビール券のほうが団員も喜ばれるのではないかという配慮をさせていただいたところでございます。

議長(松﨑俊一君) ほかに質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(松崎俊一君) また後で質疑漏れあたりはいただきます。

次はページが246、11公債費の公債費、目で元金、利子、それから諸支出金の繰出金、予備費、最後のページです。251まで。よろしいですか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(松崎俊一君) それでは、歳出のほう、質疑漏れを受けたいと思います。

副議長(時松昭弘君) 103ページにお尋ねをしますが、SDGsの推進支援業務委託というこ とで、旧西里小学校校舎を活用した拠点整備に係る調査、構想策定等を行うための費用というの が399万6千円ございます。これは以前から学校跡地の廃校利用に対する単年度予算で3年ぐ らい前だったと思いますけれども、総務省の予算で解体した場合は、100%補助というのがあ ったと思います。そのときが確か大分の地域科学研究所、あそこあたりが一応調査をして、それ が途中で前副町長の時代にいろいろな事件がありまして、その後に立ち消えになったというよう なことが過去にありました。その後、その予算というのが今は一つもなくなっておりますが、今 全国的に見ても、小国の場合でも、学校跡地の利用というのが解体をするとか、あるいは修繕を するとかいろいろな形で大きな各自治体が問題を抱えていると思います。特に西里小学校につき ましては、以前から前任者の町長の時代からも何回も話はあって、今のままに全然変わっていな い。現場を見てみますと、木質あたりもだいぶん傷んできている。屋根が雨漏りがしていると。 こういったことでは、やっぱり今度はもう思い切って、新しく町長も代わったことだから、町長 の一つの目玉として思い切ったことをやってみたらどうかと思います。特に学校跡地、蓬莱小学 校跡にしてもいろいろな危険区域がありますが、鍋ヶ滝あたりの利用者もありますので、跡地を やっぱり有効活用するとか、そういったことを含めて遊休資産あたりの処分等も考えていくとい うような、いわゆるいろんな形で幅広く捉えていかないと、こういったただ委託料を組んだだけ でもう後は業務委託して何をしてどうするのかということで、業務委託までのこれだけの予算が あれば、屋根の修理をするとかもう早めに委託を組む前に、わざわざ一級建築士もいるわけです から、そういった無駄な委託料なんかを組む必要はないのではなかろうかと思うのです。これは もう決算ですから、今年度に、また来年あたりに一つの町長の考え方が学校跡地あたりどうして いきたいのかをちょっとお尋ねをしたいと思います。

町長(渡邉誠次君) 御質問にお答えするような形になるのかどうかわかりませんけれども、西里小学校につきましては、もう議員御指摘のとおり今までずっといろいろやってきました。一番は御存じのとおり、丸い部分の真ん中の部分から雨漏りがしておりますので、なかなか使いづらいというところもありました。ですので、いつだったですか、7月だったと思いますが、西里小学校に建設課と政策課と一緒に行って見て、今の西里小学校の現状をしっかりと把握させていただきましたけれども、町としてはSDGsの拠点基地にしていきたいなと思って、今調査をかけさせていただいておりますけれども、今の現時点でお答えできるのかどうかという、私の今からの構想の中で、あそこの西里小学校には事業化ビークルということでいろいろなSDGsに関する、もちろん発電、それから地域循環共生圏事業というお話も皆さま方にちょっとこの前、勉強会でさせていただいたと思いますけれども、そういったところの拠点基地というか拠点ベースになるような考え方を一つ持っているところではありますので、そういうようなところになればなというふうに今構想は立てております。ただ、今年度である程度の結論は出していきたいと思いますので、今の段階ではそのような少し見解を持っているところです。

以上です。

- 副議長(時松昭弘君) 学校跡地の西里小学校につきましては、何か宇宙船、宇宙号とかいろいろな山と学校のバランスを取った形でそういった構想があるみたいですけれども、果たして、そういった構想もいいのですけれども、まず屋根の修理をして、どういうふうにしていけばいいかということまで、雨漏りがした段階では全体的に解体をして、元のままに作り替えていくような形になるとすれば相当なお金が要ると思いますけれども、やっぱりその前にまずは雨漏りの修理をした段階で次の委託を組むとか、そこまでぐらい前段でしていかないと、もう本体が腐れがいったりとかそういうことになりますと、もうそういった構想も何もあったものではないのではないかと思うのです。早急にやっぱりそういった形も屋根の修理をやるという形で、町長、はっきりした形を打ち出したほうがいいのではないですか。
- 町長(渡邉誠次君) おっしゃるとおり、ガラスがあって金属があって樹脂があって木がある。なかなか収縮率が違うので、雨が降ったり天気がいいときの収縮率が変わってきますので、雨漏りをしやすいという構造はもう間違いないです。というのも含めて現地確認をしたつもりです。屋根の修理をするのか、逆にその屋根を取るのか、外にしてしまうという、もう雨が降ってもいい状態にするのかというところも含めて、前回は現地を視察させていただいたというところですので、少し形は変わるかもしれませんけれども、できる形でできるだけお金がかからないような形で私も取り組みたいというふうには思っているところです。

以上です。

- 議長(松﨑俊一君) ほか質疑漏れございますか。
- 5番(児玉智博君) では私はページは103ページで、研修会負担金ということで出ています。 それで調書を見てみますと、新しいまちづくりの学校事務局、合同会社JINRIなどと書いて おりますが、この意味が何か新しいまちづくりの学校やJINRIというところなどが集まった ところに対する負担金なのか、それともそれぞれ別々に、この2社等に払っているのかというの を確認したいのと、もう一つが、この目的がまちづくりや企画に関する職員研修に係る負担金及 び地域おこし協力隊が参加する地域おこし活動に対する研修負担金となっています。それで、私 はこれまで役場から受けてきた説明では、この地域おこし協力隊の活動や人件費については、国 がお金を出すから町の持ち出しはないと聞いていたというか、私はそういうふうに理解をしてい たわけです。でもこれを見ると、町が100%、この67万6千450円出しているというふう に調書ではそういうふうになっています。これはどういうことなのか教えてください。
- まちづくり係長(田邉国昭君) 支出の中にあります負担金補助及び交付金の中にあります研修会 負担金についてです。平成30年度で総額67万6千450円支出を行っておりまして、その中 には児玉議員がおっしゃったように、地域おこし協力隊の隊員が受けた研修費用が含まれており ます。地域おこし協力隊員の活動費用については、国で定められた年間400万円以内であれば、 地域おこし協力隊の費用に対して特別交付税の対象になるということになっております。400 万円のうち200万円は給料として支払われる額になりますが、それ以外の額として、この研修 会負担金ということで支払われた額も特別交付税の対象ということで申請を行っております。
- 5番(児玉智博君) では特別交付税としての対象となるのは、この67万6千450円のうちいくらですか。
- まちづくり係長(田邉国昭君) 普通交付税と特別交付税の違いでもありまして、普通交付税であればこの内訳などもなされておりますので、この金額に対していくら交付税を受けているというのがわかるのですが、特別交付税に対しては、申請を行った額に対してどれだけの交付を受けているか、金額は具体的には出ていないところと承知しています。
- 5番(児玉智博君) だから職員研修と地域おこし協力隊の研修を一緒にしてから決算書に出すからわからないのではないのでしょうか。だから、結局、200万円は間違いなく特別交付税で措置されるわけでしょ。されないかもしれないのですか。何か内容によってはという。お願いします。答弁を。
- 財政係長(中島高宏君) 特別交付税ということで質問がありましたので、私のほうから御説明させていただきます。

特別交付税の対象事業として人件費であったり研修負担金であったりは算定の基礎にはなりますけれど、それがすべて補助金みたいに100%とか何十%とか、きちんと入ってきているわけではありません。交付税の総額で割り振りが出てきますので、すべて基礎数値として上げますけ

れど、すべてが特別交付税として歳入としてあっているわけではございません。

5番(児玉智博君) ですから確実に、では人件費が200万円で残り200万円がいろいろな研修とかの活動ということでしたけれど、やはりそうであれば、まず1点言いたいのは、もう本当に200万円というふうに決まっているのであれば、やはり地域おこし協力隊の活動も200万円以内で抑えていくべきなのではないかということは言っておきたいと思います。

また、もう1点が合同会社JINRIと聞いたことがないのでちょっと調べてみたら、何かピクルスを製造する会社ということでした。ではピクルスの作り方をわざわざ税金で見せに行くだけの目的が町にあるのかというふうに思うわけです。何か特産品開発で今からちょっと小国のダイコンとかでピクルスを商品化していこうというような、そういう明確な目的があってやったのか教えてください。

- まちづくり係長(田邉国昭君) まず初めに研修会にかかった費用についてですが、合計して400万円以内になるように地域おこし協力隊に関しては人件費のほかの部分、活動費としては200万円以内に抑えております。その中で行った研修費用も合計を行って特別交付税の対象になるように申請を行っています。この研修で行った、これは合同会社JINRIというところのピクルスアカデミーというところなのですが、これはピクルスを作ることを通してなのですけれど、商品の経営に関してです。商品の開発を行うところから、それをインターネットを使って広告事業を行う、そして販売として経営まで持っていけるようなものを一貫して行うという、3泊4日掛ける3回という研修の内容が行われておりました。こちらに出席した内容になっておりまして、報告の内容は確認しております。商品の開発の部分に一番時間をかけている研修内容だったというふうに踏まえております。
- 5番(児玉智博君) それで実際、その商品開発とかに研修に参加したことが役立ったのですか。
- まちづくり係長(田邉国昭君) こちら地域おこし協力隊の隊員の方に参加していただいた研修なのですが、その方にそのときに身につけていただいたノウハウをもとにして、今ふるさと納税に関することでいろいろな活動を協力して行っていただいております。小国町内にあるふるさと納税の返礼品の事業者の方々へのアドバイスという形なのですが、返礼品を作るとき、それはふるさと納税の返礼品はカタログを作るのですけれど、写真の撮り方や商品名を付けたり、商品を紹介する文書を考えていただくというのにアドバイスをいただいております。
- 議長(松﨑俊一君) それでは、次、歳入のほうに。
- 5番(児玉智博君) 最後にもう1点だけ、消防費の修繕費で100万円ちょっとありまして、実際、いろいろ車両等が古くなっていっておりまして、いろいろ消防団の方からもうわさ話というか、いろいろ心配の声なんかが聞かれています。町の方針としてどうしていこうと思われるのか、やっぱり確認したいのですが、やはりこういうふうに修理が多くなると、いざ火事になったときに使えなかったりとかすると、やっぱりそれは新しいものに変えていく必要はあるとは思います。

ただ、新しく変えるのを、ではどういうふうに変えるのかというのが大事になってきて、実際、 私のところに入ってきたのだと、宮原の第1分団の古いポンプ車を黒渕に出すと。その代わり第 1分団のほうに新しいポンプ車を購入するようになっているのだというような話を聞くわけです が、町の方針としてそれはどういうふうに、今後機材を更新していく中で、ポンプ車に対しては ポンプ車をまた購入するのか、それとも小型積載車などの、やはり安くて狭いところにも入って 行くようなものにしていこうというふうに思っているのか教えてください。

総務課審議員(佐藤則和君) 御指摘の第6分団のポンプ車でございますけれども、現状のジープタイプのものが老朽化したということで、急いで変えていただけないかという話がありまして、応急措置としまして、第1分団の1号車という、確かに一番古い車両なのですけれど、そちらを持って行って、第6分団の分は廃車をすると。第1分団に新しく入れるのではなくて、第1分団はもう既に3台ありましたので、その分につきましては、桜ヶ丘に1台積載車があるのですけれど、そこにちょっと今団員が不足しているということで、管理がちょっと行き届かなくなってきているということで、その積載車のほうを機動分団の車庫のほうに入れて、第1分団のほうで管理させていただいて、実質ポンプ車は1台減るという形になろうかと思います。

それと、今年第3分団のポンプ車ももう同じ年代のものでありまして、かなり修理がかさんでおりまして、修繕していただけないかということで手修繕も続けてきましたけれども、同年代であるのでそちらももう更新しようということで、そちらに関しましては積載車を2台入れまして、第3分団のポンプ車は廃止しまして積載車を2台入れて、考え方としましてはポンプ車は2口あります。ですから2口を補充するためには積載車で小型ポンプ2台で第3分団の能力は補完するということで、今年はそこまで持っていきたいと思っております。

あと、ポンプ車につきましては順次、もう30年を経過しようとしているものがかなりありますので、追々、来年か再来年、いつからかはわかりませんけれども更新の時期が来るかと思いますので、その際はまた議会のほうに提案させていただきまして、更新計画を進めていきたいなとは考えております。

以上でございます。

- 5番(児玉智博君) わかりました。ということは、要するに今年度はそういう形で持っていかれて、また次々更新時期が来るものについては、その都度どうするか方向性を今から考えるということですね。
- 議長(松崎俊一君) それでは、引き続き歳入のほうに入っていきます。お手元の資料16ページ からです。項目では17ページの一番右側、備考に町民税から一番下の滞納繰越分、税務課です。 17ページ。それから19ページがたばこ税、入湯税までが税務課。地方揮発油譲与税、これは 総務課でいいですね。それから自動車重量譲与税、利子割交付金。 21ページが配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、一般財源分、これは地方消費税交付金です。一般財源分、社会保障財

- 源分、それから自動車取得税交付金、減収補てん特例交付金ですか。それから23ページまでいきますが、普通交付税、それから特別交付税、交通安全対策特別交付金、今言ったのが総務課ですか。このあたりまでいきたいと思います。
- 2番(江藤理一郎君) たばこ税に関してですけれども、200万円減収になっていますが、その 要因というのは何か把握されていますか。
- 税務課長(橋本修一君) たばこ税はやっぱり禁煙者が増えたということ、それだけだと思います。 2番(江藤理一郎君) 最近電子たばこが流行ってきていますけれども、確か普通に吸うたばこと 電子たばこは税率が違うというふうに聞いたことがありますが、そのあたりどのくらい違うので しょうか。
- 税務課長(橋本修一君) たばこ税の電子たばこにつきましては、昨年ぐらいからたばこ税の電子 たばこを見直そうということで改正があっております。これは段階的に見直すことで、今までは 電子たばこの重さといいますか中身の、それを1本当たりに引き直して税率を出すというような 形でしたけれど、その中身の重さと紙巻たばこの代金、それを押し並べていこうというような改 正があっておりますので、同じ電子たばこにもいろいろ種類がありまして、税額が違いますので、一律にしてどれだけ違うというのはわかりにくいところです。すみません。
- 議長(松﨑俊一君) いいですか。では、少し進めます。
- 4番(久野達也君) 町税の部分で、お聞かせいただける範囲でも構いませんので、不納欠損の部分です。個人町民税の現年課税分で不納欠損処理をなさっているようですけれども、御説明いただける部分で構いませんので、どういった事情のときに現年分の不納欠損が生じたのかお聞かせいただけたらと思います。
- 徴収係長(橋本弘二君) 不納欠損につきましては、3年前の平成27年度に執行停止を行った分について、平成30年度に不納欠損で落としたということです。
- 議長(松崎俊一君) ほか23ページまでよろしいですか。23ページが中ほどからは、これは産業建設のほうになっております。

飛ばしまして、25ページ、分担金の消防費分担金、上から二つ目、それから下から三つ目、 二つ目、公有地使用料。それから旧万成小学校使用料、この3本ですね、このページ。

- 9番(熊谷博行君) 建物使用料の旧万成小学校使用料8千838円、何を貸したら8千838円 入ってくるのですか。町民がここを借りただけで1千円も取られるのに。
- 管財係長(松本徳幸君) お答えします。

旧万成小学校の職員用玄関の一部と駐車場1台分として年間8千838円いただいております。 9番(熊谷博行君) 貸与者はどなたですか。

管財係長(松本徳幸君) 農事組合法人かみだのほうで貸しております。

議長(松﨑俊一君) ほかよろしいですか。

- 8番(松本明雄君) 課が違うと思うのですけれど、間違っていたら次聞きますけれど、旧万成小 学校は確か悠愛に貸していたと思うのですけれど、あれはどうなっているのですか。
- 管財係長(松本徳幸君) 悠愛にお貸ししている部分につきましては、1階の先ほど言いました職員玄関の部分、また図書室以外の1階部分と2階部分全部を悠愛のほうに貸しているということでございます。
- 8番(松本明雄君) そしたら金額のほうは出てないのですか。
- 管財係長(松本徳幸君) 悠愛につきましては無償でお貸ししてございますので、役場から法人化 になったときにそういう契約で貸してございます。
- 8番(松本明雄君) 悠愛はもうある程度の規模も大きくなって、もううちのほうからも補助金を 出してると思います。課が違うと思うのですけれど、今後、町のほうはもう見直して、だんだん 利益集団になってきますので、それはもう料金をいただかないといけないのではないかなと思っ てますけれど、どのようにお考えですか。
- 総務課長(小田宣義君) お答えいたします。

確かにもうおっしゃるとおりだと思います。ただ、もう旧万成小学校のほうも、先ほど時松議 員言われたとおり、かなり屋根、それと壁の老朽化が進んでおります。今後交渉する中で、そう いった修繕等もちょっと考えて交渉に当たりたいと考えております。

以上です。

- 議長(松崎俊一君) 次が使用料、飛びまして29ページの法定外公共物使用料、これが総務課の 所管になっております。この一つです。それから31ページ、手数料の中の総務手数料、上から 台帳等閲覧手数料、町税等督促手数料、それから証明等手数料、これが税務課です。
- 5番(児玉智博君) 督促の手数料で39万4千600円となっておりますが、督促を出した税目 はどういうものなのか、内訳を教えていただけますか。
- 税務課長(橋本修一君) 督促を出した税目は町税全般、住民税、固定資産税、軽自動車税と保険 税もそうです。あと税関係はその分です。督促を渡したやつはですね。
- 5番(児玉智博君) 何件。個人住民税が何件に対して出したかどうか。
- 税務課長(橋本修一君) その件数はちょっと調べておりません。今即答はできません。すみません。
- 議長(松﨑俊一君) それでは、後でわかったらまた教えてください。

次に35ページ、一番下のほうに総務費国庫補助金、社会保障税番号制度補助金、復興まちづくり総合支援事業補助金。次のページの社会保障税番号システム整備補助金、自治体SDGsモデル事業補助金、37ページですか。同じく39ページに商工費関係で、地熱発電理解促進事業費補助金、これは政策課ですか。そこまでをいきましょう。質疑よろしいですか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(松﨑俊一君) また漏れがあるときにはお願いします。

41ページ、国庫補助です。地方創生拠点整備交付金の中の一部です。ちょっと内訳わかりませんけれど、政策課と産業課、それから、その2番の地方創生推進交付金が政策課、それから総務費の委託金、これが自衛官募集事務委託金です。

それから45ページまでいきますと、一番上から、土地利用規制等対策事業費補助金、熊本県地方バス運行等特別対策補助金、地籍調査事業費補助金、一つ飛んで、熊本県権限移譲事務市町村等交付金、これが総務費の補助金として上がっております。政策課と税務課、総務課が入ってます。

それから、ページは飛んで55ページ、災害復旧費の県補助金で指定避難所等機能強化支援事業、これは平成28年熊本地震復興基金交付金が総務課で上がっております。次のページが、熊本地震復興基金事業事務費、これも復興基金の交付金です。事務費として総務課。

- 5番(児玉智博君) この復興基金はあと何年間ありますか。
- 財政係長(中島高宏君) 復興基金の県のルール分がこの補助金として入ってきております。ルール分の中でいろいろメニューがありますけれど、来年の3月で終わるものもあれば期限が10年ほどある分もあり、県が一応10年ほどの復興メニューということで示していますので、それが終わるまでというメニューもございます。
- 5番(児玉智博君) では、この指定避難所等の機能強化支援事業については、いつまであるかわかりますか。
- 財政係長(中島高宏君) すみません、手元に準備できていませんので、後で説明をさせていただ きたいと思います。
- 5番(児玉智博君) ではその上で、指定避難所強化ということで平成30年度については三つの 指定避難所のトイレの恐らく洋式化をされたのだと思います。また同時に、指定避難所になって いるところの耐震化工事や、あるいは耐震診断、大丈夫なのかと言われているようなところも恐 らく聞いていらっしゃると思います。そういうところは、一応、計画は持たれているのか教えて ください。
- 総務課審議員(佐藤則和君) 計画につきましては、平成29年度に作成しました熊本地震の復興 計画のほうで今推進してございます。本年度におきましては、昨年度からのこの決算にも上がっ ておりますが、杖立の避難所の建設、本年度が上田1部の集会所と鯛ノ田の集会所の診断は昨年 終わりましたので、実施設計を行っております。その2カ所を来年耐震化工事をお願いするとこ ろでございます。あとの町が今抱えている指定避難所につきましては、それで耐震化はすべて終 わる予定でございします。

以上でよろしいでしょうか。

議長(松﨑俊一君) 57ページ進めます。県の委託金、個人県民税徴収事務取扱委託金から、一

番下の経済センサス基礎調査、県議会議員選挙委託金、それから、一番下が利子及び配当金で財 政調整基金積立金利子収入。次のページから減債基金、それから美術品取得基金、悠木の里づく り事業基金、庁舎建設基金、地域福祉基金。一つ、二つ飛んで、ネットワーク事業基金、公共施 設等整備基金、職員等退職手当基金。それから、もう1個ページを進んで、上球磨森林組合の出 資金配当金、小国町学校教育施設整備基金積立金利子収入です。これまでいきたいと思います。 よろしいですか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(松崎俊一君) それでは、ここで暫時休憩を取ります。2時10分から行います。よろしく お願いします。

(午後2時00分)

議長(松﨑俊一君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時10分)

- 財政係長(中島高宏君) 先ほど後でお答えしますと伝えました熊本地震の復興基金の指定避難所 の事業につきましての終了する時期は、令和3年の3月までということになっております。
- 税務係長(松本鷹哉君) 先ほど督促状の件数をというところで税務課のほうから出したもので言いますと、住民税が488件、固定資産税が851件、軽自動車税が442件、国民健康保険税が1千542件ということで、合計が3千323件です。それで、このうち実際入ってきた分が、これは1個ずつ言ったほうがいいですか。
- 5番(児玉智博君) わかるなら教えてください。
- 税務係長(松本鷹哉君) 住民税がうち361件が入ってきまして、固定資産税が655件、軽自動車税が403件、国民健康保険税が982件で、合計で2千401件です。こちらの町税等督促手数料となってますけれど、こちらは町税以外に住宅料だったりひかり料だったりの分も含まれておりますので、こちらを単純に100倍した数字にはなっておりません。

申し訳ございません、保険税はちょっとこちらの会計ではなかったので、今の分はちょっと抜かせていただいて、実際、こちらの会計に入っている分の町税というと住民税、固定資産税、軽自動車税のみの分になってまして、合計で1千781件中の1千419件が入っているという状況になっております。

以上です。

地籍係長(秋吉康成君) 午前中、児玉議員から質問のあった件についてなのですけれども、小国町約137〜クタールあるうちの地籍が平成10年度から入っております。平成29年度までに登記簿上で約61〜クタールで、調査後の地籍としまして約77〜クタール、約面積的に1.2倍となっております。

以上、お答えします。

議長(松崎俊一君) お手元、ページが63ページです。次進みます。その他の不動産売払収入の ところに町直営林立木売払収入、それから土地売払い、それから寄附金です。一般寄附金、ふる さと寄附金、企業版ふるさと寄附金。

それから65ページにいきまして、熊本地震災害寄附金、一つ飛んで、地域エネルギー費寄附金、財政調整基金繰入金、ネットワーク事業基金繰入金。それから次のページまでいきまして、 小国町職員等退職手当基金繰入金、悠木の里づくり事業基金繰入金となっております。

8番(松本明雄君) 8番です。63ページのふるさと寄附金についてお尋ねします。

これはふるさと納税だと思うのですけれど、今うちが特産品がなかなかない状況でこれだけの 数字を出しているのは、非常に頑張っているなと思っております。今大体売れ筋的にはどういう ものが、やっぱり肉が一番だと思うのですけれど、大体どのくらいの金額売れているのでしょう か。教えていただければ助かります。

まちづくり係長(田邉国昭君) 平成30年度でのふるさと寄附金、ふるさと納税の返礼品について説明いたします。

昨年いただいたふるさと納税、寄附額としてはここにあります3千248万円という額になっておりまして、件数では703件、1年間でふるさと納税をいただいております。それに対して、平成30年度返礼品の申し込みということで、大小様々なのですが品物としては1千306件の返礼品への申し込みをいただいております。返礼品を売り上げた額としては1千396万円ということで、支出の額の決算にも上がっております。売れ筋と言いますか注文の多いものでいいますと、肉類のほうが最も多いことになっております。牛肉、豚肉、豚足なども含めた肉類関係ということで、597件申し込みをいただいております。続いては、菓子、デザート類ということで、特産品でもあります乳製品への申し込みをいただいております。続いて、旅行クーポン券というものが返礼品としてありまして、小国町内に宿泊いただける券というのが返礼品として人気です。順番としてランキングということで、続いては野菜、その続きは酒類など飲み物、その次に衣類、これはTシャツとかストールとかの製品があるのですが、そういったもの。その次に木工製品という順番になっております。

以上です。

8番(松本明雄君) 政策課は非常に頑張っていると思います。ほかの町村を見ると品物ではなくて1日町長とか、そういう方になりたい人もいらっしゃるみたいですので、品物ではなくて何かニーズ的にあればそういうものも考えていくのもどうかなと思ってますので、来年度は企画するのもいいのではないかなと思ってます。どうぞよろしくお願いします。

議長(松﨑俊一君) ほかございませんか。

7番(西田直美君) すみません、63ページの不動産売買のところで土地売払収入ですか、この 土地売払収入というのは、すみません、素人なのであれなのですが、どういうところを売ったり するのですか。

管財係長(松本徳幸君) 昨年度の土地売払収入につきましては、今年の第1回定例会によって財産処分の承認を受けました農山漁村同和対策事業の豚舎が黒渕の松ノ本地区にございました。この部分を1千422万8千500円で売却いたしております。

それから、西里の岳ノ湯地区の鉱泉地の管理を用地としまして35万円で売却をいたしております。

以上です。

- 議長(松﨑俊一君) ほかよろしいですか。
- 8番(松本明雄君) すみません、何回も。企業版のふるさと寄附金の100万円ですけれど、これは杖立のほうですか。違う。ちょっと説明してください。
- まちづくり係長(田邉国昭君) 企業版ふるさと納税について説明させていただきます。100万円企業版ふるさと納税をいただいております。こちらは小国町内での林業の振興を目的とした事業に対して企業からいただいている寄附金です。100万円のうち、使い道としては林業の振興ということで50万円を町有林、管財への支出ということで町有林の保全に、そして残りの50万円は小国杉、木材の利用促進に活用していただくということでの使い道になっております。
- 8番(松本明雄君) 会社名を言って。
- まちづくり係長(田邉国昭君) 企業版ふるさと納税で小国町に御寄附いただいている会社はインフォテリア、現在の名前はアステリアという会社から毎年寄附をいただいております。
- 議長(松﨑俊一君) ページが67ページになります。前年度繰越金、総務課。町税延滞金、税務 課。

次のページ69ページにいきまして、加算金、税務課。歳計現金預金利子、これ会計管理室です。諸収入の雑入、71ページからあります。本日来ていただいておりますところの管轄でいきますと、2番目、コピー使用料、それから6番目、消防団員福祉共済制度等返戻金、8番目、公有建物災害共済金、一つ飛んで、南北共有財産管理費負担収入、熊本県市町村振興協会市町村交付金、一つ飛んで、公有自動車損害共済解約返戻金。

次のページにいきます。一番上ですけれど、災害対応型自動販売機電気料収入、地方公務員災害補償基金負担金還付金、自動販売機電気料収入、消防団員福祉共済加入事務費返戻金、市町村振興事業補助金、四つ飛んで、派遣職員給与負担金。

75ページにいきます。上から二つ目、公用車自賠責保険解約返戻金、公用車自動車重量税還付金、一つ飛んで、森林総合整備事業補助金、一つ飛んで、充電器利用権利金。それから一つ飛んで、雇用保険料事業所負担精算金、地域と連携したCO2排出削減促進事業補助金、地域経済応援ポイント収入。

次までいきます。77ページ、消防団員火災共済出資金等返戻金、消防団員火災共済事務費返

戻金。少し飛びます。中ほど以下、原稿執筆等謝金、これは政策課と建設課ですか、またがって おります。次、地熱資源量の把握のための調査事業費助成金、講演等交通費収入、ここでまいき ます。77ページまで。これは諸収入の中の雑入になります。

5番(児玉智博君) この原稿執筆等謝金というのは町に入ってくるというので、どのような原稿 を書いて、その結果、町の歳計に入ってきたのでしょうか。

企画係長(森 恵美君) お答えいたします。

SDGs関係を含めた町の取り組みに関して執筆依頼がございまして、それに対する謝金というふうに記憶してございます。

5番(児玉智博君) 普通、原稿なんかを執筆するのは個人が執筆するわけで、あまり高額になる と熊本県警なんかでも処分を受けた幹部がいたので問題になるかと思うのですが、少額のもので あれば兼業禁止にもなるのですか。やっぱり書いた本人が受け取ったりしたら。

企画係長(森 恵美君) 基本的には児玉議員の御指摘のとおりだと思いますけれども、今回の依頼に関しましては町に対して執筆依頼がございまして、辞退することもできたのですが、いただけるものであるならば町のプラスになればということでいただいた次第です。ですので、個人のほうには一切入っておりません。

議長(松﨑俊一君) ほかよろしいですか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(松﨑俊一君) では、また質疑漏れがあったときには申し出てください。

79ページ、町債、起債です。町の起債。中段以降から臨時財政対策債、地域情報通信基盤運 営事業 [過疎ソフト]、子ども医療費助成事業 [過疎ソフト]、出生祝金事業 [過疎ソフト]。

次のページが、家畜改良事業〔過疎ソフト〕、地方創生拠点整備事業、ゆうステーション周辺整備事業、農業担い手支援事業〔過疎ソフト〕、治山事業、間伐材供給安定化緊急対策事業〔過疎ソフト〕、主伐促進支援事業〔過疎ソフト〕、鍋ヶ滝周辺整備事業、ゆうステーション周辺整備事業、急傾斜地崩壊対策事業、道路改良事業、橋りょう長寿命化対策事業〔過疎ソフト〕、道路維持(長寿命化)事業、町営住宅改修事業、単県砂防事業、防火水槽整備事業、防災情報通信施設整備事業、防災拠点施設建設事業、指定避難所機能強化支援事業、少人数学級教職員加配事業〔過疎ソフト〕、学習・生活活動支援員配置事業〔過疎ソフト〕、小中学校空調設備整備事業、土木施設災害復旧事業、農地農林施設災害復旧事業、庁舎施設災害復旧事業が町の起債です。これは総務課所管となっております。質疑よろしいですか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(松﨑俊一君) それでは、歳入のほうの質疑漏れ、これを受け付けたいと思います。何かご ざいましたらよろしくお願いします。よろしいですか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

- 議長(松崎俊一君) それでは、最後に歳入並びに歳出に関して質疑の漏れ、あるいは大枠の質疑 等ございましたらお願いします。
- 5番 (児玉智博君) 総務課資料 8 でもらってます縦書きの資料、6 ページを見ると一般会計に属する基金ということで一覧が出てますけれども、その中に広域農業開発事業償還基金とか住民生活に光をそそぐ基金とか、ちょっとこれ懐かしい名前も出てきてるわけですけれど、長年にわたってお金がゼロになったままの基金は、もうこれはなくしたほうがいいのではないかと思うのですが、何か残しておく意味があるのですか。
- 総務課長(小田宣義君) 御指摘の二つの基金ですけれども、これに伴っては、昔からもう金額の動きがないのですけれども、証券が会計管理室のほうに残っております。消してしまうのもいいのでしょうけれども、一応これがあったということで、現在ではそれがあるために項目だけを残して書いている状況でございます。
- 4番(久野達也君) それでは、総論といいますか決算を受けての部分での総務課資料(8)に基づいて2、3 お尋ねしたいと思うのですけれども、どの部分でこの全員協議会の最後の日なのかと思ったのですけれども、財政担当課もおられます今日がいいのかなと思って御質問をさせていただきます。

例えば、総務課資料(8)の1ページから見ますと、標準財政規模につきまして、平成25年 度から31億円くらいから平成30年度で32億円くらいと、さほどやはり標準財政規模的には そういう大差はないかと思いますけれども、それに比較してみましたときに、いわゆる歳入総額、 歳出総額、ここの部分についてはかなりの部分で伸びが生じているかと思います。当然、平成2 7年度には学校関連の施設整備、それから翌年度にはここの町民センターだとかいろいろな施設 整備がなされてきて、当然、普通建設事業費も増えるという中でこのような結果になったかとは 思いますけれども、ただ、監査の指摘事項のまとめ部分にもありましたように、交付税総額は減 少傾向にあるだろうという指摘もあります。実際、交付税総額は平成25年度の25億8千万円、 約26億円近くから24億円というふうに2億円ほど減少をしております。これについてもそう ですけれども、それと併せてこの資料を見ていただきますと、5ページの起債の借入総額、平成 28年度末で一般会計部分で52億円です。平成30年度末で58億円となっております。約6 億円以上、7億円近くの増額かと思いますけれども、それを見比べてみたときに平成29年度中 の増減、借入金は7億円で返済金は4億円と、あるいは、平成30年度では8億円借りて4億円 返済と、これは当然伸びていくだろうと思いますけれども、起債がいわゆる財源調整的な意味合 いをなしている。通常であれば建設のための起債ですので、事業があれば当然増えるのは、それ は理解できるのですけれども、財源調整のために起債に頼るとそういうことも生じてくるかなと。 といいますのも、この決算書でいきますと、歳入のところの79ページに出生祝金の過疎ソフト だとか、子ども医療費助成の過疎ソフトだとか、これは本来であれば、確かに過疎債を充てて7

0%の補助金をもらうという考えもあるかもしれませんけれども、例年ある予算ですので、これを借り続けるということは過疎債を活用した意味もなくなってくるかと思います。毎年使うのであれば。それらを考えたときに、この財政構造の中で今後この決算を受けて、町長、あるいは財政担当部局として、今後どのような財政運営をなさっていくのか。急激な変化はこれは難しいかと思います。住民生活もかかっております。当然、資本整備もしなければならないし、福祉事業もやっていかなければならないと思います。とは言ったものの、ではこのまま起債の総額は増えていく、あるいは基金の総額は減少していく、これでは財政の安定化というのが厳しくなろうかと思います。ぜひ町長、今度なられて今後4年間を見据えた中で、ひとつ財政構造についても英断いただける部分はいただいて、確かに、先ほども言いましたように、住民生活の安定の確保も図りながらも財政構造についてもお知恵を出していただくというような活動を期待したいと思いますけれども、いかがでしょうか。

町長(渡邉誠次君) 私からは総体的なお話だけをちょっとさせていただきたいというふうに思っ ております。確かに議員が言われる御指摘のとおりの部分もあります。代表監査の御意見にもご ざいました。私としましては、やはり歳入に見合った形での歳出を考えていって、できるだけ抑 えなければいけないというのだけはしっかりとわかっております。当然、その延長上には財政の 健全化もあるというふうには思っております。でも効果効率をできるだけ図らなければいけない というふうに思いますので、私としましては現時点では有利な財源をできるだけ見つけて、町債 もできるだけ上手に活用をしながらというところではありますけれども、なおかつ、一転、税外 収入の道もしっかりと取り組んでいきたいなというふうに考えているところです。議員が言われ るように、住民サービスの提供もございますので事業ベースの取り組みだったり、今取り組んで いるすべての事業をそのまま継続して行うということは、ひょっとしたら将来にわたってはでき ないのかもしれませんので、ある部分ではこのまま継続していく、ある部分ではその部分でやめ ていく、ある部分では拡大していくというような判断材料がたくさん今日の協議の中でもなされ てきたと思いますので、当然ですけれども、私の意見、皆さま方にまた御提案をさせていただき ながら御意見をいただきたいというふうに思っておりますけれども、今の現時点では歳入の部分、 歳出の部分、きちんとバランスを図りながら、今お答えしたように、基金も当然ですけれども増 やしていきたいというふうな考えではいるところです。

財政係長(中島高宏君) 私のほうから、総務課資料(8)の平成30年度決算に係る財政資料の 町債について、若干説明だけさせていただきたいと思います。

4ページをお開きいただきたいと思います。先ほど、久野議員から御指摘をいただいたとおり、一般会計の基金残高、平成28年度では52億円、平成29年度末は54億円、平成30年度末は58億円と毎年伸びている状況です。この大きな要因としましては、一般会計の区分のところの3番目にあります災害復旧事業債という借入れが伸びております。平成28年度は2億1千1

00万円、平成29年度は5億9千200万円、平成30年度末が10億5千700万円ということで、これは大きなものとしましては、平成28年の熊本地震に係る災害復旧に係る分と町民センターが約7億円ほどかかっておりますのが大きな要因となっておりますが、この分の道路等の災害については普通交付税で償還の時に95%の普通交付税が基準財政需要額にプラスされますし、町民センターの部分は一般単独災害復旧事業債ということで、最高で85.5%の交付税措置があるということになっております。それだけお伝えしたいと思いまして、手を上げさせていただきました。

以上です。

4番(久野達也君) 財政担当としてもそのように交付税通知と有利な部分で活用、それも十分理解できます。できるだけ財政硬直しないように、それぞれの職員の方が知恵を出しながら運営は図っているかと思いますけれども、やはり総額的には借金は減らして貯金は殖やすというのも念頭に置きながら、先ほど町長にも御答弁いただきましたように、町の振興、住民生活の安定という部分も気を配っていただきたいと思います。決算が次年度以降の予算にも反映されてくるかと思います。どうか今回の決算が有意義なものとなるよう、取り組みをよろしくお願いいたします。議長(松﨑俊一君) ほかに質疑等ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(松﨑俊一君) なければ、これをもって本日の全員協議会を終了いたします。

お疲れ様でございました。

なお、9月12日木曜日は、住民課、福祉課、保育園、教育委員会事務局所管の決算に関する 件について全員協議会を開きますので、よろしくお願いしたいと思います。

お疲れ様でした。

(午後2時40分)

令和元年

第5回全員協議会会議録

小 国 町 議 会

令和元年第5回全員協議会記録

日時	令和元年9月12日(木) 開会 10:00 閉会 16:37		
場所	おぐに町民センター3階 議場		
出席議員	時松昭弘 江藤理一郎 穴見まち子 久野達也 児玉智博 大塚英博 西田直美 松本明雄 熊谷博行 松﨑俊一		
事務局 職 員	藤木一也 朝日さとみ		
説明員	別紙座席表のとおり		
会議にまた	1 令和元年第3回小国町議会定例会提出議案について ①平成30年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について ②平成30年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定 について ③平成30年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について ④平成30年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認 定について ⑤平成30年度小国町地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別 会計歳入歳出決算認定について ⑥平成30年度小国町坂本善三美術館特別会計歳入歳出決算認 定について (住民課・福祉課・保育園・教育委員会)		
会 の経過 概 要	平成 30 年度一般会計歳入歳出決算認定及び平成 30 年度特別会計歳入歳出決算認定について、各課からの説明及び議員との質疑があった。		

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。 議 長

全員協議会座席表

令和元年9月12日(木)

午前10時00分

朝 日 議会事務局書記 (朝日さとみ)

清高	河津	石原
保育園副園長	保育園長	教育員会奉務局長
(清高徳子)	(河津公子)	(石原誠慈)
宫本	後藤	麻生
社会教育係長	学校教育係長	教育長
(宮本竜二)	(後藤栄二)	(麻生廣文)
毎原 子ども未来係長 (笹原正大)	永江 地域包括支援係 長 (永江直美)	町 長誠次)
高村健康支援係長 (高村純子)	北里 福祉係長 (北里仁尋)	選 選
吉岡	河津	生田
隣保館長	福祉課審議員	福祉課長
(吉岡晃宏)	(河津佐和子)	(生田敬二)
前田	穴井	時松
住民係長	住民課審議員	住民課長
(前田孝也)	(穴井 徹)	(時松洋順)

暴6	熊谷博行
8番	松本明雄
】番	西田直美
要9	大塚英博
門議長	時松昭弘
議長	松崎俊一
5番	児玉智博
要4	久野達也
3番	穴見まち子
2番	江藤理一郎

藤木議会事務局長 (藤木 一也)

議事の経過 (r. 1.9.12)

議長(松﨑俊一君) それでは、改めまして、おはようございます。

まだまだ昼の暑さ、それから夜の寝苦しさが続いておりますけれど、各位お体には御自愛いた だきたいというふうに思っております。

さて、本日は2日目の全員協議会となります。住民関係、福祉関係、教育関係、保育園関係の 部署となります。一般会計の後、特別会計が5本控えておりますので、御承知おきいただきたい と思います。

それでは、最初に渡邉町長に御挨拶をいただきたいと思います。

町長(渡邉誠次君) 改めまして、皆様、おはようございます。

先ほど議長が申されたように、台風の余波だというふうにも思っておりますけれども、なかなか暑い日が続いております。今日は全員協議会ということでお集まりをいただきまして、ありがとうございます。昨日、第61回の小国町の金婚式が行われまして、33組66名の方に出席をいただきましてお祝いを申し上げました。2組の方が何らかの事情によって欠席ということでございましたので、小国町では35組70名の方の金婚の祝いということでございました。改めてお祝いを申し上げたいというふうに思っております。

またその後、午後から実は悠清苑の敬老会がありまして、そのときに一番最高齢の方が明治45年生まれで107歳という方がおられました。非常に100歳以上の方もたくさんおられたわけですけれども、今後、今週末からまた敬老会が各地で行われると思います。また議員の皆様におかれましても、その地域に行ってお祝いを申し上げるというふうに思いますけれども、ちなみに、小国町では総人口が今のところは7千72人です。9月2日現在でございますけれども、そのうちで60歳以上の方が3千454人、48%、70歳以上の方が2千190人、それから100歳以上の方は7名おられるそうでございます。最高齢の方は小国町では105歳ということでございます。地域に行ってお話をされるときに、またいろいろとお話いただきたいというふうに思っております。

今日は先ほど申されましたように、担当所管4つの御協議をよろしくお願い申し上げたいと思います。お世話になります。

教育長(麻生廣文君) 本日、教育委員会の久野由美教育次長が欠席しておりますので、お知らせいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

議長(松崎俊一君) それでは、ただいまより全員協議会を開催いたします。

ただいま出席議員は10人であります。直ちに会議を開きます。

本日の協議事項につきましては、お手元に配付してあるとおりです。平成30年度決算という ことで、十分なる御審議方よろしくお願いします。

(午前10時00分)

- 議長(松﨑俊一君) ①平成30年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について
 - ②平成30年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - ③平成30年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - ④平成30年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 - ⑤平成30年度小国町地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計歳入歳出決算認定について
 - ⑥平成30年度小国町坂本善三美術館特別会計歳入歳出決算認定について

であります。よろしくお願いしたいと思います。

本日の担当課については、住民課、福祉課、保育園、教育委員会事務局となっております。麻 生教育長、課長及び局長、園長並びに審議員、それから担当係長の出席をお願いしています。

それでは課長、局長、園長から所管の平成30年度一般会計歳入歳出決算の概略説明をお願い したいと思います。

住民課長(時松洋順君) それでは、住民課所管の一般会計の歳入歳出決算について御説明をさせていただきます。

小国町一般会計歳入歳出決算書3ページをお開きください。

まず、総括表で御説明をさせていただきます。住民課所管の項目といたしまして、款 2 総務費、そのうちに行政相談費、住民支援費、戸籍住民登録費がございます。それぞれの決算額としましては4千16万9千662円となっております。款 3 民生費、そのうち人権政策費、隣保館運営費、児童館運営費が住民課の所管となっております。それぞれの決算額としまして951万4千22円となっております。款 4 衛生費、このうち予防費、環境衛生費、清掃総務費が住民課の所管でございます。決算としましては1億7千990万1千788円でございます。款 9 教育費、このうち集会所運営費が住民課の所管でございます。決算額としては97万4千485円となっております。以上の款、目にまたがって住民課の所管として執行しております。その総額といたしましては2億3千55万9千957円となっております。

続きまして、歳出を目ごとの説明に移らさせていただきます。

115ページをお開きください。目の2行政相談費でございます。支出済額が79万5千72 0円となっております。歳出の主なものにつきましては、消費生活相談、無料法律相談、行政相 談の各事業に関する支出となっております。

117ページをお開きください。目14住民支援費、支出済額156万9千908円でございます。主なものにつきましては119ページにかけまして、金婚・ダイヤモンド婚・米寿・百歳などの表彰事業や、男女共同参画社会の推進、保護司活動への支援などとなっております。

続きまして、127ページをお願いいたします。目1戸籍住民登録費でございます。支出済額 3千780万4千34円でございます。主なものといたしましては、129ページにかけまして 戸籍事務システム、住民基本台帳ネットワークなどに関するものとなっております。

143ページをお開きください。目8人権政策費でございます。支出済額323万6千875 円となっております。主なものにつきましては、人権の花運動、人権カレンダーの制作。145ページ、部落解放同盟小国支部の補助となっております。

同じく145ページ、目9隣保館運営費でございます。支出総額が605万4千652円となっております。隣保館運営管理に係る経費でございまして、交流事業、人権フェスティバル等の人権啓発事業が主なものでございます。147ページにまでかけてその記載がございます。

続きまして、153ページをお願いいたします。目3児童館運営費でございます。支出済額2 2万2千495円でございます。もう御存じのとおり隣保館と併設されておりまして、児童への 健全な遊びの提供や子ども料理教室、子育て広場などを行っております。

続きまして、159ページをお願いします。目2予防費でございます。このうち節の11需用費、このうちに2万7千551円。続きまして、節12役務費のうち5万3千328円が住民課の所管といたしまして、狂犬病予防の費用として支出しております。

同じページ、目3環境衛生費でございます。支出済額1千460万909円となっております。 主なものにつきましては、161ページにかけまして、河川水質検査、昨年度より建設課から所 管が移りました浄化槽設置に関する補助、阿蘇広域行政事務組合で行います火葬施設の費用にな っております。

同じページでございます。目1清掃総務費、支出済額1億6千522万円でございます。火葬施設と同じく、阿蘇広域行政事務組合での一般廃棄物処理に係る費用となっております。

ページ飛びまして、231ページでございます。目3集会所運営費、支出済額97万4千48 5円でございます。233ページにかけまして、教育集会所として人権教育活動が行われておりますが、その施設の維持管理経費でございます。

以上が住民課所管の歳出に関わる概要でございます。別途、住民課資料(1)に委託料、補助 金、負担金に係る詳細を記載してございますので、御審議の御参考にしていただければと思いま す。

歳入に移らせていただきます。目ごとに御説明いたします。

まず、25ページ、最下段、目1総務使用料、このうち被災者支援住宅使用料でございます。 昨年度より使用料をいただいております。

27ページ、目2民生使用料、地方改善施設住宅使用料、隣保館使用料。31ページ、目1総務手数料でございます。このうち自動車臨時運行許可手数料、戸籍関係交付手数料、印鑑証明書交付手数料、住民票関係交付手数料、身分証明書交付手数料、印鑑登録証再交付手数料、印鑑登録証交付手数料、印鑑登録証交付手数料、印鑑登録証交付手数料が住民課の所管でございます。

続きまして33ページ、マイナンバー通知カード再交付手数料、マイナンバーカード再交付手

数料、同じページ、目2衛生手数料でございます。

続きまして35ページ、総務費国庫補助金でございます。社会保障税番号制度補助金55万7 千円でございます。

続きまして37ページ、社会保障税番号システム整備補助金、このうち37万8千円が住民課 の所管でございます。

同じページ、目3衛生費国庫補助金のうち循環型社会形成推進交付金、浄化槽設置に係る補助金でございます。

41ページをお願いします。目1総務費委託金、このうち中長期在留者住居地届出等事務委託 金が住民課所管でございます。

45ページをお願いします。目1総務費県補助金でございます。人口動態調査事務補助金、その下、消費者行政強化事業補助金が住民課所管でございます。

47ページをお願いします。上段のほうになります。地方改善事業費(隣保館運営費等)補助 金が住民課所管でございます。

49ページ、目3衛生費県補助金でございます。このうち浄化槽設置整備事業補助金が住民課所管でございます。

5 9ページをお願いします。目 2 民生費委託金、人権啓発活動地方委託事業委託金、こちらが 住民課所管でございます。

67ページをお願いいたします。目1地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計繰入金でございます。特別会計上の歳入である諸支出金と歳出の交際費との差額を繰り入れているものでございます。

73ページをお願いいたします。雑入のうち8行目にございます自動販売機電気料収入、この うち1万6千800円が住民課の所管でございます。

77ページをお願いいたします。上から14行目にありますが、地域交流促進事業収入、隣保 館の交流事業の材料費となっておりますが、こちらが住民課の所管でございます。

以上が住民課所管についての一般会計の歳入歳出決算でございます。簡単ですが説明を終わらせていただきます。

福祉課長(生田敬二君) おはようございます。

続きまして、福祉課のほうから説明をさせていただきます。

した人件費10人をこちらの目から支出をしております。

137ページをお願いします。こちらに上のほうですけれども、団体補助金の民生委員協議会補助金95万円、また社会福祉協議会への補助金1千900万円を決算しております。社会福祉総務費全体で平成29年度と比較しますと4千万円ほど減少しております。これにつきましては、平成29年度については臨時福祉給付金等の施策がございましたので、こちらの減少によるものが主な原因というふうに思っております。

次の障害者福祉費でございます。決算額2億5千677万4千828円でございます。障害者総合支援法に基づきまして、様々な障害者福祉サービスを行っているところでございます。支出の主なものとしまして、139ページの中ほどにございますけれども、障害福祉サービス費2億202万8千428円、目全体の約79%を占めております。

次の国民年金事務費でございます。決算額117万6千60円、これにつきましては、国民年金に関しまして市町村が行う受託事務に係る経費としての支出でございます。この費用につきましては、国庫委託金で賄われております。

次のページでございます。老人福祉費でございます。決算額1億1千628万2千164円、 高齢者福祉に関する業務の歳出でございます。支出の費用の主なものとしまして人件費3人分、 また141ページの下のほうですけれども、負担金補助及び交付金で、老人クラブであるとか敬 老会事業への補助金が支出をさせていただいております。その下の扶助費でございますが、養護 老人ホームへの老人保護措置費9千67万125円が支出をされております。老人福祉費全体で 平成29年度決算と比較しますと1千600万円ほど減少しておりますけれども、人件費が1名 こちらの計上から減されたということと、また、平成29年度につきましては、民間の介護施設 の整備のための国庫補助金、これは間接補助金ですけれども、そういう補助金があったために減 少しております。

次の141ページ、医療費一部負担金です。最下段から次のページにかけてということになります。重度障害者、乳幼児、ひとり親家庭、児童、児童に関しましては高校生までと平成30年度からなっております。本人負担分の医療費の全部又は一部を助成をしているものでございます。金額的には昨年度と比較しまして、目全体で約41万円、1.2%ほど減少をしております。

次の高齢者等活動支援促進施設費でございます。サポートセンター悠愛内にございます悠工房施設の維持管理費でございます。町の施設ということで維持管理費について支出をしておりますけれども、その全額について社会福祉協議会のほうから諸収入で収入をしているものになります。次の142ページ、143ページの下のほうになりますが、後期高齢者医療事業費でございます。決算額として1億1千669万4千125円であります。保険者であります熊本県の広域連合のほうへ小国町の負担金として療養給付費の負担分と事務費負担分として支出をしているものでございます。療養給付費負担金1億7千万円ほどは、昨年度と比較して122万円ほど増加を

しております。

少し飛びまして146ページの下のほうになります。児童福祉総務費でございます。決算額としまして1億2千996万5千586円となります。子育て支援に関する費用支出ということになります。決算支出の主なものとしましては8報償費で、出生祝金360万円。これにつきましては町の事業のほうで第3子が生まれた世帯に30万円ほどを支給をしておりますが、平成30年度につきましては12人の方に支給をさせていただいております。

次のページ、149ページの13委託料におきましては、放課後児童クラブの運営費でございます。委託金240万円が支出をされております。19負担金補助及び交付金の施設型保育給付費 3 千 170 万円ほどでございますけれども、これにつきましては、平成2 7 年度からの子ども・子育て支援制度に伴う給付費でございまして、町の支給認定を受けた保護者が利用をしている施設に対しまして町が給付を行うものでございます。20 扶助費では、児童手当として9 千 2 0 0 万円ほどを支出してございます。平成3 0 年度末現在で対象児童は6 9 5 名となっております。

少し飛びます。154ページをお願いいたします。保健衛生総務費でございます。決算額6千661万9千342円。主なものにつきましては、157ページにある委託料になります。各種のがん検診、住民健診、妊婦健診、乳幼児健診等の実施に伴う費用が決算されております。こちらの詳細につきましては福祉課資料2のほうを御参照いただければというふうに思っております。その次のページになります。158ページからが予防費でございます。2千411万4千109円。主なものとしまして、こちらも委託料になります。インフルエンザの予防接種など各種の予防接種の費用の支出ということになります。

飛びまして、249ページをお願いしたいと思います。諸支出金の中の特別会計繰出金でございます。各特別会計への繰出金が計上してございます。国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の各特別会計に合わせて2億7千598万3千ほど繰出しを行っております。歳出全体に関しましては福祉課の所管として三つの款、11の目にわたって予算執行をしております。所管の歳出決算総額としましては、約11億2千231万円、一般会計全体総額に占める割合としましては約19.5%ということになっております。

以上、歳出につきまして概要説明をさせていただきました。

続きまして、歳入を説明させていただきます。歳入につきましては、決算書中、福祉課所管の ものを上げさせていただきまして説明としたいというふうに思っております。

まず、25ページをお願いいたします。こちら老人ホーム入所者負担金、中ほどにあります。 1千70万円ほどでございます。次に、養育医療保護者負担金、次のページに入りまして、真ん 中ほどの福祉センター悠ゆう館使用料でございます。

少し飛びます。33ページをお願いいたします。下のほうになりますけれども、障害者自立支

援給付費負担金から下の三つの負担金が福祉課所管でございます。

次の35ページをお願いいたします。一番上の児童手当負担金6千300万円から中ほど、少 し下になりますが、養育医療給付費負担金75万6千円までが福祉課所管のものとなります。

次のページをお願いいたします。中ほどの地域生活支援事業費補助金、民生費の国庫補助金で ございます。特別児童扶養手当の事務取扱交付金、一つ飛びまして、子ども・子育て支援交付金 449万5千円が福祉課所管となっております。

次に、41ページをお願いいたします。民生費の国庫委託金でございます。基礎年金市町村事 務委託金ということで、先ほど目で御説明しました年金業務に関わる国庫委託金でございます。

次のページ、43ページでございます。こちらのほうは備考にあります説明分はすべて福祉課 所管ということになります。

次の45ページをお願いいたします。下のほうになります。民生費の県の補助金でございます。 民生委員児童委員活動助成費補助金14万1千円、老人クラブ助成補助金78万8千円、重度障害者医療費に対する補助金828万6千円、それから乳幼児医療費の補助金でございます。

次のページに入りまして、一つ飛びまして、地域生活支援事業費補助金からひとり親、地域療育補助金、放課後健全育成事業の補助金、多子世帯、こんにちは赤ちゃん、子どものための教育・保育給付費地方単独費用の補助金が福祉課の所管となります。

次のページをお願いいたします。一番上の介護保険低所得者対策補助金3万円、それから一つ 飛びまして、健康増進事業費等補助金からむし歯予防対策事業費補助金、風しん予防接種事業補 助金、早産予防対策事業補助金が福祉課の所管となります。

飛びまして、69ページをお願いいたします。中ほどにございます災害援護資金貸付金元利収入ということで96万円ほど収入決算をしております。

次のページ、雑入でございます。71ページの中ほど、悠ゆう館施設負担収入180万7千497円、一番下の地域生活支援事業費負担収入372万円、73ページの一番下でございます。 高齢者等活動支援促進施設負担収入166万7千272円でございます。

75ページをお願いいたします。真ん中から少し下のほうですけれども、地域福祉計画の策定 及び推進に伴う社協負担収入ということでございまして、昨年度、地域福祉計画を策定をいたし ました。その中で全体費用の半分、2分の1の額を社協のほうから収入をしているものでござい ます。

次のページでございます。 7 7ページ真ん中ほどです、阿蘇圏域地域療育総合推進事業負担金として 1 6 8 万 8 千 4 0 0 円ほど収入決算をしております。

福祉課の歳入項目としましては以上となります。お配りをしております総務課資料の(7)の 主要事業成果報告書、また福祉課資料2の決算資料も併せて御覧いただければというふうに思っ ています。 少し速足になりましたけれども、福祉課所管の一般会計決算の概要説明を終わらせていただき ます。御審議よろしくお願いいたします。

保育園長(河津公子君) おはようございます。保育園、河津です。

保育園費平成30年度の決算についての御報告をさせていただきます。

保育園費の支出は2億7千974万7千円となり、これは民生費歳出の約27%となっております。

まず、歳出のほうからの説明です。149ページをお願いいたします。6段目からが保育園費となり、主な歳出を報告いたします。保育園費は全体で2億7千974万7千円で、そのうち78%が人件費、2億1千788万9千429円となっております。

次、嘱託医報酬80万円についてです。保育園は嘱託医として内科医がおおむら内科クリニック、小国公立病院、それから、歯科医がとらたに歯科、それぞれで80万円計上いたしております。

次、非常勤職員報酬、保育士5名と給食調理員6名です。臨時保育士12名に関しては、有資格者と保育補助ということで、途中入園の0歳児、1歳児が多いことで増員をして対応しております。

続きまして151ページ、需用費の中の修繕費564万9千750円です。内訳といたしまして、宮原保育園の園児用トイレを洋式トイレに取り換えをいたしました。そのほか雨漏り、園庭遊具、木製遊具、それぞれの修繕として上げております。下段の役務費と153ページの負担金補助金につきましては、保育園所管の決算資料に記載しておりますので御覧ください。

151ページの委託料の中の委託児童運営費59万2千190円です。内訳として、南小国町市原保育園に2歳児1名、52万9千730円、それから、津奈木町に里帰り出産された方へ6万2千460円を支払っております。物品購入66万9千600円、宮原保育園の冷凍冷蔵庫の買い替えを行いました。

次に歳入のほうに移らせていただきます。 25ページ、区分、児童福祉費負担金です。保育料負担金 2 千 5 2 5 π 3 6 π 0 円です。収入未済額 3 π 6 千 2 π 0 円については、本年の 8 月にすべて収入済みとなっております。それから、滞納繰越分の 3 π 9 π 9

37ページをお願いします。国からの保育の質の向上のための研修事業補助金6万円です。これは子ども・子育て支援体制整備総合推進事業の中の保育の質の向上のための研修事業補助金としていただいております。続いて、保育対策総合支援事業補助金190万7千円です。これは保育対策総合支援事業の中の家庭支援推進保育士事業補助金です。家庭支援推進保育士の役割として子育ての支援を主に、気になる子どもさんや家庭からの相談を受けております。

47ページ、子ども・子育て支援交付金、地域子育て支援事業、小国町の子育て支援拠点カン

ガルーのぽっけというのがあります。そこに312万3千円、それから、一時預り事業補助金と して50万8千円をいただいております。

47ページをお願いいたします。多子世帯子育て支援事業、これは3歳以上児の児童18歳未満を扶養している世帯のうち、第3子以降の子どもが1人でも入園している場合は、熊本県多子世帯子育て支援事業の適用を受け保育料が無料となるものです。

次、69ページです。収入区分は保育園費受託事業収入です。町外に居住する世帯で保護者の 勤務先が小国町であるため、送迎等の理由で小国町の保育園に入園している児童や里帰り出産で 短期入園する児童の施設給付金です。平成30年度は8名おりました。南小国町から7名と日田 市から1名です。ちなみに平成29年度は12名いました。年齢に応じて公定価格による施設給 付金が算定され、園児が在籍する市町村に給付金として保育料が入ります。

71ページの中ほど、一時預り事業負担金9万1千円です。一時預り負担金は給食、おやつを 含め1日利用が2千円、半日利用が1千円というふうになっております。内訳とて、半日利用が 25名、1日利用が33名です。

79ページの下段になります。保育園給食収入です。職員給食費が213万2千200円、そのほかに実習生の受け入れ、保護者の給食試食会などの収入となっております。

以上です。これで保育園の説明を終わらせていただきます。

教育委員会事務局長(石原誠慈君) それでは教育委員会事務局関係の歳入歳出予算の決算について御説明をさせていただきます。

まず、決算書の2ページ、3ページ目の総括表でございます。 2ページ目の歳入でございます。 款の12使用料及び手数料から款の16寄附金、二つ飛びまして、款の19諸収入がございまして、合計収入決算額は約5千560万円でございます。

次に、3ページ目が歳出でございます。教育委員会事務局に関するものとしましては、款の9教育費、決算額の3億4千555万1千266円のうち、3億4千457万6千781円。その下の款の10災害復旧費のうち3万8千円、一つ飛びまして、款の12諸支出金のうち917万6千642円、合計歳出決算額が3億5千379万1千423円でございます。

次に、歳出の目ごとに説明をさせていただきます。 206ページの下から 209ページにかけてでございますが、まず目の 1 教育委員会費、決算額が 156 万 7 千 300 円でございます。教育委員会の会議開催、運営に係る経費でございます。 208、 209ページの目の 2 事務局費です。決算額は 8 千 124 万 6 千 864 円でございます。 主なものは、教育委員会事務局の人件費と事務費。

また、211ページにございます19負担金補助及び交付金の中に、小国高校支援補助金180万円、それと小国高校ホッケー全国大会補助金36万円を歳出させていただいております。その下になります。

目の3国際交流指導費。決算額が320万円でございます。委託料、語学指導委託料として小中学校の英語助手をしていただいている経費でございます。

その下の目の4小中高連携事業推進費。決算額605万8千185円でございます。ここでは213ページ目の12役務費の中の一番下にございます検定手数料として135万5千265円を歳出させていただいております。これは学力向上に向けた取り組みとして、小中学生の漢字検定及び英語検定、そのほか、小学校で学力テスト、中学校では対策確認テストを受けたものでございます。続きまして、その下になります。

項の2幼稚園費、目の1教育振興費の決算額5万円につきましては、私立幼稚園補助金として 歳出しているものでございます。

その下でございます。項の3小学校費、目1学校管理費。決算額は9千93万8千805円でございます。主なものとしましては、1の報酬、学習・生活活動支援員報酬として1千133万4千円。

217ページをお願いします。上から5段目になります。13委託料の中のスクールバス委託料として4 千4 4 9 万6 千円。それと、委託料の下から二つ目になります。空調機設置工事実施設計委託料として257 万6 千773 円、設置工事につきましては、今年度発注しまして完了間近となっております。それと一番下にございます18 備品購入費、机・椅子購入費として273 万9 千69 円です。机・椅子の購入台数といたしましては共に78 台でございます。

次に、218、219ページ中ほどにございます。目2教育振興費、決算額が260 万955 円でございます。主なものといたしまして、修学旅行費の補助金として38 万4千円。対象者 15 人8千円の15 48名分です。15 20の扶助費は、就学援助を目的として歳出しているものでございます。平成 15 30年度は15 23名の児童が対象になっております。

その下になります。項の4中学校費、目の1学校管理費、決算額は3千133万9千481円でございます。学校管理費につきましては小学校と同じく、学校を管理運営していくための必要な経費を歳出させていただいております。主なものとしましては、221ページ、学習・生活活動支援員報酬として599万2千156円です。

それと223ページの委託料の中に、空調機設置工事実施設計委託料として204万5千627円。下から二つ目になります。18備品購入費として387万1千442円、これは環境整備として無線LAN設置費用と電子黒板の購入費でございます。

続きまして、次のページになります。 224、 225ページ中ほどにございます。目2教育振興費、決算額は441万2千131円でございます。小学校と同じく修学旅行の補助金として80万円、対象は1人1万6 千円の50名分でございます。また、就学園児を目的としまして、扶助費として支出済額合計319万2 千928 円を歳出させていただいております。 26 名の生徒が対象になっております。

続きまして、下のほうにあります目3寄宿舎居住費、決算額が1千376万7千976円。寄宿舎の管理運営に係る経費を歳出させていただいております。平成30年度の寄宿舎生徒数は、 男子が12名、女子が16名、計28名でございました。

次に、228、229ページをお願いします。ここからは社会教育費でございます。目1社会教育総務費、決算額は742万2千330円でございます。社会教育総務費の主なものとしましては、19負担金補助及び交付金として婦人会及びPTA、ほか各種団体の補助金を歳出させていただいております。

次のページ、230、231ページの中ほどにあります。節25積立金、奨学金事業基金積立金316万3千780円、これは当該年度中に返還された奨学金を積み立てているものでございます。現在貸付者8名の方が対象で、全員の方から返還があっております。

続きまして、その下になります。目2公民館費、決算額は84万6千671円。公民館費は主 に小国町の文化祭、成人式及び子ども会に係る経費を歳出させていただいております。

次に、232ページ、233ページの目4文化財保護費、決算額69万5千421円でございます。小国町には現在、国指定が3件、国登録が7件、町指定が12件の文化財がありまして、その保護に係る費用として歳出させていただいているものでございます。

その下になります。目5交流多目的施設費、決算額は527万8千292円、ここでの経費は あみだ杉の館、小国町図書室の管理運営に係る経費を歳出させていただいております。

次のページ、234、235ページの下のほうになります。目6町民センター費、決算額が3 1万3千225円、今年1月19日に多くの関係者の方、また議員の皆様にも御出席をいただき ましてオープニングセレモニーを開催させていただきました。その後、3月末までの維持管理費 に伴う経費でございます。

続きまして、236、237ページでございます。目1保健体育総務費、ここでの主なものは スポーツ振興を目的としまして、各種団体、各種大会開催経費、あるいは大会出場に係る補助を 行っているものでございます。

続いて、次のページ238、239ページの中ほどにあります。目2体育施設費、決算額は2 千380万968円でございます。体育施設費は主に林間広場グラウンド、小国ドーム、旧小学 校体育館の維持管理に係る経費でございます。

続いて、241ページの中ほどにあります。19負担金補助及び交付金、省エネサービス事業 負担金1千万円がございます。これは寄附金を充当したものでございまして、小国ドームの照明 をLED化へ改修工事を行いまして、以前より電気料も月4万円ほど安くなっております。また 状態も良く、明るくなり、夜間も使用しやすくなっております。

その次に、目3給食センター費、決算額は6千330万4千564円でございます。小中学校の給食及び小国支援学校給食の委託を受けておりまして、給食センターの維持管理及び給食づく

りに係る経費でございます。

続いて、246、247ページをお願いします。中ほどにあります。目1地域コミュニティ施設災害復旧費、19負担金補助及び交付金の50万円の553万8千円が教育委員会のほうで歳出させていただいております。

次に、248、249ページをお願いします。下のほうになります。目1繰出金でございますが、坂本善三美術館特別会計への繰出金として917万6千642円がございます。

次に、歳入について説明をさせていただきます。

28、29ページをお願いします。目5教育使用料、学校教職員住宅使用料として87万54 8円。これは広瀬、関田教職員住宅入居者8名分の住宅使用料でございます。その下の小国ドーム使用料として38万5千200円、それから夜間照明施設等使用料、それから町民センター使用料、学校用地使用料がございます。

続きまして、38、39ページをお願いします。下のほうになります。目7教育費国庫補助金、収入済額が189万4千円でございます。小中学校費補助金として特別支援教育就学奨励費補助金及びへき地児童生徒援助費補助金を国から受け入れているものでございます。

続いて、54ページ、55ページをお願いします。目6教育費県補助金です。収入済額が32万8千50円でございます。水俣に学ぶ肥後っ子教室補助金、地域改善対策奨学資金事業市町村返還事務費交付金、児童生徒のスポーツ環境整備事業補助金をそれぞれ県から補助金として受け入れているものでございます。

続いて、59ページをお願いします。目5教育費委託金、小国支援学校給食費の委託金として305万508円を受け入れております。

61ページをお願いします。上から二つ目の美術品取得基金、中ほどにあります奨学金事業基金積立金利子収入。それと63ページの上のほうにございます。小国町学校教育施設整備基金積立金利子収入は教育委員会所管のものでございます。

それから、次のページの64、65ページをお願いします。目4教育費寄附金として1千30 0万円。

69ページをお願いします。中ほどになります。奨学金貸付金元金収入として136万8千円、 過年度分として179万円を収入しております。

71ページをお願いします。上から三つ目になります。中学校寄宿舎宿泊負担金95万2千円、体育施設自動販売機収入が24万6千614円。それと73ページにございます。上から、六つ目になります。太陽光発電売電料として36万5千856円。

最後に、76、77ページの一番下にございます。目2給食収入、学校給食収入といたしまして2千671万9千372円。次ページの79ページの過年度分として17万7千360円がございます。

以上、教育委員会管轄の決算について説明をさせていただきました。

議長(松﨑俊一君) ここで暫時休憩いたします。11時10分から。

(午前11時00分)

議長(松﨑俊一君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時10分)

議長(松崎俊一君) それでは、それぞれの歳出課目ごとに進めていきたいと思いますので、よろ しくお願いします。議員におかれましては、別紙両面の特別会計の分掌事務一覧表を御覧になっ てください。本日はこの表のピンク色に塗られた部分です。

それでは、歳出のほうからページを追っていきたいと思います。

まず114ページ、12行政相談費。それから、116ページからの14住民支援費、それからもう1個、126ページから次のページまであります戸籍住民登録費、この3本をいきます。 よろしくお願いします。

5番(児玉智博君) では115ページの行政相談費の中の無料法律相談顧問弁護士謝礼について 質問します。

これはやはり報償費として払われておりますけれど、無料法律相談事業を町がやって町民の人に相談に来てもらうわけですから、やはり業務委託としてやるべきなのではないかと思うのです。 その上できちんと随意契約をするにしても3社ぐらいから見積もりを取って、ではその36万円というのが毎月1回の法律相談においてもうちょっと下がるかもしれないわけだし、それはきちんとやるべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

住民課長(時松洋順君) お答えいたします。

顧問弁護士謝礼につきましては、御存じのとおり小国町出身の河津弁護士にお願いしてございます。そういう経緯につきましては、やはり地元出身の弁護士ということでずっと町のほうにも関わっていただいておりますし、町民の方のお話もすごく理解が早いのではないかというようなところで、当然、もう町の顧問弁護士でもございますので、そちらのほうにお願いしているというところでございます。

5番(児玉智博君) では何でこの報償費で払うのかと。きちんと業務委託をするべきではないか と思うのですが、何で報償費で払うのですか。何か合理的な理由があるならそれを説明してくだ さい。

住民課長(時松洋順君) 後ほどお答えしてよろしいでしょうか。すみません。

5番(児玉智博君) 後ほど答えられるならいいのですけれど、合理的理由がないならないともう はっきりこの場で言ってください。

住民課長(時松洋順君) すみません、確認する時間をいただきたいと思います。よろしくお願い します。

- 議長(松﨑俊一君) ほかに質疑ございませんか。
- 町長(渡邉誠次君) すみません、先ほど金婚式で私挨拶のときに、質疑の中ではないのですけれ ど、金婚式の数が33組66名は間違いではありませんでしたけれども、出席されてた方が28 組出席されてたと、ちょっと勘違いしておりました。33組66名の方が小国町で金婚を迎えら れたということでございます。
- 議長(松﨑俊一君) 行政相談費、住民支援費、戸籍住民登録費、ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

- 議長(松崎俊一君) では、次に進みます。次が民生費、社会福祉費の目でいきますと社会福祉総務費、132ページから139ページの国民年金事務費までです。目が社会福祉総務費、それから2番の障害者福祉費、それから3番の国民年金事務費です。
- 9番(熊谷博行君) 民生費の中の福祉協力員のほうです。報酬 50人、民生委員の方が25名、 単純にこれ掛ける2の割合なのですか。

それと、嫌な質問なのですが、私も福祉協力員をしてましたが、実際、福祉協力員の仕事の内容と本当に成果が上がっているのかをお答えください。

福祉係長(北里仁尋君) 報酬費については福祉協力員の方1人2万円の50名の100万円です。 事業内容としましては、一応、民生委員のサポート、民生委員からいろいろな1人で回り切れな いところのサポートをお願いしたりすることになります。実績という形では報告は上がってきま せんが、民生委員のほうにお手伝いをしていただいているような状況です。

- 9番(熊谷博行君) 人数が50人で民生委員の倍なのですが、地域によっては3人いる方もいれば1人の方もいるのかと思いますが、割合はどのくらいの割合で配置しているのですか。
- 福祉課長(生田敬二君) 福祉協力員につきましては、制度が始まって6、7年だと、すみません、もう少し前になります。もともと民生委員の業務がかなり多岐にわたって増えてきたというところもございまして、手伝いをいただける形での福祉協力員というような定義でした。内容としましては、各地域ごとに民生委員のいろいろな取り組み方も違ったりしておりまして、民生委員のほうから何人必要かというか、この地域にちょっと離れてる地域があったりする地域もございますので、そういうところで出していただいたものですから、どの地域に2人ずつとかという形ではございません。実際のところ多い部では4、5名いるところもありますし、民生委員によっては「いえ、私が自分で1人でしますよ。」というところも実際ございますので、各地域に均等に配置をされているというものではございません。町全体として50名ということで御理解いただきたいというふうに思ってます。
- 議長(松﨑俊一君) ほかに質疑ございませんか。
- 8番(松本明雄君) 8番です。

今の件についてもう少しお願いがあるのですけど、民生委員の方がなかなか交代ができないという方もいらっしゃいます。それで、いろいろ大変だとは思いますが、代わる方がいらっしゃれば、この前あったのは電話でちょっとお願いしたら、その方が非常に気分を害されたという方もいらっしゃいますので、なるべくそこに行って、お願いするときは課長か審議員かどちらか行って丁寧にお願いをしていただきたいと思います。なかなか今部長とか民生委員とかなっていただく方がほとんど役場のOBにお願いしていればどうにかなるような形になってますので、そうではなく、やっぱり地域の方がいらっしゃれば早め早めに交代を探して代わっていただくか、長くしていただく方はもうありがたいことなのですけれど、なかなか大変な仕事になりますので、よろしくお願いしたいと思います。

福祉課長(生田敬二君) 民生委員につきましては、基本的に今継続してお願いしているというようなところではございます。今回、今年度11月いっぱいで今の任期が切れます。今の委員の。12月からが新しい任期で3年間ということでございます。今回、年度当初に部長会を通しまして、部長のほうに実は地域のほうからの推薦で民生委員を御推薦いただけないだろうかというところでお話をしました。各地域から今の民生委員にもお話があったかと思いますけれど、そういう形で地域のほうからの推薦という形で出てきております。ただ、一部どうしても見つからないということの相談があったりしますものですから、そこについては町の福祉課を中心にしてお願いに上がったりしたという経緯はございます。各地域によってちょっとまちまちなところというか、選び方もそれぞれ違う部分もありますので、どうしても見つからないところについては、町のほうで対応をさせていただいているところでございます。

議長(松﨑俊一君) ほかに質疑ございませんか。

4番(久野達也君) 135ページの地域福祉(活動)計画策定業務委託料について、若干お尋ねさせていただきたいと思いますけれども、予算のときには説明があったかもしれませんけれども、私たち3名、当初予算の説明を聞いておりませんので、若干御質問をさせていただきたい部分として、この活動計画策定業務委託料に関して、確か歳入のときに75ページで社会福祉協議会負担金として2分の1の策定業務及び推進と書いてありますので、推進がどんなに含まれてるかわかりませんけれども、策定に当たって2分の1負担をいただいているということであれば、ちょっと疑問に思ったのが、町が策定すべき計画書に社会福祉協議会が負担するのか、社会福祉協議会が策定すべき計画書に町が事業主体としてやったのか、どんなかなとちょっと疑問に思いましたのでお尋ねしたいと思います。

福祉係長(北里仁尋君) お答えします。

地域福祉計画が町が策定するものになります。地域福祉活動計画が社会福祉協議会が策定する ものになります。それを合わせて作成をしております。今回第4次ということで、5件間計画で 作っております。今回につきましては、策定業務委託料と、あとそれに伴う策定委員会を設置し ておりまして、それの報酬費と旅費、費用弁償等も折半しておりますので、委託料のちょうど半 分にはなってないところです。

以上になります。

議長(松﨑俊一君) ほかに質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(松崎俊一君) それでは進みます。ページでいきます。140ページ、目の医療費一部負担金から143ページ、後期高齢者医療事業費までいきましょうか。医療費一部負担金、高齢者等活動支援促進施設費、後期高齢者医療事業費。よろしいですか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(松﨑俊一君) それでは142ページの8人権政策費、それから9隣保館運営費、これがページでいきますと147までですか。

5番(児玉智博君) 人権政策、全般的に質問をしたいと思います。 2016年に同和差別解消推進法というのができて今日に至っております。ただ、歴史的経緯を見ますと、1969年に同和対策特別措置法ということで、特別措置法という形でできて、それぞれ国、自治体が同和対策に取り組んできました。それが2002年に終了したわけですけれど、そのとき総務省の大臣官房地域改善対策室というところが通知を出していて、今後の同和行政についてという題でした。特別対策を終了する理由は、一つが、これまで膨大な事業の実施によって同地区の状況は大きく変化した。二つが、特別対策を続けていくことは差別解消に必ずしも有効ではない。三つが、人口移動が激しい状況の中で同和地区関係者に限定した施策を続けることは事実上困難と、この三つの理由を通知していたわけです。しかし、2016年に今度は恒久法として同和差別解消法という形でできたわけですけれども、この法律では自治体に地域の実情に応じた施策として相談体制、教育啓発、実態調査というのを求めています。小国町はこの相談体制と教育啓発と実態調査が、この法律ができたことで以前とどういうふうに変わっているか教えてください。

住民課長(時松洋順君) お答えいたします。

今議員がおっしゃられた法律につきましては、部落差別の解消の推進に係る法律のことかと思います。今議員がおっしゃられたとおりの経緯を取りまして、部落差別のまだ現存している状況を踏まえた上で、国のほうで法律の中にまだ現存しているというふうに明文化された法律でございます。おっしゃられたとおり、地域の実情に応じた対策を講ずるように努めなさいという文章もございます。この法律ができた、それを契機として新たに体制を整えたというところではございませんけれども、今も隣保館のほうで相談があればきちんと相談体制を取っておりますし、教育啓発の部分につきましても、部落差別を根底に据えてあらゆる差別の解消を進めるというところで、以前から町としては変わらぬ姿勢で施策を取ってきたところでございます。それにつきましては、やはり部落差別だけを解消しようとしてもなかなかうまくはいかないと思います。部落

差別以外の差別もございますし、そういった差別の根底に残るものはよく似通っておりますので、特定の問題だけではなく、部落差別をはじめあらゆる差別をなくしていこうという基本的な姿勢で、それも確認しているという感じではございますが、今後も教育啓発につきましては進めていきたいと思っております。特別対策につきましては、御指摘のとおり法律的には終了したものでございますが、問題といたしましては、御存じのとおりまだ差別が残っておりますので、一般施策として必要なものを推進させていただきたいというふうに考えているところでございます。

- 5番(児玉智博君) 部落差別が残ってるというのは私は御存じないです。知りません。それで、 今相談体制というのは隣保館で前からされていたけれど、今も継続してるということでした。それで、ではどれぐらい相談があったのか実績を伺いたいのと、国は今言われた相談体制と教育啓発以外に、もう一つ実態調査もするようにと求めているわけです。町はその実態調査をどのような形でやっているのですか。
- 住民課長(時松洋順君) 実態調査につきましては、まだ国のほうから詳細な通知がございません ので、今のところそれを待っているといったところでございます。相談件数といたしましては、 仕事関係で数件、昨年度ございました。
- 5番(児玉智博君) やはり実態調査というのが一番慎重にやらないといけないことではないかな というふうに思うのです。やはり何よりこの法律ができたことで、私が、恒久法としてできてし まったわけですけれど、一番危惧するのがいわゆる部落解放同盟、解同化、これまで自治体であ ったりとか教育に対して介入をしてくるというようなことが実際あって、これは関西とかのほう ですけれど、八鹿高校事件とかの暴力事件なんかに発展したりしてるわけです。やはり、それが 今度できた法律がまたそれが復活するような根拠になるようなことになってはならないというふ うに思います。それで、実際、これは議員発議で法律ができたわけですけれど、同時に付帯決議 というのがあって、私これ非常に重要なことではないかなと思うのがあります。その中で付帯決 議は三つあるのですけれど、一つは要旨を言えば、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動と部落 差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて総合的に施策 を実施することというふうに一つは言われております。二つは、当該教育及び啓発により新たな 差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、 その内容、手法等に配慮をすることということが言われてます。三つが、国は部落差別の解消に 関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査 により新たな差別を生むことがないように留意しつつというふうになってますので、三つ目につ いては、国も慎重になるからこそなかなか調査方法なんていうのを自治体に下ろせないような状 況なのではないかなというふうに思うのですが、やはり下りて来たとしても新たな差別を町が実 態調査をしたことで生んでしまったというようなことがないようにしていただかないといけない と思いますし、やはりあとの二つの教育啓発についても、また、あるいは民間運動団体の介入に

ついても、やはり町は毅然とした態度を持って、やっぱり部落差別の再生産とか後退にならないように、くれぐれも注意をしていただきたいということ述べまして、とりあえず質疑を終わります。

- 議長(松崎俊一君) ほかに質疑ございませんか。
- 8番(松本明雄君) 149ページの放課後健全育成事業委託金の240万円なのですけれど、これは全部人件費なのですか。そこの説明を。
- 議長(松崎俊一君) ちょっと待ってください。それでは、147ページから児童福祉費、それから153ページの児童館運営費までを、一応、エリアとします。今の松本議員の質問に答えてください。
- 子ども未来係長(笹原正大君) 4月から福祉課の子ども未来係長を拝命しました笹原と申します。 よろしくお願いいたします。

それでは、質問の回答をさせていただきたいと思います。放課後健全育成事業委託金につきましては、小国町のほうは1カ所、小国児童クラブきらきらが運営をしておりますけれども、この240万円の委託料の中というのは人件費を占める割合というのがほとんどではありますけれども、それだけではございませんで、例えば浄化槽の清掃代ですとか、あとは光熱水費、あとは備品です。例えばコピー機とか電話代、そういった部分の施設の運営に関わる費用についてもこちらの委託料の中から賄っていただいているというところであります。ただ、おっしゃるとおり人件費の部分についてが大きな割合を占めているところであります。

以上です。

- 議長(松﨑俊一君) 8番よろしいですか。
- 8番(松本明雄君) はい。
- 7番(西田直美君) すみません、私知らなかったものですが、この放課後健全育成事業というの はどういうものかというのを、簡単に説明していただけますか。
- 子ども未来係長(笹原正大君) すみません、先ほどの質問で委託先のほうについては、申し訳ご ざいません、まず保護者の会がございまして、そちらの保護者のほうに委託をさせていただいて いるところでございます。

それから、次の質問にございましたどのような事業かというところでありますけれども、町のほうで放課後健全育成の児童クラブを設置しているわけですけれども、こちらの内容といたしましては、昼間保護者のいない小学校の児童に対しまして、授業の終了後に施設を利用することで適切な遊び及び生活の場を与えて、児童の健全な育成を図っていくということが大きな目的として設置しているものであります。

以上です。

7番(西田直美君) それで、遊びと生活の場を提供するというところでいうと、このモニターと

いうかどういうことをやっているかとか、それが子どもたちにとってどういうことになっているかというような調査といいますか、そういうことはやっていらっしゃるのですか。もしくは、その放課後クラブの活動に対する報告書みたいなものを提出とか、そういうのはあるのでしょうか。

- 子ども未来係長(笹原正大君) 報告書という形では委託料になっておりますので、年に1回の報告というのをいただいています。総会も年に1回開催されておりますので、その実績報告という部分でいただいてますけれども、町の担当者も総会のほうには一緒に参加をさせていただいて、その状況とかそういった部分については、保護者の方、それから指導員の先生もいらっしゃいますので、お話を一緒に伺っているというような内容でございます。
- 議長(松﨑俊一君) ただいま147ページから153ページまで、児童福祉費、保育園費、児童 館運営費ですか、その3本いっております。

ほかに質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

- 議長(松崎俊一君) では進めます。ページで154ページ、目の保健衛生総務費から161ページ、清掃総務費までをお願いしたいと思います。保健衛生総務費、それから予防費、環境衛生費、それから清掃費の中の清掃総務費と4本あります。154ページから161ページになっております。
- 5番(児玉智博君) 157ページにがん検診がずらっと並んでおりますが、今AYA世代のがんというのが非常に予後が悪いということで言われてます。実際、最近だと競泳の池江璃花子選手が白血病になられたりもして、そういう著名な人がいわゆるAYA世代の人でがんが発症するようなのが出ておりますが、残念ながら町が委託しているがん検診というのはそれが対象になってません。やっぱりそういう世代に対しても啓発であったりとか、やっぱり定期的なチェックなんかをしてもらうために、年齢を下げていくような考えはないでしょうか。
- 健康支援係長(高村純子君) すみません、回答の前に自己紹介をさせていただきます。 4月から 福祉課で健康支援係長をしております高村と申します。本日はよろしくお願いいたします。

先ほどの質問にお答えします。今町がやっているがん検診は国の推奨するがん検診と対象年齢に基づいてやっております。幾つかは国の推奨するがん検診よりも年齢を引き下げて実施しておりますが、そのほか有効性が認められるようなものに則って、国の指針に基づいてやっていきたいと思っております。

議長(松﨑俊一君) ほかに質問ございませんか。

副議長(時松昭弘君) 1番、時松ですが、161ページ、清掃費の中の清掃RDFの9千376 万9千円というのが運営の負担金があります。これは去年度の決算の中ですから、広域のほうで 今度RDFの仕組みが少し変わりましたですが、そこあたり、決算の中身について質問するので はないのですけれども、今後の方向性としてどのような形で町長以下担当者がお考えになってる のかお尋ねをしたいと思います。わからないのならわからないでいいです。

- 住民課審議員(穴井 徹君) 現在のところ、今後の方針についてはっきりしたところは、まだ広域行政組合のほうからはお聞きしておりません。現在調整中ですが、担当の所管課長と担当者会議ということで、現在広域のほうで、各市町村でスケジュール調整をしているところですので、そこで来年度についての最初の所管の担当者会議ということでお知らせがあると思われます。以上です。
- 副議長(時松昭弘君) 1番ですが、ここでちょっと町長に広域の関係で副管理者ということにな ってますので、一応提案をしたいと思います。と申し上げますのも、このRDFの関係の分が今 回大牟田工場から大分のほうに移行されましたが、この大分のほうの関係で全体的に阿蘇広域行 政組合の中でも負担金の割合が、本来ならば町村負担の分が減ってくるわけです。全体のRDF の分の移管が変わりましたから。この管理者会議等の中でも広域の中で、もちろんごみ関係もあ りますけれども、消防関係、消防車関係とか施設関係が全体的に小国の北部分署も含めて阿蘇郡 全体が老朽化してると、また場所の問題とか、今ドクターヘリの関係等もありまして、やっぱり 施設が広域の関係者に言わせると、なかなか、小国の場合は木魂館あるいは林間広場というよう な形になってますけれども、本来ならば広域消防の小国北部分署の中に、電線とかいろいろな問 題もありますけれども、そういった施設を移転するとかという形で、長期的な観点から、備品も もちろんですけれども移転をするとか、あるいは特に南阿蘇村ですか、あそこあたりもいわゆる 訓練棟なんかがもうさびで倒れかかって、今中部まで来てるというような状況です。ですから、 こういった負担金の割合を同じく、今後これがずっと少なくなるほうがいいのですけれども、今 のごみの分の負担金の分を今までどおりに負担をしていくのか、あるいは全体的に広域と各町村 と議論をしていただかないと、なかなか、町長も今度は広域のほうに入って初めてだろうと思い ますけれども、このことも以前から前町長のほうに私も何回も言ってました。なかなかそういっ た実現をしてない。わかりましたということぐらいで終わってましたが、やはりこういったこと も考えて次の広域の中の会議の中に臨んでいただきたい。また、住民課のほうもそういった地域 の要望等もしっかり上げていただいて、やっぱり北部分署の施設改良なんかにご尽力していただ ければというふうに思います。

以上です。

町長(渡邉誠次君) 御提案ありがとうございます。私のほうも北里町長から広域のことについて は少しお話を譲り受けております。やっぱり阿蘇圏内といいますか、全体的な広域のところに関 しても、消防それからRDF等々含めて施設のことも聞いております。また、高森の草村町長を 含めて市町村長と一緒に話をしていきながら、広域の中でも少しもう話題にも出てきております ので検討はさせていただきますし、一緒に議論を深めていきたいというふうに思っております。 以上です。

- 議長(松﨑俊一君) ほかに質疑ございませんか。
- 8番(松本明雄君) すみません、せっかくページが進んだのですけれど、終わったなと思って勝手にまた質問したいと思います。

今さっき、児玉議員からがんのことが出てましたけれど、この検診によって小国町では何名の 方ががんが見つかったのか。その辺はプライバシーの関係もありますので全体の数でいいですけ れど、教えていただければお願いします。

- 健康支援係長(高村純子君) 平成30年度につきましては、要精密検査の結果が今返ってきている段階なので報告は上がっておりませんが、平成29年度の結果でいきますと、胃がんが2名、乳がんが2名となっております。
- 5番(児玉智博君) ちょっと話を戻していただきましたので、私も最後に一言だけ。ありがとう ございます。要するに、さっき言いましたAYA世代のがんというふうになると、やっぱりどう しても小さなお子さんがいる親御さんなんかがその世代に当たるわけです。それでやっぱり予後 が良くないですから、早め早めに見つけていかないと亡くなってしまう方というのが出てくると 思います。やっぱりそういうことも含めて、国の有効性とかで判断していくというのも非常に大事ですが、ではそれ以外に何か町もこのがん検診の対象年齢を下げるとかという考えがないので あれば、やっぱり別の方法なんかもぜひ考えていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。
- 健康支援係長(高村純子君) 本町で実施していないがん検診などもあると思いますので、他町村 の動向なども聞きながら、今後検討してまいりたいと思います。
- 議長(松﨑俊一君) ほかに質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

- 議長(松﨑俊一君) では、また質疑漏れ等がございましたら、また後で受け付けますので。
 - ページを進めます。206ページ、教育費、教育総務費の教育委員会費、それから211ページの事務局費、ここまでいきたいと思います。教育委員会費、事務局費。
- 9番(熊谷博行君) 今さらなのですが、教育委員の業務内容をもう1回説明していただきたいのですが。
- 教育長(麻生廣文君) 教育委員の業務内容と、少しざっくりといいますか概要になるかなと思いますが、これは地方教育行政の組織及び運営に関する法律というところで、教育委員会であったり教育委員の仕事等が規定されております。まず教育基本法に則って教育の機会均等であったり、それから教育水準の維持・向上及び地域の実情に応じた教育の振興を図ると。国や県との連携のもとに適切な役割分担を国や県と取りながら、相互協力のもとに市町村の教育を司るということで、教育長並びに教育委員4人というのが一般的に置かれております。その中で、先ほどの地教行法と簡単に私たち申し上げておりますけれども、その中では学校の設置、管理、廃止、財産管

理等こういった部分、あるいは職員の任命とか人事、それから就学、転学、退学等、いろいろな 学校教育等に関わります部門の業務を教育委員会事務局のほうで行っておりますけれども、そう したもののチェックをしていくといったようなところが大きな仕事になっております。

- 9番(熊谷博行君) 大変難しい、要するにざっくり言えば年に何回集まって会議をするとか、運動会に行くのは誰でも行くからそれはいいのですが、ほかそれ以外に議員が行く以外の何か毎月 集まって何をするとか、そういうのを教えていただきたいのですが。
- 教育長(麻生廣文君) すみません、そうした目的のもとに教育委員会の事務局もありますし、それをチェックする教育委員会というものも開かれております。大体、年間に10回程度行っております。内容につきましては、議会に教育委員会の予算を上げたり、あるいは補正を組んだりするとき、あるいは条例、あるいは規則等の変更、そういった、あと文化財保護委員、社会教育委員たちが代わるとかといったようなときに、教育委員会を開きまして承認を得て、その上で議会のほうに、例えば予算等については補正も含めて上げているというような状況でございます。あと、ここ3年ぐらいに限りましては、道徳や本年度は小中学校の教科書の採択、こうした部分で毎年2回ずつぐらいは別に集まっております。

- 9番(熊谷博行君) ありがとうございました。
- 議長(松﨑俊一君) ほか質疑ございませんか。211ページの国際交流指導費の前まで。
- 7番(西田直美君) 211ページの負担金補助及び交付金のところで小国高校の支援補助金というのが180万円計上されているのですが、これはどういうことに使うのか教えていただいてよろしいでしょうか。
- 学校教育係長(後藤栄二君) 昨年の補助金のほうなのですけれども、小国町から180万円、南小国町から120万円を支給しております。支出額の合計は利子も含めまして300万11円となっております。支出の内訳としましては、生徒の学力向上及び進路の目標達成に係る事業としまして100万7千893円、この中身は検定料、資格取得に関する補助となっております。それから、課外費における補助を行っております。それから職員の研修に係る事業としまして28万6千39円です。内容としましては、先進校視察、それから入試研究会への参加の補助を行っております。それから広報活動の事業ということで48万1千890円、この中身につきましては、全国大会出場あたりの看板製作とか、小国高校を説明する看板あたりを製作しております。それからPTA新聞の作成に充てております。それから、あと事務局費として事務経費として15万8千595円です。それから就学支援事業60万1千690円です。中身につきましては、主に新入生の入学金の補助としまして48名に補助しております。それから部活動の支援事業として46万3千900円となっております。中身につきましては高校総体への参加あたり、バス代あたりで支出しております。

以上、経費の内訳については今述べたとおりです。

7番(西田直美君) それで、先ほどの学力向上、内容に関しては私もちょっといろいろ思うところがあるのですけれども、例えば職員研修などで、以前、島根県の海士町なんかに学校の先生たちが行かれたということは私も聞いておりますが、ではそれが今小国高校の現実に何が生かされてるかというと、どうも思えない部分がいっぱいあるので、それは後々また一般質問でさせていただこうと思っているところではあるのですけれども、何かこの辺の見直しというか、そういうのは年度ごとぐらいにどういうふうになさっていらっしゃるというのをちょっとお伺いしたいのですが、学校のほうで管理職以外の先生たちとの、もちろん報告書とか出ると思うのですけれども、その見直しを学校と教育委員会とのほうでどのようになさっていらっしゃるかということをちょっと伺いたいと思います。

教育委員会事務局長(石原誠慈君) 今の御質問なのですけれど、一応、町として今さっき言いました補助は出しているところでございます。その小国高校の発展の会というのがありまして、すみません、ちょっと名簿はないのですが、二、三十名の方がいらっしゃいます。その中で会長もいらっしゃいますので、次年度に向けて話し合いをしていくという形でございます。協議とかですね。ということで、そこには教育委員会の教育長だったり、私、事務局長も入っているところでございます。

以上です。

議長(松崎俊一君) ここで暫時休憩をいたします。昼の会議は1時から行います。

(午後0時02分)

議長(松﨑俊一君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

議長(松﨑俊一君) ただいま206ページの1教育委員会費から2事務局費まで行っております。 住民課審議員(穴井 徹君) すみません、午前中の児玉議員からの弁護士謝礼についての報償費 での支払いについてということで回答をさせていただきます。

通常、熊本県の弁護士会が公表しております弁護士相談料は30分5千円となっております。 小国町の場合は無料法律相談ということで朝の10時から午後3時まで、昼の時間を外しますの で、実質4時間が相談の時間に充てていただいております。ですが、小国町に弁護士がいないと いうことで、熊本市から見えるということで、実質、ほぼ1日弁護士を拘束しているような状態 になっております。その場合で、4時間で計算した場合でも4万円プラス消費税で4万3千20 0円、プラス実費の交通費等が加算されますので、1日当たりでいくと5万円は超えると思われ ます。今現在の支払い状況で言わせていただくと、1日3万円ということで河津弁護士のほうに、 弁護士の中で破格の値段で行っていただいておりますので、どちらからというと謝礼的な要素が 強いということで報償費のほうの支払いを行っております。お話にありましたように、見積り等 をもし徴取した場合は逆に高くなるのではないかという可能性もありますので、現状の謝礼的要素の強い報償費ということで、総合的に判断した結果となっております。

- 謝礼という形であればもう単発で、例えば町がある日に弁護士の無料相談を 5番(児玉智博君) しますから、どうぞ相談のある町民の方いらしくださいとやりましたとするならいいのですけれ ども、結局、これ恒久的に毎月1回必ずやるわけです。これはもう明らかにそういう決まってず っとやるのであれば、業務委託できちんとそういう契約書を交わしてやるべきなのではないかと 思うわけです。結局、さっき課長が言われた理由の中に、ずっと顧問弁護士にもなってもらって、 小国のこともわかっていらっしゃるからというふうな形でやっているわけ。結局、総務課のほう の顧問弁護士委託があってのこちらの住民課の住民相談のやつみたいな関係になっていると思う のです。でもそこはやっぱり切り離して、町が相談に乗るわけではなくて、基本的に、町の職員 も相談に行くこともあるかもしれないけれど、基本は町民の人に相談に乗ってもらうというのが 目的だと思うので、これは別に顧問弁護士にそもそもが限定する話ではないと思うわけです。大 体、1日にして3万円で破格のというふうにおっしゃいましたけれど、でも大体30分5千円に なっているけれども、大体どこも今実態としては1時間5千円の相談料のところが多いと思いま す。それで、4時間丸々相談に応じているわけではないし、昼飯もこちらで用意しているわけで しょ。大体、弁護士に例えば債務整理なんかを依頼して、熊本市から弁護士を呼んで業務しても らうと、大体1日の日当が3万円ぐらい取られるのです。ということは、日当で考えるなら1日 3万円というのは妥当な額をたぶん町は払ってると思います。ですから、やっぱりきちんと私は 業務委託としてやって、結局、報償費というとその人に限定してしまうわけですから、限定せず に業務委託という形でやって、何社か見積りを取って、それで一番安い人と契約をすると、これ が一番町民の利益になると思いますので、ここは改善をお願いしたいと思います。
- 住民課審議員(穴井 徹君) 顧問弁護士との関係は私のこの段階では何ともお答えできませんが、 先ほども言いましたが報酬的にも実情としてはそういった金額もあるということでしょうし、私 も以前別の業務で別の方にお願いしたときは、午前中だけで3万円プラス交通費とかという形で、 午前中というか移動時間を含めて午前中ということで3万円プラス交通費とかという形でお支払 いをしたこともありますので、現状としては金額的には安いと思います。あとは継続的に相談に 来られる方もいらっしゃいますので、年度ごとでもし弁護士が代わるというような状態ができた ときにいかがなものかというのも一つは懸念されますし、あと定期的に行っておりますということですが、それは町民の方が相談に来られるときに、大体毎月25日、休みの日であれば前後で 調整しておりますが、それは町民の方が毎月忘れずに相談に来やすいような形で、できるだけ定 例の同じ日に毎月ということで開催しておりますので、必ずしも、相談しやすい体制、回数をで きるだけ多いほうがいいということでそういった形をとっておりますので、12回というふうに

決めているわけではありません。

以上です。

5番(児玉智博君) それなら、12回に決めていないのであれば、でもこれは毎年同じ額を支払ってるわけではないですか、ではもし、これは予約制ではないでしょ、予約がないからでは来月10月はやりませんなんていうことはないわけですね。だから事実上12回やってるのに、契約自体をもうそこは明確に12回やるなら12回やるというふうに決めたほうが私はいいと思いますし、それに継続して相談するのにというふうにおっしゃいましたけれど、実際、継続的に相談してる人はいるのですか。大体聞くともうあまりそれはだめと、無理と言われてもうそれ以上話ができなかったなんていう話も聞くわけですけど、実際、本当に問題を抱えてたら、毎月毎月の無料相談で相談をして、では自分でいろいろな家庭裁判所とか簡易裁判所に行ってとかというやり方もありますけれど、基本的にはやっぱりもうある程度無料で相談をして何とかできそうならといったら正式に弁護士と契約をして、その次はもう有料で事務所に行って相談をするとかという流れになると思うので、あまりそこの継続性なんていうのは考える必要がないと思います。

議長(松﨑俊一君) 進みます。206ページ、211ページ。

教育委員会事務局長(石原誠慈君) 午前中、西田議員の小国高校の補助金のことについて答弁を させていただきます。

まず、この補助金が決まる経緯につきましては、毎年、前年度、11月中旬ぐらいに小国高校から要望書が上がってきます。これは小国だけではなくて小国郷で南小国町にもそういう要望書が上がってまいりますので、その後、両町長、それと教育委員会の事務局長、それと学校側、校長先生をはじめ管理職の方々と協議をいたしまして金額が決定するようになっております。そういう中で両町で話して出せるところ出せないところの部分もありますので、そこでいろいろ協議をいたしまして補助金の額が決定をしております。

- 議長(松崎俊一君) 次が210ページ、国際交流指導費から213ページの幼稚園費、教育振興費までをいきます。
- 9番(熊谷博行君) 210ページ、3国際交流指導費320万円、それと211ページの語学指導委託料とほとんどこの指導委託料となって、指導とは何を指導するのですか、320万円も使って。統廃合を機に小学校の英語力を上げるというのをものすごく強く言ってたのを思い出しますが、中学校は英検3級以上を50%支出するというような目標を立てて、何年か前に聞いたら達成してる。私が調べたわけではないのでわからないのですが、達成してますということで報告は受けてます。この語学指導者が検定試験を受けるまでの語学を教えてるのか、それとも塾に行った子どもたちが検定を受けて合格しているのか。この語学指導者は誰を対象に教えているのか説明をお願いします。

学校教育係長(後藤栄二君) まず語学指導は何を指導しているかということですけれども、町のほうで委託というところで2名の先生といいますか、外国語が話せる方を業務委託で雇っております。週5日、小国小学校のほうに勤務していただいて、1日4コマというところで英会話の指導をしていただいているところです。また、平成21年度から統合を機に教育課程特例校ということを文科省に申請をして指定をしていただいております。その中で小国町独自に英会話科という科目を設置しております。当時、小学校3年生から小学校6年生まで、それから中学校も7年生から9年生まで英会話科という科目を新設しております。英検の助成につきましては、小学校5、6年生につきましては英検ジュニア検定、それから中学校全学年、これ全員です。英検の希望する級を1回だけ助成しております。

それから、先ほど言いました文科省の3級以上の取得率につきましては、文科省は第2期教育振興計画というものを出してるのですけれども、その中で、当時は平成29年度までに先ほど言われました3級以上程度を50%以上というところで、小国町の実績を申し上げたいと思います。平成25年度が、小数点は省かせていただきます。41%、平成26年度が53%、平成27年度が50%、平成28年度が45%、平成29年度が50%、平成30年度が58%となっております。

それから、小学校の英検ジュニアの平均正答率でございますけれども、昨年の結果としまして、5年生が84%です。全国の平均正答率は81%、プラス3%です。それから6年生が86%、全国平均が84%ですのでプラス2%でございます。教育課程特例校を指定して、英語につきましては非常に成果が出ているものと思っております。

- 9番(熊谷博行君) あまり説明が長かったのでポイントを忘れたのですが、2人の先生で4単位。 学校教育係長(後藤栄二君) 週5日で1日4コマです。
- 9番(熊谷博行君) 4コマ、45分を。
- 学校教育係長(後藤栄二君) そうです。
- 9番(熊谷博行君) ということは1人で90分。
- 学校教育係長(後藤栄二君) いえいえ、1日4コマの掛ける5ですので20時間。
- 9番(熊谷博行君) 1日に2時間分でしょ、1人当たり。
- 学校教育係長(後藤栄二君) いえ、2人で週5日4コマですので、1日ですね。4掛ける5の2 0、週20コマを2人の先生でしていただいているところです。
- 9番(熊谷博行君) 20コマを2人ですれば、2人で割ったら1人10コマでしょ。
- 学校教育係長(後藤栄二君) 単純に割るとはい、週当たりで。
- 9番 (熊谷博行君) ということは、それを 5 で割れば 2 コマでしょ。ということは 1 日に 2 時間 しか教えないわけでしょ。

- 学校教育係長(後藤栄二君) はい。
- 9番(熊谷博行君) ですね。この320万円を割る2で割るのが報償でやるわけですか。
- 学校教育係長(後藤栄二君) 委託という方向で契約をしております。
- 9番(熊谷博行君) いや、2人の先生に均等割りで160万円払うわけですか。
- 学校教育係長(後藤栄二君) いえ、一応、会社宛てではないですけれども、1人の先生のほうの 会社というところで支払いを行って、雇っているという形になってます。
- 9番(熊谷博行君) この先生たちが英検にプラスになるような、中学校は教えてないわけですね。 学校教育係長(後藤栄二君) 中学校は別途報酬のほうで日本人の方を雇っております。
- 9番(熊谷博行君) 英検を取るための勉強もするし指導者もいるわけですか。
- 学校教育係長(後藤栄二君) 英検を取るためといいますか、英会話力を向上させるためと、英検 につきましては、子どもたちが目標達成感というか、そのあたりの目標を与えるためにしている ところです。
- 9番(熊谷博行君) 何かいまいちわからなかったのですが、ここは私も勉強してから今からいき ますので、よろしくお願いいたします。
- 7番(西田直美君) 英語に関して言いますと、私も6月の一般質問でさせていただいたのであれなのですが、今これに載っておりますフレンズ英会話との契約にはなってるのですが、そこから委託で女性の日本人の先生を雇われて、去年でしたか、私がお話したときには小学校の3年生だけを私は受け持ってるというふうに伺ったのですが、それ以前の私がまだ小学校放課後英会話とか関わっていたときよりも条件としては変わってるのでしょうか。あの当時だと週に3日、午前中だけしか授業はやってないということだったのですが、小5、小6の英語が来年から教科になりますので、それに関してこの委託料に関する内容、その辺のところは条件が変わったのでしょうか。金額的にはそれ以前とほとんど変わってないとは思うのですが、内容的にどういうふうに変わったかというと、変わった点があったら教えてください。
- 学校教育係長(後藤栄二君) 業務内容とか出勤日数等については変更はしておりません。
- 7番(西田直美君) ということは、今でも週に3回、午前中だけしか勤務は実際には来ていらっ しゃらないということですか。
- 学校教育係長(後藤栄二君) 内容としてはそこは変わってなくて、週5日の4コマで金曜日は3 コマというような形での出勤になっております。
- 7番(西田直美君) 私が知ってる限りでは、例えば火、水、木の午前中しか来れないということだったので、例えば火曜日とか水曜日とかが祭日、祝日にかかるときにはそれがなしになるというところで、振り替えをして、では月曜日とか金曜日とかに来るというようなことはないということを聞いておりましたので、実際に時間数をそれでコマをきちんとできているのか、もしくは本来であれば中学校に来るはずで、もともとは来ていらっしゃったということは聞いているので

すが、小国中学校が荒れた時代があって、そのときに男性の委託の方に代わってということで、 その方も去年もう既に辞められているので、その辺のところを含めて金額的に変わらないという のが何となく私としては釈然としないというか、一応、外国人、中学校に来るのも週に3日は午 前中だけだけれども来てましたので、それがなくなっても委託料は変わらないというのは何とな く、非常に釈然としない思いがするのですが、その辺はいかがでしょう。

- 学校教育係長(後藤栄二君) 一度、私のほうでも中身について、この320万円、業務委託でありますので消費税も含まれております。また中で1人採用していただいておりますので、本人も含めましての社会保険料的なそういった経費もございます。そういったものを差し引きまして、大体320万円のうち240万円ぐらいが実質的な報酬的な部分ではないかと思っております。それから換算して、年間授業時数あたりでちょっと割りますと3千円台ぐらいの金額になるというところになります。
- 7番(西田直美君) 去年まで南小国に来ておりましたALTは週に5日間勤務です。金額を詳しいところまで私も聞いてはおりませんが、週に5日間勤務で、中学校だけではなく中原小学校、りんどうヶ丘小学校、市原小学校と、それも全部行って、中学生であれば10月に毎年郡市の英語の暗唱大会とかがあるのですが、それも指導しておりました。その辺のところが何もないでというのにはどうも納得がいかない思いがするのですが、その辺のところも含めて、ESLもしくはTESOLの英語を教える資格の部分とかも含めて、もうちょっとこの辺のところはしっかり検討をしていただきたい部分ではありますので、ぜひ御検討のほうをよろしくお願いいたします。
- 学校教育係長(後藤栄二君) 近隣の市町村あたりのALTの状況も、一度平成28年に調べたものはあるのですけれども、再度、最近の状況を調べましてその他の町村を見ながら中身を精査していきたいと思っております。
- 議長(松﨑俊一君) ほかに質疑ございませんでしょうか。
- 7番(西田直美君) その下のほうに報酬のところで非常勤職員報酬の1人というのに258万9 千600円というのがあるのですが、これは中学校、小学校どちらのほうでどういうことをやっ ていらっしゃる方の報酬になるのでしょうか。
- 教育委員会事務局長(石原誠慈君) 今の非常勤職員報酬1人258万9千600円の部分です。 これは教育委員会の指導員の方の報酬でございます。 以上です。
- 議長(松﨑俊一君) 国際交流指導費、小中高連携事業推進費、幼稚園の教育振興費です。
- 5番(児玉智博君) 小国高校支援補助金というので、先ほど同僚議員からの質疑もありましたが、 実際、小中一貫と中高一貫というふうにあると思いますが、その部分で小中高の一貫教育という のは、今どのような段階まできて取り組みが発展をしているのかを教えていただきたいと思いま す。

教育長(麻生廣文君) まず小中は一貫教育を行っております。それから中高につきましては、県の以前から委託を受けまして連携を行っております。小中高というような部分での公式なといいますかそういう正式な部分はございません。ただ今年度から小国高校とそれから熊本大学の文学部、それから理学部との交流の授業を組むときに、ちょっと私のほうも関わりを持っておりまして、小中高大の連携授業というのを始めようということで、今年度1日、小国高校を真ん中に据えまして、小中学生とそれから大学生、それから大学に留学しているいろいろな国の学生たちもたくさん集まりまして1日行ったことはあります。

- 5番(児玉智博君) 小中は一貫で、中高は連携というふうに今言われてましたけれど、結局、小 国町の教育を考えるときに、やっぱり小国高校を残さないといけないというのはもう多くの町民 の人の意見というか願いというか、やっぱりなくなってもらったら困るというのはあると思いま す。そういう中で、やっぱり町が県立学校に対して補助金を出すということは、やっぱりそれな りの目的、それは何かというと小国高校をもう多良木高校みたいになくさない。やっぱりそこに 高校を小国町に残すということが最大の目標であると思うし、そうするためにはやっぱり小国高 校に毎年毎年一定数の進学する生徒を確保しなければならないのだと思うのです。そうなったと きに、やっぱりある程度小国高校に行きたいという、もうしょうがないから小国高校というので はなくて、やっぱり小国高校に行きたいから小国高校を受験しようという中学3年生を増やして いかないといけないというふうに思うのです。そうなったときには、やっぱり今言われたような 熊大の文学部、理学部との連携が今後どのように発展させていくのかというのは、またちょっと 機会があれば詳しく聞きたいとは思うのですが、やはり今さっき話題になったような英語教育、 大体、このフレンズ英会話の委託費が妥当なのかというような話題もあったように思いますけれ ど、やっぱり大学の試験でもう今制度が変わってます。英語の民間の資格を持ってないと、ある 程度大学のレベルに応じて民間資格を取ることによってそういう国立大学とかの受験資格を得る なんていうのがもう始まりますか、来年度ぐらいから。やっぱりそういうのも考えて、小学校そ して中学校のうちからそういう英語力を身に着けていくというような考え方もやっぱりこれから 持っていかないと、なかなかそういう小国高校の学校を存続させていくというのは、もう難しく なっていくのではないかなというふうに思いますので、やはりそういうところは補助金を出すに しても戦略的目標を持った上で教育委員会はやっていくべきだと思うのですが、その点について 何か考えがあれば教えてください。
- 教育長(麻生廣文君) 小国高校の支援につきましては、教育委員会というより教育政策的な部分 がありますので、またこれは少し私だけの思いをすべて述べていくことについてちょっと差し控 えさせていただきたいのですけれども、先ほど英会話の件で小中学校の段階からしっかり身に着 けさせるようなことについてはということについてでございます。それを小国は先取りでずっと

これまでやってきたわけです。前教育長時代からですね。そこについては私もしっかりこれは受け継いでいきたいということで、これをしていくには特例校というのを国のほうに申請をしないといけませんので、今はそれを申請を上げているところでございます。何らかの形で国際化についてはしっかり対応できるような子どもたちを育てていきたいなというふうに思っているところです。

それから、ちょっと高校への支援につきまして、南北の両町でしていることでございます。午前の部で西田議員からありました隠岐の海士町ですか、そういった部分では非常に莫大な教育予算をかけて進めております。それは全国から生徒を集めた高校ですけれども町おこしに役立てるというようなことで、何年か前に本町でも、私まだ就任前ですがその内容をちょっと見させていただきますと、総務課民生費に次いで3番目に教育費が6億円、5億円、4億円というような並びで上がっているような状況で、非常に莫大なお金をかけながら進めているようなところがございました。そうした中である程度の効果というのは望めたのだろうなと、全国から生徒たちが集まったりというようなことはあったかなと思っているところです。小国高校につきましては、前の町長あたりから両町が一緒になって厳しい財政の中でどこまでできるかといったようなところを、しっかり毎年毎年協議を重ねて進めていることだと思っておりますし、またしっかり頑張る子どもたちは小国高校に限らずいろいろなところに勉強はしてほしいとは思っておりますし、また、かといって小国高校が極端に少なければ町から高校の火が消えるというのも非常に寂しいところではございます。町の活性化にはつながらないと思っておりますので、やはり何らかの形で両町の支援を受けながら進めていくのがいいのだろうなと、これは私の私見でございますけれどそういうふうに思っております。

- 5番(児玉智博君) ありがとうございますというのも変ですけれど、ただ、前の教育長のときに、まさか大学の試験に民間の資格が導入されるなんていうことは誰も思ってなかったわけで、それがわかったのはもう本当ここ何年かになってからなのですから、前からのやり方をもう今後継続していっても意味がなくて、やっぱり変えなくてはならないと。それでやっぱり現状、小学校と中学校で継続したのが残念ながらそこで途絶えてしまって、また高校生というふうになってしまうわけです。ですから、やっぱりそういう英語教育でも継続性を9年間持たせることを考えるのも大事ではないかなと思うので、なかなかそれが教育長の私見という点でしか答弁できなかったということは、やはり教育委員会の組織としてまだ考え始めることができてないのかなということを印象受けましたので、それをやっぱり教育行政の中でしっかりとぜひ考えていただければと思います。
- 7番(西田直美君) 私は英語が専門ですけれどあまり子どもの英語英語というのは言いたくない のです。正直言って。特に子どもの英会話とかに関していうと、メリットもありますけれどもデ メリットもかなりあるというところのリスクを皆さん言わないというのがものすごく問題であっ

て、そういうことに関して言えば、ある程度専門の人たちの意見も聞いていただきたいなという 思いがあります。こと言語に関して言えば、言語領域というのが伸びるというのが小学校5、6 年生ぐらい、自分たちの言語をしっかり身に着けた後でないと、日本語をもっとやらないと、小 学校の1年生、2年生に英語なんかやらせる必要ないと正直思っております。小学校4年までは しっかり日本語を読ませてくれと私は思っております。小学校5年生から今度は教科になるので しょうがないです。それはしょうがないのでやらないとしょうがないのですが、それも考えてや らないと、小学校から中学校に行くときに今ものすごくずれが生じてるから私がいろいろ何だか んだと言っているわけです。そこを小中一貫と言いながらなってないところに問題があるという ことを言ってるということをおわかりいただきたいなとずっと思っていて、何年も前から私は申 し上げてるのですが、なかなか聞いていただけないので、すごいジレンマを感じているところで あります。それについてはまた追々のことにしたいと思いますので、ぜひともいろいろなところ の見直し、いろいろな人の意見を聞く、参考にする。将来的に子どもたちがどういうふうになっ たらいいのかというところの将来的な見通しまでも含めて考えていただければ、小国の子どもた ちに、国際化というのは大事なところでありますし、この狭い谷に住んでいると外の世界を子ど もたちが知らないというのも事実です。それがいろいろな触れ合いができるというところの大切 さも含めて教育委員会のほうにはいろいろ検討いただきたいなというふうに思っております。よ ろしくお願いいたします。

議長(松﨑俊一君) ページ212から219、小学校費、学校管理費から小学校の教育振興費までをいきます。小学校学校管理費、それから小学校の教育振興費です。よろしいですか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

- 議長(松崎俊一君) 次が218ページから227ページ、これは中学校です。中学校費の学校管理費、教育振興費、寄宿舎居住費。
- 2番(江藤理一郎君) 223ページの備品購入費、各教科教材・校具用備品、無線LAN、電子 黒板と言われましたが、この387万円の内訳をまず教えてください。
- 学校教育係長(後藤栄二君) 主な備品の内訳を申し上げます。

Wi-Fiの環境整備ということで校舎内、中学校でありますと1階から4階までの無線LANの環境整備としまして256万1千760円です。それからタッチパネル式の電子黒板1台、70万2千円です。あとそのほか備品としまして音楽の楽器のトランペットというところで21万4千326円、それからアンプスピーカー11万5千560円です。主なものを申し上げます。以上です。

2番(江藤理一郎君) では、電子黒板のほうはどのような用途で使われているのでしょうか。 学校教育係長(後藤栄二君) 電子黒板につきましては、授業の昔でいう、今も黒板はあるのです けれど、その代わりとしましてデジタル教科書等を出しながら子どもたちがそこで赤で答えを書 いたりとか、手でタッチしながら先生がまた修正したりとか、そういったことで学習を進めております。

7番(西田直美君) 中学校に3年間行ってたのですが、残念ながら電子黒板の使用頻度というのが非常に私は少なかったように思います。私は英語と数学ぐらいしか入ってなかったのですけれども、英語はものすごく電子黒板を使いこなせばものすごく役に立つと思うのです。ところが年に何回使いましたか、使ったときで年間10時間ぐらい、それも全部を全部使うわけではないから、50分のうちの10分とか15分とか。残念ながら問題は使う人の側だと思うのです。だから先生たちがもっと効果的に電子黒板を使えるような研修みたいなのをやっていただくともっと効果が上がると思いますし、中学校の場合は特にタブレットを入れていただいたので、私は英会話のときに使わせておりました。生徒たちに。そうすると自分のペースでできるので、タブレットを使ったのはとても良かったと思います。子どもたちに聞いてもタブレットをまた使ってやりたいというのをこの間も言っておりましたので、そういうことをもうちょっと使わせる側、先生側のほうの研修です。使いこなせる研修をやっていただけるとありがたいと思うのですが、そういうのというのはやっぱり学校だけでやるものなのでしょうか。

教育長(麻生廣文君) まず研修につきましては、議員のおっしゃるとおりせっかく町の貴重な税 金を使ってやっていくところがありますので、しっかり研修のほうを組んでいきたいし、授業の 中でもっと頻度を上げるように指導をしていきたいなと思っております。

それから、タブレット型のパソコンにつきましては、昨年議員が使われているところも私直接 見ておりますけれども、今後そのような非常に使い勝手がいいといいますか、先生方も利用がし やすいようなものというのをしっかり考えていきたいと思っております。ありがとうございまし た。

副議長(時松昭弘君) 1番です。

225ページの修学旅行補助金80万円というのがありますが、今回、昨年が50人の生徒に交付をしたというような説明がありました。1人1万6千円という金額ですけれども、下の項目の扶助費の中に修学旅行費の41万2千円ほどの金額があります。実際、金額は1人大体どれだけかかっているかをお聞かせいただきたいと思います。

学校教育係長(後藤栄二君) 実質、この扶助費に書いております修学旅行費が実費を支給してる 分でございます。単価としては5万9千円ほどかかっております。

副議長(時松昭弘君) では5万9千円ということは、1万6千円を引いた残りが保護者の負担ということになりますか。

学校教育係長(後藤栄二君) そのようになります。

副議長(時松昭弘君) 小学校のほうもやっぱり同じような形ですか。

学校教育係長(後藤栄二君) 小学校のほうにつきましては、修学旅行費は1泊2日でありますの

で、1万8千円程度、総額かかっております。そのうちの8千円を補助しているような形になりますので、補助率から行きますと小学校のほうが高くなっております。

副議長(時松昭弘君) これは金額的に見ますと単純に毎月積み立てとか、今まで入学されてから やっていると思いますけれども、人数が50人ほどになってだんだん生徒数、先ほどの説明の中 でも出生が去年が12名の出生で、出生祝い金が360万円ほどの説明がありました。こういっ た形にしてももう少し町のほうも検討をしていただければ保護者のほうの負担も、ほかのほうの 先ほどの全体的な総括の中になると思いますけれども、今、英語教育の問題とかいろいろ話も教 育委員会の中でも出ておりましたが、総体的な予算はなかなか組み換えは厳しいかもしれません が、今は当初の予算の中でもいろいろな必要外と必要、今後見直すべきような予算もこの中にも いくつか出てきております。こういったことにもしっかり考えて、教育委員会もやっぱり先ほど のスクールバスの問題等も今度はまた私も一般質問をさせていただきますけれども、何回も同じ ことを言わせないような形でしていただかないと、やはり今度はかなり厳しく言わせていただこ うかと思っております。そこあたりも事務局長のほうもしっかり受け止めていただいて、やっぱ り同じ予算を使うならその予算がしっかりと繁栄できるような形をやっていかないと、何回もま た毎年同じような繰り返しだけであって、予算の中身も無駄な部分もやっぱりたくさんあるわけ ですから、そういったものに小国学という町長の当初の就任の中でもありましたように、子ども をやっぱり育てていくためには教育の中の修学旅行も一環ですから、これをもう少し町長も新し く自分の思いの中で、自分の子どもさんあたりのことも考えながらやっぱり増やしていくという ことも考えていただきたいと思います。これは次年度に対する検討課題ですから。

- 町長(渡邉誠次君) 御提案ありがとうございます。私としても財政の部分からも含めて、今から 教育委員会と話をしっかりとしていって、PDCAのサイクルを回りながらしっかりと話を詰め てきたいと思います。よろしくお願いします。
- 議長(松崎俊一君) では先に進めます。ページが226ページ、社会教育総務費から233ページの集会所運営費。これは集会所のほうは住民課ですか。これも一緒にページとしていきます。 寄宿舎、ではちょっと遡って。
- 5番(児玉智博君) これは寄宿舎居住費ということで、方向性として確認をしたいのですが、これを見てみますと、先ほどの説明では男子12、女子16の入られてる寮生の方がいらっしゃるということでした。それで後に審議の対象になります歳入のほうを見てみますと、100万円未満だったかとちょっと記憶しております。そういう中で、まず第1点目が、この間の近年入られてる寮生の数というのは横ばいなのか、それとも減少傾向なのかまず教えてください。
- 学校教育係長(後藤栄二君) 過去ちょっと5年間ぐらいの数値で申し上げたいと思います。平成26年度が19名、平成27年度が24名、平成28年度も同じです。平成29、30年度が2

- 8です。ほぼ横ばいではございます。以上です。
- 5番(児玉智博君) それは何か横ばいというか逆にむしろちょっと微増してるのかなという感じを受けてるのですけれど、それは入寮を許可する対象地域を拡大したとか、制限を取っ払ったから増えてるというようなことがあるのでしょうか。
- 学校教育係長(後藤栄二君) 基本的にはそういう規約は変えておりませんで、6キロ以上が対象 というところで、6キロ未満でありましても最近はバスも通学用で通ってないというところで、 通学困難というところで認めているというところであります。
- 5番(児玉智博君) 基本的に、今答弁を聞いた限りでは決して減っているわけではないので、この1、2年のうちにどうこうというわけではないのですけれど、やっぱり利用してる生徒の数が減れば使用料としていただく分は減るけれども、だけれども、基本的に人件費とか光熱費とかという部分は入ってる生徒の数に関係なくやっぱり一定数は必要になってくるわけです。その一方で、結構ある程度遠くから通ってる生徒でも最近は保護者が送り迎えをしたりなんかしていて、そういう人たちからはスクールバスに乗せてもらえばだいぶ助かるけれどなんていう意見、要望なんかも現に出てるわけです。ですから、やっぱりそれを方向性としては中学生にもスクールバスをというのと、この寄宿舎も維持してというのはなかなか両立をさせることは難しいかと思いますので、その辺のやっぱり方向性なんていうのを、現在のところはどういう形で決めていこうと教育委員会は思われてるのでしょうか。
- 教育委員会事務局長(石原誠慈君) 今寄宿舎の件ですけれど、それと今出ましたスクールバスの 兼ね合いがこれあると思います。6月にも一般質問でちょっとありましたけれど、また今回その 進捗状況についてはまた答弁させていただきますが、まずは今アンケートを取ってる状態ですの で、今議員が言われたように、かなりやっぱりスクールバスをという声は全部ではないですけれ ど多いようです。両方兼ねたところで今考えていこうと思ってます。
- 町長(渡邉誠次君) 先日もスクールバスの件、それから公共交通の件、今日は寄宿舎の件、後で保育園の件も出るかもしれませんが、やっぱりお金の面だけを見るのではないと思うのです。利便性の向上も当然図っていかなければいけませんが、何回もこの前から言われるように、町長も代わったことですので、その中で話をきちんとしていくいい機会だというふうに私は捉えておりますが、なかなか今まで時間が相当足りなかった部分が実はありますので、執行部側では9月議会終わってから大きな議論に入って行こうかなというところでは調整をしているところでございます。

以上です。

7番 (西田直美君) 今町長も言われましたように、お金だけの問題ではないところがあるのですけれども、お金だけでないといえば中学校の寄宿舎の舎監というのも私がいるときでも毎年代わ

りました。というのは、よそから来た若い方たちとかは中学生の面倒を見る、それも月曜日から 金曜日までの5日間を見るというのはなかなか難しいのです。私たちのイメージだと、もう舎監 というのは何かかなりおじちゃん、おばちゃんぐらいの御夫婦がみたいな感じだったのですが、 それがなかったので、非常に子どもたちもお友達感覚でいい面もあるし、落ち着かない面もあっ たりとかするので、その辺も含めると、それも含めた上での経費の問題とかスクールバスへの移 行というところ、いろいろ考えていただけるとありがたいなと思います。よろしくお願いいたし ます。

町長(渡邉誠次君) 再度の確認になるかもしれませんけれども、いろいろな多角的に見て案内を させていただきたいと思いますし、逆にいろいろな御意見も聞いたり、議会だけではなくて民間 の住民の皆さんの御意見を聞いて、私としては最適な答えを導き出し応えていきたいというふう に思ってます。

- 議長(松崎俊一君) ページの226から233、社会教育総務費から公民館費、それから集会所 運営費、ここまでを今いっております。233ページまで。
- 4番(久野達也君) 社会教育総務費、公民館費に関連しての部分にもなるかもしれませんけれども、1点お尋ねしたい部分として、いわゆるずっと以前言われておりました生涯学習という部分で、正直、小国町弱いと思うのです。この決算を見ましてもカルチャースクール的な部分はどこにも含まれておりませんし、決算ですのでそのことを問おうとしても実績がありませんので、ぜひ教育長、今後、例えばカルチャースクールだとか町民センターもきれいになりました。教育委員会が主催して文化活動、あるいはいろいろなパソコン教室の、例えば初級編は隣保館が入門編として行っているかもしれません。それをもう少しランクアップした専門性を要する部分をカルチャーとして、例えば町民センターで実施していくとか、そういうようなお考えがどうかの部分を、決算ではおかしいかもしれませんけれど、決算にないものだから聞きようがないからお尋ねさせていただきたいと思います。
- 教育長(麻生廣文君) お尋ねのとおり、小国町の社会教育、特に文化面関係においては非常に薄い部分があるかなと、これは私も思っているところでございます。今議員のほうからいろいろなお話をしていただきました。まだこれにはそういった専門的な知識を持たれた方だとか、いろいろな町民にお話ができるような方、リードできるような方というのを発掘も併せて行いながら、何ができるかということについては、今後、私もそのあたり非常に寂しい思いもしておりましたので、ちょっと考えさせていただければと思っております。
- 4番(久野達也君) ぜひ、せっかく公民館費という目もございます。先ほど申し上げましたよう に、町民センターといういろいろな意味で活用、利便性も有利な立地条件のある施設も完成しま した。ぜひ中身の構築も併せてお願いしたいと思います。

- 議長(松﨑俊一君) ほかに質問ございませんか。
- 5番(児玉智博君) 229ページの人権子ども会学習会指導者謝礼ということで86万2千円あります。これの単価はどうなってますか。何人の方に支払われてるのでしょうか。
- 社会教育係長(宮本竜二君) 先ほどの御質問についてですけれども、平成30年度につきましては、小国小学校、実績としまして回数としましては謝金1回につき2千円、指導者が小国小学校20名、小国中学校17名、高校が22名でございます。児童・生徒につきましては、小学校39名、中学校10名、小国高校2名でございます。それに対する賃金でございます。
- 5番(児玉智博君) これ小学校が39名で、中学校にいたっては10名、高校生についてはもう2名しかいないと。非常に限られた児童・生徒しか利用してないという印象でありますが、これは今、人権子ども会学習会というのは地域に関係なく幅広く子どもを対象にしているというふうに私は聞いておりました。だけれども、この実態を見てみると、果たして本当にそうなっているのかというような気がするのですが、いかがですか。
- 社会教育係長(宮本竜二君) 先ほどの御質問についてお答えいたします。

対象者につきましては地域に関係なくと言われましたけれども、どの方が地域の子どもなのか とか、それは個人情報的なものもありますので、そこの点については私のほうからお控えさせて いただきたいと思います。

- 5番(児玉智博君) だけれども、受けたい、参加したい子どもは誰でも参加できるのでしょ。
- 社会教育係長(宮本竜二君) 本人の希望、そして保護者の同意を得まして、参加したい方はどな たでも参加できるという形になっております。
- 5番(児玉智博君) であれば、これもうちょっと何かせっかく子どもの数が増えたからといって 2千円が3千円、4千円と上がることはないと思うのですが、せっかく取り組んでいるのであれば、もうちょっと利用者を増やすような努力が必要だと思います。それこそ、さっき久野議員言 われましたけれども、せっかくこういう立派な建物も建てているわけですから、まずは参加しや すい場所で開催をするというのが第一だと思いますが、何かあまりクーラーも効かないようなじ めっとしたところでやるのではなくて、もう新しい建物でやったほうがいいと思いますが、場所の変更というのはできないのですか。

議長(松﨑俊一君) では、ここで暫時休憩をします。2時15分から行います。

(午後2時05分)

議長(松﨑俊一君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時15分)

議長(松崎俊一君) ただいま226から233、社会教育総務費、集会所運営費までをいっておりました。

社会教育係長(宮本竜二君) 先ほどの児玉議員からの質問についてお答えしたいと思います。

人権子ども会は一人一人の人権意識を向上させることでお互いの人権を守り、一人一人を大切にする心を育てること、また自分の進路を切り開いていくための学力を付けていく場としての象徴としてずっと倉原集会所をメイン会場、そして隣保館も使って、隣保館につきましては回数は少ないかと思いますけれども、餅つきなども使わせていただいております。今後、社会情勢が変わってくることもありますので、今後、関係者と場所については協議していきたいと思っております。

以上です。

- 議長(松﨑俊一君) 次にいきます。232ページ、文化財保護費から。ありますか。
- 3番 (穴見まち子君) 地域づくり環境学習推進事業の補助金でありますけれども、その中身的な ものとどのくらいの方が参加されていますか。
- 議長(松﨑俊一君) すみません、ページわかりますか。
- 3番(穴見まち子君) 229ページの一番下。
- 議長(松﨑俊一君) 社会教育総務費ですね。70万円。
- 社会教育係長(宮本竜二君) 地域づくり環境学習推進事業補助金について御説明させていただき たいと思います。

平成30年度実績としまして、とんぼの学校チャレンジコースのほうに小学1年生から6年生が18名、とんぼの学校アドバンスコース、こちらのほうが小学校1年生から6年生が11名、そしてリーダーが4名の計15名、そしてどんぐりの冒険幼児自然学校のほうに、日帰り1回、1泊2日を2回開催いたしまして延べ65名参加しております。

以上でございます。

- 3番(穴見まち子君) これは時期的にいつ頃やっているのですか。
- 社会教育係長(宮本竜二君) とんぼの学校チャレンジコースにつきましては、10月7日から10月8日の土日に開催しております。とんぼの学校アドバンスコースは、7月22日金曜日から7月24日の日曜日の2泊3日の夏場でございます。どんぐりの冒険幼児自然学校につきましては、すみません、こちらについてはちょっと時期がはっきりしておりません。
- 3番(穴見まち子君) 今、土日と隣の方が言われたのですけれど、ずっと人数は同じくらいに進んでいるのですか、参加される方というのは。
- 社会教育係長(宮本竜二君) 過去の実績を調べてみないとあれですので、すみません、あとで調べます。
- 議長(松﨑俊一君) 調べて後で報告をお願いします。

進めます。文化財保護費、交流多目的施設費、町民センター費です。 232から235をいきます。

2番(江藤理一郎君) 一つ戻っていいですか。231ページ。

議長(松﨑俊一君) はい。

2番 (江藤理一郎君) 小国町子ども会育成連絡協議会30万円ですけれども、これについて補助 金の内訳はどうなってますか。

社会教育係長(宮本竜二君) お答えいたします。

全体で30万円でして役務費が11万4千864円、助成金が4団体に対しまして9万5千500円、備品購入費が7万7千760円でございます。

2番 (江藤理一郎君) この4団体の中には宮原の子ども会も含まれていると思いますけれども、 宮原の子ども会の活動というのがあまり見えない。ほかのところはどんどやであったりいろいろ なものをされてると思うのですが、宮原の子ども会、子どもも多い割には活動があまりなされて ないところがあると思いますが、そのあたりいかがでしょうか。

社会教育係長(宮本竜二君) この子ども会育成連絡協議会補助金につきましては、宮原の子ども 会のほうは入っておりません。

2番(江藤理一郎君) では4団体はどことどこになるのですか。

社会教育係長(宮本竜二君) 下城子ども会が60名、西北子ども会が80名、黒渕子ども会が2 7名、上田子ども会が24名。

以上でございます。

2番 (江藤理一郎君) では宮原の子どもたちはどういう、この活動みたいなものは何もないわけですね。

議長(松﨑俊一君) 暫時休憩します。

(午後2時20分)

議長(松﨑俊一君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時23分)

5番(児玉智博君) 先ほどの子ども会の上の県公民館協議会負担金5千円についてでありますが、 基本的にこの公民館協議会負担金を現状で払う必要があるのかと思うのですが、基本的に公民館 というと公民館運営協議会というのがあって、そこで公民館活動というのを考えて、その自治体 が公民館活動を行うという仕組みになってると思うのですが、そもそも公民館運営推進会議のよ うなものがないのに、この県協議会に負担金を支払う理由はないと思いますが。

教育長(麻生廣文君) 今の質問にお答えします。

まず公民館というのが、小国町にはそれぞれの地区公民館はございますが中央公民館というようなものはございません。ただここの県公民館の協議会といったところでは、内部に県公民館の協議会の組織の中に社会教育委員の研修であったり、それから文化財保護委員方の研修であったり、そういうものも合わせてやっていただいているというようなところがございまして、そういったこともありまして、こういった額であるだろうとは予測できますけれども、ちょっと私も詳

しいことはわかりませんけれども、そうしたことで各市町村からの負担金を上げながら、県としての公民館への活動というものは、とにかく活発活性化していこうではないかというようなところで動いておりますので、各市町村にもきているというふうに思っております。

- 議長(松崎俊一君) 232ページ、文化財保護費から交流多目的施設費、町民センター費、23 5ページまで。
- 5番(児玉智博君) 交流多目的施設なのですが、基本的にやっぱり名称がわかりにくいのではないかというふうに思うのです。小国町図書室と言ってみたり、あみだ杉の館と言ってみたり、交流多目的施設と言ってみたりして、やはりここは名称を統一して、こういう予算書、決算書などでも統一して、基本的にあそこは主なあれは図書室としての機能を果たしてるわけですから、もう小国町図書室でいいのではないかと思いますが、いろいろ使い分けてる理由があれば説明願いたいのですけれど、もうなければ統一を考えたらどうでしょうか。
- 教育委員会事務局長(石原誠慈君) 名称についてですけれど、最初図書室の前があみだ杉の館ということで交流をする場所ということで、その後に図書室が移動しまして、そのまま名称的にはあみだ杉の館図書室というのが残っている状況でございます。その後の名称につきましては、またちょっと協議をさせていただきたいと思います。
- 議長(松﨑俊一君) よろしいですか。

金の95万円、どのように使ってるのか教えてください。

てます。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

- 議長(松﨑俊一君) あと質問の漏れがあったときにはおっしゃってください。 次236ページ、保健体育総務費から241ページの給食センター費まで。体育施設費も入っ
- 9番(熊谷博行君) 239ページの上から1、2、3、ホッケースポーツ少年団補助金、この一番下に柔道大会の補助金もあるのですが、私たちも柔道の指導者のときにスポーツ少年団を早く結成したほうがいいのではないかなというのを言ってたのですが、事務局長に石原先生が帰ってきましたので、何年も溜めてたのを今日聞きます。このホッケースポーツ少年団というのに補助
- 教育委員会事務局長(石原誠慈君) スポーツ少年団への補助金になりますが、95万円ですが、中身につきましてはスポーツ少年団としての運営費といいますが、その部分が大部分でありますけれど、県内に交流大会がないものですから全国のほうに年3回行っております。そのあたりの旅費、あるいは活動の経費として補助金を流しているところでございます。主な部分は年3回の交流大会に参加をしております。
- 9番(熊谷博行君) ほかのスポーツがスポーツ少年団を作り、ホッケー以外は近隣市町村しか遠 征試合には行けないというようなお触れが今回ってますが、そこに例え話で毎月行くのでも補助 金がもらえるというふうに捉えていいのですか。

- 教育委員会事務局長(石原誠慈君) 今の御質問はスポーツ少年団としてということでしょうか。
- 9番(熊谷博行君) ホッケースポーツ少年団でしょ、これ単体で作ったわけでしょ。普通は自治体単位とか県単位でスポーツ少年団柔道とかホッケーとかというふうに作るのが普通なのです。 もうこれはホッケーがただ単に助成金をもらえたりとかもおかしいけれど、そのために作った少年団しか僕には受け取れないのですが。やっぱりみんなお金を払って、ただホッケーだけが遠征してもいいのですよね。近隣に練習相手のチームがないというような。あとはもういろいろ今規制がかかって近隣にしか行けないとか、隣町までしか行けないとかというような何か規制がかかっていると聞いたのですが、だから、そうなればまたほかのスポーツも強くなれば遠征に頻繁に行くときに、今の石原事務局長の話では遠征代に使いましたというならば、その遠征代で使ってもいいのですか。またスポーツ少年団を作ってという質問です。
- 教育委員会事務局長(石原誠慈君) 今のホッケースポーツ少年団の経緯を申し上げますと、町がホッケーを推進してきたころの経緯からホッケースポーツ少年団というのが結成をされました。 議員がおっしゃったように、また町としてそういったスポーツの底上げなどそういうクラブ活動がホッケーと同じように結成されるのであれば、またそのときに協議をさせていただきたいというふうに思っております。
- 9番(熊谷博行君) 基本結成するとかしないではなくて、スポーツ少年団というのが小国にあるということは、すべてのスポーツはこの中に入れるのです。だから単体で作ってるからおかしいのです。頭にホッケーを持ってきてスポーツ少年団、普通はスポーツ少年団の中にこういう競技がありますというのが普通の流れであって、いきなりホッケースポーツ、これもう単体でしょ。だから、それならみんな作ってちょうだいといったら、もうそのときに払わないといけなくなってしまうでしょ。やっぱり底上げでと言ってしまえばそれで終わります。ほかのスポーツには底上げはしませんと言うのと一緒で、もうそれはそれで終わりです。それで終わりならばもう作って検討してもそれはお金は出ないと思ったほうがいいかもしれないし、ではなくて、もう1回スポーツ少年団を作り直してとか、そういう先のことを考える答えが出るかと思ったらそうでもなかったので、それならまた話は元に戻って新しく作ったら検討をするということで認識しますので
- 教育委員会事務局長(石原誠慈君) まずホッケースポーツ少年団を結成する上で、県のスポーツ 少年団という事務局といいますか、そこに登録をする必要がありますので、すみません、ちょっ と回答にはなってないかと思いますが、そういうスポーツ少年団を結成する場合は毎年登録を行っておりまして、それで活動をしている状況でございます。すみません、回答にはなってないと 思いますが。
- 議長(松﨑俊一君) ほかに質問は。
- 9番(熊谷博行君) 石原課長の説明がちょっと僕はまずかったと思います。旅費に使うと言った

ものだから。活動に使うと言えばそれで僕は言わなかったのですが、旅費に使うと言ったからここまで突っ込んで言っているだけであって、今後は旅費ではなくて活動で使うと言ってください。 教育委員会事務局長(石原誠慈君) すみません、御指摘ありがとうございます。これはスポーツ 少年団の活動補助金ということで大会補助金ではございません。訂正いたします。

議長(松﨑俊一君) ほかに質問ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(松﨑俊一君) ではまた漏れがあったときに言ってください。

ちょっとページが飛びます。 246ページ、災害復旧費です。地域施設災害復旧費の1地域コミュニティ施設災害復旧費の中の地域コミュニティ施設等再建支援事業補助金(復興資金分)で 50万円のうち3万8千円とおっしゃったですか。それから二つ下、住まいの再建支援事業が福祉課関係でこれは10万円ですか、再建支援事業補助金(復興基金)になってます。よろしいですか、この二つ。よろしいですか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(松崎俊一君) それでは、一応、歳出のほうはこれで終わります。質疑漏れは歳入が終わった後にいただきます。

次、歳入に入ります。25ページ、負担金です。分担金及び負担金のところ。老人福祉費負担金、児童福祉費負担金、保健衛生負担金、それから一番下に建物使用料が上がっております。

次のページが使用料、手数料の中で、地方改善施設使用料、福祉センター悠ゆう館使用料、隣保館使用料。28、29では、使用料の職員住宅使用料、保健体育使用料、町民センター使用料、土地使用料の中の学校用地使用料。

- 5番(児玉智博君) この学校教職員住宅使用料についてでありますが、この8戸という説明がありました。8戸というとあそこの上広瀬が2階建てが4戸と、田迎かあそこが4戸だったと思うのですが、なかなかすべて埋まってることは僕はないと思うのです。平成30年度の実態としてはどうだったのか御説明をお願いします。
- 学校教育係長(後藤栄二君) 昨年度の実績としましては、広瀬の住宅が4戸と関田が4戸ございます。一時期、最初は8戸全部入居しておりました。ただ途中退去がありまして、最終的には6戸入居となっております。
- 5番(児玉智博君) 6戸が埋まった状態であれば8戸ぐらいないと急なときなんかに対応できないので、今のところは妥当なのかなという気はしておりますが、ただ何しろ、特に関田のほうの住宅なんかを見てみますと、もう草は生え放題で何か湿気も多くて、なかなか網戸も破れたような状況で、本当空気の入れ替えもちゃんとできてるだろうかなというような、本当そういう状況なのです。やはりある程度最低限のメンテナンス、空いたらそのたびにちょっと畳とか替えたほうがいいものは替えたほうがいいだろうし、草刈りもやっぱり入居した人に任せるのではなくて、

ある程度刈れるところはシルバー人材なんかも活用して管理していく必要があると思いますが、 今の本当管理状態は適切に行われてると思いますか。

- 学校教育係長(後藤栄二君) 基本的に入居者がしていただくのが一番なんですけれども、なかなか先生方も忙しいし、機械等も持っておりませんので、昨年は関田住宅に至りましては裏がやっぱり急傾斜で、土砂が搬入して水路が埋まってしまっておりましたので、そこについては職員で対応したり、草切りについても一度したところでございますけれども、実態としてまだ今年は私のほうも草切りはしておりませんので、きちんと整備するように心がけたいと思っております。
- 5番 (児玉智博君) それと外の部分とやっぱり中の部分、入居をされてた方が出た後なんかで網戸とか何年とほったらかされたような状態というか、もうこれは網戸から間違いなく蚊が入ってくるのではないかというような状況であったりとかやっぱりしますので、そういうところもまだ今後も残すつもりであればきちんと管理をお願いしたいと思います。

議長(松﨑俊一君) ほかに質問ございませんか。

7番(西田直美君) 職員住宅の件なのですけれども、新しく転任して来られた先生たちがやっぱりすごくびっくりされるのです。あまりにも古くてここには住めないとおっしゃる方がいらっしゃる。学校の先生、中学校とかでも結構勤務時間長くて、休みの日も来たりとかするのですけれど、これでは住めないというので、やっぱりよそのほうから通って来られるのです。最近温暖化もあるので、冬通れなくなるというのは少なくなったかとは思いますけれども、熊本のほうからだともう実際に雪でも降れば来れなくなるということは、子どもたちにはマイナスの面があるので、実際には職員住宅とかはきちんとした設備の付いたところで、本当は先生たちも小国の住民になって腰を落ち着けて住めるような状況ができると一番望ましいのではないかと思います。お金はかかることなのですけれど、その辺も長期的に検討をしていただければありがたいなと思います。

以上です。

議長(松﨑俊一君) ほかに質問ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(松﨑俊一君) ちょっとページを追います。次が31ページ、上から二つと四つ目を除いて、 それから、下二つを除いて今日の担当になると思います。自動車関係、戸籍、印鑑、身分証明書 などです。

次のページ、33ページがマイナンバーカードから犬の登録、その他証明、それから一番下の 障害者福祉の負担金はこれは全部です。3本。

それから、同じく次のページが国庫の負担金で児童手当、子どもの教育、低所得者軽減、同じく過年度分、保険基盤安定、養育医療給付費、それから一番下の中の総務費国庫補助金、総務費補助金の社会保障税番号制度補助金、これが住民課。

次、37ページが補助金の民生費のほうで、地域生活事業からそれから下は全部です。衛生費。 それから、39ページに入りますと、下のほうの小学校費、中学校費の補助金。よろしいです か。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(松﨑俊一君) 次が国庫委託金のこれも41ページの下のほうです。下二つ、中長期在留者、 基礎年金市町村事務委託。それから43ページはこれは全部今日の所管です。県の負担金、それ から一番下のほうが県の補助金。

45ページ、中ほどから人口動態関係、消費者行政強化、それから社会福祉費補助金、県補助金の民生費関係から全部した、老人クラブ、重度障害者、乳幼児医療。

同じく47ページ、これは全部ここの所管です。地方改善の関係から一時預り事業補助金まで。 それから49ページまで補助金の介護保険費補助金から保健衛生費補助金。下の農業費補助金 は産業のほうです。質問よろしいですか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(松﨑俊一君) 漏れたときにはおっしゃってください。

次、55ページ、小学校費の補助金、社会教育費の補助金、保健体育費の補助金。それから平成28年熊本地震復興基金交付金、それから2番目が先ほど言いました建設課と教育課で地域コミュニティ施設等再建支援事業、それから、その1個下のこれは福祉課、住まいの再建支援事業。59ページ、県委託金の民生費委託金、人権啓発活動、それから二つ飛んで、支援学校給食委託金、財産運用収入、教育委員会のほうから説明がありました上から2番目、美術品取得基金、それから三つ飛んで、奨学金事業基金積立金利子。

次の63ページが上から2番目、学校教育施設整備基金積立金も教育委員会から説明がありました。

65ページ、教育費寄附金1千300万円。よろしいですか。

- 7番(西田直美君) 65ページの教育費寄附金で1千300万円というのがあるのですけれど、 これは例の小国ドームのLEDとかに使ったという分ですか。
- 教育委員会事務局長(石原誠慈君) 寄附金の1千300万円、1千万円がドームのほうでございます。あと300万円はバス購入費でございます。 以上です。
- 議長(松崎俊一君) 67ページが地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計繰入金。それから 69ページ、災害援護資金貸付金利子元利収入、奨学金貸付金元金収入、奨学金貸付金元金収入 (過年度分)、保育園受託事業収入。

次は雑入です。 7 1 ページ、電話料、中学校寄宿舎、体育施設自動販売機、実習生受入、悠ゆう館施設負担、一時預り事業負担、一番下の地域生活支援事業負担収入。

同じく雑入で73ページの中ほど以下が太陽光発電売電料、一番下の高齢者等活動支援促進施 設負担収入。

同じく雑入で75ページ、中ほど下に地域福祉(活動)計画策定及び推進に伴う社協負担、社会福祉協議会からの負担という意味ですか、負担収入。同じく雑入で77ページ、介護者手当返納金、阿蘇圏域地域療育総合推進事業負担、地域交流促進事業収入、学校給食収入が一番下です。 5番(児玉智博君) それでは、この学校給食費の収入について、今後の動きをお尋ねしたいと思います。

今度、消費税が10%になるのですけれど、今回、なかなかややこしくて、食料品は非課税ということになっていて、それでもコンビニとか持ち帰ると軽減税率の対象になるけれど、イートインスペースで食べるならもう10%ですという、もう非常にややこしい話になってるわけです。これ給食を考えたときに、もう賄い材料を購入する際にはそれは軽減税率というか8%に据え置かれたままになると思うのです。ただ、給食として子どもに提供するときは食べずに持ち帰るなんてことは、もうその場で児童・生徒は食べますから10%になるのかどうなのかとちょっとわからないのですけれど、実際、もう来月からの話ですがどうなるのですか。

- 学校教育係長(後藤栄二君) 学校給食費につきましては賄というところの材料でございますので、 8%で物品を購入するというところ。それから給食提供にいたりましては、いただいた給食費か ら給食を作るものですから、そこの点については同じ8%と考えての提供というところになるか と思いますが、国のほうからも給食費については8%というような文書も一応来ておりました。
- 5番(児玉智博君) では据え置くということで、前回8%になったときには給食費の消費税転嫁 分の値上げがありましたけれど、今回はなしということですね。
- 議長(松﨑俊一君) ほかに質疑ございませんか。
- 7番(西田直美君) 給食費なのですけれども、今後見直しの予定というのはないのですか。というのが、中学校とかですと、私も給食食べておりましたが、大人にはいいのですけれども育ち盛りの子どもにとってはこれだけで夕方まで賄えというのは大変かなというような、おかずの量がすごく少なかったり、これはないよねみたいなのがよくあったのです。だから予算が予算だけにそれだけしか食べられないのかなとは思うのですけれど、先生方に言わせると、小国はジャージー牛乳があるのでこれの値段が高いので、でも小国だからジャージー牛乳ですけれどねと言っていたけれど、やっぱりその分が結構ウエイトを占めてるみたいな感じで、やっぱりおかずはある程度食べさせてやりたいなと思うのですよね、子どもには。給食費が高くなるのも厳しいというのももちろんわかってるのですけれど、何かその辺がどうにかならないかな。なかなか学校のほうから声は上がりにくいと思うのです。先生たちもとても遠慮をされるのでそういうところを言ってくることは少ないかと思いますので、代わりにちょっと伺っておきたいのですが。

教育長(麻生廣文君) 給食につきましては、材料費、それからいろいろな点を考慮しまして考え

ていく必要があるかなと思っておりますが、総カロリーというのが基本的に私どもは考えているところでございますので、ただ生徒たちの状況もまた見ながら考えていこうかなと思っております。カロリーで問題がなければというようなところで今まではきていたところでございます。 以上です。

議長(松崎俊一君) ただいまページが79ページ、次が学校給食費収入の滞納繰越分、それから 保育園給食収入、職員分、実習生等、過年度で障害者医療費負担金となっております。質疑ござ いませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

- 議長(松崎俊一君) それでは、ここで歳出分、歳入分、どちらでもかまいません、質疑漏れ等が ありましたらお願いします。
- 教育長(麻生廣文君) 歳出の232ページ、目の5、一番下でございます。交流多目的施設費、 先ほどあみだ杉の館とか、それから町の図書室等の名前があるということで、ここには交流多目 的施設という名前もございまして、このあたりがひょっとしたら修繕等をしたときに補助金等の 絡みがもしあったら名前はある程度そこあたりをきちんと残す必要がございますので、ここにつ きまして今のところちょっとわかりませんので、先ほど町民に愛されるような、親しまれるよう な名前がいいのではないかという御提案もございましたので、そういったことも含めて検討をし ていきたいと思ったところでございます。

以上です。

議長(松﨑俊一君) ほか。

副議長(時松昭弘君) 137ページですけれども、社会福祉協議会の補助金1千900万円とい うのがありますが、これは昨年の分はこれだけですけれども、今後この金額を続けていかれる予 定ですか。

議長(松﨑俊一君) 社会福祉協議会の補助金。

- 福祉課長(生田敬二君) 社会福祉協議会補助金につきましては、3年ほど前から1千900万円ということで歳出をさせていただいているところでございます。内容的には地域福祉にかかる費用ということで、具体的には社会福祉協議会の地域福祉部門に携わる職員の人件費ということで、実際の費用はそれを超える額にはなるのですけれども、そういったところで1千900万円をいただいて社協にやらせているというところでございます。今のところというか、今年度も1千900万円ということで予算をいただいておりまして、来年度以降の話ですけれども、そこにつきましては、今はちょっとお答え申し上げることはできませんけれども、今後また社協、相手とかもおりますので、そこら辺は考慮して協議していきたいとは思っております。
- 副議長(時松昭弘君) 今社協の関係が一応町から協議をされておりますけれども、いろいろやり 方によってはいろいろな補助金が社協のほうには来るような分もありますので、そこあたりも一

応考慮しながら、次年度あたりについて、そういったことも含めて金額あたりも見直しをしたほうが、こういった予算が減額されれば、先ほどの教育費の問題とかほかの予算のほうへ振り替えができるようなふうに思いますので、そこあたり今後の検討課題として検討をしていただければと思います。

- 8番(松本明雄君) 今の時松議員の発言にちょっと上乗せしたいのですけれど、今社協はいろいるな事業をしてます。営利目的のこともやってますので、やっぱり収支決算書をわれわれも見て、それからやっぱり判断したい部分もありますので、今後社協のほうにはその点を述べていただいて、ちょっと豆腐まではいいかなと思ったのですけれど、すずかれんで夜の営業はちょっと問題があるのではないかなと、だからその辺までもう1回社協との話し合いをしていただきたいと思います。今後また見ていきたいと思いますので、よろしくお願いします。
- 6番(大塚英博君) 6番です。

10月から消費税が10%に上がります。そういう中で前もって買える備品とか、前もって買える消耗品とか、そういうものというのも2%の上げというのは非常に大きいかと思います。そういうところで毎月毎月これからそのときだけでないと購入できないものはともかく、若干このことについては、前もって買っておけば経費が非常に削減できはしないだろうかという部分について検討されているかどうかをお聞きしたいと思います。

- 町長 (渡邉誠次君) それぞれの担当課では当然きちんと経費の削減を考えながらやってると思いますので、それぞれの課では行ってると思いますけれど、私のところまではまだ上がってきてないので、総体的な話はしていません。
- 福祉課長(生田敬二君) 先ほどの松本議員と時松議員のになりますが、社会福祉協議会の補助金と、あと活動内容についてでございますけれど、団体補助金を1千900万円出しているということでございまして、監査の対象にもなっております。そちらのほうには決算書、事業内容等を確認をしていただいてるところでございます。今後、いろいろちょっとお気づきの点はまた言っていただいて、社会福祉協議会のほうとも話をしていきたいと思っておりますので、お気づきの点ございましたら、また町のほうまでお知らせいただけるとというふうに思ってます。

以上でございます。

2番(江藤理一郎君) 先ほど社協の件ですけれども、社協の中にサポートセンター悠愛があると思います、やっぱり利用者の方が職員に対してちょっとけがをさせたりとか、そういったものも少しずつ、実際は今社協が民間になってますから、どの程度役場が把握されてるかちょっとわかりませんけれども、そういったことがほかの市町村でもよくあることだというふうに聞いてまして、小国町でもやはりあれだけ大きな構えをしていれば少なからずあるのではないかなと思っておりますけれども、町としてどのくらい把握されてるのか。それから、また完全に民営化してますけれども、町として少しそういったところも含めて行政の目というのが入って行ったほうが私

はいいのではないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

- 福祉課長(生田敬二君) サポートセンター悠愛に関しましては、社会福祉施設というところで、許認可含めてそこへの管理のほうは県のほうが監督を指揮しているところでございます。ただ、前、町の施設であったということもありまして、一応、何か中で不祥事と申しますか、そういった件があれば報告書等も今町のほうに上がってまいりますし。すみません、ちょっと委員会の名称が正式にわかりませんけれども、第三者委員会という組織を作っておりまして、私のほうが委員として出席をしております。事例的には個々の事例は申し上げられませんけれども、そういった形での委員会を開催をしているところでございます。向こうの社協のほうが開催をして、町のほうは参加をさせていただいているという状況でございます。
- 2番(江藤理一郎君) 町長が冒頭でおっしゃられましたけれども、金婚式、ダイヤモンド婚ですか、昨日あったと思いますけれども、今年が33名ということでしたが、ダイヤモンド婚の上が今実際、全国でも今ないという状況でして、もうこれだけ100歳まで生きるというような時代になってまいりましたので、これは小国町だけではなく、全国的にもダイヤモンド婚の上を、70年というのを少し考えていくというのも検討されてはどうかと、ちょっと町長の意見も含めて、実際、昨年ダイヤモンド婚の上の方がいらっしゃって、今後こういう方が増えてくるかわからないですけれど出てくる可能性もありますので、その辺の見解をお願いします。
- 町長(渡邉誠次君) 今お話を初めてされたので、今後いい話であれば一緒にお話を伺っていくように、その部分はどちらかというと金銭的な部分よりも町の施政というふうに思われるので、議員の皆さんで私と一緒に話していきながら、町民の皆様のお祝いに関してはいろいろと話を検討していきたいと思います。

- 議長(松﨑俊一君) ほか質問はございませんか。
- 5番(児玉智博君) こっちの調書のほうで聞いていきたいと思いますが、これは福祉課の調書の 7ページなると、高齢者住宅改造事業補助金ということで、実績なしというものがございます。 これ交付の目的が在宅の要介護者、重度の身体・知的障害児の世帯に対し、住宅改造に必要な経費を助成するものというふうになっております。在宅の要介護者というのであれば介護保険のほうでもあるとは思うのですが、こっちのほうではなかなかなかったということで、なるだけならやっぱり住み慣れた自分の家で介護を受けるであったり、障害のある方については自宅でそういう介助が受けられれば、やっぱり本人にとってはそっちのほうがいいだろうし、施設に入所すると、これはもうお金の話になりますが、社会保障の予算というのは増えていくことになってしまいます。そういったあたり今年たまたまそういう人がなかったのかもしれませんが、そういう利用者の人の要望を聞いていくなり、またそういう専門的な知見からもよりよいそういう判断をしていただきたいと思いますが、実際、そういう相談が昨年度なかったのかどうか教えてください。

福祉係長(北里仁尋君) 昨年度において1件上がってきたのですけれども、県の補助金のほうが 3月までに完了報告を上げないといけないということがありまして、今年度に繰り越した形で上 がっております。なので、今年度も実績として1件上がってきております。

以上です。

7番(西田直美君) その場合、1件当たり幾らまでという上限みたいなのはあるのですか。 福祉係長(北里仁尋君) 90万円が上限となっております。

- 5番(児玉智博君) それではもう1点、これ決算書の237ページでありますけれど、小学校部活動補助金16万円というのがありますが、これはもう平成30年度決算でなくなっていくというふうに思います。そうした中で小学校の部活動の受け皿が社会体育のほうに移行されて、恐らくこの統合型地域スポーツクラブ補助金というところに含まれていくというふうに思いますが、実際、小学校の先生たちがいわば無償でやってもらってたから、この16万円で町の持ち出しが済んでいたというような部分もあると思います。なかなかそういう中で人件費等も関わってくるとは思うのですが、やはり小学校でやっていたような活動がそのまま子どもたちに提供されていくということは非常に重要なことだと思いますけれども、今現在の、もう始まって何カ月か経ちますが、始まってみてからの子どもたち、あるいは保護者の皆さんからの要望というか改善を求める声なんかが出てきているかどうか、あるいはもう満足をしてもらっているのか、事務局としてはどういうふうに認識をされているでしょうか。
- 社会教育係長(宮本竜二君) 社会体育に移行しまして現在の状況なのですけれども、バスケットボールのほうが合計21名、バレーボールのほうが合計で10名、バドミントンのほうが合計で15名参加しております。ただ、保護者のほうからのこうしてほしいとかクレームみたいなものというのは、ちょっとまだ私のほうには上がってきておりません。

以上でございます。

議長(松﨑俊一君) ほかございませんか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(松崎俊一君) なければこれをもって一般会計歳入歳出決算の質疑のほうを終結いたしたい と思います。

ここで暫時休憩を行います。3時25分から始めます。

(午後3時15分)

議長(松崎俊一君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後3時25分)

議長(松﨑俊一君) 各特別会計の歳入歳出決算審議となります。

次に、別冊の平成30年度小国町特別会計歳入歳出決算の中の平成30年度小国町国民健康保 険特別会計歳入歳出決算及び小国町介護保険特別会計歳入歳出決算、同じく小国町後期高齢者医 療特別会計歳入歳出決算、同じく小国町地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計歳入歳出決算、同じく小国町坂本善三美術館特別会計歳入歳出決算について、各課長及び局長より説明をお願いします。

福祉課長(生田敬二君) 福祉課のほうで三つの特別会計を所管しております。先般、本会議におきまして各特別会計の決算概要説明をさせていただいております。今日は主なものについて少し 補足して説明を加えさせていただきたいと思います。

はじめに国民健康保険特別会計の決算でございます。1ページからになります。本会議の際も申し上げましたけれども、国保の法令改正が行われまして、平成30年度からの財政運営の主体が保険者である市町村から熊本県のほうに移管をされております。今回の決算は新しい形での費目構成ということになってます。決算概要について、4ページからの総括表明細で説明を申し上げたいと思います。

まず、歳出のほうからでございます。6ページ、7ページをお開きいただきたいと思います。 上から1の総務費です。こちらは、国保運営に関する事務費の予算でございまして、総務関係、 徴税関係、運営協議会関係の経費から構成されております。

次に2の保険給付費で、医療機関へ支払いをされる療養給付費を含む療養諸費等で、合わせて 7億4千400万円ほどとなりまして、歳出総額の大部分となります68%を占めております。 この給付費を払うための財源としまして、後ほど説明します県からの普通交付金で賄われること となります。

次に、3の国民健康保険事業費納付金、こちらが平成30年度から新設された県への納付金ということになります。決算額は3億603万8千466円でございます。こちらの数値につきましては、過去3年間の医療費の推移等から県のほうが算定をしてくるものになりますけれども、この納付金の財源といたしまして、歳入の中の保険税や繰入金の保健基盤安定繰入金、税の軽減補てん分となりますが、そういったものを基本的な財源として確保しなければならないということになります。

続いて6の保健事業費1千507万3千838円でございます。この中に特定健診事業や人間 ドックの助成等が含まれております。

また8の諸支出金につきましては、旧制度となる古い国庫負担金等の返還金、こちらは旧制度 の返還金となります。公立病院であるとか公立病院への直診勘定繰出金がその決算の主なものと なります。

9ページになりますけれども、歳出総額は10億9千333万2千663円となります。前年度で2億4千142万円ほど、18.1%の減額となっております。

次に歳入について説明をさせていただきます。4ページ、5ページをお願いいたします。主な ものとしまして、まず1の国民健康保険税です。総額で2億4千218万8千548円の収入決 算で、歳入全体の21.9%となっております。前年度と比較しますと款全体の決算額で2千358万円の増額、約10.8%の増となっております。なお、平成30年度におきまして保険税税率の改定をさせていただいております。

4の県支出金でございますが、こちらに歳出、保険給付費の大部分を賄うための普通交付金や 保険者努力支援分の特別交付金が含まれておりまして、総額で7億5千634万円ほどとなって おります。

款の6繰入金9千207万1千円ほどでございます。一般会計繰入金の中に保険基盤安定繰入 金等の制度上ルール分とされるものと、いわゆる法定外の繰入金が含まれております。繰越金に つきましては、平成29年度からの繰越分でございます。

歳入総額は11億665万5千154円となります。対前年度で約2億4千205万円、17. 9%の減額ということになっております。

歳入歳出ともに合計額で対前年度2億4千万円ほど減少しております。これにつきましては、 高額医療費共同事業制度という制度がございます。県内の各市町村間の医療費の格差、影響を緩 和するために設けられている制度でございますが、平成30年度に県内全域を対象として広域化 されました。県のほうに事業主体が移管されましたので、その県の中への会計に移されたという ことでございます。町の会計上はもう出てこないということになります。そういった共同事業関 係の分が歳出歳入ともになくなったということで、2億4千万円ほど減少しております。

以上で、国民健康保険特別会計の決算状況の概要説明とさせていただきます。

続けさせていただきます。介護保険特別会計の決算です。決算書37ページからになります。 現在第7期の介護保険計画の期間中となりますけれども、平成30年度は第7期計画の初年度と なる年度決算となります。決算状況について、40ページからの総括表の明細で御説明をさせて いただきます。

まず、歳出のほうからです。42、43ページをお願いいたします。歳出の主なものとしましては、2の保険給付費10億310万4千881円でございまして、歳出全体の91%を占めるものになります。居宅又は施設等における介護保険の各種サービスに係る給付費でございます。

続いて、款の3地域支援事業費6千172万7千円ほどでございます。介護予防、包括的支援 事業の要する支出でございます。

4の諸支出金につきましては、国・県給付費の返還金等となっております。

また、6の公債費につきましては、前期の計画期間第6期となる平成28年度ですけれども、 財源が不足をいたしまして、そういった中で県のほうから借入れを行いました財政安定化基金1 千650万円の返還金となります。平成30年度から令和2年度の3年度間で550万円ずつを 返還していくものになります。

45ページになりますけれども、歳出総額は11億140万92円となります。対前年度で4

千537万円、4.3%の増額となっております。歳出増の主な要因としましては、保険給付費と地域支援事業費合わせて4千120万円ほど増加したこと等によるものでございます。

次に歳入について説明をさせていただきます。40ページ、41ページをお願いいたします。 歳入に関して主なものとしまして、まず1の介護保険料です。総額で2億2千44万143円の 収入決算で、こちら歳入全体の19.3%となっております。

なお、平成30年度から3年間の第7期計画期間においては、保険料基準額の改定をさせてい ただいております。

続いて、歳出の給付費等に対応する形で、3の国庫支出金の3億200万円、4の支払基金交付金の2億8千600万円、5の県支出金1億5千600万円、6の繰入金1億4千880万円などとなっております。また、款の7につきましては前年度からの繰越金でございます。

歳入総額は11億4千296万9千567円となります。対前年度で約6千313万円ほど、 5.8%の増額となっています。

以上で、介護保険特別会計の決算状況の概要説明とさせていただきます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計の決算です。決算書は73ページからになります。後期高齢者医療は被保険者として原則75歳以上の方が対象となる医療保険の制度となりますけれども、本特別会計におきましては、主に町が徴収した保険料及び軽減分の繰入金について、保険者となるところの熊本県広域連合のほうへ支出するということが基本的な形となっている特別会計となっております。決算状況について76ページからの総括表で御説明をいたします。

まず、歳出のほうから説明をします。 78、79ページをお願いいたします。上から1の総務費でございます。こちらは事務費の決算となります。2の後期高齢者医療広域連合納付金、こちらは徴収させていただいた保険料及び軽減分の保険料として算定した繰入金を合わせまして、広域連合のほうへ納付する納付金1億184万3千478円でございまして、歳出全体の95%ほどを占めております。

3の保健事業費につきましては、被保険者の健康診査や歯科口腔、人間ドックなどの補助の費用になりまして 449万1千167円の決算額となります。歳出額は 1億734万6千177円となっております。対前年度で 613万円ほど、6.1%の増額となっております。

次に、歳入について説明をさせていただきます。 76、 77ページをお願いいたします。 10 保険料は6 千8 0 6 5 8 千1 3 0 円の決算額となります。

4の一般会計からの繰入金が3千502万2千148円。5の諸収入の中の3受託事業収入384万3千665円、こちらにつきましては、健康保持増進事業に対して広域連合からの受託分の収入ということになります。平成29年度からの繰越金167万7千48円と合わせまして、歳入総額は1億927万3千491円、対前年度で約638万円、6.2%の増額となっております。

以上で、後期高齢者医療特別会計の決算状況の概要説明とさせていただきます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

住民課長(時松洋順君) それでは、私のほうから地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計歳 入歳出決算について御説明をさせていただきます。

貸付事業自体は現在行われておりませんが、過去の貸付金の元利収入を現在この特別会計にて 受け入れております。

特別会計決算書94ページ、95ページをお開きください。総括表にて御説明させていただきます。まず歳入、諸収入でございます。こちらは貸し付けた貸付金の元利収入が計上されております。右のページ、歳出、公債費がございます。貸し付ける際に町の事業の財源といたしました起債の元利償還金でございます。歳入の諸収入と歳出の公債費、この差額を一般会計へ繰り出すわけですけれども、その繰り出した部分について諸支出金として歳出しております。

100ページを御覧ください。歳入歳出差引残額は同額ですのでございません。よって翌年度 への繰越金もないというふうになっております。

簡単ですが説明を終わらせていただきます。

教育委員会事務局長(石原誠慈君) それでは、坂本善三美術館特別会計歳入歳出決算について御 説明をいたします。

まず初めに、本日配付をさせていただきました教育委員会資料1で簡単に御説明をいたします。 すみません、最初に1カ所訂正がございまして、この資料の7ページでございます。一番最終ページになりますが、一番下の通計が平成30年度のほうがプラスされておりませんので、正しくは29万2千272名です。すみません、訂正よろしくお願いします。

それでは、資料について説明をさせていただきます。平成30年度における坂本善三美術館事業の実績等でございます。1ページ目が企画展とその関係行事を実施した際の展覧会名称、概要、イベント等を示したものでございます。

2ページ目は、小学校、中学校を対象とした鑑賞、体験教室の実績で、子どもの参加総数が 4 2 1 名でございました。

3ページ目になります。3ページ目の上段にありますのがZENZOアートクラブを年7回開催しております。その下にありますのが、中学生の農泊体験に伴う町外からの来館者の状況でございます。下段から次の4ページまでございますが、一般の方を対象にいたしまして美術教室を美術コースとファミリーコースに分けて年13回開催しております。一番下のは友の会主催事業として開催したものであります。

5ページ目をお願いします。その他の事業ということで年間11回開催し、延べ1千557名でございました。一番下の括弧書きで総数を書いてございますが、これは平成30年度に事業に参加された延べ人数でございます。

それでは、特別会計の歳入歳出決算書のほうをお願いします。116、117ページでございます。まず、歳入の明細書でございます。款の1の使用料及び手数料、美術館の入館料でございます。前年度より3万3千円の増となっております。次に、款の2の繰入金、一般会計繰入金が前年度より45万円減額となってます。款の3諸収入です。前年度より61万円ほどの減となっております。内容につきましては、前年度のミュージアム売り上げ及び美術教室参加費については増となっておりますが、著作権使用料及び補助金が前年度より70万円減となっております。これは坂本善三作品の画像使用に係る著作権使用料について、年度ごとにおいて申請により増減するものでございます。

次に、118ページから121ページまでの歳出の明細でございますが、前年度と比較しますと総額100万円ほど減になっております。前年度、平成29年度に施設の修理を行っておりまして、内容は本館の屋根修理及び展示棟出入口の自動ドアの修繕分が主な減額の要因となっております。人件費及び施設維持管理費関連の経費につきましては、前年度並みの支出でございます。以上、簡単ですが説明を終わらせていただきます。よろしくお願いします。

議長(松崎俊一君) ただいま所管課より説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。 それでは、特別会計決算ごとに進めていきたいと思います。

まず、福祉課所管の国民健康保険特別会計歳入歳出決算について。歳入歳出一括して質疑に入ります。ページが12ページからページ35に事項別明細があります。

- 5番(児玉智博君) まず13ページの国民健康保険税収入を見てみますと、現年度分で見てみますと、大体収納率は96%程度の収納率というふうになっています。それで、これは一昨日の税務課のときに確認をしましたところ、滞納により督促をした件数を各税目事に聞きましたところ住民税が488件、固定資産税851件、軽自動車税442件、それに対して国民健康保険税は1千542件と突出してるわけです。これはなぜこんなに国保税の滞納発生が多いのかというふうに考えたときに、やっぱりこの国保税が高すぎるという問題があるのではないかなというふうに思うのです。何しろ、この平成30年度というのは国保税の税率を引き上げた年でもあります。やっぱり、今後急に国保税を引き下げるというのはなかなか難しいことではあるかもしれませんが、やはり今後の税率を考えていくときに、もうこれ以上の被保険者の負担を引き上げるべきではないというふうに思うのですけれども、執行部の認識を伺います。
- 福祉課長(生田敬二君) 議員、保険税のことについて言及をされています。保険税については確かに住民の方に御負担をしていただいているということは認識をしているところでございます。ただ一方で、その保険税を決める上で支出のほうと申しますか、医療費のほうがございます。住民の方がかかる医療費でございます。こちらのほうの数字で申しましても年々ちょっと右肩上がりという状況でございます。保険税を抑えるということになると、その医療費を支払っていくということ、平成30年度からは直接的に支払いはないのですけれども、その後に県のほうから示

されてくる数字に医療費は反映してまいりますので、その分については年々上がってくるということになります。決算のときも少し説明が足りなかったかもしれませんけれど、県から示されてくる事業費納付金をほぼ保険税というか、あと繰入金と保険税分で賄わなければならないという状況でございます。そちらのほうが不足することになれば借入れをするであるとかという形になりますので、そこら辺は住民の方の負担も十分に配慮しながら、今後の医療費の動向も見据える形で考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

- 5番(児玉智博君) やっぱり医療費が増えていってるというのは、確かにそれはもう事実として あるわけです。そうした中でなるべく必要な医療は必要な医療として受けていただかないといけ ない。だけれども、そうした中でやっぱりせっかく給付した医療費が無駄になってるというか、 ちょっともったいないことになってるという部分がかなりあるのではないかと思います。これは 運営協議会でも質問をしたのですが、やはり慢性的な疾患というか、高血圧であったりとか高脂 血症とか、あるいは糖尿病とか、あるいは加齢により節々の痛みがある人とか、そういうなかな か治らないけれども毎月毎月薬をもらいに通院をしているような人たちの中で、やはりせっかく 処方された薬を飲み残して、もうそれを全部ごみ箱に入れてしまうというような状況も事実とし て把握しておられる部分もあるわけです。そうしたときに、特にやっぱり高齢者の方とかどうし ても飲み忘れて、飲んだり飲まなかったりして、結局その症状が進行していって、またそこによ り医療費がかかってくるとかという部分をやっぱり防いでいっていただかないといけないと思う のです。それは公立病院との連携なんかが今始まったところであると思いますけれど、やっぱり 同時に飲み残しても捨てずに、やっぱりそれを病院に持って行って、「先生すみません、飲み忘 れました。」というふうに持って行けば、もうそれをまた新たに薬を出さずにそれを日付を変え て出しなおしてくれるというか、そういう対応もお医者さんなんかしてくださってるようですの で、もちろん、町長首傾げてますけれど、期限が切れたものはだめです。期限が切れてないもの に限ってですけれど、やっぱりそういう工夫は必要だと思うのですが、今後そういうせっかく処 方した薬が無駄になったりするようなことがなるべく少なくなるような取り組みということはし ていただきたいのですけれど、どうでしょうか。
- 健康支援係長(高村純子君) 御質問ありがとうございます。おっしゃるように、適正な医療のかかり方というのは、住民に向けて広く啓発をしていかないといけないと思っております。今、毎月広報に国民健康保険からのお知らせというふうに入れて、いろいろな情報を流しておりますが、それだけでは足りないと思いますので、あらゆる機会を通して住民の集まる場などに出向いて行ってでも、医療の適正なかかり方について啓発していきたいと思っております。
- 5番(児玉智博君) やはり独居、それから高齢者世帯に限らず、例えそこに若い人と2世帯で住んでいる人とかでも、やっぱり日中はなかなか24時間、大体3回薬は飲むものだと思いますけ

れど、3回3回、家族だけでやっぱりサポートするにはそれはもうそれは限界が間違いなくあるわけです。若い人は働いてますから、家にいないとですね。やはりそうした中で、特にやっぱり認知症というか認知機能が低下してくれば、その人の個人の自己責任で、じゃあ出された薬は忘れずに飲んでくださいというのは、どうしてもなかなか限界というのはあると思うのです。そうした中で、やっぱりいろいろ介護保険のほうではボランティアとかそういうものの協力とかいろいろ考えていかれると思いますが、やっぱりそういう独居老人、あるいは独居ではない人でもそういう在宅で介護を受けている人たちの服薬というのは、しっかりと考えていっていただきたいなというふうに思います。

議長(松﨑俊一君) ほかに質問ございませんか。

- 4番(久野達也君) 国保の部分で質問といいますか、時間も配慮をいただいて早い説明で、頭の中の整理のほうが間に合わない部分もあったのですけれども、平成30年度から制度が変わったということで、ちょっと確認の意味合いでの質問も含んだところです。6ページで申しますと、保険給付費と国民健康保険事業給付費、いわゆる診療報酬に係る部分での支出に対して、歳入で行きますと4ページの国民健康保険税と県支出金で大体賄うというような制度というふうに理解していいのですか。国民健康保険の制度がいわゆる療養給付費、今まで払っていた部分、歳出と歳入の関係の部分ですけれども、事務費を除いたとしたら大きく変わった部分をまず1点お尋ねしたい部分があるのですけれど。
- 福祉課長(生田敬二君) 適した答えになるかがわかりませんけれど、一応、今度変わった部分というのが歳出、今言われた6ページの保険給付費が7億4千400万円ほど支出があります。前の制度でしたら歳入の国庫負担金とか保険税をもってそれを支払いをしていたというところなのですけれども、今はこの分は、歳入のほうです。4ページ、5ページにありますけれど、県負担金・補助金7億5千600万円、ほぼ支払う分は同額で入ってくるということになります。この分はもうトンネルというか、歳入で入ってきた分で歳出で流すということになりますので、今、10月から例えば医療費が上がったとしても、その分の支払いをじゃあどうしようかと考える必要はないと、今年度についてはもう県のほうから来ることになります。今年の支払いについては全額県のほうから交付されるということになります。そして、町のほうが支払う必要があるというのが、その下になりますけれど、国民健康保険事業費納付金という3億600万円です。こちらのほうをその年の保険税等、あと繰入金の一部で支払わなければならないということになります。
- 4番(久野達也君) ですね。ですから先ほど言いましたように、歳出の款で言うと2と3の部分 を歳入で言うと1と4と繰入金等で賄うということです。それとも違うのですか。
- 福祉課長(生田敬二君) 議員が言われたようなところです。全体的に言えばですね。ただ、2の 保険給付費、大きい部分は4で賄われるということです。

- 4番(久野達也君) と申しますのが、いわゆる、今までは例えば診療報酬等に関して保険税に影響するということで、住民啓発の部分で、例えば先ほど児玉議員もおっしゃいましたように、医薬品を無駄にしないとかいろいろな啓発活動もできてきたかと思います。ただ、今回が私ちょっと先ほど説明を聞いてて思ったのが、医療諸費等、いろいろな医療関係のが県で賄えると言ってしまうと、保険税の使途はどこなのか、保険税の使途という部分が療養給付費の部分になりますよとか何かないと、納税者としても、例えば節約する部分だとかが何か明確化が難しくなったかなと思いましたので、冒頭説明を聞きながら、そこらあたりでお尋ねしたところです。
- 福祉課長(生田敬二君) ちょっと私の説明不足の点もあったかと思います。歳出のほうの3の国民健康保険事業費納付金、こちら決算では3億円なのですけれど、こちらが毎年県から示されてる数字になるのですけれど、この数字というのが小国町の医療費に対応するものでございまして、毎年出されてきますのは直近3カ年の医療費を基に計算されてくる数字ということになりますので、先ほど歳出を、もちろん歳出の医療費適正化をして歳出を抑えていくという努力も必要になってきます。こちらの数字に反映をしてくると。毎年伸びればこちらの数字も伸びて支払い義務がある金額が大きくなってくるということでございます。
- 4番(久野達也君) もう1点だけ、基金繰入金を当初予算化して最終的には基金繰入金はなされずに決算を迎えたかと思いますけれども、参考までに基金残高はおいくらでしょうか。

福祉課長(生田敬二君) 基金の現在高が年度末現在で680万円ほどでございます。

議長(松﨑俊一君) ほかに質疑はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

- 議長(松崎俊一君) それでは、質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。 次、介護保険特別会計歳入歳出決算について。歳入歳出一括して質疑に入ります。本章のペー ジ48から71ページとなります。
- 5番(児玉智博君) それでは、49ページの保険料の現年度の普通徴収の方、年金天引き以外の方たちの調定額と収入済額を見てみますと、収納率で言えば92%と、これは国民健康保険税よりもかなり厳しい状況になってます。というのが、それはやっぱり年金から天引きしたらもう生活できないような人たちがほとんどの場合は普通徴収ですので、それはやっぱり当然の数字かなというような気はしておりますが、やはり問題なのが滞納がある人については、いざ介護が必要になったときに介護保険自体を利用できないというような状況も出てくるわけです。そうした中で、やはり約18%、1割以上の人が滞納に陥ってしまうということは、それはやっぱりそもそも介護保険料が高いという問題があると思いますし、これを改定のたびにどんどんどん小国町の場合は、小国町の場合というかそれは全国的にそうなのかもしれないですが、やはり3年ごとに上がり続けるというのは、なかなか厳しいのではないかなと思います。国民健康保険の場合は、一般会計からの法定外繰入れという対応は、それは十分かどうかは別にして、事実、小国町

としてはやってるわけですけれども、介護保険については、現在、その制度上どうなっているの か御説明をお願いします。

福祉係長(北里仁尋君) 制度上、ここで言う法定外というのは介護保険のほうはしてないところ になります。

以上です。

- 5番(児玉智博君) してないというか、制度的にそれをするなというような県なり国なりの圧力 というか、そういうのがあるのですか。
- 福祉係長(北里仁尋君) 基本的にはできないところ、圧力というのが適切かどうかはわからない のですけれども、基本的にはできないというところになります。
- 5番(児玉智博君) そういうことであれば、やっぱり町としては引き続き介護予防なんかに努め てくださいと、本当にできないというふうに言ってしまわれればもうそれまでですので、そうい うのに本当に努めていっていただかなければならないというのと、もう一つが、今回話題にした いのが、今上広瀬というか柏田住宅の上のほうに、今社会福祉協議会が木野里荘を移動して、木 野里荘というのはもう軽費老人ホームでしたから、介護保険の対象にならない施設でした。それ が今度の柏田の上のほうに行くと、その半分が有料老人ホームになるというふうに聞いておりま す。有料老人ホームを何で今頃つくるのかと思うわけです。というのが、大体、全国的には20 25年ぐらいが75歳以上というか高齢者の人口のピークになると言われてるのですけれど、こ れまで前の福祉課長とかのころ言われてたのは、小国町の場合は高齢者人口のピークは2025 年以前に来て、あとはもう絶対人口は減っていきますという説明を受けていたのです。というと、 もうあと5年後ぐらいがピークになるのに今ごろ有料老人ホームをつくって、しかも、私もちょ っとある福祉施設の運営推進委員をしていますけれど、やはりそこ以外の方からも話をきくので すけれど、入所型の施設というのはどこもやっぱり入院したりとか亡くなったりすると、もう1 人亡くなるだけで収入が減りますので、やっぱり綱渡りのような状態でどこも運営されているの です。ある施設なんかは13床のベッドのうち、もう現在5床が空いていて、もう本当に今厳し い状況ですということを、関係者の方から私電話をいただいたりも最近したのですけれど、やは りそういうふうな中で民業圧迫になるようなことを、半分公の施設のような社会福祉協議会が今 参入してきて、それをやっぱり行政も認めるというのは、本当にこの介護保険財政にとってもほ かの民間の施設運営にとっても、これは非常にちょっと本当に慎重に考えた結果なのかなという ふうに思うわけです。その点はやっぱりまず確認したいのは、そういうのを本当に社会福祉協議 会だけとのやり取りだけではなくて、安心ネットとかそういうのもあるわけですから、やっぱり いろいろな家族の方であるとか介護保険の認定者の方であるとか各施設の方であるとか、本当に そういう意見集約なんていうのはきちんとできているのかというのがちょっと疑問なのですが、 いかがでしょうか。

福祉課長(生田敬二君) まず前段の介護保険の給付費全体についてということでございますけれども、これも国保と状況を同じくしておりまして、給付費のほうはやっぱり伸びている状態でございます。その中で、議員が言われましたように、やはり介護給付費を少しでも適正な数字にしていくような形での努力というのはやはり必要かと。地域支援事業等の充実も含めて必要かと思っておりますので、そういう努力は引き続きしていきたいというふうに思っております。

二つ目、老人ホームの件ですが、そういう方向でちょっと決まるときがすみません私もいなかったのですけれども、入所者の御家族等とは十分話し合いのほうはできている。あるいは今しているという段階かとも思ってます。一つにはその前が養護老人ホームという形でございました。その中で、やはり老人ホームの中に入って介護状態にだんだんなっていくという人もいて、非常に養護老人ホームの性格、その施設では対応できなくなってきているということもちょっと話には聞いておりますので、そういったところでの定員の変換だったのかなというふうに、今ちょっと私のほうは思っているところでございます。

5番(児玉智博君) やはり今有料老人ホームというのは既にありますけれど、大体、状況として は悠清苑とかの特別養護老人ホーム、より利用料の安いところに登録をしてるけれどなかなか空 きがないと、空きがないから少し高いけれど有料老人ホームに今入所してるというような人たち も実際いるわけです。では、今つくるべきなのは特別養護老人ホームであれば有料老人ホームよ りも安いですから、保険給付費も安く抑えられるわけです。なのに、そういう利用者の人たちの 願いである、とにかく特別養護老人ホームの待機者を何とかしてほしいという願いに応えるので はなくて、もう既にある有料老人ホームをまたつくると。もう軽費老人ホームからやってるから、 ではもう軽費老人ホームに入った人はそのまま介護状態になったらそっちのほうに振り分ければ いいということで、要するに、もう施設の中で囲い込むようなことになると思うのです。だから、 ほかの既に民間で頑張ってる人たちはますます厳しい状況にも追いやられて、何かこれは本当に これでいいのかなという疑問は尽きないわけです。やはりその辺、もうできてしまうから仕方が ないでちょっと終わらせていいのかなという気がしますので、町としてもよくよくやっぱり今後 の方向性というのを、ちょっと大きな話になりますのでもうこれ以上は広げませんけれど、本当 慎重に考えていかないと、介護給付費も増える。実際、介護の担い手、働く人たちの体も限られ てるのに、そういう施設ばかりが増えていって、人手不足にも苦しまれていて、本当に今これか ら先は小国町の介護の状況というのは本当に首を絞めていくような状況になるのではないかと思 いますので、お願いしたいと思います。

具体的に最後にもう1点、69ページ、成年後見制度報酬(1人)で5万円というのがありますが、この成年後見人の報酬というのはたぶん毎月払いになると思うし、大体、5万円というと恐らく1月か2月分ぐらいの報酬にしかならないかなと思うのですが、これはどういったあれで出されてるのでしょうか。

- 地域包括支援係長(永江直美君) 成年後見制度報酬なんですけれども、市町村申し立てをした方 に対してになります。この費用に関しましては裁判所のほうが決定をしますので、弁護士事務所 のほうからこちらのほうにその分が請求が上がってくるということになっております。
- 5番(児玉智博君) ではこれは成年後見人への報酬ではない。
- 地域包括支援係長(永江直美君) 成年後見人が弁護士になっていらっしゃる方ですので、弁護士 のほうにお支払いをしています。
- 5番(児玉智博君) というと、これは大体成年後見人になれば開始されればなかなかそれはもう 中断されないと思うので、毎月毎月報酬は発生してくると思うのですが、年間5万円というと非 常に良心的な価格になると思うのです。これ12カ月分ですか。
- 地域包括支援係長(永江直美君) この方に関しましては毎月払いではなく年払いとなってます。 成年後見人の方が裁判所のほうに実績を報告をしまして、その実績内容を裁判所が判断をして費用が決定するものとなっております。
- 5番(児玉智博君) この成年被後見人が公務員なんかの欠格事項から外されたということで、町の条例でも外しましたけれど、そのときも言いましたけれど、その理由の一つが成年後見制度がなかなか普及していかないというのがあるということは指摘をしました。私はその成年後見制度がなかなか広がらない理由は、やっぱり費用の問題があると思うのです。それで、基本的に後見人を担ってるのが今言われた弁護士であるとか司法書士、あるいは社会福祉士がいる施設の人で、聞いたら結構小国町の場合は社会福祉士がなられることが多いというふうに聞きましたけれど、今言われたように、大体家庭裁判所ごとに報酬というのが決まっていて、難しい事案であれば大体最大50%上乗せされたりとかすることもあると聞いてますが、何もそういう専門職ではなくても親族がなることもできるわけです。最初のうちはそういう専門職がして、ある程度必要な整理というかができた後は、やっぱり親族の方になってもらって、なるだけそういう費用のかからない形なんかを町としてもサポートをしていければいいのではないかなというふうに思うわけですけれども、どういった対応、今現在の状況を教えてください。
- 地域包括支援係長(永江直美君) この方に関しましては、市町村申し立てをしたケースになりますので、今も家族の方とか本人様とかとの関わりを持って、後見人だけに任せるのではなく包括 支援センター、あとケアマネージャー、それに関わるサービス事業所、みんなで見守り体制を取っております。見守り体制というか支えるように体制を取っております。
- 5番(児玉智博君) この人の事例に限ってはたぶんうまくいってて、だから年間5万円というと、本当良心的な、大体東京火災とかの場合だと月5万円なんていうこともあると聞きますので、安いとは思うのでそれはいいと思います。やはり、一般的な意見として、親族の方で足りるような状況が今後あった場合は、やはり親族の方が後見人になってもらうと、少しでもそういう費用負担を御本人やあるいは御家族、お身内の方の負担がかからない方法でしていけば、適切に後見人制度を利

用できて、そうすればやっぱり詐欺被害なんかも防ぐことができると思いますので、ぜひよろしく お願いしたいと思います。

議長(松﨑俊一君) ほかに質問はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(松崎俊一君) それでは、質疑がなければ、続いて後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について。歳入歳出一括して質疑に入ります。本書のページ82から91。質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(松崎俊一君) なければ、次に、住民課の所管の地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会 計歳入歳出決算について、歳入歳出一括して質疑に入りたいと思います。本書の102ページか ら105。ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

- 議長(松崎俊一君) なければ、最後に教育委員会所管の坂本善三美術館特別会計歳入歳出決算について、歳入歳出一括して質疑に入ります。ページ116から121となります。
- 5番(児玉智博君) 私はこれまでこういう坂本善三美術館の費用について、特別会計ではなく一般会計の中の社会教育費として計上するべきではないかというふうに指摘をしてきました。そうしましたら、執行部としてはより歳入歳出の流れを明確化するために特別会計で行くという方針を出されております。そうであれば、私は職員の人件費、職員給料も特別会計の中に水道企業会計のような形で計上すべきなのではないかと思います。明確化すると言いながら職員給を学芸員の人ですけれど、職員給は一般会計でやると、そのほかの会計だけして赤字分を小さく見せると。要は、これは今やってるのは赤字隠しではないかと私は思うわけです。この辺を明確化するという執行部の方針であれば、もうそこは正々堂々とここに計上していくべきだと思いますが、いかがでしょうか。
- 町長(渡邉誠次君) 教育委員会が困っていますが、本当に隠れてないというふうに思っておりますし、隠しているつもりもないのではないかというふうに思ってます。ただもう皆さん今まで、1期目の方おられますけれども、坂本善三美術館に関してはずっとこのような状態で一般会計から繰り入れを行ってるというのはもう現状として変わっておりませんし、ただ方法としてやっぱり学芸員の方含めて非常に努力をしておられると、結果がついてきてないだけであるというふうにも思ってるところではあります。しっかり今から中身も練り込んでいかなければいけませんけれども、仕組みあたりも一般会計を特別会計にするとか、特別会計を一般会計にするとかという判断も一つの方法論かもしれませんけれども、われわれ方法を考えていきたいというふうにも思っているところです。私の意見としてはそういった意見です。
- 5番(児玉智博君) それは町長の思いを今言っていただいて、それはそう思われてるのは御自由 ですけれど、ただ隠してないと言いますけれど、本当にそうかと、この教育費の中の恐らくこの

事務局費の中で職員給(8人)3千131万6千688円の中に含まれているのだと思います。 そのほかにも職員手当等というのもありますけれども、これも、すみません、どんぶり勘定という言い方はあれかもしれませんけれども、すべてが合算されてますので、ではこの中の幾らがこの坂本善三美術館の運営に携わっている職員の給与なのかというのもわからないわけです。要は木を隠すなら森の中ではないですけれど、もうそういう状況になっているので、本当にでは幾ら坂本善三美術館が歳出に対して歳入が不足しているのかというのはわからないわけです。逆に言えば、この社会教育費の中に入れて、社会教育費の美術館費なんていう出し方をすれば、むしろそっちのほうが歳出費用がどれぐらいかかってるかというのはより明確化できると思うのです。なのにそれをしないと。特別会計でわかりやすくすると言いながらも本当にわかりやすい状況になってない。これはもう赤字隠しと言われても仕方がないと思いますが、いかがでしょうか。

議長(松﨑俊一君) ここで暫時休憩をいたします。

(午後4時26分)

議長(松﨑俊一君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後4時29分)

教育長(麻生廣文君) まず119ページの特別会計のことだと思っております。まずここの上から3番目のところに非常勤職員の報酬3人というのが入っておりますので、学芸員の山下だけが教育委員会の中に入れてございます。非常勤のほうの3人についてはこちらのほうで、特別会計のほうで出させていただいております。1人分ということでございますので、こうした説明の中できちんとこれまでもお話をさせていただいてきたことでございまして、見えないとか、あるいは隠すというようなつもりは全くないわけでございまして、お話を聞いていただければ学芸員分はこれに入っていないというようなことはお分かりかなと思っております。ただ、そうした分も含めて、これは私どもだけではなくて、総務課あたりとの話し合いも必要になるかなと思っておりますので、そうした部分はちょっと今後考えてみたいと思っております。

5番(児玉智博君) もちろん赤字隠しとは言いましたけれど、教育長が就任される前からずっとこのやり方できてたので、教育長御自身が隠そうと思ってるというふうには思ってません。事務局全体としても前例をずっと踏襲されてきた結果がこうであるから。ただ、実際、実態としてわかりにくいではないですか。では今学芸員の分も合わせたら歳出総額がどれぐらいになりますかと今ここで聞いても答えられないでしょ。わからないと、たぶん直ちにはわからないと思います。ですから、やっぱりそういう本当に財政状況を明確にするために特別会計にしているとおっしゃるのであれば、やっぱりそこまできちんと透明性を高める方向、総務課と協議をしていただけるということですので、期待しておきたいと思います。

議長(松崎俊一君) ほかに質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(松崎俊一君) なければ、坂本善三美術館特別会計のほうの質疑は終結したいと思います。 最後に、特別会計決算につきまして、質疑漏れがありましたらお願いしたいと思います。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(松崎俊一君) なければ、これをもって本日の全員協議会を終了いたしたいと思います。 お疲れ様でした。

9月13日は、建設課、産業課、情報課所管の決算に関する件について全員協議会を開きますので、よろしくお願いします。

(午後4時37分)

議長(松崎俊一君) それでは、よろしいですか、全員おそろいですか。先ほどすみません、全員 協議会を一応終了と申し上げましたけれど、議運のほうでこの懇談会も一応全員協議会の中で行 うということで、改めてまた開始したいと思います。よろしくお願いします。

では、ただいまから全員協議会のほうを開催したいと思います。

(午後4時40分)

議長(松崎俊一君) 麻生教育長におかれましては、われわれ議員との意見交換会の申し出に快く 応じていただきまして、誠にありがとうございます。教育長の任命に係る人事案件で意見交換を 行うということは異例と考えますが、特に新人の3名の議員たちは数カ月のみの付き合いとなり ます。どうか御理解をいただきたいというふうに思います。

また、議員各位におかれましては、麻生氏の教育に関する考え方などをお聞かせいただきたい と思っております。個人的な部分とか、ふさわしくないと判断されるような質問等につきまして は、私のほうで制止をすることもありますので、御承知おきいただきたいと思います。

それでは、早速、麻生氏に今後の教育に対する考え方、また信条などをお話いただければと思います。その後、可能な限り質疑応答を行う予定にしております。

教育長(麻生廣文君) 失礼します。私は平成28年10月から、北里前教育長の後を受けて小国町の教育長を拝命いたしました。基本的には、就任当時は前北里教育長の行政を受け継ぐというようなことを考えながら、それにどのように新しさを加えていくかといったようなところでおったところです。10月という途中からでもございましたので、12月の議会のときに、議会の厚意だと思いますが、私なりの考え方を発表する場を、一般質問の中ではございましたけれども与えていただきました。その中で、私の思いというのは話させていただいた部分もございました。

そのあたりから少しお話をさせていただきますと、小国町の教育努力目標というのがございまして、これが教育行政の指針となっております。これは6点からなっておりますが、その1点目に小国型の教育。小中一貫教育の推進というのがございます。それはずっと6番目に生涯学習の推進まで6点がございますけれども、私は就任いたしまして、まずはこの小中学校に関わる学校教育の部分、ここに自分もそうした経験が長うございましたので、ここに一生懸命自分の思いな

り、あるいはこれまでの経験を生かしたものが作ることができないかというふうに考えまして、 12月には小国の教育チャレンジプランというものを策定したところです。そして、現実には翌 平成29年度から、学校にも先生方にも語り掛けながら取り組むということができていたと思っ ております。

その内容は6点からなりまして、1点目が小国の教育チャレンジプランです。1は学力充実、 2は開かれた学校づくり、3は小国学の推進、4は豊かな心とたくましい体の育成、5は情報 化・国際化社会への対応、6は教育研究会の活性化、この6点でございました。この3年間、そ れぞれに具体的に取り組んできたところでございます。一例を申し上げますと、働き方改革にも 通じますけれども、小学校の部活動の社会体育への移行、あるいは夏休みの学校閉庁、これはも う平成30年度から挑んだところでございます。それから、小学校の部活動については今年度か らと。また、先ほどの会の中でも申し上げましたけれども、熊本大学との交流、北里柴三郎博士 の交流と学習といったような言葉もございました。いろんな小中学校の児童・生徒からしますと あこがれとなるような、あるいは学習面でのフォローができるような、そうしたものとの交流と いいますか、そういうものは非常に刺激になりはしないか、あるいは夢を持つことにつながらな いかという思いでございます。それは夏休みのフォローアップサマースクール、これは中学生向 けです。また、教育学部関係です。それから木育の授業を小学校と中学校で5年生と7年生。そ れから、理学部、文学部とは今年度から小中高大の連携授業も始めるというような、一つずつこ うした部分ができる部分。フォローアップと木育については平成29年度からできました。それ から、小中高大につきましては、今年度から始めたところでございます。いかに夢を持った生活 をさせるかというものを一つ考えていたところです。

それから、教育環境の整備面がございます。本年度は空調設備あたりが設置できたことは、議会の皆さま方の御理解があったからだと思っておりますけれども、大変、私にとってはうれしい出来事でございます。あと、ハード面関係で情報化では電子黒板、あるいはタブレット型パソコン導入、あるいは校内LANの設置など、本日の決算報告でも話題になったかなと思っているところでございます。ただ、こうしたICT関係につきましては、今日も問題になりましたけれども、使わない、あるいは使えないでは意味がなさないのかなというようなところでございますので、今後は導入を進めながら、これをいかに子どもたちの教育につなげていくかという部分をしっかりこれは取り組んでいく必要があるなと、今日思っていたところでございます。

それから、国際化に対応するということについては、これまでも英会話科でこれもやってきたところでございますが、本年度から小学校3、4年生から熊本県においては先行実施で、英語活動というのが始まりましたので、小国のこれまで英会話科等で取り組んできた、他の地域にない良さといいますか、その特色という部分が非常に薄れるかなというふうに思いまして、小中学校の校長先生とも話し合いをしまして、英会話科を例えば少ない時間であっても、3年生から9年

生まで何とか残していく方向でやっていきましょうというようなところで、今県を通じて文科省 のほうに特例校を申請しているところでございます。これも先ほど申し上げたかなと思っていま す。

それから、3点目がふるさと学の話もいたしましたけれども、本年度は読み物資料等も作成して、たぶん印刷までできるということで、昨年度の予算で審議をしていただいて通していただいておりますので、早く日の目を見させてあげたい。こちらについては教育指導員のほうが非常に献身的に、今努力をして頑張っているところでございます。

まとめますと、交流関係で夢をつむぎながら、それから、ICTとか英語活動など、国際化、情報化、こうしたものはコミュニケーション能力、そういったスキル部分だとかそういう部分を磨きながら、そして小国学でふるさとに誇りを持つような、そんな児童・生徒を育てたいというふうに思っております。これは3年前からほとんどぶれないで考えてきているところでございますが、当然、不易と流行という言葉もありますように、その時代時代に合ったもので、ここに就任したときはタブレット型のパソコンとかは考えておりませんでしたが、これも昨年度に中学校あたりに導入できたりとか、そのときに応じて校内LANにしても同じです。新しい時代というものがどんどんどんが見います。

最後になりますけれども、ソサエティ 5.0 というのがございます。今度研修をするつもりでおりますけれども、併せて小学校ではプログラミング教育など始まります。本当にいろんな新しい分野が出てまいりますけれど、そうした部分に決して惑わされることがないように、学校教育の部分についてはしっかり取り組んでいきたいと思っております。

それから、本日、いろんな点でまた御指摘をいただいた部分に社会教育の部分であったり、それから社会体育、あるいは文化面と青少年の健全育成だとか、いろんな面からしっかり考えていく部分はあるかなと思っております。いずれにいたしましても、子どもたちには夢を持ってもらいたいし、小国を誇りに思ってもらいたいし、学力をしっかり付けていくというのを私自身はしっかり考えて、この3年間もやってきましたので、子どもたちはひょっとしたら高校、あるいは大学と小国に籍を置かない子どもも出ることもあるかもしれませんけれども、長い目で見て小国が大好きというような子どもを育てておけば、きっと小国に後で貢献してくれるというふうに思っております。

以上でございます。

議長(松﨑俊一君) ありがとうございました。

これから質疑、または意見交換等に入らせていただきたいと思います。申し訳ありません、挙 手によって御発言いただきたいと思います。

5番(児玉智博君) それでは、まず第1点目です。先ほど人権教育の決算のときにもお伺いしま

したが、やはり人権教育というと社会教育でやられる分野と、人権学習として学校教育の中でや られる分野とあると思います。とりわけ学校教育の分野について、以前、3月議会でしたでしょ うか、委員会審議の中でだと思いますが、小学校の人権学習発表会で発表をすることでの事前学 習というか、その中で元部落解放同盟の支部長がやって来て、子どもに指導というか講話をした という問題を取り上げました。それで、さっきも紹介しました部落差別解消推進法の付帯決議の 中に、「教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むこと がないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法 等に配慮すること。」というふうに書いてあるわけです。私は残念ながら小国小学校であったの は、この内容、手法に配慮がなされてないからそういうことが起きてしまうのではないかなとい うふうに思うわけです。先ほども御紹介しましたとおり、やはり歴史的にそういう部落差別、同 和行政であったりとか同和教育に対して、民間団体が不当に介入をするということは、私は歴史 的にこの小国町でもこれは繰り返し行われてきて、それがやはりそれを押し返したりとか、そう いう戦いというかそういうことが行われてきて、前の教育長のときにはそういう不当な介入を押 しのけていた時期なのではないかなというふうに思うわけです。それが教育長が代わってそうい うことが起きてしまったのではないかなと、私はそういうふうに受け止めているわけであります が、このことについて、やはり教育長として小学校での出来事については、どのように総括とい うか分析をされているでしょうか。

教育長(麻生廣文君) 今おっしゃった部分で、前支部長が子どもたちの前で直接にゲストティーチャーとして入っているという事実がございます。このことにつきましては、私も学校は独立した主体的組織の中でございましたので、後で報告を受けたというようなところがございましたので、そこにつきましては、しっかりゲストティーチャーのあり方については、いろんな考えが如実に出てくる場合、あるいは政治的に絡む場合など、教育の中立性がございますので、しっかり配慮をしていく必要があるかなと思っております。そこは議員がおっしゃった部分に非常に近い部分があるかなと思っております。

ただ、人権教育の進め方ということにつきましては、私自身は前教育長のときにも数度あったのは私も存じ上げておりまして、何も私のときだけに支部とのぎくしゃくした部分があったかというと、決してそういうことではございません。私が平成28年に10月にと先ほど申し上げましたが、実は就任したときには、その年の中学校の発表に向けた劇はもう全部動いておりました。それでいきました。それがそのままで何ということもなければというとあれなのですが、私も見ておりまして、内容についてはいろんな部分課題があるかなとは思っておりました。実はこのことが中学校と支部のある面のぎくしゃくした関係を生んでいくことになります。ただ私がこれまで教育行政で5年間阿蘇におりますときも、人権同和教育の担当を中心になってやっておりましたので、ここは自分の出番というふうに思いまして、学校と支部の話し合いを持つということが

ありましたので、そこには私も入れてくれと、そして教育委員会のほうは、逆に音頭を取ってもいいということで、県教委の阿蘇の教育事務所も呼びました。そして、結局、そうしましたら1回で話し合いは大体終わって、お互いに勉強しましょうということで集まったわけでございました。ただ、中学校だけではこれからいろんなことを進めていく上に、法も変わった部分もありましたので、これは部落差別を避けて学習を進めることはできない。それから、これは熊本県の教育委員会の、あるいは熊本県の施政でもあります。ですから、そこを私たち行政を携わる者が絶対避けたり、そこを押しのけるとかという部分、薄めるというような部分については、そういうことは全く考えないで、そういうことで小学校の先生も一緒に入ろうということで、みんなで勉強しましょうということで、1回行って終わりました。こういった部分につきましては、私に昔そうした部分での経験がなければ、ひょっとしたらそれは2回も3回も続いて、あるいは長くずっと引きずるようなことにもなりかねない状況もありました、このときは。でも、そうした部分は支部ともしっかり連絡を取って、学校ともやりながらそうしたことで、平成29年の3月ですか、そうした部分を行ったようなところがございます。

ですから、私は部落差別の学習につきましては、先生方にそこを避けて通れというようなことについては、それは口が裂けても申し上げることはできません。ただ、しっかり人権教育については、部落差別をはじめあらゆる差別がありますので、そこについては、まず全体的なバランスは取ると、それから、支部と学校との連携といいますか、これもしっかりバランスを取ってやってもらいます。ですから、GT等でという部分については少し考慮をしてほしいと。子どもの前に直接支部の方が立つとか。それから、逆に先生方の研修等に呼ばれる分については大いにやって、いろんな勉強をお互いにしてくださいというような気持ちでおります。

以上です。

5番(児玉智博君) 別に先生にするなと言えとか全然言ってないのに、何を言っているのですかと。だから、結局、学校との連携を教育委員会としても、その責任者である教育長としてもしっかり取ってくださいねというふうに言いたいわけです。だから、呼んでしまったのを後から知ったと、後から知ったけど自分が出ていって、自分だからそういう経験があったからうまくできたと思いますとアピールされるのは結構ですけれど、やはり、それを今度は、もう過ぎたことは言いませんけど、今後はやっぱりそれを未然に防ぐことができるぐらい、まずやっぱり小中学校の責任者は学校長がそれぞれいるわけですから、やっぱりまずはそこの学校のトップである学校長と緊密に連携を取って、そういう動きがあるときは未然に正せるように頑張ってくださいねというふうに思います。

それで、もう1点がICT教育について伺っておきたいと思います。やはりICT教育というのはタブレットであったりとか、それぞれの子どもの家庭の経済状況というか、そういうのに影響されていくのではないかというふうに思うのです。やはりパソコンがある家庭とパソコンがな

い家庭、やっぱりそういうところでの格差を学校の教育の中で埋めていくというのは、非常に大事なことであるというふうに思います。電子黒板であったりとかタブレット型のパソコンとか、あるいは校内LANを入れられたというふうに言われましたけれども、やはりさっきちょっと同僚議員が紹介された現状を聞きますと、やっぱり残念ながらそれが活用されてないのではないかというふうに言われてましたが、それが事実であるとすれば非常に残念だと私は思います。そういう中で、やはりせっかくICT教育推進のために地域おこし協力隊の採用をされましたけれども、その方が辞められたということで、私は当てにしていた人がいなくなって今後どうなるんだろうとちょっと心配をしているところです。今後のICT教育のハード面の整備だけではなくて、そういう教える立場の人の配置であるとか、それをどうやっていくのか。教職員もそれを授業で先生方がそれを子どもたちに使わせるだけの力量がなければなかなか身に付かないと思いますが、そういうところどう考えておられるか教えてください。

教育長(麻生廣文君) まずは教える先生方が一つ堪能になっていただきたいというのはございます。先生方も全く使わないとかということではなくて、そういった意味で校内研修等とか授業研究会とかありまして、そういうときは先生方も、普段使ってない先生もちょっとそういうときに自分自身を高めるというようなことで使ったりするということで、一つ一つ前進しようとしている姿はよく見ます。

それから、格差を埋めて子どもたちの家庭環境によるうんぬんというのにつきましては、だからこそ学校でしっかりパソコンなり、あるいはいろんなものを整備していって、そこで子どもたちに触れさせる。そうした部分が逆に要るのではないかなというふうに思っているところです。

議長(松﨑俊一君) ほかの方から。

9番(熊谷博行君) 今教育長の継続表明と言ったらおかしいけれど、3年前と大体同じで、私は そんなものと言ったら申し訳ないけれど、そんなものだと思います。そんな1年2年でころっと 変わるものではないし、私は個人的に教育長室に行っていろいろ話したりもしましたが、少しは 変わったとこもございましたので、そうやかましくは言いたくはないけれど、私の柔道の教え子で、今郡内のある町で小学校の先生しています。1年間IT教育をしろと、それができたらの条件付きの採用だったのです。そのくらいしてノイローゼにかかるぐらい、もうやめようかという ぐらい悩んで1年間クリアして本採用になって、だから口で簡単にIT教育とかICTとかみんな言ってますが、その携わった教員は大学出て数年の子だったのですが、ものすごいプレッシャーもあるし労力もすごいということで、それはそういう先生をどこかから、たぶん新しい先生ではないのです。年寄り先生はアナログ先生だからデジタル先生はそうはいないと思いますので、その辺は少しずつ改革していただいて、あと教育長が長い3年間で今から自分の思いをしていくのか、1年1年1年でしていくだけかを僕は本当は今日聞きたかったのですが、六つもいろいろ並べたけれど、1番目が1番目にするのか、6番目を1番にするのかはわかりませんが、理想の

理想だったと思います。教育長は教育長の苦しみがあると思いますが、どうしても期待をする面も多ございますので、今後もまた継続していく場合は、今までの3年間以上に、私たちと仲良くしてもらわなくても結構ですので、現場の教職員と密に取っていただいて、町民からの苦情は来てませんので、そういうふうにもし継続をすることになれば、頑張っていただきたいと私は思ってます。

教育長(麻生廣文君) 3年は見通しとして持ちたいなとは思いますけれども、今日こうした場に 自分がいるということを考えますと、やっぱり1年なり、あるいはもっと短期間のことというこ とはしっかり考えて、しっかり足元を見つめながら小国の教育に邁進するということをしっかり 胸に刻みたいというふうに、今この場ではしっかり思っているところでございます。頑張らせて ください。

議長(松﨑俊一君) ほか。

- 2番(江藤理一郎君) 先ほど熊谷議員もおっしゃられましたけれども、私もそんないくつもはやっていて、全部が全部は難しいと思います。やっぱり一つ、二つということをしっかりやっていくというところは重要かと思いますが、ICT教育という言葉が出てますけれど、具体的にICT教育について、どういうことをやる予定なのか。また、やっぱり南小国町でも公営の塾などをやっております。そういったことに対して、今後何か小国のほうでもやっていくような気持ちはあるのか、そういったところをちょっとお聞きしたいと思います。
- 教育長(麻生廣文君) まずICTと、言葉としては非常にICT、ICTといろんなところが出てまいりますが、大体、阿蘇管内では高森がもう全国的に突出して進めているというような部分はございますけれど、大体、あと2箇町村がまだ校内LANが通ってないとかというところもあって、これ急いで入れないといけないなとかいうような状況もございます。そういったハード面部分というのは年次計画等で進めていきたいなというのは思っているところです。

もう一つ、来年からプログラミング教育というのが始まります。これも私は全く心配をしておりましたけれども、これはどうもキットといいますか、そういう部分を使いながら子どもたちにはおもちゃ感覚みたいにして、だんだんと慣れさせていくというような形が今のところ主流と言いますか、大体、高森ではそうした部分ですごく進んでいると言われているところでも、そうした考えでとりあえずはやりながら、また次のステップを考えたいというような思いで、自分と同じだったのだなと2、3日前に思ったところです。

ただ一つ、本当に困っておりますのが、町長もよくおっしゃるのですけれど、ソサエティ5.0 という言葉がもうここ数年、学校教育現場でも出ておりまして、これがどういうふうになってい くかというのがありますので、私は個人的にはこの勉強というのはしっかり自分がまだやってい くと、それを学校現場でどう下ろす以前のまだ今段階かなと思っております。 もう一つ、何回もここ3年遠隔授業ができないかなとかいうのをいろんな方面で考えておりましたが、一小一中ですので、同じ町内で遠隔で小学校同士をつなぐなんてことはまず今のところ必要ないということ。それでちょっと二の足を踏んでおりましたけれども、今日ちょっといろんな交流の話などもしましたけれども、例えば博物館であったりとか大学とか、そうした部分と遠隔でいろんな専門的な部分を子どもたちに伝えてもらうのもいいのかなとかというのも思っています。ただ、これも毎日とか月に1回とかという部分ではございませんので、やっぱり、まずはどうしても目の前にあるパソコンであったり、電子黒板であったり、教材提示機であったりを子どもたちがまずそうしたものに慣れ親しんでいくことあたりが、やはり地に着いた教育かなというふうには思っております。

それから、公営塾でございます。これは南小国は高校生あたりも含めて、それから人権教育指導員の倉岡先生が中心になってされておられます。倉岡先生、得意の投稿といいますか熊日への、そうした部分でお題を付けるとかというので子どもたちの興味を引きながら進めていたりしているところがございます。私も来た年に、前の審議員あたりといろんな点でこのことについて検討を加えました。御船町だとか、その当時やっていたところのデータも集めたりしましたが、結局、御船町は国の補助がなくなった途端にやめているので、そうした部分も、ですから、私が実際に聞いた年はやりましたが、もう来年はしないというような感じの答えだったものだから、やり勝手が悪いのかなというふうに思ったところはございました。お隣の南小国は続いておりますが、ここにやはり倉岡先生の存在は大きいと。それから高校生などが中学生、小学生に関わりを持っていくという形をしているということでございます。ちょっといろんな点を考慮しまして、公営の塾については、私自身は今のところそんなに前向きな部分というのはございません。いろいろ研究はしてきたけれども、どうしてもやっぱり進めないという部分で、それでは何も始まらないと思われるかもしれませんけれども、ちょっとアイデアが自分自身湧いてこないといったところでございます。

以上です。

2番(江藤理一郎君) ICTの面はもうちょっと具体的なのが聞きたかったなとは思いますけれども、大体わかりました。遠隔での授業というのは地域間の格差、特に都会と田舎は非常に教育の格差があるので、その点でやっぱり田舎から都会に出て行く方式はできていると思うのです。そこを少しでも埋めるようなことができると思いますし、遠隔授業によって。それで小国からやっぱり出て行かないというか、小国でもしっかり十分教育ができるということを作っていただきたいなと、ぜひ思います。

一つあれなのですが、教育長は秋田県の東成瀬村というところを御存じでしょうか。 教育長(麻生廣文君) 学力、はい、存じ上げております。行ったことはございませんけれど。 2番(江藤理一郎君) 学力ナンバーワンで、人口は2千500人の村なのですけれども、スーパ ーとかそういったところも、コンビニも一つぐらいしかなくて、小国よりももっと田舎のところなのですが、自学ノートというのを作って、子どもたちのやる気を出させて自分たちで学習をさせるというところで、非常に全国で1番の成績を取っている村があります。そういったところもぜひちょっと勉強をしていただいて、もし必要であれば行っていただいて、そういったところのいいところを取り入れていただけるといいなとは思っております。

6番(大塚英博君) 教育長、すみませんマイクをもう少し近づいて話していただければ助かります。

坂本善三美術館の館長というのが教育長になっていると思うのですけれども、先ほどのいろんな質問等にありましたけれども、やっぱりこの善三美術館ということについては、今一般会計から繰り入れをどんどん出していますけれども、やっぱり本来ならば独立採算まではいかないけれども、何らかの形で負担を軽減していただきたい。そのためにはどうしても今の施設を利用する入館者数を増やすことがやっぱり前提になると思います。今学芸員の方たちも一生懸命頑張っているみたいですけれど、やっぱりここのところは、若干いろんな観光とかそういうものに結び付けながらでも、そのノウハウというものを生かしながらでも、今言う一般会計からの繰入金を減らすことが全体的な小国町にとっては非常にプラスになるところではないかなと考えていますので、そこのところで館長として、今後位置づけとしてどういうふうにして善三美術館を、今の位置づけというのはただただ教育委員会の位置づけであるけれども、その中で子どもたちにも勉強させる機会を与える。また同時に、そういう観光面において善三さんのほうをどんどんPRしていくという、そういうふうな、またその中の施設を利用する人たちにとってもいろんな物品販売において収益を上げていくという、非常に多角経営ではないのですけれども、そういういろんな要素を持っているところだと思うのですけれども、今の状態ではもったいないなという気がしてなりません。そこで、館長としてどういうふうなお考えを持っているか。

教育長(麻生廣文君) まずもって善三美術館につきましては、学芸員はじめあそこの職員、本当にいろんなアイデアを出して、そしていろんなことを考えて、それも似たことではなくて、いろんな本当に次から次にアイデアを出しながら取り組んでいるというふうに思っております。私もすぐ友の会に入ったりパスを買ったりして、それから平成30年度からですか、もう2年続きますが、月1回、私と局長とそれから係長と3人行きまして、本当にそこでいろんな情報交換なりいろんなアイデアをお互いに出し合ったりとかというのをやっております。これは月1回、午前中の2時間でございますけれど、そうしたところでいろんな点で私が知らなかったこと、あるいは本当に頑張っているような部分というのはたくさん見えてきました。予算もたくさん見えてきたわけでございますけれど、人を集めるということについては、本当に血のにじむような努力をされているというふうに思っております。あとこれ以上に何かとしたら、喫茶室を開くのかとかいろんなこと、今度何か食を絡めたようなものをやったりはするということでございますので、

またその状況あたりも見ながらおこうかなと思ったところですが、あと鍋ヶ滝であったり、あるいは博士の記念館あたりとの観光ルートあたりでいかにつなぐかとか、もういろんなことをいろんな場面でお互い知恵を出し合ったりはするのですけれども、なかなか先へ進まないといいますか、新しいことというのは非常に難しいなと。知恵を出したいなとは思っているところですけれど、知恵がありません。申し訳ないのですけれど、何か本当スパッとした起死回生のようなことってないのだろうと。

議長(松崎俊一君) 時間の都合もありまして、あと大塚議員の後、あと1人ぐらいに絞らせても らいたいというふうに思っております。

6番(大塚英博君) 私はもうそれでいいです。

議長(松崎俊一君) ちょっともしよかったらお話されてない方がおられるなら。よろしいですか。

9番(熊谷博行君) ICT、ICTとみんな言うけれど、小国町には環境が、パソコンがある家が何軒あるかも町は把握しているわけでもないし、そんな先に学校から進めても、家にパソコンもないような環境もあるのです。だから、学校だけでするなら普通の勉強と一緒で、やっぱり家にもパソコンがあるような環境を作っていかないと、そんなに教育長にICT教育がああだこうだと言っても、完璧に教える先生もいない、環境も整っていない。ただ光は通っているので落札するのは早いのです小国町は。でもなかなか、それはある家には何台もあります。でもない家は1台もございません。そういう環境ですので、やっぱりその辺から町長にお願いして、各戸に小中学校がある家にはパソコンをというような形、もしくは持って帰れるタブレットでもというような、そういう環境を整えてからもっとどんどん拡大していくべきだと思いますが。

7番(西田直美君) 英会話でタブレットを使ってるときに家でやって来いというと、うちにはパソコンがありませんというのが、いや非常に少ないです。ないのが少ないです。大体使える環境と、もう一つは、経済的に非常に厳しいと言われる家でも、子どもがスマホを持っているのです。ものすごい間違いだと私は思うのですが、スマホを持ってるのです。「あなたにスマホは要らない」と私はたいがい言ったのですが。スマホを持ってるということは、インターネットつながっているので、それを使ってすることもできるのはできるのです。だから、ない家庭は少ない。それと英会話だけで週に1回とかぐらい、8年生、9年生1回なのですけれども、やっぱりそれで使うと使い方を覚えるので、非常に役には立ちます。悪くないです。よそに行ってでも子どもたちは端末を使ったりとかもできるので、できるだけそれを使える方向でやっていただければいいかなと私は思っております。よろしくお願いいたします。

教育長(麻生廣文君) ありがとうございます。

議長(松﨑俊一君) それでは、町長、最後に一言。

町長(渡邉誠次君) 一般質問の初日に提案をさせていただきたいと思います。今日の話も聞いていただきましたけれども、今まで北里町政の中で麻生教育長にしていただきました。まだまだや

れてない点たくさん、皆さんももうお思いのとおりやれてない点もあると思いますが、私は逆に 今からは麻生教育長にしっかり頑張っていただいて、私も教育部門、ICT部門、特別にいろい ろと言いたいことたくさん、皆さん以上に実はあります。塾のこと、それから国際化のこと、グ ローバルのこと、いろいろと実際もう町長にさせていただきながら、ずっと教育長と話をさせて いただいてもらっています。形は今の現状で言うと、たぶん3年ぐらいかかるのです。ICT教 育含めて、そんなに簡単にはできないです。ただし、簡単にできるとこから始めるというのもス タート地点でちゃんとありますので、もうテレビを置いて画面を通して授業したりするのも簡単 にできます。そんなもの全然簡単にできるので、そういったところからも含めてやっていただき たいというふうに思っておりますし、先ほどスマホの話も出ましたけれども、スマホで向こうと つながることは簡単に今つながりますので、そういったところでも危険性はあります。危険性は あるので、その危険性も伴いながらではありますけれども、しっかりと教育部門で携わっていた だきたいなと。人事部門でも3月にはICTが強い人を人事部門で教育委員会のほうにというふ うにも私も考えておりますので、今年度しっかり案を練って、来年度になったら、危機の話を先 にするのではなく、今現状の部分でできるところを先にいろいろと洗い出しさせてもらって、し っかり考えていければ、その部門は少しずつでも前に進むというふうに思っておりますし、高森、 今進んでおりますけれども、あそこはもう確実に武雄市と一番最初に手を結んでいて、武雄市が 全国で進んでやれていたのです。ただ、樋渡市長も途中でこけましたので、今切れておりますけ れども、そこから高森が巻き返しというか、今最先端というふうになっているかもしれません。 先ほど皆さん方から言われたように、教育行政もしっかり教育長を中心に頑張っていただきたい という方向で、私も話を進めていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いします。 お世話になります。

議長(松﨑俊一君) では、これで終了してよろしいでしょうか。御異議ございませんか。 (「はい」と呼ぶ声あり)

議長(松﨑俊一君) 異議なしと認めます。

それでは、冒頭も申し上げましたとおり、教育長には貴重な時間をいただきまして、大変ありがとうございました。また、長時間にわたり大変ありがとうございました。お世話になりました。 これをもちまして、本日の全員協議会を終了いたします。お疲れさまでした。

(午後5時30分)

令和元年

第6回全員協議会会議録

小 国 町 議 会

令和元年第6回全員協議会記録

日時	令和元年9月13日(金) 開会 10:00 閉会 15:35	
場所	おぐに町民センター3階 議場	
出席議員	時松昭弘 江藤理一郎 穴見まち子 久野達也 児玉智博 大塚英博 西田直美 松本明雄 熊谷博行 松﨑俊一	
事務局 職 員	朝日さとみ	
説明員	別紙座席表のとおり	
会議に事件	1 令和元年第3回小国町議会定例会提出議案について ①平成30年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について ②平成30年度小国町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定 について ③平成30年度小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出 決算認定について ④平成30年度小国町水道事業会計利益の処分及び決算の 認定について (情報課・産業課・建設課)	
会 の経過 概 要	平成 30 年度一般会計歳入歳出決算認定及び平成 30 年度特別会計歳入歳出決算認定、水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、各課からの説明及び議員との質疑があった。	

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。 議 長

表 辉 倒 41 艦 弦 皿 生

午前10時00分

(祖

令和元年9月13日

朝 日 議会事務局書記 (朝日さとみ)

大蔵 商工観光係長 (大蔵将充) 佐々木 情報係長 (佐々木博隆)

安達 上下水道係長 (安達和成)

宮崎 産業課審議員 (宮崎智幸)

長谷部 林政係長 (長谷部公博)

長 農政係長 (長 廣行)

曹尾 公共建設係長 (曹尾宏幸) 小野建設課審議員 (小野昌伸) 秋吉 建設課長 (秋吉陽三) 秋吉 情報課審議員 (秋吉祥志) 北里 情報課長 (北里慎治)

岷 誠次) 臣 (渡邉 刪 漢

村上 農業委員会 事務局長 (村上弘雄) A 在業課長 (木子勇児)

5番	児玉智博
4番	久野達也
3番	穴見まち子
2番	江藤理一郎

議長(松﨑俊一君) それでは、改めまして、おはようございます。

本日、3日目の全員協議会となります。天候のほうも少しは安定するというふうに聞いております。今日が旧暦の8月1日から数えて15番目で十五夜です。中秋の名月ということだそうです。天気が良さそうだから見えるというふうに言っておりました。地域によってはお供えを子どもたちに渡すところもあるというふうに聞いておりますけれど、皆様の地域ではいかがでしょうか。いわれは様々あると思いますけれど、以前は月の満ち欠け、これで農作業をやっていた、暦の代わりにしていたというふうに聞いています。それではよろしくお願いします。

最初に渡邉町長に御挨拶をいただきます。

町長 (渡邉誠次君) それでは、皆様、改めまして、おはようございます。

本日は第6回の全員協議会ということで、担当所管が建設課、産業課、そして情報課、3課に わたりまして一般会計、そして各特別会計についての御協議をよろしくお願い申し上げたいとい うふうに思っています。

先ほど議長からも御挨拶がありましたとおり、今日は北里柴三郎記念館においても月見会が催されるということでございます。私もそちらのほうに行って参加をさせていただきたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。お世話になります。

議長(松﨑俊一君) ただいまより全員協議会を開催いたします。

ただいま出席議員は10人であります。直ちに会議を開きます。

本日の協議事項につきましては、お手元に配付してあるとおりです。

(午前10時00分)

- 議長(松﨑俊一君) ①平成30年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について
 - ②平成30年度小国町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
 - ③平成30年度小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - ④平成30年度小国町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

であります。

平成30年度の決算ということで、十分なる御審議方をよろしくお願いしたいと思います。 本日の担当課につきましては、情報課、それから産業課、それから建設課となっております。 各課長及び審議員並びに担当の係長の出席をお願いしています。

それでは、各課長から所管の平成30年度小国町一般会計歳入歳出決算の概略説明をお願いしたいと思います。

情報課長(北里慎治君) おはようございます。着座にて失礼いたします。情報課所管の平成30 年度決算状況につきまして、一般会計歳入歳出決算書により説明をさせていただきます。 それでは、まず最初に決算書 2° ージをお願いいたします。総括の歳入でございます。情報課に関する款名といたしましては、11分担金及び負担金から12、13、14県支出金まで、それから飛びまして、19諸収入でございます。情報課が所管するところの歳入総額は1億6千58万6千160円でございまして、対前年比48.9%、金額にしまして5千277万5千円ほどの増となっています。この主な要因としまして、鍋ヶ滝公園入場料の歳入が入園者の増によりまして2千820万円増えたことや、ゆうステーション周辺整備工事に伴いまして、国庫補助金であります社会資本整備総合交付金の歳入の増などが主な要因でございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。総括の歳出でございます。情報課に係る款名としましては、2総務費、6商工費でございます。情報課が所管するところの歳出総額は2億3千8 81万5千646円でございまして、対前年比31.6%の増でございます。これはゆうステーションの周辺整備工事及び鍋ヶ滝公園第3駐車場の整備工事に伴う支出の増が主な原因でございます。

それでは、まず歳出から説明をさせていただきます。お手元の決算書96ページ、97ページをお願いいたします。2総務費の中の目の2文書広報費です。この目は、広報おぐにホームページに関する歳出でございます。主なものは97ページになりますが、需用費の印刷製本費201万3千520円でございます。広報おぐにの印刷費でございます。平成30年につきましては、毎月3千部を印刷しております。

次の使用料及び賃借料で、ホームページ使用料116万6千400円でございます。年間使用料としまして株式会社DAZZ-STYLEに支払っております。文書広報費の決算総額は334万337円となり、予算執行率は99.2%となっております。不用額の2万3千663円につきましては、各節の実績によるものでございます。

次に、108ページ、109ページをお願いいたします。一番下にあります目9防災情報施設費です。この目は、屋外情報システム設備の維持管理、コミュニティーFM放送の運営に関する歳出でございます。主なものは、111ページ、委託料の中でコミュニティーFM放送局施設業務運営委託料726万7千円で、株式会社エフエム小国に委託をしております。

次に、屋外情報システム設備保守業務委託料156万6千円で、西日本電信電話株式会社熊本 支店に委託をいたしております。コミュニティーFM周波数移行機器更改業務委託費2千400 万円につきましては、平成31年度へ明許繰越を行っております。防災情報施設費の決算総額は 1千353万1千922円となり、予算執行率は97%となっております。

次に、114ページ、115ページをお願いいたします。下のほうになりますが、113地域情報基盤管理運営費です。この目は、光ファイバーケーブルの管理運営に関する歳出です。主なものといたしまして、次ページになりますが、117ページの委託料の中で、光ファイバー関連施設の施設設備の保守点検を行う施設・設備保守点検業務委託を1千624万5千144円で、

西日本電信電話株式会社熊本支店に委託をしております。

続きまして、光ファイバーケーブル利用者から問い合わせなどに町の代行として対応します地域情報基盤代行業務委託を297万6千円で株式会社エフエム小国に委託を行っております。

次に、光ファイバーを利用したコミュニティーチャンネルによりまして、行政情報や地域の情報を提供するおぐにチャンネル番組制作委託を935万8千円で株式会社エフエム小国に委託を行っております。地上デジタル放送、自主放送、エフエム告知等に関連する施設設備の保守点検を行う映像系センター設備保守業務委託を424万2千240円で株式会社NTTフィールドテクノ九州支店に委託を行っております。

次に、14使用料及び賃借料のCS番組使用料につきましては、10番組の使用料394万2 千85円でございます。地域情報基盤管理運営費の決算総額は5千316万6千77円となり、 予算執行率は88.9%でございます。不用額の660万5千923円につきましては、施設設備 保守点検業務委託については1件ごとの契約でありますので、当初の見込みとの差が生じたこと による不用額、それと各節の実績によるものでございます。

次に184ページ、185ページをお願いいたします。農林水産業費の1水産業振興費です。 19負担金補助及び交付金の中で、小国漁業協同組合へ38万円の補助を行っております。

次に、同じく185ページ、1商工総務費です。職員2人分の人件費となっております。

次に、186ページ、187ページ、目2商工振興費です。この目は商工業の振興に関する歳出でございます。主なものは13委託費で、ゆうステーション周辺整備工事関連の委託費148万6千80円でございます。これに関連する施工管理委託につきましては、670万円を平成31年度へ明許繰越をしております。

次に、15工事請負費でございます。ゆうステーション周辺整備工事5千507万3千434 円でございます。平成30年度は浄化槽設備工事、事務所等解体工事を行いまして、施設本体に 関する建築電気給排水衛生設備工事を発注し、前途金として払ったものであります。残りの1億 2千15万5千円を平成31年度へ明許繰越を行っております。

続きまして、19の負担金補助及び交付金で、商工振興事業補助金450万円、小国町商店街空き家対策事業補助金172万2千円を小国町商工会へ補助しております。商工業の振興、地域の仕事支援を行っております。また、資格取得支援事業補助金として従業員等の資格取得費用に補助を行いまして、人材の定着や事業活動の活性化を行っております。商工振興費の決算総額は6千540万9千167円となりまして、予算執行率が94.1%になります。不用額の405万2千833円の主な理由といたしましては、委託費及び住宅リフォーム助成事業補助金、創業支援事業補助金、商店街空き家対策事業補助金、資格取得支援事業補助金等につきまして、当初の見込みとの差が生じたことや各節の実績によるものでございます。

次に、同じページで、目3観光費でございます。この目は、観光団体の支援、鍋ヶ滝の管理運

営費、観光施設の維持管理に対する歳出でございます。観光費の決算総額8千419万5千643円のうち、主なものとしましては、187ページの賃金から193ページの負担金補助及び交付金までの各節の決算のうち、1千769万6千円で鍋ヶ滝公園の管理運営及び周辺道路の渋滞緩和を行っております。ちなみに、平成30年度鍋ヶ滝につきましては入場者数が23万6千37人、入園料の収入が6千870万2千900円となっておりまして、平成29年度に比べて入場者数で14.1%の増、入園料で70.4%の増というふうになっております。

続きまして、189ページをお願いいたします。13委託料で鍋ヶ滝公園バイパス測量設計委託費1千万円を工事発注後、平成31年度へ明許繰越を行っております。

次に、191ページをお願いいたします。15工事請負費の中で3千3万2千188円につきましては、鍋ヶ滝公園整備工事として第3駐車場75台分の造成工事を行いました。これで第1、第2駐車場と合わせまして123台が止まれるようになっております。また同じく工事費の中で、鍋ヶ滝公園設備工事としまして224万6千400円につきましては、公園内にマイク、スピーカーなどを設置しまして、非常時の緊急放送に備えております。

次に、負担金補助及び交付金で、小国町観光協会補助金1千300万円につきましては、小国町管内の観光客の誘致に取り組むための補助金として補助しているほか、各観光団体への補助及び負担を行っております。観光費の決算総額は8千419万5千643円となりまして、予算執行率は93.6%です。不用額の574万7千357円につきましては、各節の実績によるものでございます。

次に、歳入を説明させていただきます。24ページ、25ページをお願いいたします。分担金 及び負担金、目2総務費分担金でございます。光ファイバー加入分担金として、1件当たり3万 円で18件分の54万円でございます。

次に、26、27ページの使用料及び手数料の目 1 総務使用料の中で、3 設備使用料です。光ファイバー使用料 4 千 2 0 5 π 6 千 8 2 5 円のうち現年度分 4 千 1 3 1 π 9 千 8 5 0 円で、徴収率は 9 9 8% となっております。その下、滞納繰越分の <math>7 3 π 6 千 9 7 5 円ですが、徴収率は 4 1 1 7% というふうになっております。

次に、28、29ページをお願いいたします。目 6 商工使用料です。鍋ヶ滝公園の直販所使用料 1852 千 500 円です。これは 1 年分の施設使用料でございます。その下、鍋ヶ滝公園の入園料としまして 6 千 8 70 52 千 900 円であります。入園者数は先ほども申し上げましたように、23 56 千 37 人分となっております。

次に、31ページをお願いいたします。目1総務手数料です。光ファイバー休止・再開手数料 として49件分で7万3千500円となっております。

続きまして、39ページの上のほうになりますが、社会資本整備総合交付金3千464万7千261円は、今行っていますゆうステーション周辺整備工事分でございます。

次に、54、55ページをお願いいたします。県支出金でございます。上のほうになりますが、 商工費県補助金です。夢チャレンジ推進補助金として337万5千円です。これは今後の小国町 における観光の未来図を示していくために小国町観光振興戦略を作成いたしました。なお、この 補助金は委託費の75%の補助となっていることから、その分の歳入を計上しております。

次に、その下のほうになりますが、7災害復旧費県補助金の中の熊本県地震復興観光拠点整備 等推進事業につきまして、阿蘇郡市内の7市町村で取り組んでおります阿蘇観光復興加速化委員 会の負担金85万8千円のうちの2分の1の補助が歳入となっております。

次に、58ページ、59ページをお願いいたします。県支出金、目3商工費委託金です。県有公園施設清掃管理委託金1万2千960円でございます。この委託金は、杖立温泉内の県有地であります駐車場の清掃委託金でありまして、歳出の観光費の委託の中で同額を歳出しております。次に、71ページをお願いいたします。諸収入の目1雑入でございます。この下のほうになりますが、公有自動車損害共済解約返戻金5千900円となっております。このうち2千210円が商工観光係で使用していました公用車を老朽化よりまして廃車いたしました。これによりましての共済保険の還付があったものであります。

次に、73ページでございます。伝送路利用収入4万9千847円、IRU利用収入601万1千795円、番組配信利用収入9万9千471円。次の75ページの上段にあります光ファイバー引込工事費収入270万6千480円、光ファイバーケーブル保守費用負担39万4千708円、物品汚損料の9万123円が地域情報基盤管理運営に伴う歳入となっております。

次に、77ページになります。中段あたりになりますが、建物災害共済金20万5千200円につきましては、ゆうステーション2階部分に繋がります外の部分にスロープがございますが、その一部が破損していたので共済保険を使って修理をいたしました。その分の歳入でございます。以上、簡単でございますが、歳入の説明を終わらせていただきます。なお、委託料、工事請負費、補助金、負担金につきましては、決算資料、情報課資料(1)で各内容を説明しておりますので、御確認をお願いいたしたいと思います。

以上、情報課の説明を終わらせていただきます。

産業課長(木下勇児君) おはようございます。産業課所管になります平成30年度決算概要について説明させていただきます。着座のまま説明いたします。

はじめに歳出のほうから説明をさせていただきます。産業課が所管します部分は、款5農林水産業費の項1農業費から項2林業費にかけてでございます。決算書160ページ、下のほうの目1農業委員会費から183ページの中段、目2林業振興費までとなります。途中、農業費目10団体営土地改良事業費から目12特定中山間保全整備事業費までは、建設課の所管となっております。産業課所管の歳出総額といたしましては、4億3千632万5千円となっておりまして、対前年比660万円ほどの減、率にしまして98.5%となっております。主な理由は、各種補助

事業等の精算による増減によるものです。なお、予算に対する執行率は97.8%となっております。

それでは、ページを追いまして、目ごとに主な概要を説明させていただきます。

160ページから164ページ中段までが目1農業委員会費で、こちらでは農業委員会の運営費用等が計上されております。農業委員の人数は84名です。昨年度と比較しまして約760万円ほど減額となっておりますが、主なものは職員の人件費計上先の変更によるものです。

166ページをお願いします。目2農業総務費でございます。負担金補助及び交付金の中で阿蘇区域農用地整備公団事業償還金1億3千546万6千724円がございます。これは、平成元年から平成10年度まで実施した阿蘇区域農用地整備公団事業における農業用道路、通称ファームロードの分の償還金です。平成30年度までの償還期間となっております。今回で終了するものです。そのほか産業課職員10名分の人件費が主なものとなっております。

続きまして、166ページ中段から、目3農業振興費でございます。ほとんどが負担金補助となっておりまして、主なものは、2段目の有害鳥獣防除柵設置事業補助金として、ソーラー式の電気牧柵設置に対しまして86万7千円の補助を行いました。交付件数は19件です。

それから169ページ、上から2段目、くまもと土地利用型農業競争力強化支援事業補助金として、農事組合法人かみだのトラクターと田植え機の機械導入に対しまして579万4千円の補助を行っております。

続きまして、目4水田農業構造改革対策事業費におきまして、19負担金補助で経営所得安定 対策推進事業費181万8千円、こちらは全額国費となっております。また、その下の需要適合 生産推進事業補助金32万2千円、こちらは全額県費補助となっております。これは水田農業に おける経営所得安定対策事業を小国町農業再生協議会のほうで事業を行っておりますので、それ に対する事務的経費として補助しているものです。

続きまして、目5中山間地域等直接支払推進事業費としまして、171ページの上のほうに節19負担金補助で中山間地域等直接支払交付金事業補助金6千241万4千302円がございます。こちらにつきましては、平成27年度から法制化されました日本型直接支払制度の中で、中山間直接支払として第4期対策の4年目の取り組みとなります。実績といたしましては、集落協定数が28、農家等が参加人数延べ714人、対象農地面積が811.4ヘクタールに対しての交付実績となっております。

続きまして、目6畜産業費でございます。こちらも負担金補助が主な執行となっております。 負担金補助及び交付金の6段目の家畜改良事業補助金として540万4千115円がございます。 これにつきましては、家畜改良を目的に、精液代、技術料に対する補助でございます。平成30 年度は2千50頭の実績となっております。

続きまして、目7担い手育成推進事業費でございます。173ページ、19の負担金補助にお

いて、農業担い手支援給付金880万円でございます。これにつきましては、農業振興と将来の 担い手、農家の育成を目的として、小国町農業担い手支援給付要綱に基づき8名の方への給付を 行っております。

次に、172ページの目8手づくりの館施設費と次の目9悠工房施設費がございます。こちらは施設の維持管理費に係る経費でございます。施設の利用実績としましては、年間の利用日数でございますが、手づくりの館のほうが延べ180件、悠工房のほうが延べ125件の利用実績となっております。

続きまして、176ページをお願いします。目13多面的機能支払費でございます。こちらにつきましては、先ほど中山間直接支払いの中でも申し上げましたが、日本型直接支払制度の枠の中で本事業にも取り組んでおります。実績といたしましては、多面的機能支払交付金が3千81万4千201円の交付実績となっております。活動組織数は29となります。農家等の参加者数は延べ1千348人、対象農地面積は826.6ヘクタールにおいて農地の維持、協同活動、施設の長寿命化を図るための活動に取り組んでおります。

続きまして、中段の目14循環型農業推進費でございます。こちらは、薬味野菜の里小国の運営費用と地方創生拠点整備交付金や起債などを活用して建設いたしました薬味野菜の里小国の新店舗の建設費用となっております。平成30年度からの繰越しが含まれております。決算額としまして、繰越分を合わせて5千237万1千374円となっております。内訳としましては、施設の運営費用が堆肥センターを含めまして857万円、建設費用及びオープン時の諸費用を含めまして4千381万円ほどとなっております。

続きまして、項2林業費でございます。181ページをお願いします。林業総務費の19負担金補助におきまして、一番上の野生動物生息数適正管理補助金156万5千円、次の鳥獣被害防止総合対策事業補助金182万1千円、次のえづけSTOP!鳥獣被害対策事業補助金として、二つの集落に合わせて60万円、五つほど飛んで、有害鳥獣駆除補助金260万円でございます。これらの補助金を活用しまして、駆除会や猟友会及び集落の協力を得ながら農林業の被害防止対策に取り組んでおります。実績といたしまして、イノシシで411頭、シカで181頭の捕獲駆除実績となっております。

続きまして、目2林業振興費です。183ページの19負担金補助及び交付金の一段目に、後継者担い手の育成確保として林業担い手育成事業327万8千円、次の造林・育林部門として、主伐促進支援事業450万7千550円、一つ飛んで、間伐材搬出経費の助成としまして2分の1の補助をするくまもとの森林利活用最大化事業1千672万4千600円、下から三つ目の、小国杉使用建築物支援事業655万円など、それぞれ記載どおりの決算額において様々な補助金を活用し、小国の林業振興、活性化に取り組んでまいりました。

以上、産業課所管の歳出の概略を説明させていただきました。また歳出に関する資料のほうは

総務課資料(7)、主要施策成果調書又は産業課資料(1)として委託料、補助金、負担金などの 内容を記載したものを配付してございますので、詳細についてはそちらのほうも御覧いただけれ ばと思います。

続きまして、歳入のほうを説明させていただきます。産業課所管の歳入につきましては、総額が9千760万9千105円、対前年比83.6%となっております。主なものは48ページから53ページの中にある中山間地域等直接支払いや多面的機能支払交付金、くまもとの森林利活用最大化事業補助金など、款14県支出金の中の目4農林水産業費県補助金が中心でありますが、それ以外にもそれぞれ款項にわたって歳入がありますので、記載ページが飛び飛びで非常にわかりにくいものですから、産業課所管だけをとりまとめ、その内容、納入先などを記載した産業課資料(1)の最後に歳入調書としてまとめておりますので、歳入につきましてはそちらの資料を御覧いただき、説明に代えさせていただきたいと思います。

以上で、産業課所管の平成30年度決算概要の説明を終わらせていただきます。

建設課長(秋吉陽三君) おはようございます。それでは、建設課所管の歳入歳出決算の説明をいたします。

まず、先に配付してございます平成30年度決算資料、建設課所管と書いたものがあるかと思いますが、この資料につきましては、平成30年度におきまして実施しました工事請負、委託業務、補助金、負担金の一覧でございます。御審議の際の資料として御参照いただければと思います。

それでは、決算書の2ページをお願いいたします。総括表の歳入ですが、建設課に関係する款名としまして、11の分担及び負担金から、12番、13番、14番、15番まで、飛びまして19諸収入がございます。当課が所管としますところの歳入総額は、町債を除きまして3億5千469万8千円でございます。対前年度比78.4%となります。

続いて、3ページを御覧ください。総括表の歳出でございます。建設課に関わる款名としまして、5農林水産業費、7土木費、10災害復旧費、12諸支出金でございます。歳出総額は5億7千989万円で、対前年度比68.7%となります。

歳入歳出とも前年度決算を下回っておりますのは、熊本地震により被災しました災害復旧工事の多数が、平成29年度に完了したことが主な要因であると考えるところです。

それでは、歳出のほうから説明いたします。174ページ、175ページをお願いします。団体営土地改良事業費でございます。工事請負費としまして、農業農村整備工事77万7千60円でございます。これは、石井尾園の水路の水門工事を実施したものでございます。

次に、同ページ、特定中山間保全整備事業費につきましては、1千1万7千966円が一般開発事業である区画整理、水路、暗渠排水、ため池等を整備したものに対するものでございます。

176ページ、177ページの972万8千421円につきましては、林道部分の受益者負担

に対する町の負担でございます。

次に、182、183ページをお願いします。林道費におきましては、通常維持、補修のほか、 木材搬出道維持管理補助金240万円は、22路線の草刈り等を実施したものでございます。

次に、184、185ページをお願いします。治山事業費の工事請負費4千253万5千20 9円につきましては、一昨年度の西日本豪雨により被災しましたウッディ協同組合において北側 山腹崩壊が発生しました。この箇所を林地荒廃防止施設災害復旧事業及び単県治山自然災害復旧 事業の合併施工によりまして、災害復旧工事を実施したものでございます。

次に、194ページからが土木総務費になります。196ページ、197ページをお願いいたします。196ページの19負担金補助及び交付金としまして、単県砂防工事負担金、単県道路改良等工事負担金及び急傾斜地崩壊対策工事負担金がございます。これは熊本県が昨年度小国町管内で実施した事業についての町の負担金でございます。

次の水道総務費としまして、小国町水道補助金915万円がございます。これは水道事業の起 債償還に係る繰入金です。

次の道路維持費でございます。町道の通常の維持管理に要する費用のほか、豪雨災害によります倒木、崩土、落石除去等の応急対応費としまして、修繕費1千380万9千329円が支出されました。

また、199ページですが、委託料としまして除雪・除草作業等委託、道路台帳補正、橋りょう点検委託、トンネル総点検業務委託費としまして7千551万2千841円を支出いたしております。

次の工事請負費1千933万7千767円につきましては、建設課決算資料の5ページにございますが、殿町住宅線道路改良工事、仁瀬中原線側溝布設替工事、中央通線舗装打換工事、山川線ほか一路線外側線修繕工事及び電源立地交付金を活用しました岳湯線舗装打換工事の5路線を実施しました。

続きまして、道路新設改良費でございます。工事請負費としまして、建設課決算資料の6ページ及び7ページに記載の3路線、5件の道路改良工事を実施しております。社会資本整備総合交付金の活用で明里線、小原田寺尾野線及びはげの湯線道路改良工事を実施したものです。

200ページ、201ページをお願いいたします。河川総務費としまして、県管理河川清掃業 務委託料167万3千円がございます。12団体による5河川の愛護費でございます。

次に、住宅管理費でございます。201ページの工事請負費3千851万156円は、関田住宅2棟の屋根、外壁の外周工事を実施したものです。

ページ飛びまして、244ページ、245ページでございます。災害復旧でございます。熊本 地震及び西日本豪雨によりますところの当該年度執行決算額となります。建設課所管資料の2ペ ージから4ページに農災、4ページに林道災害、さらに8ページから9ページに公共災の工事明 細の記載がございますので、後ほど御覧ください。公共災10件、農災9件、林災1件の計20 件の災害復旧工事を実施しています。

続いて246ページをお願いいたします。地域施設災害復旧費のうち、地域コミュニティ施設 等再建支援事業補助金50万円のうち46万2千円につきましては、熊本地震の県復興基金によ り補正したものでございます。

次に、248ページ、249ページをお願いいたします。特別会計繰出金としまして、農業集落排水事業特別会計繰出金8千393万7千円がございます。

歳出についての執行概要は、以上でございます。

次に、歳入の主なものを説明させていただきます。

23ページ、24ページをお願いいたします。農業費分担金としまして、各種工事に係る受益者分担金でございます。建設課所管は農業農村整備事業分担金、農災及び単県治山分担金、特定中山間保全整備事業分担金になります。

次に、26ページ、27ページをお願いします。農林水産の使用料でございます。29ページ 上段の道路占用料22万2千424円は、農道と林道に係るものです。同ページの土木使用料の 公営住宅使用料は5千487万5千600円で、平成30年度末における現年度及び過年度の住 宅使用料でございます。次の道路使用料176万8千848円の道路占用料は町道に係るもので ございます。

次に、35ページをお願いいたします。公共土木施設災害復旧費国庫負担金としまして3千7 53万円がございます。

次に、39ページをお願いいたします。社会資本整備総合交付金としまして9千982万1千885円がございます。道路改良、住宅改修に係る65%又は50%の交付金でございます。

次に、41ページをお願いいたします。災害査定設計委託費等補助金としまして411万8千円がございます。

次に、53ページをお願いいたします。林地荒廃防止施設災害復旧事業補助金1千138万2 千円及び単県治山自然災害復旧事業補助金1千573万3千330円につきましては、荒倉地区 の災害復旧工事に係る補助金でございます。

55ページをお願いします。平成28年度熊本地震復興基金交付金で農家の自力復旧支援事業14万7千円及び地域コミュニティ施設等再建支援事業50万円のうち、建設課所管に係る部分が46万2千円でございます。

57ページをお願いいたします。農林水産業施設災害復旧費補助金3千55万614円につきましては、農災・林災の県補助金でございます。下段にあります電源立地地域対策交付金633万3千円でございますが、この交付金は町道岳湯線の舗装工事に活用させていただいております。

58ページをお開きください。土木費委託金としまして、県管理河川清掃業務委託金167万

3 千円がございます。町内の団体で実施しています県河川の草刈りや清掃に対する委託金でございます。

71ページをお願いいたします。雑入としまして、柏田第1期浄化槽負担金18万632円が ございます。柏田住宅に隣接している浄化槽を使用しております警察住宅6戸並びに公立病院住 宅2戸に係る負担金収入でございます。

以上、簡単ではございますが、建設課に係る歳入歳出決算につきまして説明を終わらせていただきます。

議長(松﨑俊一君) ありがとうございました。

それでは、歳出科目ごとにページを追って進めていきたいと思います。よろしくお願いします。 議員におかれましては、別紙両面コピーの科目分掌事務一覧表のほうを御参照ください。本日は この表の緑色に塗られた部分の協議となります。

まず最初に、歳出からまいりたいと思います。96ページの目2文書広報費。

- 5番(児玉智博君) 先ほどの情報課長からの説明で、需用費の印刷製本費3千部ということで御説明をいただきました。毎月3千部刷っているうちの何部が実際に活用されているのか伺いたいと思います。行政部長、組長からの配付がまずあるだろうし、あとは直接郵送している分、あるいは郵便局、銀行などに置かせてもらってる分もあると思います。それら活用されてるのが3千部のうち何部ありますか。
- 情報係長(佐々木博隆君) ただいまの御質問につきまして、3千部の内訳を報告させていただきます。

行政部長、組長で配布させてもらってるのが2千250部、町関係の施設に200部、庁舎内の各課に110部配布しております。また、町内各施設に250部、こちらは7施設です。郵便局、肥後銀行、熊本銀行、ゆうステーション、小国公立病院、マルミヤ、フレインの7箇所に250部設置しております。あと直送で郵送が65部とその他で125部で合計の3千部となっております。

- 5番(児玉智博君) その他の125部というのは、その他のわりには多いと思うのですが、まず これはより詳しく説明いただいていいですか、125部。
- 情報係長(佐々木博隆君) その他125部につきましては、他市町村からの要求や視察に来られた方への町の宣伝のためにストックとして一応125部用意させてもらっております。この分については情報課のほうでもちょっと在庫が多いのかもしれないということで、今現在、印刷部数の見直し等も行っております。
- 5番(児玉智博君) 見直しを必ず行っていただきたいのと、それと今各課、町の施設に200部と、これは図書室やそういうところだと、ゆうステーションとかもあるのかな、200部と11 0部が各課に配布していると言われました。これも非常に多いと思うのです。というのが、11

0部も各課に配布してどういうふうに使われているのかというのが気になりますが、わかりますか。

情報係長(佐々木博隆君) 各課の110部につきましては、職員、保育園とかの先生たち、また は学校機関とかに配付させてもらっております。自分の業務のみならず、今現在、町のほうがど のような活動を行っているかということを理解してもらうために、一応職員のほうに人数分とし て約110部配付しております。

以上です。

議長(松崎俊一君) ほかに質問ございませんか。

- 7番(西田直美君) ホームページのシステム使用料というのが年間116万円ほどかかっておりますけれども、見ている限りではそれほどの更新もやっていないのですけれど、やっぱり月額として10万円近くかかるものなのでしょうか。職員の方でできるようなことはないのでしょうか。情報係長(佐々木博隆君) ホームページについては、これはシステムの使用料という形になっておりますので、今現在ある小国町の表示している部分、その分のサーバーとかそこの部分についての利用料が月額9万7千200円の12カ月分で116万6千400円という形になっております。更新につきましては、この使用料の中には入っておりませんで、職員のほうで行っております。ただ、職員でできない、職員がこのようにしてほしいとかといういろいろな要望については、システム使用料の中で業者のほうに対応いただいております。
 - 以上です。
- 7番(西田直美君) 今どき、ホームページというのは無料ででも個人レベルで作れるようなものですけれど、やっぱり町の公式ホームページとかになるとそれレベルではできないものになってくるのでしょうか。
- 情報係長(佐々木博隆君) 現在、小国町のほうのホームページにつきましては、個人的ではなくて、やはり業者のほうに依頼をしております。理由といたしまして、一つの例を述べさせていただきますと、平成28年に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、障害者差別解消法というものが発令されております。ホームページにおけるバリアフリー、ウェブアクセシビリティといいますけれども、それに準拠したシステムとなっております。視覚障害者の方が音読機能で聞かれるように、また高齢者について、色弱者の方について、そのような方について見やすいような配色を行ったりしております。やはりその分になると個人的なレベルでは難しいかと考えます。

以上です。

7番(西田直美君) ということは、それは一旦ホームページを作ってしまえばオッケーということではなくて、継続的にずっと毎月10万円ずつかけてやらないとできないということになるわけですか。

情報係長(佐々木博隆君) ホームページの作成につきまして二つの方法があるかと思います。一つは委託料でホームページを制作しまして、その後は業者のほうの保守等が発生するという一つの方法です。一つは業者が用意されたパッケージについて、小国町バージョンのために書き換える使用料という二つのパターンがあります。今現在は平成29年7月から新たに今の使用料のほうにしているのですけれども、最初に述べました制作委託料から補修の分につきまして、大体そういった場合の最低の金額が470万円、今まで、それ以前にかかっていた補修料が200万円という形で、六、七百万円ぐらいの発生という形になります。今回、使用料でした場合は100万円という形で、一応5年間で比較検討をした場合、使用料でホームページを運営したほうが100万円ほど予算が少なくなるという形で、当初金額の面でもホームページを作る際に検討をしまして、今現在の使用料の制度とさせていただいております。

以上です。

- 7番(西田直美君) それで100万円ほど安くなるということはわかりましたけれども、こういう場合、かなりの金額だとは思うのですけれども、いわゆる価格の相見積もりといいますか、普通のところからそういう見積りを取ってやるというようなことはやっていらっしゃるのでしょうか。
- 情報係長(佐々木博隆君) 委託料、保守料の分の見積りにつきまして、町内業者から1社、熊本県の業者から1社見積りを取らせてもらっております。また使用料の分につきましても、先ほど言いましたウェブアクセシビリティに対応する業者が熊本県に1業者しかございませんでしたので、そちらのほうの見積りを取らせてもらっております。その3社で比較検討を行いまして今現在のホームページの利用という形になっております。

以上です。

議長(松﨑俊一君) ほかに質問ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

- 議長(松﨑俊一君) ページ進めます。108ページ、防災情報施設費、これ111ページまでです。
- 5番(児玉智博君) 委託料について伺います。コミュニティFM放送局施設業務運営委託料ということで、これは株式会社エフエム小国に委託している分だと思いますが、このエフエム小国で要するに番組審議会というのが放送法で義務付けられているわけですが、これ私が監査委員をしていた昨年度は定められた回数を開催できなかったと。要するに委員に来てくれというふうに言ったけれども、定足数に達してなくて開催できなかったという放送法違反がありました。それを改善するようにそのときは指摘していたと思いますが、平成30年度についてはどうだったでしょうか。

情報係長(佐々木博隆君) 平成30年度につきましては、適正に開催されているというふうにエ

フエムのほうから上がってきておりまして、また、開催あとには広報おぐに等で番組運営審議会 という形で町民の方への掲載も行っております。

以上です。

- 5番(児玉智博君) なかなかラジオを聴く機会というのも私自身がなくてあれなのですけれど、 基本的に委託する上で、いろいろラジオ番組といってもワイド番組と言われるようなものから音楽番組、それから、エフエム小国がしているかわからないですけれどもスポーツ中継であったりとかトーク番組とかいろいろあるわけですが、そういった番組編成については町が委託契約の中で指摘をしてこういうふうにしてくださいということで条件を付けているのか、それとも、もうそれは委託先の裁量に任せている状態なのか教えてください。
- 情報係長(佐々木博隆君) 運営につきましては、エフエム小国のほうにどちらかというと一括でお願いしております。ただ、防災情報とかにつきましては町のほうからこのようなことをしてくれという形で指示を行っております。また、エフエム小国のほうに任せておりますけれども、エフエム小国のほうからはこのような番組にしたいと、このようなことをしてみたいということにつきまして、毎週火曜日に映像のほうとラジオのほうと番組編成会議、こちらのほうは情報課長、私、主事とエフエムのほうからも2名出席いただいて、いろいろな協議を行っております。以上です。
- 5番(児玉智博君) 最後にこれは確認なのですが、要するに、このエフエム小国というのは町が作って、委託運営には民間のほうに任せていますけれども、これは公共放送の位置づけになるのでしょうか。
- 情報係長(佐々木博隆君) 九州総合通信局のほうから免許状につきましては、株式会社エフエム 小国に免許状が下りておりますので、町のほうとしての免許状はいただいておりませんので、公 共放送ではないかと思われます。ただ、設立の目的としまして町の防災情報等を優先として放送 するという形を主としておりますので、半官半民みたいな形の放送局になるのかなというふうに 思います。

- 議長(松崎俊一君) ちょっと先に進みます。ページが114ですか、地域情報基盤管理運営、そこまで行きたいと思います。114ページから117ページの一番下まで。
- 5番(児玉智博君) それでは、117ページの委託料のおぐにチャンネル番組制作委託料という のがあります。先ほどエフエム小国については免許状が民間の株式会社であるエフエム小国に下 りているので、100%の公共放送ではないという御答弁でした。しかし、このおぐにチャンネ ル番組については、これはケーブル放送ではあるにせよ、要するに視聴者から使用料を今年度か ら値上げになっていますけれど、視聴料をいただいて運営をしてるわけです。これは私は非常に 公共放送と言えるのではないかと思うのですが、その辺はどのように規定されてますか。

情報係長(佐々木博隆君) エフエム放送局につきましては、九州総合通信局から株式会社エフエム小国のほうに免許状が交付されているのですけれども、映像のほうにつきましては、小国町のほうに免許状が交付されておりますので、こちらのほうは公共放送という形になります。ですので、ちょっと公共放送という形ですので、町内の業者からCMをどうしようかということについても協議の段階で上がっているのですけれども、そこのところがなかなか難しいということで、今調整中ではあります。

以上です。

- 5番(児玉智博君) 公共放送でそういう視聴料ではなくて使用料という形になりますけれど、それを取ってるわけですが、ではその放送内容はどうかということで、基本的にテレビ番組というのは報道番組と娯楽番組、教養番組、教育番組というふうに分けられるそうです。NHKの放送というのは分けられてるのですけれども、今小国町のこうした番組の種類ごとの放送時間が今どうなっているでしょうか。
- 情報係長(佐々木博隆君) 放送内容としましては、町の文字放送とエフエム小国のほうで番組編成をしました週感おぐチャン、30分番組と、これにスポット的に警察署の地域安全ニュースとかというものが、現放送では同じ番組を再放送は8回という形で放映させてもらっております。以上です。
- 5番(児玉智博君) それでは、今言われた週感おぐチャンというのは番組の種類からいうとどれ に当たるのか。また警察が制作した番組は四つの中のジャンルでどれに当たるのでしょうか。
- 議長(松﨑俊一君) それでは、ここで暫時休憩をいたします。時間が20分から行います。

(午前11時05分)

議長(松﨑俊一君) それでは、少し早いですけれど、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時20分)

- 情報係長(佐々木博隆君) 先ほどの件なのですけれども、週感おぐチャンにつきまして、小国町 内で起きたいろいろなイベント等を町民の方に伝えるということで考えますと、報道に当てはま るのかなというふうに思います。
- 5番(児玉智博君) 報道とあともう三つあったのが娯楽番組、教養番組、教育番組、これは番組の種類として放送法の分類なのです。あとの娯楽番組もそうですけれど、教養、教育番組とか、やはり放送のバランスを取っていくのは、先ほど公共放送とおっしゃいましたから、やっぱり必要なのではないかと思うわけですが、その辺のやはり番組編成、今もうかなりマンネリ化してるというか、週感おぐチャンと同じ番組だからそうなのかもしれないけれど、やっぱり番組ののりというかテイストというか、これはもう固定してしまってるわけです。それが、結局さっき言われた単発のスポットで、警察ではなくて何か認知症予防であるとか、前は環境モデル都市とかSDGsとかというような、それの広報をするような番組もありましたけれど、全部が全部同じよ

うな感じになってしまって、見ていて飽きるというか、そして、結局、それが別に使用料を取ってないならいいのですけれど、やっぱりあまねく視聴者から取ってるわけですから、それがいいという人もいるかもしれないけれど、それがいい人向けだけになるのではなくて、やっぱり全体に向けて放送してるというのを考えるなら、もうちょっとバランスを取っていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

- 情報係長(佐々木博隆君) いただきました御意見につきまして、先ほどもお伝えさせていただきました毎週火曜日に番組編成会議等も行っておりますので、その場での議題のほうに設けさせていただくということで、検討させていただきたいと思います。
- 5番(児玉智博君) ぜひお願いします。これはちょっと町民の方からこれだけは言ってくれと言われたことがありますので、この方は結構番組を見ているそうなのです。それで、最近あった番組である役場の近くのお店を取材したのに、取材している人が恥ずかしいからと言って顔を隠して取材をしてたと。その方がおっしゃるのに、「取材を受ける側が恥ずかしいですと言ってちょっと顔を覆うのは、それは意味がわかる。」と、「でも取材側が恥ずかしいからと言って顔を隠すなんていうのは馬鹿にしているのではないか。」と、「恥ずかしいならもうそういう人は出すな。」というふうにおっしゃってました。全く私そのとおりだと思います。やっぱりちゃんとある程度標準的な力量がある人を使うべきだと思います。だから、それは適材適所でやっぱりそういうことができる人をさせるというのは当たり前だと思いますが、その点、委託先がそういうことをしてるわけですけれど、どういうふうに思いますか。
- 情報係長(佐々木博隆君) 番組のキャラ設定とかそういうのなのか本当に恥ずかしいのかという ことも確認した上で、またエフエムのほうとも協議したいと思います。
- 議長(松﨑俊一君) ほかよろしいですか、質問のほうは。
- 7番(西田直美君) おぐチャンについては結構たくさん見ていらっしゃる方がいるというのに私はびっくりしてるのですが、とてもいいことだと思います。高齢の方ほど楽しんで見ていらっしゃるというのがあるので、薬味野菜の方が小国の元気もんとかやってるのもとても良いと思います。あれを見て元気もらったという方もたくさんいらっしゃるし、薬味に行ってみようという方もいらっしゃったりとかして、あれは結構高齢者にとってはとてもいい場になってると思うのですが、私ちょっと気になっているのは、後半の文字チャンネルです。ちょっと声が気持ち悪い機械音の声でやるというのと、もうリピートリピートリピートではないですか。あそこに文字でいいのですけれど、それこそ広報とかの情報、だからそれこそ実際にペーパーで読めない方や高齢者向けみたいなところで、職員の方で構わないと思うのです。別にプロでなくても。そういうのを何かちょっとやっていただけるといいかなと思うので、後半のところのリピート部分を減らしてでも、もうちょっと違う情報を与えていただければいいかなと思いますし、前段のところでは、いろんなところでイベントがあったところを取材してやるから、運動会とかも繰り返し繰り返し

やるのですが、それはそれでいいと思うのです。プラス何気ないというと変だけれど、学校や公開日とかあるときに何気ないではないですか、特別イベントがあるわけではないのですけれど、学校ってこんなことやってるのですよ。日頃の学校はこんな子どもたちが暮らしてるのですよみたいなのとかを、何気なさのところをいろいろ取材していただけるとありがたいかなと思うところもあるので、ちょっといろいろ検討していただけるといいかなと思いますので、よろしくお願いたします。

議長(松﨑俊一君) ほかになければ次に進みます。

4番(久野達也君) すみません、先ほどのちょっと戻って申し訳ないのですけれども、防災情報施設費とこの地域情報基盤管理運営費合わせたところで質問の部分、意見の部分もあるのですけれども、今回の首都圏を襲った台風でも、今も千葉でニュースもあっておりますように、電気が通じないから情報の得ようがないと、情報伝達手段が、行政が給水所をどこで開設しようが、情報が入らないとそこまで行けないといったようなニュース等もあっております。小国町の場合、この目でいいますところの9防災情報施設費、ここでエフエムで当然防災情報を流しますし、緊急放送も流します。併せておぐチャン、光ケーブルを通したところで屋内の情報伝達、あるいはテレビ等も使った情報伝達もできるかと思っております。こういうような中で総合的な小国でいわゆる独自の部分ではないのですけれども、こういうケーブルテレビもあるエフエム放送もあるという自治体はそんなには全国的にもないと思います。ですからこそ、この情報伝達手段の部分について、今の現状をお聞かせいただき、今後、例えば課題があるなら今抱えている課題等があればお聞かせいただいておくと、今後の参考にもなるかなと思いますので、まず現状の部分からお願いいたします。

情報係長(佐々木博隆君) 現状につきまして、テレビにつきましては光ファイバーケーブル網での配信を行っております。ラジオにつきましては、各世帯に告知端末放送、白色のFMラジオが入る機器を配付しておりますけれども、こちらのついては通常は光の有線で配信しております。光の有線が町内全域にめぐらされているのですけれども、これが切れたときにつきましては、庁舎のほうからの緊急一括放送等につきましては、FM周波数を用いて無線のほうで受信できるようになっております。ですから緊急時とかにつきまして、前回の熊本地震の際とかはラジオを線から外していただいて、単三電池4本入れていただければ町のほうから緊急一括放送で、FM放送で支持を出せば通るような形になっております。また、今回の千葉の分につきまして、停電という形でなかなか情報が入ってこないということなのですけれども、小国町の庁舎のほうの無停電装置のほうに接続されておりますので、庁舎の発電装置が稼働すればFM放送が聞こえる。また、鈴ケ岳中継所、こちらのほうにつきましても非常用発電装置を設置しております。こちらのほうにつきましても72リットルの分がありまして、約2日間、燃料が満タンの場合は無補給で稼働することが可能です。ただ2日過ぎますと燃料が切れてしまいますので、どうしても鈴ケ岳

まで普通の灯油タンクを持って往復して運ぶという必要性が発生してきます。現状はそのように なっております。

以上です。

4番(久野達也君) 今御説明いただきましたように、両サイドから有線の部分、それからFM波を使った無線による部分での対応かと思います。通常的に日常生活ずっと送っていって何とも思わない生活をしている中で、急に災害が起きたと、さあどうしようというのが現実だろうと思います。私自身も例えば今起きたらどうしよう、さっと動きができないというのが現実かと思います。ある意味、危機管理といったような意味合いからも、今佐々木係長から説明がありましたように、災害のときには白ラジオの部分には電池を入れて持ち運べばそういう状態に対応できるのだ。町も放送できる体制は整えているのだというような周知を、例えば3、4カ月に1回、住民に周知するとか、これは根気よくやらないとできないと思います。1回、2回とかではなくて。そういうのを大多数の方は知ってるかもしれませんけれども、今一度そういったような災害時の周知も今後併せてお願いいたしたいと思います。

以上です。

議長(松﨑俊一君) ほかにありますでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(松﨑俊一君) また質疑漏れがあったときにはお願いします。

ページを進めます。160ページ、農業費です。産業課のほうになるかと思いますが、160、 農業委員会費、それから164、農業総務費、3番の農業振興費ぐらいまでいきましょう。16 9までページはあります。農業委員会費、農業総務費、農業振興費。

5番(児玉智博君) 電気牧柵の設置の補助金についてお尋ねします。

先ほどの課長からの御説明でソーラーの電源のやつにもう今限ってるということでした。確かに24時間365日通電させることによってイノシシが、田が植わってないときもちょっと入ろうとしたら、冬場なんかでも感電したからもうその場所というのはいつ行ったってびりっとするのだというのをイノシシに学習をさせて、もう近寄らないようにさせていくという考え方であるから、24時間させるには昼間太陽光で充電をするということでソーラーバッテリーにしてるのだと思うのですが、やはり農家の方は今までのやつのほうが安かったから、やっぱりちょっと高いというふうに言われるのです。それで、前みたいに普通のバッテリーのやつでも補助をできるようにはできないのだろうかという要望を聞きましたので、その辺は町として検討いただけないか教えてください。

産業課審議員(宮﨑智幸君) 今の件についてお答えします。

ソーラー式の電気牧柵の助成については平成29年度から行っております。ソーラー式の電気 牧柵に切り替えた理由は、先ほど児玉議員が言われたような24時間365日通電することによ って、本来山にいるべきイノシシ、シカがもう山里のほうに寄って来ないということで考えております。その切り替えを行った理由としまして、5、6年前ほどですか、鳥獣被害が非常に多いということで、何か対策をやっていかないといけないということで、その中で熊本県が委託をしてそういった鳥獣対策の啓発活動を行っている先生を呼んで、町民向けに研修会を行ったりとか、中山間直接支払いのリーダーを集めて、そういった話を行ってまいりました。そういった中で、どうしても電池式というのは電池が切れたときとか、そういうときにどうしてもイノシシはその線に触ってビリッと来なかったら入るというようなことで、被害がなかなか減らないということで、そういった総合的に判断して、捕獲と防除の面でということで、防除の面につきましてはソーラー式でやっていこうというふうに考えております。それからソーラー式については価格も電池式の約2倍ぐらいの金額はするのですけれど、設置できる面積についてもメーカーの計算上でいきますと5へクタール以上囲えるような性能のものとなっておりますので、将来的には広域的にそういう地区を増やしていって、とにかく集落にイノシシやシカが入って来ないようにということで町として考えたものです。ソーラー式を設置された方からは、やっぱりソーラー式がいいという御意見が、そうやって年間365日やっぱり対応していかないといけないということがよくわかったというような意見を非常に最近は聞いております。

以上です。

5番(児玉智博君) そういう成功事例というかそういう実感があるのであれば、ぜひそういうことも周知・広報をしていっていただきたいと思います。ぜひそういうことこそおぐチャンでそういう番組を作ってもらってやっていくとあった意味があるかなと思うのですが、おぐチャンですね。ただ価格が2倍というふうになると、どうしても農家の方の負担というのは重くなっていくのです。確かに5~クタール張れるようなそういう広範囲に作付けしてる人からすればそういうのが実感ができると思うのですけれど、限られたわずかな面積を何とか作らなくてもいいけれど、作らないと荒れるからというような、そういう維持をしていくというか荒廃を防止させるために、自分方で食べるぐらいというようなのを作ってる人たちからすれば、そんな5~クタールも張れるような能力はなくて、安くても通電ができればというような思いの人もいるかと思うのですが、やはりソーラー式を補助しつつも、同時にそういう本当限られた面積を、自分の先祖から引き継いだ土地、田んぼぐらいをやってる人に向けて、復活させることもいるのではないかというふうに思いますが、だから、そういう人たちというのは、もうソーラーは高いものだから買わないわけです。どうでしょうか。

産業課長(木下勇児君) 児玉議員がおっしゃられることも理解できる部分はあるのですが、町としては、やはり今のソーラー式が、過去には先ほど言われたようにバッテリー式の電牧にも補助をやって防除という面での対策をやってきましたけれども、やはりソーラーに替えてソーラーのほうが断然いいと、そういうことで今それに対しての補助対象として実施をしているところです。

2分の1の補助ということで、個人の財産に当たる部分について助成をしている部分もあります ので、町としてはしっかりソーラーのよさをできるだけ説明していくなり、周知していくという 形で今後も続けていきたいというふうに今の時点で思っております。

8番(松本明雄君) 8番です。

今の問題もいろいろ僕も前の議員のときからえづけSTOP!なんかも行かせていただきました。今宮﨑君が話されたとおり、やっぱりもう365日通電しないと、なかなかイノシシなんかも入って来るということは聞いております。それで、シカもイノシシも捕っていますけれど、まだ小さいアナグマやアライグマとかもいろいろ話を聞きます。今後、こういう話はまた大切な問題ですので、僕が12月のときにまた一般質問しますので、今日はこのくらいで終わらせていただきたいと思います。

- 3番 (穴見まち子君) すみません、先ほどの鳥獣のことなのですけれども、中山間地を使って利用されている方もいると思いますけれど、どれくらいありますか。機械の利用ですね。それが使ってるところは中山間地で費用を賄ってるところもあると思うのですけれど。
- 産業課審議員(宮﨑智幸君) 今穴見議員が言われたように、中山間直接支払制度、28協定あるのですけれど、その中で中山間直接支払制度は草切りとかを行った場合の個人の分配、個人に行くお金、それから共同活動として取り組むお金とありますけれど、その共同活動の取り組みの費用の中で、先ほど言ったようにソーラー式の電気牧柵を何台も買って、みんなで外周を張るような取り組みをしている集落がいくつもあります。4地区、5地区ぐらいあります。そういうところは本当に団地として5ヘクタール、10ヘクタールあるようなところを複数の台数で中山間直接支払制度を使って設置しているようなところもあります。上田のほうであったり、北里のほうあたりはそういったのはもう早い段階からそういうことで、町のこの電気牧柵の助成を受けずに行っているところも実際あります。

それから、先ほど松本議員の言われたえづけSTOP!という事業についても、やはり集落でそういう電気牧柵を設置して防除に対しての啓発活動を行っているような集落というのが、えづけSTOP!については田原、それから西里地区で行っております。

- 3番(穴見まち子君) 先ほど言われましたけれど、児玉議員が言われたように、やっぱりおぐチャンとかでその啓発活動で皆さんに知ってもらうと、こんなふうにしてますよというのはやっぱり流してもらったほうがいいかなと思います。
- 6番(大塚英博君) 鳥獣対策なんですけれども、私は家のほうでシカを養っておりますけれども、 今年は子どもはできませんでした。どういうことかといったら、今やっぱり森林整備という中で 遅れてる中で、イノシカとかそういうものの餌というものがどんどんどんどんなくなってきたと。 そういう中でやっぱりまた天敵というものもないが故に民間のところまで出てきたという。それ

をどこで食い止めようかといっても、やっぱり生きるああいうものはどんなところでも掘り起こ してでも餌を求めてきます。うちの中でなんで子どもが産まれなかったかということになれば、 同じテリトリーの中では大体自分たちの餌という面積を確保しているわけだから、それ以上に子 どもを産むことによって餌というものがなくなるというのは、本能的にわかってるわけです。そ ういう中で、自分たちの中で数を調整する力というのは持ってると思います。同時に、カラスと かそういうものがやっぱり子どもが産まれるとそれに対して匂いを嗅ぎつけてそこに来ます。そ ういう中で、数値はどんどんどんどんそんなに増えない状態が以前からあったと思います。今鳥 獣対策でいろいろな方法をやってますけれども、これは本当いうとこれから先もっともっとお金 がかかってくると思います。しかし、根本的に言うと、餌の確保というのがあれば、その中に追 い込めることができると思います。そしてその範囲の中で自分たちで調整していきます。そうい う本能的なものを持ってるわけなんです。だから考えてみれば、やっぱりクリとかカキというも のがどんどんなくなっていった。森林がどんどんどんどん整備が遅れると同時に餌というものが ほとんどなくなっていく。今度は森林整備に入っていきますけれども、そういうふうな餌の確保 というのができていけば、わざわざ民家のほうに出てくる可能性は少なくなってくる。その中の 範囲というものをこちらからきちんと範囲を定めていけば、その数というのははっきりいってそ こからしか繁殖はしませんので、今後はそういう事も視野に入れ、食い止める手段を検討してい ただきたい。

(午前11時50分)

議長(松﨑俊一君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時52分)

議長(松﨑俊一君) ほかに質疑ございませんでしょうか。今3番です。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(松﨑俊一君) 次進めます。4の水田農業構造改革対策事業費です。

副議長(時松昭弘君) 167ページの阿蘇地域農用地整備公団事業、この償還金が今年で終わったということでありますが、これはファームロードの償還金であろうと思いますが、グリーンロードのほうはあと何年かかりますか。

公共建設係長(菅尾宏幸君) お答えいたします。

グリーンロードのほうはこの歳出の予算ですと目がもう少し飛びまして174ページの特定中 山間保全のほうにかかってくるかと思います。予算上ではこの12番、特定中山間の償還、一般 開発分と受益者負担金がございますが、一般開発分が令和5年度、受益者負担分が令和9年度で 償還を終える予定でございます。

以上です。

副議長(時松昭弘君) 非常にファームロード、グリーンロードについては、最近特に北里柴三郎

の関係あたりのファームロード、天気がいいときなんかバイクの通行など非常に危ないような状況もあります。そこで、以前は上田あたりの場合でも大字協議会あたりが草切りをやっておりました。町のほうで草切りを委託をして、していただいておりますけれども、特に電線の流木、草木ではなくてお互いの木が非常に今グリーンロード、町道あたりも含めてですけれども、特にグリーンロードあたりが平坦な部分の雑木等が一部はねてきてる、そんな状況があってなかなか夏場あたりがその作業あたりを今後考えて行かないと、非常に通行に対する危険性もあるのではないかなというふうに思います。償還金が終わったかもしれませんけれども、その点についてはまた今後検討していただいて、そういった毎年はなくても3年に1回とか、いわゆる県あたりが道路の安全パトロールなんかも一応やってますけれども、そういった形で検討していけば、いろんな形で観光、いわゆる今は通過型の観光になってるかもしれませんけれども、滞在型の観光につながるというような形にも結び付いてきますので、この道路あたりを有効活用するためにはそういった管理をしっかりしていただきたいというふうに思います。

以上です。

建設課長(秋吉陽三君) 今議員がおっしゃったように、道路の幅員内に枝等が出て支障がきたしているような状況もございます。今の現状といたしましては、車に当たるような状況であったりとかそういうのがあれば、県道は県の土木のほうに連絡しておきますし、町のほうとしても連絡があれば、その箇所箇所での対応はいたしております。でも広範囲にわたります部分もありますので、今後は検討していきたいと思っております。

以上です。

議長(松﨑俊一君) 次に移ります。4番、水田農業構造改革対策事業、5番、中山間地域等直接 支払推進事業、この二つをいきます。質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

- 議長(松崎俊一君) 次は6番、畜産業費、それから7番、担い手育成推進事業費。ページでいき ますと170ページから173ページの中段。
- 5番(児玉智博君) この農業担い手支援給付金について伺います。 まず、平成30年度では何人の方が受給をされているのか教えてください。

農政係長(長 廣行君) 現在8名受給しております。

5番(児玉智博君) かなり若手の農業者の方がこれまでも受給をされていた方もいるし、小国はわりかし高齢化率が高いですけれども、でも結構若い人が農業で頑張っているというのは非常にいいことだと思います。それで、私も監査委員をしていたときは、この給付金を受けている人たちが日誌まで提出をして、なかなか溜めてしまうような人もいるみたいですが、それでもきちんと日誌を取って一日どういう流れだったのかというようなことの確認をされてます。もともとこの申請をする段階では、自分の将来の希望というのはどれぐらい新しい作物に挑戦するとか面積

を増やすとか、そういう書面では出してはもらったと思うのですが、いろんな面接でそういう聞き取りを行うとか、そういう目標や自分の夢であったりとか、そういうのを聴取する機会はあったのですか。

- 農政係長(長 廣行君) 最初に申請をする段階でも聞きます。また2カ月してまた来られますので、そのときにも聞き取りは行います。
- 5番(児玉智博君) それは誰が聞く人とか、大体どういうことを聞くようにとかというようなマニュアル化というか、そういうのまでできていますか。
- 農政係長(長 廣行君) マニュアルはありませんけれども、通常、今何をやってますかや将来何がしたいですかとか、そういう話とかいろいろ農作業中の困ったこととか、そういう事の聞き取りを行っております。
- 5番(児玉智博君) 2カ月に1回の面談というのも、それは大事だと思いますけれど、やっぱりそこでいろんな悩みだとかも聞いて、何か問題があれば一緒に解決をしていく。やっぱりそういうサポートをしっかりしていかないと、なかなかやっぱりこれはもう全国的にですけれど、農業という分野が順風満帆かといえば、アメリカとのFTAがどうなるかとかそういう状況もありますので、やっぱりしっかりと励ましていけるようにしていただきたいと思います。

以上です。

議長(松﨑俊一君) ほかに質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(松崎俊一君) それでは、ちょっとここで暫時休憩をしたいと思います。午後の会議は1時から行います。

(午後0時00分)

議長(松﨑俊一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

- 議長(松﨑俊一君) 今ページが172からいきます。
- 2番(江藤理一郎君) 171ページなのですけれども、産地維持対策事業補助金など繁殖の牛に関して補助する助成金がありますが、これは全部の牛、あか牛でも黒毛でもほとんどの牛に適用されるものなのですか。もちろんそうでしょうけれど。

農政係長(長 廣行君) どちらにもかかります。

- 2番(江藤理一郎君) それでは、あか牛に関して肥育農家、繁殖農家が今、実質あか牛を育てているところが何軒ぐらいあるかわかりますか。
- 産業課審議員(宮崎智幸君) 畜産農家のまず戸数なのですけれど、繁殖農家が25軒、それから 肥育農家が3軒、それから繁殖・肥育農一貫の農家が4軒となっております。その中でほとんど の農家があか、黒両方飼われてる方が多いのですけれど、あかと黒別の農家数はちょっとすぐに

答えることはできませんが、頭数あたりは、一応飼養頭数は今すぐにわかるのですけれど、あかで397頭、黒が649、交雑種33、ちなみにジャージーが1千141頭ということになっております。

以上です。

- 2番(江藤理一郎君) 今現在、あか牛に対する需要がまだまだ非常に続いてまして、町内の飲食店からもあか牛を欲しいという方も結構いらっしゃいます。ふるさと納税なんかももう既に小国町産のあか牛でないともう出せないことになっておりますし、ただ、あか牛の頭数がやっぱり非常に出荷する頭数が少ないなというイメージを持っていまして、確か3カ月に1頭ぐらいしか今出てないような状況だと思います。肥育農家が非常に少ないというのが一番の原因だとは思いますけれども、そこに対してできれば需要がかなりありますので、あか牛に対してもう少し肥育農家を増やす、もしくは頭数を増やしていただけるような方策というのを少し考えていただけると、商工関係、店舗、旅館、そういったところもあか牛を使いたいというところは結構あります。そのあたり、商工とそれから畜産の連携も取っていただけるといいなと思いますけれども、そのあたりいかがでしょうか。
- 産業課審議員(宮崎智幸君) 今言われたあか牛の需要というのは確かにまだ、約2年前ぐらいが ピークだったというふうに認識しております。現在は、実はあか牛の子牛あたりの市場価格とい うのが少し下がってきておりまして、2年前とかであれば黒牛、あか牛、市場価格があまり変わ らないということで、農家の方もあか牛を一生懸命育てるというようなことで言ってたのですが、 ちょっと最近少しあか牛の価格が下がってきたということで、さっき言われた産地維持の繁殖の 導入あたりの頭数あたりも、ちょっとあか牛のほうが減ってきているような状況です。さっきの 肥育農家については、小国の中の1軒の農家につきましては、黒牛の肥育から完全にあか牛の経 営に切り替えるという農家もありますので、そこら辺に期待してふるさと納税あたりで売ってい けたらいいのではないかというふうに思っております。

以上です。

- 議長(松崎俊一君) では先進めます。172ページ、手作りの館施設費、悠工房施設費、この2本をいきます。
- 7番(西田直美君) 手作りの館について伺いたいと思います。

現在、出費が134万6千円というのがあるのですけれども、先ほど課長のほうから、手作りの館が使ってるのが180件という御報告があったと思うのですけれども、実際にどういうグループ、もしくは個人レベルとかで使っているか、そのあたりをちょっとお伺いしたいのですが。

産業課審議員(宮崎智幸君) 手作りの館については、グループで使われてる方、それから個人の方、団体でいきますと個人も入れまして24団体ほどおります。内容につきましては、一番多いのは味噌の製造が一番多く使われています。それからキクイモ関係の粉末の製造を行ったり、漬

物を作ったり、そういったものに使われる利用が多くなっております。 以上です。

7番(西田直美君) それで、そういうグループ、24団体、個人から手数料みたいなのというのが入るのと、光熱水費というのも60万円近いとかなりの金額だと思うのです。去年、薬味のオープニングのときに、あそこでちょっと豚汁を作ったのですが、溝ではないですか流れるところが。もうあそこすごく要するに溝の匂いがする。こんなところで料理作るのかと私はちょっとショックだったのですけれど、施設自体もかなり古いのと、そのわりに冷蔵庫関係大きいのがあって、あれが回ってるのを見て、ここあまり使わないのにこれ電気代すごいだろうなと思った覚えがあるのですけれども、その辺のところの収支というのはどういうふうになってるのでしょうか。農政係長(長 廣行君) 使用料につきましては15万3千270円というような収入になっております。

以上です。

7番(西田直美君) ここかなり古いし使えないというのは、たくさんの人から私もお声をいただいてるのですけれども、これを悠工房も含めて建て直しであるとか、もしくは、中のほうを多少改修、改良をするような予定やそういうものというのは今のところないのでしょうか。

産業課長(木下勇児君) 現在では計画はありません。

- 7番(西田直美君) 町民センターができるときに、かなり婦人会もしくは女性の方々から声をいただいたのが、「何で町民センターに調理室すらないのだ。」という声をいただきました。いろんなものを作ってみようとかするときに、やはり手作りの館がもう古くて使えないというのと、「悠工房も古くなったよね。」というような話、「どこでじゃあみんなが作ったらいいのだろう。集団でできるようなところがないよね。」というのがあったのですけれど、どこか1箇所そういうところを、商品開発も含めてできるような場所を確保するということを、1年、2年のことでできなくても、ちょっとしっかり考えていただきたいなという切実な思いがあるのです。薬味野菜の里がその点では建て替えの時点でというのを思ったのですけれど、そういう施設もあそこもないので、何とか小国のものを使った物作りのところでいくと、本当は地熱を使ってというのもあったのだろうと思うのですけれど、今現在、指定管理のゆけむり茶屋も動いてないというところになると、そういうことをやるような施設がどこにもなくなってしまうような気がして、ぜひともその辺のところを考えていただけるといいかなと思いますがいかがでしょう。
- 町長(渡邉誠次君) 手作りの館、悠工房の老朽化が少しずつ進んでいるというのはもう明らかな 部分であるかもしれませんけれど、最初の段階で試作をするというところと、前職の議員も質問 をされてましたけれども、手作りの館、悠工房で製造をするものを売っていく、そのような方針 がいいかどうかという話もあっておりましたので、今の現時点では試作の段階というところでは お話はできるのかもしれませんけれども、全体的な方向としては、まだ検討はなされていません

ので、検討をしてないということは、逆に検討をしていかないといけないということだというふ うに私は思っておりますので、また別件で検討をさせていただきたいと思います。 以上です。

議長(松﨑俊一君) ほかございませんか。

3番(穴見まち子君) 私も何度かそのことを議会の一般質問でもしましたけれど、やっぱり一番 思うのは、今から秋祭りや研究グループもいろいろなところでしたいけれど、手作りの館もやっぱり試作というところでできないと、もうもらってるので、やっぱり、今西田議員が言われたように新しくイベントとかに使うところは、コンパクトでもいいけれど何かあったら、それから手 作りの館を悠工房の中に使ってないところがあるので移したりとかもちょっとできるのではないかと思うのです。いろんな面の問題がいろいろありましたけれど、今度はできるのではないかと 思いますので、検討していただきたいと思います。

議長(松﨑俊一君) ほかよろしいですか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

- 議長(松崎俊一君) 先に進みます。10番、団体営土地改良事業、11番、農道維持、12番、 特定中山間保全整備事業、それから多面的機能支払いと循環型農業推進費までいきましょうか。 ページでいきますと174から179の真ん中ぐらいです。林業費の前まで。
- 5番(児玉智博君) 循環型農業推進費ということで、ここでは臨時雇用賃金2名、あと作業員賃金10名ということで、人件費関係はこの二つですが、役場職員を1人張り付けているというかそういう状況がありますので、やはり1名分の給料はこの循環型農業推進費に上げるべきだと思いますが、どういった見解でこのような会計処理になっているのでしょうか。
- 産業課長(木下勇児君) これは予算編成の段階で昨年度から変えさせてもらった部分もあるのですが、職員1名をそこの予算に上げると、その人個人の給与、その他手当という形で出てくるので、基本的には複数の科目にどこかで予算を計上するという形の中で、うちのほうは農業総務費のほうで産業課の職員については、先ほど言いました、その前の年は農業委員会も1人でしたがそういう形で組んでましたが、そういう面を考慮して予算計上を集約というかそういう形で計上させていただいております。
- 5番(児玉智博君) それは要するに個人情報を守るということでした。しかし、見てみますと多面的機能支払い費で臨時雇用賃金は、もうこれ1人で出してるわけです。臨時雇用の人は出すけれど、職員の要はそれは保護すると。基本的に給料というのは条例に基づいて表が出てるわけですから、そこまで、別に名前を書けとかいうことは言ってないわけで、何よりこの循環型農業というのを薬味野菜の里というのができまして、結局、そこにいったい、売り上げというのはこの一般会計には出てきませんが、売り上げのほかにやっぱりそういうあそこに税金で経費をかけてるわけです。実際、ではあそこの薬味野菜の里にどれぐらい予算がかけられていて、ではその予

算をかけた分に見合うような、そういう実績が上げられてるかというのを明確にやっぱり見ていく必要があると思うのです。実際、もしかしたらこの後同僚議員のほうから聞かれるかもしれませんけれど、1人職員をそこに張り付けておいて、それはもう利用者とかの声です。やっぱりたったあれぐらいの売り場面積で、しかも棚に野菜やらを出すのは農家にさせると。なのに、ではあそこに3人もいるのかと。無駄ではないかというようなそういう声というのは、やっぱり農家の人からも聞くわけです。ただ、でもそういう予算書、決算書上はそういうふうに賃金の部分で臨時雇用賃金しかもう出さない。要するに、これもう何かある意味やっぱり経費というかそういう、実際いくら薬味野菜の里に町が税金を投入しているかというのを、僕はある意味見えにくくする。そういうふうにしているのではないかなというふうに思うわけです。ですから、結論としましては、やっぱりそういう売り場面積であったりとか、あるいは仕事量、そういうのに見合った職員配置を私は心がけていただきたいし、常にやっぱり日常的に職員配置、今ここの薬味野菜の里で行われてる必要な仕事量に対して適正な人員配置となってるかというようなのは考えていただきたいというふうに思います。これはもう私からの要望ですので。

議長(松﨑俊一君) ほか御意見ございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(松﨑俊一君) ではページ進めます。178ページ、林業費、目の林業総務費、林業振興費、 林道費、それから治山事業費、水産業振興費までいきましょうか。

5番(児玉智博君) 181ページに有害鳥獣駆除関係の補助金として三つ出ております。これの調書を見てみますと、一番上の野生動物生息数適正管理奨励金というふうにして、これが狩猟期間の捕獲に対してで、その下の鳥獣被害防止総合対策事業補助金が、これは別に狩猟期間に限らず出されてます。三つ目が有害鳥獣駆除事業補助金として、これが捕獲の許可期間について駆除隊のほうに出されておりますけれども、つまり、一番上の野生動物適正化、これは町が単独事業でやってるものは狩猟期間ですので、11月から2月の間ということになると思いますが、駆除隊のほうに出されているイノシシが5千円でシカが8千円出されてる分についての、この許可期間というのはいつでしょうか。

林政係長(長谷部公博君) 駆除期間についてお答えいたします。

駆除期間では年間大きくイノシシとシカについては2回出しております。まず前期として6月1日より10月いっぱいまで。そして後期としまして12月1日から3月31日まで駆除の許可を出させてもらっております。ただ後半の、先ほど児玉議員もおっしゃいましたけれども、11月からは猟期が始まります。猟期は鳥獣保護区、休猟区あたりでは狩猟ができませんので、そこにいる鳥獣を捕獲するために保護区と休猟区、猟では入れないところに限って12月からは許可を出しております。

- 5番(児玉智博君) これで言うと、全く狩猟期間にも許可期間にも当たらない月というのが4月 1日から5月31日までの期間が出てくるのですけれども、やはり年間通じて猟が可能なように はできないのでしょうか。
- 林政係長(長谷部公博君) 対象鳥獣によって、要は許可者、町の日数が決まっておりますので、例えばイノシシだったら1年中いいですよという形ではございません。例えば半年や3カ月や100日以内とか、対象鳥獣によって日にちが限定されますので、その期間の範囲にさせていただいております。町の許可としては4月、5月には当然質問にありましたように出しておりませんけれども、別の方法としまして、自分の土地は自分で守るという意思のおありの方は、狩猟者免許を持ってさえいれば自営捕獲という許可が出せますので、最近はわなの免許を取られる方も増えてきました。自分の土地は自分で守りたいという方がいらっしゃれば、自営捕獲許可のほうで4月や5月のほうは申請していただければ、町のほうも許可のほうは出す。そういう仕組みになっております。

以上です。

- 5番(児玉智博君) それでもう1点確認が、この三つの補助金がありますけれど、捕獲方法として銃で射殺した分と、今言われたような箱わな、くくりわな等で捕獲した分、その捕獲方法別の 頭数はわかりますか。
- 林政係長(長谷部公博君) 捕獲の実績、狩猟方法ごとになりますけれど、銃器とわなとあります。 銃器で捕獲したイノシシにつきましては、昨年度は40頭でシカは24頭です。わなについては 144頭、イノシシです。シカが71頭となっております。
- 5番(児玉智博君) それで、やはり圧倒的にわなが多いと、やっぱり銃だけで捕ろうと思うとイヌも必要であったりとか、なかなか1人だけではできないから、やっぱり大勢で無線でやり取りをして、「そっちに行ったぞ。」とかいうのも必要だし、かなり車なんかでも走り回らないといけないというような、なかなか困難だからだと思います。それで、基本的にこの三つは補助金や助成金として出されておりますが、名称の違いだけかもしれませんが、補助金というとわなをすることに対する補助金、だから猟に使う弾を買ってもらうから、ではその弾代を補助しますよとか助成しますよというのはわかるのです。ただ、今も言ったように、特にやっぱり猟に出てなかなか確実に捕れるものでもないと思うのです。やっぱり3回猟に入って3回とも捕れない場合もあるわけで、そういった場合、やっぱり補助金というのを、イノシシを駆除しようと思って行ってもらったのに、捕れた人には補助金を出します。でも捕れなかったら補助金を出しませんというのも変だと思うのです。やっぱり言い方としては報奨金とか、「捕ってくれてありがとうございます。報奨金です。」というような言い方にしたほうがいいのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

林政係長(長谷部公博君) 児玉議員がおっしゃられる報奨金というか捕獲奨励金といいますか、 そういう意味合いももちろんございます。このまず三つの事業、野生動物生息適正化管理助成金、 これについては、先ほど猟で捕られた方が狩猟登録された方が捕獲した場合に町が単独で補助金 を出させていただいております。それと、その2段目にございます鳥獣被害防止総合対策事業補 助金と有害鳥獣駆除補助金、有害鳥獣駆除補助金については町の単独事業でございますけれども、 この二つは猟ではなく有害鳥獣捕獲に対する補助金でございます。まず銃器隊とわなの方につい てなのですけれども、御意見ありましたように、銃器隊の方については出動してもなかなか捕れ ないということもあります。それをするためにはやはりガソリン代、弾の経費等もあります。た だし、わなの方も狩猟法の中で1日1回必ずわなを仕掛けた場合、見に行かなければならないと いうことで、やはりガソリン代、あとは餌代、撒餌しますので、そういったところも経費がいろ いろございます。国の鳥獣被害防止総合対策事業については、1頭捕る経費の補助として出され ております。成獣だと1頭7千円です。町の単独の事業でありますけれども、それに上乗せする 形でイノシシだったら5千円、シカだったら8千円を上乗せさせていただき、あと駆除隊の銃器 の班の人たちに対しては、出動しても捕れない日等もあるかと思いますけれども、出動した日に ついては日当を支給させていただいて、経費の負担といいますかそういったものをさせていただ いておりますので、補助金という形の名目を取っております。

- 5番(児玉智博君) 日当を出すというやり方もあると思いますが、やはりたくさんできれば捕っていただいたほうがいいと思うのです。1回出たからという日当の出し方というのも、もちろんそれも一つの手かもしれないですけれども、それ以上にやっぱりたくさん捕ってお金も、補助金というやり方をしてますけれど、してもらうと。だからやる気というかやっぱり1人の人が出る回数を増やそうかなというような動機づけになるような方法も考えてもらったほうがいいと思うのですが、やはり極端に言えば1頭捕ればもう1万円出すとか、そういう形も一つの方法ではないかと。1頭当たりの補助金をもっと上げることも一つの方法ではないかと思うのですが、その辺はどうでしょうか。
- 林政係長(長谷部公博君) まず動機づけの話ですけれども、動機づけで駆除の捕獲頭数に対して 1 頭当たり 1 万円にする。1 万 5 千円にするということも一つの手段かもしれませんが、今現状、 特に銃器隊の方は少しでもみんなで駆除活動ができるようにということで、駆除期間が始まる前に皆さんで寄っていただいて、みんなで駆除しようよと。そういう日を必ず月 2 回作っていこうということで、みんなに日程調整をしてもらいながら、みんなで駆除活動をしようという仕組みを今作っております。そこで、数年前ちょっとありましたけれども、特にシカが多いと、シカはどうにかならないかということで、町民の方からもいろいろ御意見を伺ったときがあります。その話を駆除隊の方にしましたところ、補助金の金額を上げたら皆さん頑張って捕りますかと言っ

たら、やっぱり皆さん下向いてました。やはりお金が上がるから捕るというわけでもなく、やはり相手鳥獣によっては狩猟のやり方とか、駆除隊の方も仕事を持っていらっしゃいますので、その中で時間を作っていただいてやってもらってますので、その辺で単価を上げれば効率的になるか、数が増えるかというと、一概にそうは言えない部分もあるのかなとも思っております。 以上です。

4番(久野達也君) それでは、3林道費のところでお尋ねをさせていただきたいと思います。 林道費の中で林道愛護費、それから課長のほうから説明のありました木材搬出道維持管理補助 金22路線という部分での説明がありましたけれども、この二つの事業の相互関係とその効果等 について、もう少し御説明いただけたらと思います。

建設課審議員(小野昌伸君) 今の御質問にお答えしたいと思います。

まず愛護費からです。林道の愛護費として19路線、約21団体が33キロの愛護でボランティア活動をやってもらっております。うちの町が管理してる林道が全体で45路線70キロあります。それから作業道が6キロ6路線という形で管理をしております。合計76キロです。あと建設業の3社のボランティアということで、3路線の3キロを作業しております。

それから、今御質問がありましたとおり、木材搬出道という形で林道、先ほど課長のほうが2 2と言いましたが、今年度が22で昨年度は23ということで訂正をお願いします。23路線と 作業道を6路線やっていただいております。

上の愛護費は町道愛護費も後ほど出てきますけれど、愛護費ということでメーター当たり20 円ということで地元に切ってもらっております。これは単価算出からも普通作業員の労務単価ぐ らいの手数料として上げております。

それから、木材搬出のほうは相手先、森林組合と契約をして補助金を流しておりまして、これにおきましては、今のところメーター当たりが62円という形で単価を出しております。これは平米を積算しまして1メーター当たり法面を1メーター、切土のほうです。盛土のほうの法面があれば1メーターという形で、大体平均その標準断面でメーター当たり掛ける2倍という形でメーター当たり62円という算出をしまして、延長を掛けまして金額を算定しております。それが約240万円という形で、今年は補助金の申請が上がっております。

以上でございます。

- 4番(久野達也君) いわゆる愛護費については、ある意味ボランティア的な意味合いの部分での それに対する助成という部分もあるのかなとも思いますし、搬出路維持については、算出根拠が あってメーター当たり、あるいは林道幅から何メーターとかという部分があるのであれば、ある 意味町がお願いしている部分ですよね。
- 建設課審議員(小野昌伸君) おっしゃるとおり、先ほど言ったように愛護費でも19路線しか賄えないと。ボランティアのほうも建設業が頑張っていただいて3路線と。残りが半分以上23と

作業道合わせれば29路線、全体で51路線ありますので、半分以上はやはりそのまま放置しておきますと、いざ木材を搬出したりとか草が生えてくると側溝が詰まったりして、非常に林道自体の災害も起きてきますので、もうそこは一番森林組合のほうが木材搬出等々で使う頻度もありますし、現地を熟知してるということで、うちから林道維持という形も込めて林道の整備をしていただきたいということで補助金を流しております。

- 4番(久野達也君) やっぱり小国町、林業の町でもありますし、林道の整備、それも必要でしょうし、既存の林道をいかに維持していくか、この部分をきちんとしておくことも大事かと思います。この事業の積極的活用といいますか、いわゆる日頃することによって大きい事業を行わなくていいと。費用対効果という言い方は変かもしれませんけれども、継続的な事業を行うことによって大きい、例えば側溝詰まりによる崩れをなくすとか崩落をなくすとかという部分にもつながろうかと思いますので、そこらあたりでも今後のこの事業の発展をお願いしたいと思います。以上です。
- 建設課審議員(小野昌伸君) 今久野議員からおっしゃられましたとおり、本当に低コストで日ご ろの維持管理が一番大事になってきます。放置しておきますと多大な災害が起きまして、そこか らまた補助金が付くといっても町の持ち出しで災害復旧しなくてはいけないものですから、今議 員がおっしゃるとおり、今後もこういう作業で愛護費とともに林道の維持を図っていきたいと思います。

以上です。

- 議長(松﨑俊一君) ほかに質疑ございませんか。
- 3番(穴見まち子君) 183ページの小国杉使用建築物支援事業補助金というのは何軒ぐらいの利用があるのですか。
- 林政係長(長谷部公博君) 平成30年度の実績をお答えいたします。

新築が37軒、改築が6軒の数字になっております。施工地の明細といいますかちょっとお話をさせていただきますと、新築ですと町内が2軒、小国町を除いた熊本県内が16軒、福岡市が2軒、熊本と福岡市を除いた九州内が15軒で、九州圏外が2軒で、改築でいきますと小国町内が2軒、熊本県内が2軒と熊本県と福岡市を除いた九州内が2軒となっておりまして、先ほど言いました37軒と6軒になっております。

以上です。

- 3番(穴見まち子君) この利用は町外でもどこでもいいということですか。
- 林政係長(長谷部公博君) おっしゃるとおり、小国町内だけに限らず町外でも小国材を一定の量 使っていただければ補助対象としております。

以上です。

5番(児玉智博君) すみません、私もその補助金についてなのですが、655万円支出されてお

りますが、これを今言われた新築37軒と改築6軒の方たちを合わせた小国材の購入費というのは幾らになるのですか。

- 林政係長(長谷部公博君) 小国材の購入金額としまして、すみません、今すぐちょっとわからないので、量だけはわかります。販売金額は後ほどまた計算して出します。
- 5番(児玉智博君) そこがたぶん一番大事なところなので、やっぱり小国杉がいくらで売れたか というのがですね。
- 議長(松﨑俊一君) では探してください。
- 3番(穴見まち子君) 使用の1軒当たりの金額というのをあれがあるのですか。
- 林政係長(長谷部公博君) その補助金額ですか。補助金額につきましては、新築だと15万円が 上限です。リフォームは10万円が上限です。

以上です。

議長(松﨑俊一君) ほかに質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(松崎俊一君) それでは、ちょっと先に進みます。先ほどの件はわかったらまた後で教えてください。水産業のほうはよろしいですか。小国漁業協同組合補助金。

次、商工費です。目の3商工総務費、商工振興費、観光費、観光費はちょっとありますけれど、 ページが193ページまで。

- 9番(熊谷博行君) 187ページ、小国町資格取得支援事業補助金、9千750円ですので1人の方だと思いますが、ざっくりどういう免許を取ったのか、毎年1人くらいで、たぶん建設業は自分のところの助成を使って取りますのでこれは使わないと思いますが、農家の方か、その辺をちょっと教えてください。
- 商工観光係長(大蔵将充君) 平成30年度の資格取得支援事業の補助対象者につきましては、既存住宅の状況調査技術者の資格を取られております。
- 9番(熊谷博行君) それはまた失礼しました。大変立派な資格で。これは今後とも続けていくのですか。それとももう予算というのはこの中の全体で組んであると思いますが、このままずっと続けていくのか、いずれは廃止するのかお教えください。
- 商工観光係長(大蔵将充君) この補助制度につきましても、平成29年度は2名の方でした。平成30年度におきましては1名ということで、今年度も相談のほうは1件、現時点でございましたけれども、まだ申請のほうはあっておりません。数名ですけれども申請があるうちは補助のほうは続けていきたいと思いますが、もし年間通して申請がないという年が続くのであれば、補助制度は見直していくべきではないかなと思っております。

以上です。

- 5番(児玉智博君) この資格取得支援事業、これは私も少ないと思ったのですが、少ない理由というのはなぜだと思われますか。というのが、たぶんこれは介護福祉士とかにも使えると思います。それを取ってる人はいると思うのですが、利用されてないと。そういう周知が足りないのか、それとも何か使い勝手が悪いからなのか、どうしてだと思われますか。
- 商工観光係長(大蔵将充君) 周知につきましては、4月1日に毎年ホームページのほうに載せるとともに、文字放送と広報おぐにのほうにも毎年掲載しております。若干、私も個人的に聞いたところは、事業所におきましては、若い子に技術職の資格を取らせようとしてもなかなか若い子が取りたがらないという声も聞いておりますし、福祉関係の施設についてはどのような状況か現時点では私のほうでは把握はできておりません。

- 5番(児玉智博君) やはり基本的に、この資格取得支援事業補助金で9千750円というのは、 たぶん国家資格だと1万円前後普通にかかりますから、受験費用しか補助をしないのですか。テ キストとか購入した分については補助対象外となってるのでしょうか。
- 商工観光係長(大蔵将充君) その資格を取るに当たりまして、受講料又はそれ以前にそういった 資格を取るために必要なテキスト代も補助対象となっております。 以上です。
- 5番(児玉智博君) そういうテキスト代や、あるいは資格を取ることを目的とした講習の参加費とか、やはりそういうのも補助するのであれば、決して使いにくいものではないと思います。やはり周知不足が一番ではないかなと思うので、何しろ始めたばかりの補助制度ですから、まさか町がそういう補助制度があるのは知らなかったという事業所とかも結構あるかと思いますので、引き続き周知、啓発をホームページとか単発だけではなくて、機会があるごとに情報課だけではなくて各課からも、今人手不足のみんな困ってるときですので、役場全体で広報をしていくようお願いしたいと思います。
- 議長(松﨑俊一君) ほかに質疑ございませんか。
 - ページでいきますと、193の一番上の段です。観光費、費目で商工総務、商工振興観光費。
- 6番(大塚英博君) 6番ですけど、鍋ヶ滝の公園整備ということで駐車場が確保されまして、75台というのが増えました。しかし、現状はシャトルバスの運営を連休とかそういうときに対してはしておりまして、その75台とか、特に鍋ヶ滝の一番主なところについては、もうシャトルバスの運営だけにおいてその駐車場は空きの状態になってると。やっぱり混雑時に対しての駐車場確保だったのではないかなと思うのですけれども、それが現状においては、シャトルバスの運営費、特に人件費としては交通整理というものに対してやっぱりかなり負担がかかってきております。そこのところの折り合いが私どういうふうになってるのかわからないのですけれども、最初の善三美術館から駐車場までの、要するにシャトルバスを運営するまでの分については、シャ

トルバスの運営期間というのが鍋ヶ滝までの運営期間ですので、その部分については、それは全く前と変わってないですよね。解消するとすればやっぱり鍋ヶ滝まで行くまでの間、要するに小学校から鍋ヶ滝までの行く間のところに車がずっと並んで行くというものを解消するために、上のほうに駐車場を確保したと思うのですけれども、今の現状の中では、シャトルバスの運営において全く上のほうが空きの状態になってしまっている。しかし、費用的に言うとシャトルバスの費用と警備の費用というものが加算されている。どういうふうな判断でそこのところが空きの状態ができるのか。100%してしまうと、駐車場に確保してしまうと体育館から駐車場までの間が渋滞していくのか。そこのところが明確に私わからないのですけれども、そこの判断はどういうふうにしてシャトルバスを運行をお願いしているのですか。

商工観光係長(大蔵将充君) 鍋ヶ滝公園につきましては、駐車場を整備しまして123台が止められるようになったということなのですが、実際、駐車場が完成しまして来園者の数を見て検討してみましたが、来園者数が1千500名を超えてきますと第3駐車場でももう賄えなくなって、町道側に縦列で渋滞がどんどんできてくるということで、今年度のシャトルバスの運行につきましては、昨年度の実績をもとに2千人以上の来園があった日につきましてシャトルバスを運営しております。それ以外につきましては、もう駐車場のほうで対応ができるという判断で行っております。

- 6番(大塚英博君) できるだけ駐車場を確保しているのだったら、ある程度駐車場に入れられる 状況に持って行って、それから極端だったらシャトルバスと、そういうところを最初からシャト ルバスに任せるのではなく、やっぱり駐車場をある程度使うような方向でしていただきたい。そ うするとシャトルバスの費用、警備費用というのが若干浮いてくるのではなかろうかと思います ので、お願いしておきます。
- 7番(西田直美君) 189ページの小国町交流促進支援業務委託料のところで、くまもとDMC で人材育成のためのセミナー開催とモニターツアーの実施ということがあるのですが、これの一 応概略と今後どのようになっていくかというところまでぐらいを教えていただけますか。
- 情報課審議員(秋吉祥志君) 昨年の小国町交流促進支援事業の内容についてですが、セミナーに つきましては、一応、小国町商工会関係を中心として、こちらのほうからお声掛けをさせていた だきまして、当町民センターにおきまして福岡のほうから養父さんという、こういう農山村についてのいろんな仕掛け人として全国的にも活躍されてる講師の先生と、あと飯干さんといいまして、もともと高千穂町役場の職員をされていて、小国町で開催されておりました小国ツーリズム 大学に入学されまして、地域の魅力というものを発信するのが大事だということで自ら農家宿泊 を始められまして、現在、家族経営中心として地域の多角化を目的として、今地域振興に取り組んでいる方の実践的なお話をさせていただいて、小国町でどういった取り組みができるのかとい

う勉強会をさせていただきました。

それから、観光振興の中でもう一つ行いましたのがモニターツアー、これを2回ほど実施させ ていただいております。これは福岡の方を今回はモニターの対象者としたわけなのですが、小国 町のとっておきなものを体験していただくということで、福岡西鉄観光と連携いたしまして、小 国町で普段では体験ができないツアーを企画いたしました。具体的なお話としましては、それは ツアーの中に入れて途中で乗り換えるということはあるのですけれども、上田の牧野の風車があ るところで絶景を楽しんでもらう。又は、普段は使うことはないのですけれども、北里柴三郎記 念館の迎賓館2階を臨時のレストランとして、そこで杖立の旅館の料理長の方に料理をプロデュ ースしていただきまして、その日限りの料理でおもてなし。又は、くぬぎ湯を1棟1人として貸 し切りのお風呂を楽しんでもらうというようなことを特別なツアーとして組んで体験をしていた だきました。これは非常に西鉄のほうが好感を持っていただいたものですから、今年度も引き続 き実施をするようになっております。具体的にもう動いているのが、西鉄がこういった特別ツア 一を企画するに当たって、やはり乗り物も特別な乗り物を作らないとだめだろうということで、 グランデイズという特注のバスをこの前から製作いたしました。通常の大型バスですけれども、 これを12人乗りに改装いたしまして2席ずつが6列ということで、私先般、たまたま福岡の出 張のときに日程的にあったものですから試乗に行ってまいりました。コンセプトがホテルのよう な空間ということで、JRで言えばななつ星みたいな、そういうふうなツアーを組むようにでき ないだろうかということで、今年も2回ほど小国町のほうにツアーに来るようになっております。 それで、具体的にもうこれは旅行商品としてやっていけるということになると、具体的にツアー に組み込んで、来年度ぐらいからは商品化していこうという話になっております。

- 7番(西田直美君) それで観光客が増えるのはとてもありがたいことだと思うのですが、では今年までがモニターということは、また今年もこれだけの金額を出してやる予定があるということでしょうか。
- 情報課審議員(秋吉祥志君) 今年度はこの事業は計画いたしておりませんで、これは西鉄観光と 福岡のツアーを企画する会社のほうで自主事業として行いまして、そちらのほうが農林水産省の ほうの補助事業を受けて実施するということで、こちらは場所とそういったいろんな素材の提供 を行う予定になっております。
- 8番(松本明雄君) さっきから鍋ヶ滝の話が出てますが、ここで設計委託料で出てますけれど、バイパスの件です。大体何年ぐらいを見て完成するのか、大体のことがわかれば教えて下さい。 1年1年予算が違いますので、前の町長は重点的にこれに力を入れてという話でしたけれど、今みたいに23万人も来てれば、もう早くしないと10年もかかれば誰もいなくなるということになりますので、一番金のかかるのは最初橋梁が一番金がかかると思いますけれど、あとはずっと

山の中ですので、地権者の方が印鑑を押していただければすんなりいくと思いますけれど、大体 の予定というか、お考えなのか教えていただきたいと思います。

商工観光係長(大蔵将充君) バイパス道路につきましては、今年度実施設計のほうをやっておりまして、橋梁もまた発生するということで、来年度におきまして橋梁の詳細設計、また用地交渉等の業務が出てきます。それが終わりましたら工事に入るところなのですが、工事につきましても概算でも3億円弱の金額となります。今建設課のほうと協議もしておりまして、社交金のほうが活用できないかということで、建設課のほうにも県を通して協議をしていただいている状況です。その補助金等が付けば工事もスパンも短く済むかなと考えておりますが、補助がなく一般財源というか、鍋ヶ滝公園の入園料を財源にして行うとなれば、完成までの期間というのが4、5年ぐらいになってくるのではないかなと思っております。

以上です。

- 3番(穴見まち子君) 鍋ヶ滝の件ですけれども、第3駐車場もできて入園の方が多くなっていますけど、そこで働く人の人件費というのはこの観光費で上がっていますれど、5名ですよね。給料という面でそこで働いている方からもいつか言われたことがあるのですけれど、入園者が多くなるけれど、仕事が忙しくなるのですけれど給料は上がらないので、それを少し見直してもらえないだろうかという意見がありましたけれど、どう思ってますか。
- 商工観光係長(大蔵将充君) 給与の話は随時私のほうも職員の方から聞いております。現在が町の臨時職員の賃金の条例のもと採用して行っているものですから、それで御了承いただいてるところなのですけれども、忙しいときもあれば、冬場12月から2月にかけてはすごく入園者も少なくなり、時間的に余裕がある期間もあるので、そういうところも加味して御了承いただいてるところですが、また来年度以降、会計年度任用職員ということで制度自体もちょっと変わってきますので、その辺につきましても来年度以降はちょっと検討していかなければならないということで、今課内においても協議をしてるところです。

以上です。

議長(松﨑俊一君) ここで暫時休憩をいたします。2時15分から行います。

(午後2時05分)

議長(松﨑俊一君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時15分)

林政係長(長谷部公博君) 林業費の小国杉使用建築物の児玉議員の質問に対しまして、即答できず申し訳ございませんでした。事業における小国材の販売金額なのですけれども4千450万円の全体の購入金額がございました。

以上です。

5番(児玉智博君) 4千450万円の購入費に対して655万円ということであれば、もう補助

率にすると15%ぐらいになると思うのですが、ちょっと15%の補助というと、ほかの町が単独でやるような補助金から見れば大体10%ぐらいかなと思うのですけれど、ちょっと高すぎませんか。

林政係長(長谷部公博君) 小国材の新築におきましては50万円以上の購入金額に対して15万円を上限にして補助をしております。中には、ほとんど新築の場合ですと小国材が1軒当たり大体100万円ほど買われているところがほとんどです。若干のばらつきはございますが、大体1棟当たり100万円の購入金額があるものに対して15万円の補助を出してきております。過去にはもうちょっと補助単価のほうは高うございしましたけれども、それを見直して補助金の金額については縮小をしてきて、今の15万円がございます。

- 5番(児玉智博君) だからやっぱり補助率も上限が15万円と改築が10万円という上限を設けた上で、やっぱり補助率もあったほうがいいと思いますけれど、その考えはないですか。補助率を10%ぐらいに決める。
- 産業課長(木下勇児君) 今児玉議員がおっしゃったように率でということですが、逆に言うと、 上限50万円を超えれば15万円ということで、率が現在最高30%の補助率になってるという 状況です。過去からの経緯で40%だったのが今30%になってきてるというような状況です。
- 議長(松崎俊一君) それでは、ページを進めます。194ページの土木総務費、水道総務費、道路維持費、道路新設改良費、河川費と住宅費まであります。土木費全般です。よろしければその範囲でお願いします。
- 6番(大塚英博君) 町道の維持工事ほかで1千933万7千767円という内訳が、この資料の中に決算資料の建設課所管の中の下から2番目のほうの町道中央線舗装工事というのがございますけれども、これはたぶん児玉歯科医院の前のだったと思います。まずこれは舗装というのは、あそこは立派な舗装を昔はきれいな舗装をされてたと思いますけれども、それをやっぱり工事をしなければいけなかった理由というのはわかりますか。
- 建設課審議員(小野昌伸君) 児玉歯科医院のところが中央通り線という命名でなっております。 そこが舗装というよりも石畳、3センチ、4センチ程度の石張りの舗装だったところが、もう非常にやっぱり通行過で車両の通行が多いということで、かなりの劣化で石のほうが割れておりまして、非常に公園も近くにありまして、子ども連れとかいろんな人が乳母車を引いていくときとか非常にがたがたして、児玉歯科医院のほうも車が通るたびに騒音、そういう苦情も出てましたので、今回、もう石張りを剥いで普通のアスファルトに転換したという事業でございます。
- 6番(大塚英博君) 児玉歯科医院の前の舗装をしたときの河川工事というのがたぶんあったと思います。河川工事をする段階において、今の場所を道路として使用しなければ搬出ができなかったという状況の中でかなり前を通る、要するにダンプにしてもそうだけれども、そういうふうな

面においてこの塗装というものが非常に割れたと私は考えますけれども、その点についてはどうですか。

- 建設課審議員(小野昌伸君) おっしゃるとおり、昨年ですか、県河川の河川掘削ということで、 筑後川の堰の下を堆積土砂を運搬しました。そのとき県と協議をしまして、やはりうちの町道を 通るということで、非常にその工事の際も人工芝のマットを敷く等々をしまして、劣化がこれ以 上激しくならないようにということで注意をしながら県と打ち合わせをしながら、そういう仮設 の計画をしながら引いておりますので、多少のひび割れ等々は出たかもしれませんけれど、その 前から非常に苦情が来てましたので、うちのほうで計画はしておりました。 以上です。
- 6番(大塚英博君) 以前にそういうふうなことでもしわかっておれば、はっきり言って、やっぱり県のほうにこういうふうな状態の中でその道を通ると、その中においての道路の損傷というのはあると、こういうことも含めてやっぱり県のほうに話をかけて、その分のある程度のお金というものもやっぱり繰り出さないと、要するに、その面というのはほとんど道路として車が通る道路でありません、あそこは。はっきり言って六花園という中で本当にまれに車が大型が出るようなもので、ほとんどあそこは通らないで、非常にきれいな格好の中できれいな整備をされてたと思うのです。敷石にしてもかなりのお金を投入して出来上がってたのですけれども、それが一瞬のうちに普通のコンクリート舗装に変わってしまったということになれば、やっぱりそういうのを含めて、条件的にそういうのがわかれば早めにそういうのを何とか方法としてもやっぱり考えられなかったか。故にこの金額の216万円というのが町としては手出しになったわけですから、そこのところもこれからの工事をするときにおいては、やっぱりそういうものも含めて後の迷惑にならないような形でしていただきたいなと思います。

- 建設課審議員(小野昌伸君) おっしゃるとおり、県とも相談しまして、普通、河川の工事等々をするときは、うちの町道を通るときは最後の仕上げとして舗装等々の要望もいたしました。いろんな排水計画とか要望をしまして、そちらのほうは県のほうが見てくれてまして、今回舗装まではうちの過失責任というかそういう形でやったという形で、協議はいたしております。以上です。
- 5番(児玉智博君) 県管理河川の清掃業務委託金ということが出ておりまして、今大塚議員が質疑の中で言及してきた河川工事というのは、以前、同僚議員なんかも一般質問で取り上げたりした筑後川本流の土砂が堆積をしてきて、非常に大雨なんか降ったときは危険だというような質疑があって、その後に県との協議もできたのか、川床を掘削していただいてるところでありますが、地元の方から要望が出てきているのが、今回、県の今言われてた掘削工事が行われたところよりも上流側です。宮前橋を過ぎて昔の戸建ての九電の住宅があったところがあるのですけれど、そ

の裏側のあたりが、もう何かこれは河川の中にスギが植わってるのではないだろうかと思うような状況のところがあって、地元の方は「大雨でそれが流されていったら宮前橋に木が引っかかってから危ないよ。」ということを言われているのです。私も県のほうなんかにもそういう状況があるのだというようなことを伝えたし、前の課長なんかにもちょっとお話をさせていただいているところではあるのですが、町としてはもう要望はそこは上げていますか。

建設課長(秋吉陽三君) 本年度は志賀瀬川の関田部分、橋の町村境の部分を河川の堆積土砂のほうを掘削しております。今議員がおっしゃった筑後川の本線についても南小国との町村境、上田の広田地区までの要望は申請しておりますので、また随時、今後もそういう要望は続けていきたいと思います。

議長(松﨑俊一君) ほかに質問ございませんか。

副議長(時松昭弘君) 1番です。

今、河川の関係がお話に出ましたけれども、これは町長にちょっとお尋ねをしたいと思いま すが、今国のほうではいわゆる強靭化対策という形で、あと残りが2年間だけが今年含めてあ るわけですが、そこあたりに対して町の地域計画というのを出すというのが県あたりが一応条 件としては出ていると思います。今年度につきましては380億円ほどの強靭化対策。次年度 についても本年度また補正等があれば今年度に繰り越し等が予算が出てくるのではないかとい うような情報も聞いております。そういったことについて、やっぱり以前から、今同僚議員か らも話がありましたように、小国町の中でも非常に、この前町長の挨拶の中にもありましたよ うに、南平が局地的に非常に雨が降ったわけです。下流あたりがいわゆる砂防ダムがあります。 その砂防ダムのところあたりに人家が2軒ほどありますけれども、この前の雨だけで石のあれ が川にどんどん流れてくるというような状況で、やっぱりそういった全体的に小国町全部の中 でも危険区域が今ありますけれども、早め早めにこういったことを手を打っておかないと、い わゆる防災減災という話も出ておりますけれども、事前に対する対策を国が早くやりなさいと いうような形で強靭化法あたりが出てきておりますので、そういったことはしっかり町の一つ の方向として捉えていただいて、単費でやるのではなくして、国の強靭化法の予算の枠の中で やるという形を、せっかく予算を有効に活用していただくというのが執行権者である町長の仕 事だろうというふうに私は思いますので、そこあたりの見解を町長がしっかり今後進めていた だきたいというふうに思います。

町長 (渡邉誠次君) 御質問いただきありがとうございます。もう議員が言われるそのままそのとおりでございます。それは私の仕事でございますので、今役場の建設課含めて横断的なところも含めましてお話をさせていただいております。特に国土強靭化については県からの指導もあっておりますとおり、建設課と協議をして今もそうでございますけれども、社交金、それからいろいるな補助、そして交付税措置、いろいろ含めましてそれに乗っからないところは特に今から強靭

化計画に乗せていかないといけませんので、その指示はもう早急に、もう何月ぐらいだったですかちょっと忘れましたけれども、早急にさせていただきました。町のほうも県と一緒になって今話を進めておりますので、具体的なところの数字は計画をもとに、今日持って来てるかどうかわかりませんけれども、先ほどの鍋ヶ滝のバイパス、これに関してももう社交金の話までは一通り話はついているみたいですので、建設課のほうで具体的に今からお答えをさせていただきますけれども、私のほうとしては、国土強靭化とSDGsは、国の方針として今から本当に話を大きなところで舵取り役になっていくというふうに思ってますので、力を入れていきたいところではあります。

以上です。

建設課審議員(小野昌伸君) 今町長がおっしゃったとおり、国土強靭化については、今度計画を 策定しながらいろんな事業を取り行っていきたいと考えております。下滴水に関しては令和2年 度、もう要望が今年度ヒアリングが終わりました。その時点で情報課と協議をしながら、鍋ヶ滝、 今現在、下滴水の改良もやってますが、早急なバイパスの建設が必要ということで、松本議員が 今おっしゃったとおり、1年間に約1億円から2億円程度の予算を国に要望していって、補助率 は今のところ社交金では50%という形で聞いております。今県のほうが国のほうに最終確認を しているところなので、ほぼ大丈夫だろうということで、下滴水のバイパスの橋梁の実施設計、 用地交渉、用地の補償費、そういうのも工事費も含めてすべて補助金で対応していきたいと思っ ております。

それから、先ほど課長が説明したとおり、これも令和2年度で毎年9月、今ごろの時期に河川の掘削、道路の維持管理、すべてにおいて県との打ち合わせをしていきます。時松議員がおっしゃったとおり、もう県のほうはほぼ国土強靭化に乗り換えていますので、その事業でいろんな採択をしていただいておりますので、小さいところから大きな事業もどんどん要望していきたいと思ってますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

以上です。

議長(松﨑俊一君) 土木費、ほかにございませんか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(松崎俊一君) 質問漏れがありましたら、また後でお受けいたします。

ページが少し飛びます。244ページ、災害復旧費の中です。目でいきますと農地災害復旧、農業用施設災害復旧、林業用施設災害復旧、災害復旧費の公共土木施設災害復旧の中の土木施設災害復旧、それから地域コミュニティ施設災害復旧のうちの一部、住宅耐震化支援事業です。ページでいきますと247ページになります。244ページから247ページ、災害復旧関係です。よろしいですか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(松﨑俊一君) それでは、一応歳出のほうは終了いたしまして、歳入のほうにいきます。後 で歳入歳出の分の質疑漏れはいただきたいと思います。

歳入のほう、ページを追っていきたいと思います。 23ページから、農業費分担金の国有地貸付分担金から以下全部です。

次のページが総務費分担金、光ファイバー。

それから、次のページで27ページ、設備使用料で光ファイバー使用料現年度分と滞納繰越分、 農林水産施設使用料、農産物等加工試作施設使用料。

- 29ページ、道路占用料、道路占用、これは使用料、どっちも一緒ですかね。農林関係の道路 占用と土木関係の道路占用です。それから、29ページの一番下のほう、鍋ヶ滝公園直販所、公 園入園料、公園の土地使用料。よろしいですか。
- 31ページが一番下のほう、農地等証明手数料、光ファイバー休止・再開手数料、土木手数料の中の道路証明手数料、その他手数料。
 - 35ページ、公共土木施設災害復旧費の負担金。

ページが少し飛びまして39ページ、情報課関係で社会資本整備総合交付金、一つ飛んで、社会資本整備総合交付金、商工費の国庫と土木費の国庫で出ております。地方創生整備交付金、地方創生拠点整備、これは政策課と産業課が一緒ですか、二つにまたがっております。それから、一つ、二つ下、災害査定設計委託費等補助金。

次が、ページが少し飛びまして49ページ、県支出金の農業費補助金、農業委員会交付金から以下。

それから、次のページ、51ページ、これは全部です。53ページ、これも全部。55ページ の一番上の段まで。質問よろしいですか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(松﨑俊一君) 55ページ、平成28年熊本地震復興基金交付金で、上から2段目の地域コミュニティ施設等再建支援事業、これが一部建設課。一つ飛んで、観光拠点整備、それから農家の自力復旧支援事業。

次のページ、一つ飛んで、農林水産業施設災害復旧費補助金です。それから、電源立地地域対策交付金。

5 9ページ、観光費県委託金、県有公園施設清掃管理、県管理河川清掃業務委託、農業費委託 金として農地中間管理機構特例事業等業務委託金。

次が財産収入、財産運用収入で61ページ、中ほどに中山間ふるさと水と土保全対策基金積立 金利子収入です。

それから63ページ、その他財産運用収入でJ-VERクレジット売払収入、一番下の林業振興費寄附金。

ページは少し飛びます。農業費受託事業収入、69ページの一番下です。諸収入の雑入、71ページ、下から3段の柏田第1基浄化槽、公有自動車損害共済解約返戻金、これは情報課からです。

次のページ、73ページ、伝送路利用収入、IRU利用収入、番組配信利用収入、これは情報 課関係。

次のページ、75ページ、光ファイバー引込工事費収入、光ファイバーケーブル保守費用負担 金。一つ飛んで、物品汚損料、情報課の関係です。

77ページ、ゆうステーション納付金、建物災害共済金、原稿執筆等謝金が建設課が、若干、 政策課と入っております。一番下のほう、農業新聞皆購読奨励金。

以上が情報課、建設課、それから産業課の収入のほうになります。御質問等ございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

- 議長(松崎俊一君) それでは、本全員協議会のうち歳入歳出、質疑漏れはございませんでしょうか。
- 5番(児玉智博君) では歳入で1点と歳出で1点伺います。
 - 一つは、歳入の29ページになりますけれども、鍋ヶ滝公園の直販所使用料ということで18万2千500円あります。現在、その鍋ヶ滝公園の直販所を利用して、地元の方たちの漆金の会が野菜であったりとかそういったものを販売をされておりますが、これは契約書か何かは交わしているのですか、使用契約書は。
- 商工観光係長(大蔵将充君) 直販所の使用につきましては、毎年年度末におきまして次年度の直 販所の使用申請を出して、町のほうが許可書のほうを出しております。

以上です。

- 5番(児玉智博君) 使用申請を出して使用許可を出すということであれば、要するに、賃貸契約 書とかというようなものではないのですね。小国町長が貸主で、借主が代表者がその会の印鑑を それぞれ押して1通ずつ保管するとかというような正式な契約書は結んでないのですか。
- 商工観光係長(大蔵将充君) そうです。議員がおっしゃるように契約書はございません。申請されてうちのほうが許可書を発行しているのみです。

以上です。

5番(児玉智博君) これはなかなかいろんな形で歴史的な経過なんかもあるとは思いますが、やはり、鍋ヶ滝公園直販所というのはいわゆる町の税金で作られたもので、これも一つの町民の財産だと思います。黒渕の人だけの財産ではないわけです。そうした中で、やはりもう本来であれば、青空市場というのが前ありましたけれど、あそこはもう殿町だけの人ではなくて、最後まで使われてたのは確か上田か何かの方だったと思いますけれど、本来、いろんな人が使うべきとこ

ろが、今もうこれができて以来、特定の人たちだけが使用しているような状況になっていますので、やはり本来であれば、そういう申請書を出して許可してますというふうになると、申請書を出す人は限られてくるではないですか。やっぱりそうではなくて、いわゆる契約書という形で、何でじゃあそこに管理を任せるのだという、やっぱりそういう合理的な理由をしっかりと公文書に残して、正式な賃貸契約を結ぶようにしていかないと、やっぱりそもそも使用許可が限られた人しか使用許可ができないような状況を作るというのは、私はそれはちょっとまずいのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

- 商工観光係長(大蔵将充君) おっしゃるとおり、今のこの手続きに関しましても条例規則に沿ってやってるわけなのですが、今児玉議員がおっしゃられるのも、重々私のほうもわかります。今後、条例規則の改正も含めまして検討はしていきたいなと思います。
- 7番(西田直美君) 鍋ヶ滝のことについては、私も近いうちに一般質問でお話を伺いたいと思っておりますので、そのことについて進めていただけるとありがたいかなと思います。 12月か3 月中にはちょっと質問をさせてください。
- 議長(松﨑俊一君) ほかに質問漏れは。
- 5番(児玉智博君) これは歳出のほうの観光費でありますが、小国町観光協会補助金ということで、今もう正式に立ち上がっていて役員も選出をされてますが、平成30年度は設立の準備委員会という形が交付先になっております。これが目的は「杖立温泉観光協会、わいた温泉組合の取り組みを推進し」というふうにはなっております。それはやはりこの段階ではこの二つと、あとツーリズム協会だったですか、この3者が集まって観光協会を設立したということで、こういうふうな書き方に現状なってるのだと思いますが、この補助金の使われ方というのは、以前、そういうわいた温泉、杖立温泉観光協会と別々に支出していたころと何か変わりはあるのですか。
- 情報課審議員(秋吉祥志君) 補助金に関しましては、観光協会を設立するということにおきまして、予算の執行が1本化するということを前倒しで行うということもありまして、前年度は小国町観光協会設立準備委員会というところに、一括して補助金を流していただくということをさせていただきました。内容につきましては、やはり極端にもうそういうふうに準備委員会はできたからということで、予算が全く執行項目が変わってしまいますと各団体非常に混乱されますので、前年度におきましてはその前の年、要するに一昨年と同じ形で踏襲するような形で予算の執行はさせていただいております。
- 5番(児玉智博君) ということは、もう基本的にこっちが今後も、平成30年度はそういうやり 方で指定をするような形があったということですが、もう正式な観光協会が設立されていますの で、今後どういうふうにやっていくつもりですか。というのが、基本的にやっぱり大きなところ では鯉のぼり祭りであったりとか、あるいはわいたのほたる祭りとか感謝祭なんかが利用されて たりとか、ある程度補助金を頼りにしてそういったイベントが行われてきたかと思うのです。た

だ、一方で、やっぱり同じ入湯税をわいた温泉からもこちらの杖立温泉からも納税があるわけですけれども、やっぱり納税の割合として偏ってるのではないかなというような意見が議会の中でも言われたりとかしておりましたけれど、もうその辺は町としては観光協会で自分たちで話してくださいというふうにするのか、それとも、今後もそういう使途をある程度縛って交付をしていくのか。

情報課審議員(秋吉祥志君) 御指摘の内容はもうそのとおりでございまして、私が今観光協会のほうも関わらせていただいているということもございますので、今現時点での内情はどういうふうになってるのかということを御説明させていただきますと、今まではやはり杖立温泉観光協会とわいた温泉組合と独立したそれぞれの団体に補助金を流しておりましたので、それは対行政との交渉の中で補助金というものは交付されてきたと。それが今回1本化されたことによって、阿蘇小国観光協会に交付されることによって、ではその阿蘇小国観光協会で取り組むべき項目として、今まではわいたと杖立で別々に取り組んだのを、それはもう1本化して阿蘇小国観光協会でやればもう問題ないではないかということと、今まで確かに例年やってきたいろんなイベントもございますが、では果たしてそれをやることで、どれぐらいの費用対効果、地域に対して観光客を呼ぶことができているのかというものを、今後阿蘇小国観光協会の理事会の中で検討していって、本当にそれだけの予算が必要なものなのかということを決めていただくと。それに対して必要な分に対して町に予算を要望していくというような、もう少し予算の執行に対してもっと内容的なものを十分に詰めた中で効果のある観光振興の費用として使っていこうということで、今理事会の中では話が進んでいるところです。

以上です。

7番(西田直美君) すみません、191ページの小国郷観光協会議補助金というのが90万円出ているのですが、これは観光関係者が一体となって行う魅力ある観光地づくり等、観光振興事業に対する補助金というのですが、具体的にはどういうことをなさっていらっしゃるのでしょうか。商工観光係長(大蔵将充君) 小国郷観光会議につきましては、平成26年度に発足しております。

メンバーは両町の観光協会、両町の商工会、両行政機関、役場ですね。オブザーバーとして振興局とデザインセンターのほうにも入っていただいて、昨年度におきましては、まず小国郷のパンフレットを雲海と漁協とそば街道と小国郷ライナー、この四つのパンフレットを作成しております。それと、ほかには福岡でのあか牛と雲海のプロモーションを行ったほか、筑後川のめぐみフェスティバルというイベントに参加して小国郷のPRをしております。それと、両町イベントのほうを開催しまして、ポップアップテーブルといいまして、小国杉を使ったテーブル作りのワークショップを行ったほか、木魂館においてキャンプを挟みながら、たけだバーベキューという芸人さんをお呼びしてバーベキューの楽しみ方のイベントのほうを開催しております。

議長(松﨑俊一君) ほか質疑漏れはございませんか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(松崎俊一君) それでは、なければ、以上で平成30年度小国町一般会計歳入歳出決算は終わりたいと思います。

それでは、次に、別冊の平成30年度小国町簡易水道特別会計歳入歳出決算、同じく小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算、同じく小国町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、所管課より説明を求めます。

建設課長(秋吉陽三君) それでは、建設課所管の特別会計及び水道事業会計の決算について、説明させていただきます。

まず、小国町簡易水道特別会計から説明をさせていただきます。施設としましては、杖立水道、 小藪水道、市井野水道の3施設の会計となります。

特別会計決算書の124ページをお開きください。総括としての歳入でございます。使用料及び手数料582万7千860円、繰越金23万3千420円でございます。よって当年度歳入決算額は606万1千280円でして、対前年度比104.6%となっております。

次の125ページが歳出でございます。総務費として584万1千280円でございます。対 前年比105%となっております。

130ページをお願いします。繰越額として歳入から歳出を差し引いた残りの22万円を繰り越しさせていただいたものです。

次に132ページをお願いします。歳入の明細でございます。今年3月末での給水戸数は、杖立水道が148戸、小藪水道が23戸、市井野水道が10戸で、昨年度に対して小藪水道が2戸の増となっています。

それから、次のページの134ページからが歳出の明細でございます。3地区の水道組合の一般管理費でございます。135ページの中ほどに13委託料としまして、維持管理委託料441万2千751円とございますが、受託事務の中での収支として、残額を水道組合の維持管理費として各組合に支出しているものでございます。ほかの2組合水道につきましても、実質的な維持管理は各水道組合で実施している関係で、各地区同様に支出しております。

以上、簡易水道特別会計の決算について、説明を終わらせていただきます。

続きまして、小国町農業集落排水事業特別会計につきまして説明をさせていただきます。

142ページをお願いします。分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、繰入金、繰越金、諸収入、町債の合計が1億3千980万3千171円で、対前年度比101%となっております。

次の143ページが歳出でございます。総務費と公債費の合計で1億3千136万4千36円、 対前年比95.9%となっております。 148ページをお願いいたします。歳入から歳出を差し引きました843万9千135円を繰り越しさせていただいております。

次に、150ページをお願いいたします。このページからが歳入の明細になっております。農業集落排水事業分担金として46万円がございますが、これは新規加入、黒渕地区の5件の加入金でございます。今年3月末での加入状況は、田原地区につきましては40世帯、西里地区につきましては142世帯、黒渕地区につきましては273世帯でございます。3地区合わせて455世帯で、接続率は79.74%となっております。その次に、各地区の使用料がございます。

続きまして、155ページには一般会計繰入金8千393万7千円、基金繰入金400万円が ございます。

次に、158ページをお願いいたします。ここからが歳出の明細でございます。このページは 施設の維持管理費に関する一般管理費でございまして、支出計3千588万7千983円となり ます。

次の160ページにつきましては、公債費でございまして9千547万6千53円となっております。

以上、小国町農業集落排水事業特別会計の決算についての説明を終わらせていただきます。 続きまして、小国町水道事業会計につきまして説明させていただきます。

2ページをお願いします。 2ページ、 3ページには収益的収入及び支出でございます。収益的収入につきましては、 16、 17ページを御覧ください。収益事業は 1億3 千 132 万 5 千 513 円で、前年度に比べ 163 万 4 千 円の減収となっております。 そのうち料金収入は 1億1 千 574 万 2 千 円 で、前年度に比べ 82 万 5 千 円の減収となっております。 事業費の主な内容は減価償却費 6 千 473 万 円、委託料 1 千 377 万 2 千 円、企業債支払利息 993 万 8 千 円 で、事業費全体で 1億2 千 84 万 5 千 272 円となります。前年度に比べ 675 万 9 千 円の増加となっております。よって、純利益は 1 千 48 万 円 となり、前年度に比べ 839 万 3 千 円の減益となっております。

ページを4ページ、5ページに戻ってください。資本的収入及び支出でございます。資本的収入としまして企業債3千万円、一般会計出資金761万6千円、合計3千900万720円となっております。

また、資本的支出は建設改良費8千810万6千円、企業債償還金3千377万4千円で、合計1億2千188万101円となっております。この結果、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は8千287万9千円となり、これについては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額605万7千円、減債積立金3千450万円、建設改良積立金1千万円、過年度分損益勘定留保資金3千232万2千円で補てんをしました。

次に8、9ページを御覧ください。当年度末処分利益剰余金1億7千23万930円につきま

しては、1千48万241円を減債積立金とし、残金を翌年度に繰り越しました。

それから、次に14ページを御覧ください。改良工事の概要でございます。平成30年度は下 城秋原地区において3件の排水管布設替工事と上滴水地区の滅菌設備工事を実施しました。

それから、次の15ページには業務量を掲載しています。給水戸数が平成30年度におきましては2 千5 70 戸で、前年度に対し32 戸減となっております。有収水量は75 万1 千941 立 方メートルで、前年度に対し1 万203 立方メートルの減でございます。有収率につきましては75.6%で、2.3%の減となっております。

次の18ページをお願いいたします。この18ページには重要契約の要旨として3件の委託並 びに工事の契約内容を掲載しております。

19ページに企業債及び一時借入金の概況を掲載しております。

次の20ページからは、キャッシュフロー計算書ほか決算付属明細書を添付しております。

以上、特別会計水道事業会計についての概略説明を終わらせていただきます。

議長(松﨑俊一君) ありがとうございました。

それでは、ここで暫時休憩を行います。 3時20分から行います。

(午後3時05分)

議長(松崎俊一君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

(午後3時20分)

議長(松崎俊一君) 先ほど所管課より説明をいただきました。これより特別会計決算ごとに進めていきたいと思います。

まず簡易水道特別会計歳入歳出決算について、歳入歳出一括して質疑に入りたいと思います。 ページが簡易水道132ページの歳入から139ページまでですか。歳出合計まで。簡易水道関係です。杖立、小藪、市井野。よろしいですか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(松﨑俊一君) また質疑漏れはお受けしますのでお願いします。

それでは、なければ農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算のほうに移ります。ページでいきますと、事項別の歳入が150ページから、歳出のほうが158ページから161ページまで。 田原地区の下水、それから西里地区の下水、黒渕地区の下水というふうになっております。質疑ございませんか。

9番(熊谷博行君) 155ページ、一般会計繰越金、来年の予想はどのぐらいまで繰り上がるか。 議長(松崎俊一君) 繰入れ、繰越し。繰入金ですね。

上下水道係長(安達和成君) 来年というのは令和2年度でよろしいですか。これよりかは少なくなることはないかと思いますので、ちょっと1億円まではいかないぐらいかなと思います。

議長(松﨑俊一君) ほかに質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(松﨑俊一君) なければ農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算については、これで質疑を 終了いたします。

次に、水道事業会計決算について質疑に入ります。

- 5番(児玉智博君) まず第1点目です。千葉県なんかで大規模停電が発生していて、停電によりポンプが動かなくなって水道も使えなくなっているようなところも出ております。小国町でなかなか全域的に停電するということは、今までの常識としては考えられないことではあるのですが、でも実際そういう広域での停電というのが発生したわけで、小国でも起こることを想定した対応を取っていかなければならないかと思いますが、実際、停電した場合に排水ができなくなる世帯数なんていうのはわかっていますか。
- 上下水道係長(安達和成君) 停電の場合に給水ができなくなる戸数というのは正確には把握して おりませんが、ほぼ全域かと思います。
- 5番(児玉智博君) それはたぶん桜ヶ丘の配水タンクまでアップするポンプが動かなくなるからだと思うのです。そうしたときに、やはり対応策、もう既に発電機が用意してあるのか、あるいは、もうある程度リース会社とかとそういうことがあった場合に優先的に貸してくださいというような、そういう契約というか協力関係なんかは今現在結ばれていますか。
- 上下水道係長(安達和成君) 水道事業のほうで非常用の発電機を3台保有しております。
- 5番(児玉智博君) 3台で、基本的に今までの想定では3台ぐらいあればという部分もあったかと思うのですが、実際、ところどころやっぱり配水池よりも高いところにあるような場所なんかもポンプが設置してあるところがありますけれども、それ全部はたぶん3台では賄えないかなと思うのです。そういう場合、やっぱり増やす方法もあれば、ちょっとすみません、右側からいろいろ言ってくるので私も質疑がしにくいのですが、頑張ってやりたいと思います。そういうリース会社なんかと優先的に貸していただくような協定なんかを結んでおいたほうがいいかと思うのですが、そういった考えはないでしょうか。
- 上下水道係長(安達和成君) 発電機等に関しましては、日本水道協会からのその場合が来たとき は支援等ございますので、そちらのほうで対応、もしくはリースとか借りてから対応していくようには考えております。

- 5番(児玉智博君) それと、今後の計画として、いわゆる布設替え工事などというのは計画がなされているわけですが、新たに布設するというか加入の要望、まだ町の水道事業でも簡易水道でも水道がないところなどからの要望というのは町として把握されてますか。
- 建設課長(秋吉陽三君) 確かに100%の水道普及率ではございません。一部地域は自家水道あたりをやってるところもございます。でも、そういうところから今現時点での拡張の要望とか加

入の要望、そういうのはあってるような状況ではございません。

議長(松﨑俊一君) ほかに質疑はございませんか。

副議長(時松昭弘君) 今回、今西里地区あたりでも水源が渇水してるというような状況が生まれ ていますが、小国町の学校の水源のところあたりが将来どういうふうになるかわかりませんけれ ども、以前から水道のことに第2水源の確保をしたらどうかというような話が、前々議会のぐら いのときに出たことがありますが、今課長から説明がありましたように、この有水率あたりにし ても現在が75.6という数字が出てます。 本来ならば、 こちらをやっぱりあと10%ぐらい上げ れば非常に理想的なのですけれども、それをしたときには地区によっては第2水源あたりを一応 確保する。それに対しては非常に工事費がまた大きな工事がかかってくると思いますけれども、 将来的に今移住者とか何とかいろんな形で、例えば、来る場合でもやっぱり今は簡易水道がなけ ればなかなかいろいろ制約だったりとか、雨が降ったら濁るとかというような状況もあります。 ですから、こういったことも含めながら要望等があればそういった形で積極的にやっぱり進めて、 健康に害するような水を飲むのではなくして、健康にいいような水を飲んでいただいて長生きを していただくというようなこともつながるし、そうすれば、またなかなか健康保険の問題とかい ろんな形も出てくると思いますので、ただ、そういった理解をある程度みんなで進めていかない と、なかなか、今までずっと長年自分たちの使ってる水で簡易水道でも使ってる分がありますけ れども、そういった水道料金が高くなるとかというような話も出ています。そこらあたりも含め ながら、今後の検討課題にしていただければというふうに思います。

建設課長(秋吉陽三君) 議員のおっしゃるとおり、今小学校下の水源だけに依存してるような状況でございます。当然、第2水源の確保はもう必要なことだと思っておりますので、第2水源を確保し、また桜ヶ丘配水よりも高い位置に配水池を設けまして、黒渕で言えば杉ノ平地区あたりまでは配水ができるような、そういう施設の検討が必要かと思っております。

議長(松﨑俊一君) ほかに特別会計決算について、質疑漏れ等はございませんか。

6番(大塚英博君) 6番です。

水道事業会計決算書の中で、本年度は675万8千771円という剰余金が出ました。その中に減価償却費というお金を伴わない支払い、減価償却費とした経緯が入ってるわけでございまして、そういうものを含めて、小国町においては隣町の南小国町に比べれば水道料金は非常に高く設定されてるというのをよく聞きます。そしてまた、やっぱり水道料というのは料金は本当に言うと生活に身近に感じる料金ですので、こういう点においては、今この会計上見たときに、よっぽど赤字なのかとか、これから先の何か目的があって基金として貯めておく必要があるのかとかということをちょっと鑑みたときに、流れから見たときにはそんなに差し当たって何か大きな工事をやるとかということはなく、現状の中で1年間を通して見てみますと、これはコンスタントに減価償却費分というのがどんどんどんどんやっぱり貯まっていくと思います。この実際経費と

してお金が出さない部分としては。特に町の上水道においてはもう少し値段を下げてもいいので はないかと。もう少し価格を少し下げる必要があるのではないかなと、私はそう考えます。やっ ぱり、移住定住とかいうことにおいて隣町と考えたときには、どっちかというと小国町の水道料 金は高いというふうなイメージがあるもので、現状の中でこういう非常にいい採算を取ってる中 では、ある程度値上げはしないまでも少しは下げてもいいのではないかなというふうな考え方は ありますけれど、そういう意向はございませんか。

- 建設課長(秋吉陽三君) 確かに、小国町の水道料金は県内で見れば中ほどの料金ではないかなと 思っております。これから人口減少、世帯減少に伴いまして、有収水量あたりもかなり減少して きます。ということであれば、水道の使用料金ですね、利用料金というのが、もうこれがかなり 下がってきます。しかし、まだ小国町の配水管等を見ますともう耐用年数がきて、まだ耐震もで きてないような状況でございます。ですから、こういう配水管というのはやっぱり各年度計画的 に布設替えをしていかないと漏水の原因ともなりますので、この事業は続けていかなければなり ません。利用料金が少なくなるということであれば、当然、もう入って来るお金が少なくなるの ですから、将来的においては逆に水道料金は上げていかなければならないような状況になると思 います。
- 上下水道係長(安達和成君) 南小国町との比較ですが、南小国は小国町みたいに上水道ではあり ませんで、簡易水道でございます。簡易水道で、さらに地方公営企業法を適用しておりませんの で、単純に料金が安い、低いというのはちょっと比較はできないかと思います。

6番(大塚英博君) 実際、決算上の中でそういうふうなちょっと思いがあったもので質問したの ですけれども、南小国町とやっぱりどうしてもこちらの市町村は比較されがちでありますので、 やっぱり隣町ができるのにこちらがそれができないのかと、合わせられないのかとなると、それ なりの事情があるというのはわかりますけれども、やっぱり客観的に見たときにその差というも のは大きいのではないかなと思います。

以上です。

以上です。

議長(松﨑俊一君) ほかに質疑漏れはございませんか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(松﨑俊一君) それでは、なければ質疑を終結いたします。

これをもって本日の全員協議会を終了したいと思います。

なお、この3日間で審議いたしました事項につきましては、9月17日火曜日の午前10時か ら本会議にて、平成30年度小国町一般会計歳入歳出決算及び各特別会計について、それぞれ採 決いたしますのでよろしくお願いしたいと思います。

本日はどうもお疲れさまでした。

(午後3時35分)

小 国 町 議 会 会 議 録 令 和 元 年 第 3 回 定 例 会

令 和 元 年 9 月 発 行

 発行人
 小国町議会議長 松 崎 俊 一編集人

 作成株式会社アクセス

 電話(096)372-1010

小国町役場議会事務局

〒869-2592 阿蘇郡小国町宮原1567-1

電 話 (0967) 46-2119